

## 資料 85 行政委託型法人等一覧（府省別）

〔委託等〕

(注) 「分類」：指定事業の分類。1 検査等事業の委託等 2 検査等事業以外の事業の委託等 3 検査等事業の推薦等 4 検査等事業以外の事業の推薦等  
 「規定」：指定に係る根拠法令等のレベル。1 法律 2 政令 3 府省令 4 告示 5 通達 6 その他  
 「年次」：指定条項が施行された年次

平成15年10月1日現在

法令所管官庁	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名（所管官庁：法令所管官庁と異なる場合のみ記載）	備考	
金融庁	2	1	自動車損害賠償保障法	第23条の5、第23条の6	H14	保険金等又は共済金等の支払いに関する紛争の当事者である保険会社、組合、被保険者、被共済者又は被害者からの申請による当該紛争の調停	財	目賠償保険・共済紛争処理機構	国土交通省と事業共管	
		2	保険業法	第122条の2	H8	保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修、保険数理に関して必要な調査研究等	社	日本アクチュアリー会		
総務省	1	1	電気通信事業法	第56条	S59	工事担任者資格試験	財	日本データ通信協会		
				第68条第1項	S60	電気通信主任技術者資格試験	財	日本データ通信協会		
	1	1	電波法	第38条の2第1項	S56	電気通信端末機器の技術基準適合に関する認定	財	電気通信端末機器審査協会		
				第39条の2	H2	特定無線設備の技術基準適合証明	財	テレコムエンジニアリングセンター		
	2	1	1	第46条第1項	S56	特定無線設備の技術基準適合証明	財	日本アマチュア無線振興協会		
					H9	主任無線従事者講習	財	日本無線協会		
	2	1	1	第102条の18第1項	S62	無線設備の点検に用いる測定器、その他の設備であって、総務省で定めるものの較正	財	日本無線協会		
					H13	無線設備の点検に用いる測定器、その他の設備であって、総務省で定めるものの較正	社	テレコムエンジニアリングセンター		
	2	1	1	第71条の3第1項	S62	無線設備の点検に用いる測定器、その他の設備であって、総務省で定めるものの較正	社	電波産業会		
					H13	無線設備の点検に用いる測定器、その他の設備であって、総務省で定めるものの較正	社	電波産業会		
	1	3	2	電気通信事業法施行規則	第32条第1項	S60	端末設備の接続の技術的適合の適合検査	財	電気通信端末機器審査協会	
地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律				第8条	H4	活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する催しの実施、調査研究及び広報等	財	地域伝統芸能活用センター（経済産業省、国土交通省）	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省と事業共管	
法務省	1	4	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	第1条の2	H5	外国人の研修生の在留状況の評価	財	国際研修協力機構		
				2	1	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	第3条第1項	H12	不動産登記、商業登記等の登記情報について電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託を受けて、その者に対し、電気通信回線を使用して登記情報を送信する業務	財
文部科学省	1	1	技術士法	第11条第1項	S59	技術士試験の実施に関する事務	社	日本技術士会		
				第40条第1項	S59	技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務	社	日本技術士会		
	1	1	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第39条第1項	S55	ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに係る機構確認	財	原子力安全技術センター		
				第41条の9第1項	S55	施設検査、定期検査	財	原子力安全技術センター		
				第41条の10第1項	S55	放射性同位元素等の運搬に係る確認	財	原子力安全技術センター		
				第41条の12第1項	S55	第1、2種放射線取扱主任者免状に係る試験	財	原子力安全技術センター		
				第41条の19第1項	S55	第1種放射線取扱主任者免状に係る講習	社	日本アイソトープ協会		
				S55	第2種放射線取扱主任者免状（一般）に係る講習	財	原子力安全技術センター			
	1	1	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	第5条第1項	S62	プログラムの著作物の登録、謄本の交付及び登録を行った旨の公示等	財	ソフトウェア情報センター		
				1	1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第61条の23の2第1号、第2号	H11	保障措置検査等実施に関する業務	財
	2	1	1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第61条の23の2第3号	H11	保障措置の適切な実施のための必要な技術的検査に関する調査研究に関する業務	財	核物質管理センター	
					第61条の10	S52	国際規制物質の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務	財	核物質管理センター	
	2	1	1	著作権法	第95条第4項	S46	実演家に係る商業用レコードの二次使用料の徴収及び分配	社	日本芸能実演家団体協議会	
					第95条の3第5項	S60	実演家に係る商業用レコードの貸与報酬の徴収及び分配	社	日本芸能実演家団体協議会	
					第97条第3項	S46	レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料の徴収及び分配	社	日本レコード協会	
					第97条の3第4項	S60	レコード製作者に係る商業用レコードの貸与報酬の徴収及び分配	社	日本レコード協会	
					第104条の2第1項	H5	私的録音補償金の受領及び分配	社	私的録音補償金管理協会	
H5					私的録音補償金の受領及び分配	社	私的録音補償金管理協会			
2	1	2	特定放射光施設の共用の促進に関する法律	第11条第1項	H6	特定放射光施設の共用促進	財	高輝度光科学研究センター		
				1	1	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第8条	H4	活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する催しの実施、調査研究及び広報等	財
2	3	2	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	第19条	S62	プログラム著作物の登録事務実施者に選任される条件として受講すべき研修の実施	財	ソフトウェア情報センター		
				1	1	社会福祉士及び介護福祉士法	第10条第1項	S62	社会福祉士試験	財
厚生労働省	1	1	社会福祉士及び介護福祉士法	第35条第1項	S62	社会福祉士の登録	財	社会福祉振興・試験センター		
				第41条第1項	S62	介護福祉士の試験	財	社会福祉振興・試験センター		
				第43条第1項	S62	介護福祉士の登録	財	社会福祉振興・試験センター		
	1	1	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第3条の4第1項	H2	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師試験	財	東洋療法研修試験財団		
				第3条の23第1項	H2	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師の登録	財	東洋療法研修試験財団		
	1	1	1	薬事法	第14条の3第1項	H7	医療用具の同一性調査	財	医療機器センター	
					1	1	労働安全衛生法	第14条、第61条第1項	S47	技能講習
	1	1	1	労働安全衛生法	第38条第1項	S47	特定機械等の製造時検査の代行の業務	社	ボイラ・クレーン安全協会	
					第41条第2項	S47	特定機械等の性能検査の代行の業務	社	日本ボイラ協会	
					第44条第2項	S47	機械等の個別検定の代行の業務	社	ボイラ・クレーン安全協会	
						S47	機械等の個別検定の代行の業務	社	日本クレーン協会	
					第44条の2第1項	S47	機械等の型式検定の代行の業務	社	日本ボイラ協会	
	S47	機械等の型式検定の代行の業務	社	ボイラ・クレーン安全協会						
	S47	機械等の型式検定の代行の業務	社	産業安全技術協会						
	S47	機械等の型式検定の代行の業務	社	日本クレーン協会						
S47	機械等の型式検定の代行の業務	社	産業安全技術協会							

法令所管官庁	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名(所管官庁:法令所管官庁と異なる場合のみ記載)	備考			
厚生労働省	1	1	労働安全衛生法	第75条第3項	S47	教習業務	社	ボイラ・クレーン安全協会 社 日本クレーン協会 財 港湾労働安定協会 社 コマツクレーン教習センター 財 江南クレーン技能教習所 社 中部労働技能教習センター 社 鳥取県労働基準協会 財 産業教育センター 社 熊本県労働基準協会 社 大分県労働基準協会 社 大分産業機械技能教習所 社 鹿児島県労働基準協会 財 日本経営教育センター(内閣府、文部科学省) 社 九州機械工業振興会(経済産業省) 社 大阪府港湾教育訓練協会(大阪府知事)				
				第75条の2第1項	S53	免許試験の実施に関する業務の代行業務	財	安全衛生技術試験協会				
				第83条の2	H12	労働安全・衛生コンサルタント試験の実施に関する業務の代行業務	財	安全衛生技術試験協会				
				第85条の2	H12	労働安全・衛生コンサルタントの登録の代行業務	社	日本労働安全衛生コンサルタント会				
				1	1	義肢装具士法	第17条第1項	S63	義肢装具士国家試験	財	テクノエイド協会	
				1	1	救急救命士法	第12条第1項	H3	救急救命士名簿の登録	財	日本救急医療財団	
							第37条第1項	H3	救急救命士試験	財	日本救急医療財団	
				1	1	水道法	第25条の12第1項	H9	給水装置工事主任技術者試験	財	給水工事技術振興財団	
				1	1	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第8条第3項	S59	建築物環境衛生管理技術者試験	財	ビル管理教育センター	
				1	1	言語聴覚士法	第12条第1項	H10	言語聴覚士の登録	財	医療研修推進財団	
							第36条第1項	H10	言語聴覚士国家試験	財	医療研修推進財団	
				1	1	作業環境測定法	第5条	S50	作業環境測定士試験合格者等に対する講習の業務	社	日本作業環境測定協会 社 関西労働衛生技術センター 財 労働科学研究所(文部科学省) 社 日本アイトープ協会(文部科学省)	
							第20条第1項	S50	作業環境測定士試験の代行業務	財	安全衛生技術試験協会	
							第32条の2第1項	S60	作業環境測定士の登録の代行業務	社	日本作業環境測定協会	
				1	1	歯科衛生士法	第8条の2第1項	H元	歯科衛生士の登録	財	歯科医療研修振興財団	
							第12条の4第1項	H元	歯科衛生士試験	財	歯科医療研修振興財団	
				1	1	柔道整復師法	第8条の2第1項	H2	柔道整復師の登録	財	柔道整復研修試験財団	
							第13条の3第1項	H2	柔道整復師試験	財	柔道整復研修試験財団	
				1	1	食品衛生法	第15条第1項、第2項、第3項	S47	食品等の命令検査		※63法入該当(別紙-②参照)	第15条第3項のみ年次H8
				1	1	精神保健福祉士法	第10条第1項	H10	精神保健福祉士の試験事務	財	社会福祉振興・試験センター	
							第35条第1項	H10	精神保健福祉士の登録事務	財	社会福祉振興・試験センター	
				1	1	職業能力開発促進法	第47条第1項	H13	労働者の有する技能検定	社	全国ビルメンテナンス協会 社 日本ホテル・レストランサービス技能協会 社 調理技術技能センター 社 金融財政事情研究会(金融庁、財務省、文部科学省)	
				1	1	美容師法	第4条の2第1項	S60	美容師試験	財	理容師美容師試験研修センター	
				2	1	理容師法	第5条の3	H10	美容師の登録事務	財	理容師美容師試験研修センター	
				1	1	理容師法	第4条の2第1項	S60	理容師試験	財	理容師美容師試験研修センター	
				2	1	理容師法	第5条の3	H10	理容師の登録事務	財	理容師美容師試験研修センター	
				1	1	臨床工学技士法	第17条第1項	S63	臨床工学技士国家試験	財	医療機器センター	
				1	1	調理師法	第8条の3第2項	S56	調理技術に関する審査	社	調理技術技能センター	
				2	1	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第57条の10	S54	情報・資料の収集・提供、調査研究、連絡調整・指導、標準営業約款の作成、担当者養成、技術の改善向上・技術的指導	財	全国生活衛生営業指導センター	
				2	1	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	第15条第1項	H4	介護労働者に関する情報の収集・提供等、介護労働者に対する援助等	財	介護労働安定センター	
				2	1	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第32条	H6	短期的な雇用による就業を希望する高齢者に対し、職業経験活用就業を行うに当たって必要な業務の実施	財	武蔵野高齢者職業経験活用センター 財 深川高齢者職業経験活用センター 社 キャリアセンター中国 社 福岡県高齢者能力活用センター(福岡県知事)	
							第37条	H6	高齢者職業経験活用センターに係る必要な業務の実施	財	高齢者雇用開発協会	
			第46条	H8	シルバー人材センターに係る必要な業務の実施	社	全国シルバー人材センター事業協会					
2	1	港湾労働法	第28条第1項、第2項	H元	港湾労働者等に関する調査研究、相談・援助、港湾労働者派遣のあっせん等	財	港湾労働安定協会					
2	1	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第20条	H4	都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動等	社	日本看護協会					
2	1	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法	第14条第1項、第16条、第17条第1項	H5	労働時間短縮に関する調査研究、情報・資料の収集・提供、給付金の支給等	社	全国労働基準関係団体連合会					
2	1	国民健康保険法	第45条第6項	S59	国民健康保険団体連合会からの委託を受けて行う高額診療報酬明細書の審査	社	国民健康保険中央会					
2	1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第51条の2第1項、第51条の3	H6	精神障害者社会復帰センターの運営	財	全国精神障害者家族連合会					
2	1	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	第7条第1項	H5	福祉用具の研究開発等に関する助成等	財	テクノエイド協会					
2	1	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	第13条第1項	H6	短時間労働者の職業生活に関する調査研究、講習・情報・資料の収集・提供、給付金の支給等	財	二十一世紀職業財団					
2	1	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	第36条第1項	H7	育児・介護を行う者の職業生活・家庭生活に関する調査研究、情報・資料の収集・提供等	財	二十一世紀職業財団					
2	1	老人福祉法	第28条の2第1項	H2	老人健康保持事業に関する啓発普及・援助等	財	長寿社会開発センター					
2	3	医療法施行規則	第30条の14の2	H13	病院又は医療機関より委託された診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄	社	日本アイトープ協会(文部科学省)					
農林水産省	1	1	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第27条第1項	H15	規格検定飼料の公定規格による検定	財	日本食品分析センター 財 日本穀物検定協会 財 日本肥糧検定協会 財 日本冷凍食品検査協会 財 食品環境検査協会				
				第16条第1項	H7	農林漁業体験民宿業者の登録	財	都市農山漁村交流活性化機構				

付属資料

法令所管官庁	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名（所管官庁：法令所管官庁と異なる場合のみ記載）	備考	
農 林 水産省	1	1	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	第14条第1項	H12	JAS規格に関する検査・格付（登録格付機関）	財	日本冷凍食品検査協会		
							財	食品環境検査協会		
							財	日本合板検査会		
								財	日本食品分析センター	
								財	日本食品油脂検査協会	
								社	全国漬物検査協会	
								財	日本醤油検査協会	
								財	日本油脂検査協会	
								財	全国調味料・野菜飲料検査協会	
								財	日本炭酸飲料検査協会	
								社	菓子総合技術センター	
								社	日本果汁協会	
								社	日本食肉加工協会	
								財	日本穀物検定協会	
								社	全国木材組合連合会	
							社	全国削節工業協会		
	1	1		第15条第1項	H12	JAS規格に関する製造業者等の認定（登録認定機関）	財	日本冷凍食品検査協会		
							財	食品環境検査協会		
							財	日本合板検査会		
							財	日本食品分析センター		
							財	日本食品油脂検査協会		
							社	全国漬物検査協会		
							財	日本醤油検査協会		
							財	日本油脂検査協会		
							財	全国調味料・野菜飲料検査協会		
							財	日本炭酸飲料検査協会		
							社	菓子総合技術センター		
							社	日本果汁協会		
							社	日本食肉加工協会		
							社	日本即席食品工業会		
							財	日本穀物検定協会		
							社	全国木材組合連合会		
							社	全国削節工業協会		
							社	全国愛農会		
							財	自然農法国際研究開発センター		
							財	大日本蚕糸会		
	2	1	果樹農業振興特別措置法	第4条の4	S60	果実の生産・出荷の安定に関する措置	財	中央果実生産出荷安定基金協会		
	2	1	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第8条	H4	活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する催しの実施、調査研究及び広報等	財	地域伝統芸能活用センター（総務省、経済産業省、国土交通省）	総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省と事業共管	
	2	1	国有林野の管理経営に関する法律	第6条の5	H10	樹木の伐採又は売却に必要な調査	財	林野弘済会		
	2	1	農業経営基盤強化促進法	第11条の2	H7	農地保有合理化法人に対する債務保証、資金貸付、助成、農地保有合理化事業の啓発普及、調査研究等	財	全国農地保有合理化協会		
	2	1	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	第17条第1項	H8	木材の買受に係る債務保証、木材の生産又は流通等に関する情報の提供・相談等	財	日本木材総合情報センター		
	2	1	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第48条第1項	H7	自主流通米の取引の指標とすべき価格の形成に必要な施設を開設すること等	財	自主流通米価格形成センター		
	2	2	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令	第47条第1項	H10	外国の政府等に対する米穀の貸付	社	国際農業交流・食糧支援基金		
経 済 産業省	1	1	工業標準化法	第19条第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、第2項	H9	JISマーク表示申請者の認定	財	日本規格協会		
				財			日本品質保証機構			
							財	日本建築総合試験所		
							財	建材試験センター		
							財	日本繊維製品品質技術センター		
							財	日本燃焼機器検査協会		
							財	日本塗料検査協会		
							財	電気安全環境研究所		
							財	日本規格協会		
							財	日本品質保証機構		
							財	化学技術戦略推進機構		
							財	日本塗料検査協会		
							財	化学物質評価研究機構		
							財	日本繊維製品品質技術センター		
							財	日本建築総合試験所		
							財	建材試験センター		
							財	日本軸受検査協会		
							財	日本車両検査協会		
							財	日本燃焼機器検査協会		
							財	日本ガス機器検査協会		
							財	全国タイル検査・技術協会		
							財	日本文化用品安全試験所		
							財	電気安全環境研究所		
						社	日本水道協会（厚生労働省）			
						財	電線総合技術センター（厚生労働省）			
						財	省エネルギーセンター			
						財	省エネルギーセンター			
	1	1	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第8条の2第2項	S54	エネルギー管理士試験	財	省エネルギーセンター		
				第10条の2第1項第1号、第2号（第12条の3第1項において準用する場合を含む。）	H11	エネルギー管理員講習	財	省エネルギーセンター		
	1	1	ガス事業法	第34条第3項	H7	ガス主任技術者試験	財	日本ガス機器検査協会		
	2	1		第33条の2	H7	ガス主任技術者免状交付	財	日本ガス機器検査協会		
	1	1	火薬類取締法	第31条の3第1項	S61	火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験	社	全国火薬類保安協会		
	2	1		第31条の2第1項	H12	火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者免状交付	社	全国火薬類保安協会		
	1	1	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第8条の2	S61	公害防止管理者等国家試験	社	産業環境管理協会	環境省と事業共管	
	1	1	情報処理の促進に関する法律	第6条第1項	S45	情報処理技術者試験	財	日本情報処理開発協会		
	1	1	中小企業支援法	第12条第2項	H13	中小企業診断士試験	社	中小企業診断協会		
	1	1	電気工事士法	第7条第1項	S58	電気工事士試験	財	電気技術者試験センター		
	1	1	電気事業法	第45条第2項	H7	電気主任技術者試験	財	電気技術者試験センター		
				第50条の2第3項、第52条第3項、第55条第4項	H12	安全管理審査	財	発電設備技術検査協会		
	2	1		第44条の2第1項	H9	電気主任技術者免状交付	財	電気技術者試験センター		

法令所管官庁	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名(所管官庁:法令所管官庁と異なる場合のみ記載)	備考
経済産業省	1	1	計量法	第16条第1項、第2項	H5	特定計量器の検定	財	日本品質保証機構	
				第121条の2	H14	特定計量証明事業の指定	財	日本ガス機器検査協会	
				第135条第1項	H5	特定標準器による校正等	財	日本適合性認定協会	
								財	日本化学工業協会
	1	1	半導体集積回路の回路配置に関する法律	第28条第1項	S60	半導体集積回路の回路配置利用権等の登録事務	財	日本品質保証機構	
				第33条の8第1項	H15	国際希少野生動植物種(象牙製品)の認定	財	化学物質評価研究機構	
				第13条第1項	H5	会員制事業者に対する指導・勧告等、会員等からの苦情解決、預託金等に係る会員制事業者の債務の保証、会員制事業に関する広報等	財	工業所有権協力センター	
				第8条	H4	活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する催しの実施、調査研究及び広報等	社	自然環境研究センター(環境省)	環境省と事業共管
				第9条第1項	S53	金属鉱業の経営を緊急的に安定化させるための資金の貸付	財	日本ゴルフ場事業協会	
				第9条第1項	H2	工業所有権の権利書面のファイル等への記録・情報の入力・編集等	財	地域伝統芸術活用センター	総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省と事業共管
				第36条第1項	H2	特許出願等の審査に必要な調査	財	金属鉱業緊急融資基金	
				第5条	S61	航空機等の国際共同開発を行う者に対する助成	財	工業所有権電子情報化センター	
				第17条第1項	H13	特定認証業務の認定に係る実地調査	財	工業所有権協力センター	
				2	1	電子署名及び認証業務に関する法律	第17条第1項	H13	特定認証業務の認定に係る実地調査
国土交通省	1	1	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第11条第1項	H13	マンション管理士試験の実施に関する事務	財	日本情報処理開発協会	
				第36条第1項	H13	マンション管理士登録の実施に関する事務	財	マンション管理センター	
				第58条第1項	H13	管理業務主任者試験	財	マンション管理センター	
				第91条	H13	マンションの管理の適正化に資する情報の提供、支援、講習、指導助言、調査研究、広報活動等	財	高層住宅管理業協会	
	1	1	建築士法	第15条の2	S59	一級建築士試験	財	マンション管理センター	
				第27条の2第1項	H10	建築士事務所の開設者に対する指導等	財	マンション管理センター	
	2	1	気象業務法	第24条の5第1項	H6	気象予報士試験	財	高層住宅管理業協会	
				第32条の3第1項	H14	気象測器検定業務	財	マンション管理センター	
				第24条の28	H6	気象情報提供業務等	財	高層住宅管理業協会	
				第27条の2第1項	S62	技術検定試験	財	気象業務支援センター	
	1	1	建設業法	第27条の24第1項	S63	建設業の経営状況分析	財	気象業務支援センター	
				第27条の19第1項	S62	監理技術者資格者証の交付	財	全国建設研修センター	
				第68条の25第1項	H12	型式適合認定、型式部材等製造者認証	財	建設業振興基金	
							財	建設業情報管理センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
	1	1	建築基準法	第68条の26第3項	H12	構造方法等の認定に係る性能評価	財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
							財	建設業技術者センター	
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
1	1	国際観光ホテル整備法	第19条第1項、第2項	H5	国際観光ホテル・旅館の登録	財	建設業技術者センター		
			第35条	H5	国際観光ホテル・旅館に関する情報提供	財	建設業技術者センター		
1	1	鉄道事業法	第41条第1項	S62	索道施設の工事が完了した際に国土交通大臣が行うこととしている検査の全部又は一部を指定した者に行わせる制度	財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
1	1	タクシー業務適正化特別措置法	第19条第1項	S45	指定地域内におけるタクシー運転者の登録・運転者証の交付	財	建設業技術者センター		
			第49条第1項	S45	指定地域内において、タクシー運転者になろうとする者に対する地理の試験	財	建設業技術者センター		
			第34条第1項	S45	指定地域におけるタクシー運転者の指導、教育、利用者のための乗り場の設置	財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
1	1	住宅の品質確保の促進等に関する法律	第5条第1項	H12	住宅性能評価	財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
1	1	浄化槽法	第42条第1項第2号	S58	浄化槽設備士講習	財	建設業技術者センター		
			第43条第4項第2号	S58	浄化槽設備士試験	財	建設業技術者センター		
1	1	土地区画整理法	第117条の4第1項	H11	土地区画整理士技術検定	財	建設業技術者センター		
			第10条第1項	S39	不動産鑑定士となるのに必要な技能を修得させるための実務補習	財	建設業技術者センター		
1	1	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第41条の11	S56	放射性同位元素等に係る運搬方法確認	財	建設業技術者センター		
						財	建設業技術者センター		
1	1	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	第9条の2	S62	有害液体物質の事前処理の確認	財	建設業技術者センター		
			第17条の12第1項	S58	海洋汚染防止設備等の検査	財	建設業技術者センター		
			第17条の15第1項	S58	型式承認に係る海洋汚染防止設備の検定	財	建設業技術者センター		



付属資料

法令所管官庁	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名(所管官庁:法令所管官庁と異なる場合のみ記載)	備考
国土交通省	1	1	旅行業法	第11条の3、第25条の2第1項	S47	旅行業務取扱主任者試験	社	日本旅行業協会	
	2	1		第22条の2第1項	S46	苦情の解決、研修、債権の弁済、旅行者等の指導、調査研究、広報	社	全国旅行業協会	
	1	1	貨物自動車運送事業法	第46条	H2	貨物自動車運送事業に係る運行管理者試験の実施に関する事務	財	運行管理者試験センター	
	2	1		第38条第1項、第39条	H2	地方貨物自動車運送適正化事業	財	※47法人該当(別紙①参照)	
	1	1	道路運送法	第44条	H2	全国貨物自動車運送適正化事業	社	全日本トラック協会	
	1	1	船舶安全法	第6条ノ4第1項	S48	型式承認に係る船舶又は船舶用物件の検定	財	日本舶用品検定協会	
	1	1		第8条第1項	H9	船舶検査	財	日本海事協会	
	1	1	船舶職員及び小型船舶操縦者法	第23条の12の2第1項、第2項	S49	小型船舶操縦士免許取得のための国家試験	財	日本海洋レジャー安全・振興協会	
	1	3	船舶設備規程等の一部を改正する省令	附則第3条第3項	H11	船舶によるばら積み固体貨物密度の測定	社	日本海事検定協会	
	1	3	特殊貨物船舶運送規則	第17条第1項	S39	船舶による液状物質の運送許容水分値の測定及び液状物質の水分測定	社	日本海事検定協会	
	1	3		第25条第1項	S39	船舶による液状物質のばら積み運送に関する積付検査	社	日本海事検定協会	
	1	3	危険物船舶運送及び貯蔵規則	第129条第1項	S32	船舶による危険物の運送に関する積付検査	社	日本海事検定協会	
	1	3		第129条の2第1項	S44	船舶による危険物のコンテナ運送に関する収納検査	社	日本海事検定協会	
	1	3	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第129条の3第1項	S32	船舶による危険物の運送に関する容器及び包装検査	財	日本舶用品検定協会	
	1	3		第37条の3の2第3項	H5	型式承認に係る排出油防除資材等の検定	財	日本舶用品検定協会	
	1	3	海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令	第12条第1項	S40	国際条約による貨物船安全構造証書等の証書の交付	財	日本海事協会	
	2	1	民間都市開発の推進に関する特別措置法	第3条	S62	民間都市開発事業への参加、資金の融通、基礎的調査に対する助成資金の斡旋調査研究、公共施設整備費用への無利子貸付、民間都市開発事業の見込地の取得、管理及び譲渡等	財	民間都市開発推進機構	
	2	1	外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律	第3条第1項	S57	コンテナ埠頭の整備・貸付及び管理	財	東京港埠頭公社	
	財	大阪港埠頭公社							
	財	神戸港埠頭公社							
	財	横浜港埠頭公社							
	2	1	宅地建物取引業法	第34条の2第5項	H9	宅地建物取引業に係る契約の目的物である宅地又は建物の登録、情報提供、取引の適正化及び流通の円滑化業務	財	東日本不動産流通機構	
	社	中部圏不動産流通機構							
	社	近畿圏不動産流通機構							
	社	西日本不動産流通機構							
	社	全国宅地建物取引業保証協会							
	2	1	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第8条	H4	活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する催しの実施、調査研究及び広報等	財	地域伝統芸能活用センター	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省と事業共管
	2	1	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	第15条第1項	H12	高齢者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化促進事業	財	交通エコロジー・モビリティ財団	
	2	1	船員の雇用の促進に関する特別措置法	第7条第1項	S52	船員雇用促進事業	財	日本船員福利雇用促進センター	
	2	1	特定都市鉄道整備促進特別措置法	第6条第2項、第3項	S61	特定都市鉄道整備積立金の管理	社	日本民営鉄道協会	
	2	1	自動車損害賠償保障法	第23条の5、第23条の6	H14	保険金等又は共済金等の支払いに関する紛争の当事者である保険会社、組合、被保険者、被共済者又は被害者からの申請による当該紛争の調停	財	自賠責保険・共済紛争処理機構	金融庁と事業共管
	2	5	優良建築物の建築事業に関する国土交通大臣の証明に係る審査補助事務等について	第一	H6	国土交通大臣が行う審査の補助事務及び証明書の交付事務	社	全日本不動産協会	
	社	不動産協会							
社	全国宅地建物取引業協会連合会								
社	日本住宅建設産業協会								
社	全国住宅建設産業協会連合会								
2	5	公共施設整備に関する国土交通大臣の証明に係る審査補助事務等について	第一	H6	国土交通大臣が行う審査の補助事務及び証明書の交付事務	社	全日本不動産協会		
社	不動産協会								
社	全国宅地建物取引業協会連合会								
社	日本住宅建設産業協会								
社	全国住宅建設産業協会連合会								
環境省	1	1	浄化槽法	第42条第1項第2号	S58	浄化槽設備士講習	財	浄化槽設備士センター	国土交通省と事業共管
	財	浄化槽設備士センター							
	財	浄化槽管理士講習							
	財	浄化槽管理士試験							
	1	1	悪臭防止法	第13条第2項	H8	臭気判定士資格試験、嗅覚検査、臭気判定士免状の交付	社	におい・かおり環境協会	
	1	1		第23条第1項	H15	国際希少野生動植物種に係る個体等の登録	財	自然環境研究センター	
	1	1	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第33条の8第1項	H15	国際希少野生動植物種に係る製品の認定	財	自然環境研究センター	経済産業省と事業共管
	1	1	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第8条の2	S61	公害防止管理者等国家試験	社	産業環境管理協会(経済産業省)	経済産業省と事業共管
	2	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第13条の2第1項	H9	「情報処理センター」として電子マニフェスト制度に必要な電子計算機の使用、管理、記録、報告等	財	産業廃棄物処理振興センター	
	2	1		第13条の12	H9	「産業廃棄物適正処理推進センター」として、事業者に対する助言、指導、処理業者等に関する情報収集、研修、啓発、広報活動、産業廃棄物が不適正に処理された場合に支障の除去等を行う都道府県等に対して当該産業廃棄物の撤去、資金の出さぬ協力等の業務	財	産業廃棄物処理振興財団	
	2	1	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	第16条第1項	H4	産業廃棄物処理施設の整備に必要な資金の借入れに係る償還保証、技術開発等に必要な資金の助成金交付、調査研究、研修、指導等	財	産業廃棄物処理振興財団	
	2	1	地球温暖化対策の推進に関する法律	第12条第1項	H11	都道府県地球温暖化防止活動推進センターに対する連絡調整、研修・指導等	財	日本環境協会	
	2	1	土壌汚染対策法	第20条第1項、第21条	H15	土壌汚染の除去等を行う者に対する助成、相談、普及啓発	財	日本環境協会	

[推薦等]

(注) 「分類」：指定事業の分類。1 検査等事業の委託等 2 検査等事業以外の事業の委託等 3 検査等事業の推薦等 4 検査等事業以外の事業の推薦等  
 「規定」：指定に係る根拠法令等のレベル。1 法律 2 政令 3 府省令 4 告示 5 通達 6 その他  
 「年次」：指定条項が施行された年次

平成15年10月1日現在

法令所管官庁	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名(所管官庁:法令所管官庁と異なる場合のみ記載)	備考
警察庁	3	3	警備員等の検定に関する規則	第12条第1項	S61	警備員等の検定に係る指定講習	社	全国警備業協会	
総務省	3	1	電波法	第24条の2第1項、第24条の9第1項	H10	無線設備等の点検	財	空港保安事業センター	
				第41条第2項	S40	無線従事者養成課程	財	日本無線協会	
				第48条の2第2項	S57	船舶局無線従事者証明のための認定訓練	財	日本アマチュア無線振興協会	
				第41条第2項	H2	無線従事者認定講習過程	財	日本無線協会	
	3	3	消防法施行規則	第4条の5第1項	H13	防火対象物品又はその材料が防火性能を有していることについての確認	財	日本防火協会	
				第31条の4第1項	H13	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定	社	日本消防放水器具工業会	
							財	日本消防設備安全センター	
							社	全国避難設備工業会	
							社	電池工業会(経済産業省)	
							社	日本照明器具工業会(経済産業省)	
			社	日本内燃力発電設備協会(経済産業省)					
			社	日本電線工業会(経済産業省)					
			社	日本電気協会(経済産業省)					
			社	日本配電盤工業会(経済産業省)					
	4	1	放送法	第31条の6第5項	H13	消防設備点検資格者講習	財	日本消防設備安全センター	
				第53条第1項	H元	放送番組及び放送番組に関する情報の収集保管等	財	放送番組センター	
法務省	3	4	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件及び同基準の6号の特例を定める件	第9号の2、第9号の4	H4	外国人の研修の推薦	財	国際研修協力機構	
文部科学省	3	3	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程	第1条	H12	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定	※54法人該当(別紙-④参照)		
	3	3	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則	第1条	H12	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査	社	全国経理学校協会	
厚生労働省	3	1	水道法	第20条第3項	S32	水道水質検査	※79法人該当(別紙-⑤参照)		
				第34条の2第2項	S53	簡易専用水道の管理に関する検査	※83法人該当(別紙-⑥参照)		
	3	3	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第7条第1項第1号	S45	建築物環境衛生管理技術者講習会	財	ビル管理教育センター	
				第12条	H2	食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の開催	社	日本食鳥衛生協会	
							社	日本食鳥協会	
				第18条第1項第4号、第19条第1項	S63	精神保健指定医の研修	社	全国自治体病院協議会	
							社	日本精神科病院協会	
				第14条	S32	水道技術管理者講習会	社	日本水道協会	
				第9条の10第1号	H5	病院における患者等の食事の提供者認定講習	社	日本メディカル給食協会	
				第24条第3項	H8	医療用具製造業者及び輸入販売業者の責任技術者の資格要件に係る講習会	財	医療機器センター	
				第24条第5項	H7	医療用具修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会	財	医療機器センター	
				第42条の2第4項	H7	医療用具販売業者の販売管理者及び貸貸業者の貸貸管理者の資格要件に係る講習会	財	医療機器センター	
				第11条第1項等	S56	薬事法施行規則等の規定に基づく試験検査	※59法人該当(別紙-⑦参照)		
				第3条の2第1号	S49	機器の較正	財	ビル管理教育センター	
				第25条第2号	S56	清掃作業監督者講習	財	ビル管理教育センター	
	第25条第3号	S56	清掃作業従事者研修	社	全国ビルメンテナンス協会				
	第26条第2号	S56	空気環境測定実施者講習	財	ビル管理教育センター				
	第26条の2第2号	H14	ダクト清掃作業監督者講習	財	ビル管理教育センター				
	第26条の2第3号	S56	ダクト清掃作業従事者研修	社	全国ビルメンテナンス協会				
	第28条第4号	S56	貯水槽清掃作業監督者講習	財	ビル管理教育センター				
第28条第5号	S56	貯水槽清掃作業従事者研修	社	全国ビルメンテナンス協会					
			社	全国建築物飲料水管理協会					
			財	ビル管理教育センター					
			社	全国ビルメンテナンス協会					
			財	ビル管理教育センター					
			財	ビル管理教育センター					
			社	全国ビルメンテナンス協会					
			社	日本ベストコントロール協会					
			財	ビル管理教育センター					
			財	ビル管理教育センター					
	3	3	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令	第1条	H13	健康づくりのための運動指導者が修得した知識・技能の水準についての審査及び証明	財	健康・体力づくり事業財団	
	4	3	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則	第12条第2項	H13	衛生検査所から委託された検体検査用放射性同位元素等の廃棄	社	日本アイソトープ協会(文部科学省)	
	4	3	放射性医薬品の製造及び取扱規則	第3条第1項	H元	製薬業者等から委託された放射性物質等の廃棄	社	日本アイソトープ協会(文部科学省)	

付属資料

法令所管官庁	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名（所管官庁：法令所管官庁と異なる場合のみ記載）	備考	
農 林 水産省	3	1	家畜改良増殖法	第32条の2第1項	S37	家畜登録機関の家畜登録規程に係る承認		全国和牛登録協会 社 日本ホルスタイン登録協会 社 日本種豚登録協会 社 日本馬事協会 社 日本あか牛登録協会 社 日本短角種登録協会 社 日本軽種馬登録協会 社 畜産技術協会 社 北海道酪農畜産協会（北海道知事） 社 国土緑化推進機構		
		4	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	第13条	H7	緑の募金事業				
		4	食品流通構造改善促進法	第11条第1項	H3	認定構造改善事業に係る債務保証、事業等への参加等	財	食品流通構造改善促進機構		
経 済 産 業 省	3	1	ガス事業法	第36条の16 第39条の11第1項	H11 H12	ガス工作物の使用前検査 特定ガス用品の適合性検査	財	日本ガス機器検査協会 財 日本ガス機器検査協会		
		3	電気事業法	第57条の2第1項	S40	一般用電気工作物の調査	財	中部電気保安協会 財 関西電気保安協会 財 中国電気保安協会 財 四国電気保安協会 財 九州電気保安協会 財 東北電気保安協会 財 関東電気保安協会 財 北海道電気保安協会 財 北陸電気保安協会 財 沖縄電気保安協会		
	3	揮発油等の品質の確保等に関する法律	第16条の2第1項、第17条の3第2項、第17条の4第3項、第17条の8第1項、第2項、第3項、第17条の10第1項、第2項、第3項	S56	揮発油販売業者等に義務付けられている揮発油・軽油・灯油の受託分析業務	財	化学物質評価研究機構 社 全国石油協会 財 新日本検定協会（厚生労働省、国土交通省） 社 日本海事検定協会（厚生労働省、国土交通省）			
	3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第47条	H12	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	財	日本ガス機器検査協会 財 日本エールピーガス機器検査協会			
	3	電気用品安全法	第9条第1項	H13	特定電気用品の適合性検査	財	電気安全環境研究所 財 日本品質保証機構 社 電線総合技術センター			
	3	消費生活用製品安全法	第12条	H12	特別特定製品の適合性検査	財	日本品質保証機構 財 日本文化用品安全試験所 財 電気安全環境研究所 財 日本ガス機器検査協会			
	3	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律	第3条第1項	H14	特定輸出機器の適合性評価	財	日本品質保証機構			
	3	エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則	第2条	S59	エネルギー管理研修	財	省エネルギーセンター			
	3	電気事業法施行規則	第52条第2項	S40	家用電気工作物の保安監督	財	中部電気保安協会 財 関西電気保安協会 財 中国電気保安協会 財 四国電気保安協会 財 九州電気保安協会 財 東北電気保安協会 財 関東電気保安協会 財 北海道電気保安協会 財 北陸電気保安協会 財 沖縄電気保安協会			
	3	中小企業診断士の登録及び試験に関する規則	第1条第1項、第10条第1項	H13	中小企業診断士登録に係る実務補習、更新研修及び論文審査事業	社	中小企業診断協会			
	3	電気工事士法施行規則	第4条の2第1項	S63	特種電気工事（ネオン工事）資格者の認定 特種電気工事（非常用予備発電装置）資格者の認定	社	全日本ネオン協会 社 日本内燃力発電設備協会			
	国 土 交 通 省	3	1	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第60条第2項	H13	管理業務主任者証の交付に係る講習	社	高層住宅管理業協会	
			3	建築基準法	第9条の2	S45	建築指導科（監視員）研修	財	全国建設研修センター	
		3	建設業法	第27条の18第4項	H6	監理技術者講習	財	全国建設研修センター 財 建設業振興基金		
		3	宅地建物取引業法	第16条第3項	H8	宅地建物取引主任者資格試験の一部が免除される指定講習	財	不動産流通近代化センター		
3		外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律	第9条	H9	特定地域に限定した通訳案内業に関する研修	社	日本観光通訳協会 財 日本ホテル教育センター			
3		旅行業法	第12条の11	S57	旅程管理業務に関する研修	社	日本旅行業協会 社 全国旅行業協会 社 全国農協観光協会 社 日本添乗サービス協会			
3		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第7条第1項	S46	公害防止管理者等認定講習	社	日本船用工業会	環境省と事業共管		
3		1	船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部を改正する法律	第4条第2項	S57	海技士免許取得のための免許講習	財	日本船舶職員養成協会 社 中国船舶職員養成協会 財 尾道海技学院 財 開門海技協会		
				第7条の2第3項第3号、第23条の11	S62	海技免状及び操縦免許更新のための更新講習	財	日本海洋レジャー安全・振興協会 財 日本船舶職員養成協会 社 中国船舶職員養成協会 財 尾道海技学院 財 開門海技協会		
				第7条の2第3項、第23条の11	S63	海技免状及び操縦免許失効再交付講習	財	日本海洋レジャー安全・振興協会 財 日本船舶職員養成協会 社 中国船舶職員養成協会 財 尾道海技学院 財 開門海技協会		
	第23条の10			H15	小型船舶操縦士免許取得のための小型船舶教習所の課程	財	日本船舶職員養成協会 社 中国船舶職員養成協会 財 尾道海技学院 財 開門海技協会			
3	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律	附則第3条	H3	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第3条の講習（電子通信移行講習）	財	日本船舶職員養成協会 社 中国船舶職員養成協会 財 尾道海技学院 財 開門海技協会				
3	測量法	第50条第3号、第51条第3号	S47	測量士・測量士補の資格を得るための測量に関する専門教育	財	全国建設研修センター				
3	建設業法施行令	第27条の7	S44	施行技術者試験	財	全国建設研修センター 財 建設業振興基金				
3	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第69条第1項	H13	管理業務主任者資格登録に係る実務講習	社	高層住宅管理業協会				

法令所管官庁	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名(所管官庁:法令所管官庁と異なる場合のみ記載)	備考	
国土交通省	3	3	建設業法施行規則	第17条の2第1項	H13	建設工事の技術・技能審査等事業	社	全日本瓦工事業連盟		
							社	日本建築ブロック・エクステリア工業協会		
							社	日本計装工業会		
						社	日本基礎建設協会			
						社	全日本屋外広告業団体連合会			
						社	全日本下水道管渠推進技術協会			
						財	日本ダム協会			
						社	地すべり対策技術協会			
						財	道路保全技術センター			
						財	建設業振興基金			
		3	3	建築基準法施行規則	第4条の20第1項第2号	H13	特殊建築物等調査資格者	財	日本建築防災協会	
			第4条の20第4項第2号		H13	昇降機検査資格者講習	財	日本建築設備・昇降機センター		
			第4条の20第7項第2号		H13	建築設備検査資格者講習	財	日本建築設備・昇降機センター		
		3	3	建築士法施行規則	第17条の18第1項第1号イ	H13	建築設備士試験	財	建築技術教育普及センター	
			第17条の18第1項第1号ロ		H13	建築設備士更新講習	財	建築技術教育普及センター		
			第17条の19第1項		H13	建築設備士登録	社	建築設備技術者協会		
			第17条の20		H13	建築士を対象とする指定講習	財	ベターリビング		
						財	建築環境・省エネルギー機構			
						社	日本建築士会連合会			
						財	日本建築センター			
						社	日本建築士事務所協会連合会			
		3	3	宅地建物取引業法施行規則	第13条の16第1項	H13	宅地建物取引主任者資格登録に係る実務講習	財	不動産流通近代化センター	
		3	3	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	第15条第1項	H12	評価員登録	財	住宅リフォーム・紛争処理支援センター	
					第15条第2項	H12	評価員講習	財	ベターリビング	
						財	日本建築センター			
		3	3	不動産特定共同事業法施行規則	第17条第1項	H11	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業	財	不動産流通近代化センター	
		3	3	宅地造成等規制法施行規則	第4条の2第1項	H13	擁壁の製造工場の審査補助、評定書の交付	財	日本ビルディング経営センター	
					第4条の3第1項	H13	設計者の資格に関して知識及び経験を有する者を定める制度	社	全国宅地権協技術協会	
						社	全国住宅建設業協会連合会			
		3	3	都市計画法施行規則	第19条第1項	H13	設計者の資格に関して知識及び経験を有する者を定める制度	社	全国住宅建設業協会連合会	
		3	3	河川法施行規則	第27条の2	H13	ダム管理技術士試験	財	ダム水源環境整備センター	
						H13	ダム管理主任技術者研修	財	全国建設研修センター	
		3	3	道路運送車両法施行規則	第36条第7項第3号	H13	外国自動車製作者による輸入自動車の新規検査の申請時の提出書面に係る排出ガス試験	財	日本自動車輸送技術協会	
	3	3	鉄道事業法施行規則	第24条の2	H12	鉄道設計士試験	財	鉄道総合技術研究所		
	3	3	指定自動車整備事業規則	第12条第1項	S37	自動車検査用機械器具の較正	社	日本自動車機械工具協会		
	3	3	自動車整備士技能検定規則	第6条第6項、第7項	S46	自動車整備技能検定試験の実施	社	日本自動車整備振興会連合会		
	3	3	解体工事業に係る登録等に関する省令	第7条	H13	解体工事施工士試験	社	全国解体工事業団体連合会		
					H13	解体工事施工技術講習	社	全国解体工事業団体連合会		
				第3条第2項	S54	安全担当者(引火性液体等)の講習	財	日本船員福利雇用促進センター		
						財	尾道海技学院			
						財	関門海技協会			
			第6条の2	H9	消火作業指揮者の講習	財	日本船舶職員養成協会			
						社	中国船舶職員養成協会			
						財	尾道海技学院			
						財	関門海技協会			
			第7条第1項第2号	H9	衛生担当者の講習	財	日本船舶職員養成協会			
						社	中国船舶職員養成協会			
						財	尾道海技学院			
						財	関門海技協会			
	3	3	船員法施行規則	第9号表第1号2	S58	危険物等取扱責任者の講習	財	日本船員福利雇用促進センター		
						財	日本船舶職員養成協会			
						財	尾道海技学院			
						財	関門海技協会			
	3	3	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第12条の2の6	H6	有害液体汚染防止管理者の養成講習	財	日本船員福利雇用促進センター		
						財	日本船舶職員養成協会			
						財	尾道海技学院			
						財	関門海技協会			
	3	3	小型船舶操業法施行規則	第9条第1項第2号、第3号、第2項第2号	H8	主任技術者養成講習	社	日本中小型造船工業会		
	3	3	船舶料理士に関する省令	第7条、第8条	H15	船舶料理士に関する登録試験	財	日本船員福利雇用促進センター		
						財	日本海技協会			
	3	3	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	第1条第2項第2号	S58	衛生管理者に対する講習の実施	社	外航船員医療事業団		
環境省	3	1	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第7条第1項	S46	公害防止管理者等認定講習	社	日本船用工業会(経済産業省、国土交通省)	国土交通省と事業共管	
	3	3	悪臭防止法施行規則	第20条第2項の1	H13	指定講習の実施	社	におい・かおり環境協会		
	4	3	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第67条第1項	H14	狩猟事故に係る共済事業	社	大日本猟友会		



付属資料

①労働安全衛生法(第14条、第61条第1項)		②食品衛生法(第15条第1項、第2項、第3項)	
社 日本ボイラ協会	社 愛知労働基準協会	社 名古屋運搬機械化協会(愛知県知事)	財 日本環境衛生センター
社 ボイラ・クレーン安全協会	社 刈谷労働基準協会	社 愛知県火薬類保安協会(愛知県知事)	社 日本食品衛生協会
社 日本クレーン協会	社 三重労働基準協会連合会	社 生野産業会(大阪府知事)	社 日本海事検定協会
社 総合経営管理協会	社 滋賀労働基準協会	社 大阪府港湾教育訓練協会(大阪府知事)	社 日本食肉加工協会
社 産業安全衛生協会	社 京都上労働基準協会	社 兵庫県火薬類保安協会(兵庫県知事)	財 新日本検定協会
社 労務管理教育センター	社 舞鶴労働基準協会	社 奈良県建設業振興会(奈良県知事)	財 日本乳業技術協会
社 労働技能講習協会	社 京都労働基準連合会	社 和歌山県林業公社わかやま林業労働力確保支援センター(和歌山県知事)	財 畜産生物科学安全研究所
社 建設府役車両安全技術協会	社 京都南労働基準協会	社 鳥取県建築技能近代化協会(鳥取県知事)	社 菓子総合技術センター
社 日本ボイラ整備師付協会	社 淀川労働基準協会	社 鳥根県建築組合連合会(鳥根県知事)	財 マイロキシン検査協会
社 日本経営教育センター	社 大阪労働基準連合会	社 清風会(岡山県知事)	財 日本冷凍食品検査協会(農林水産省)
財 日本産業技能教育協会	社 大阪溶接協会	社 広島県火薬類保安協会(広島県知事)	財 食品環境検査協会(農林水産省)
財 労働安全衛生管理協会	社 西野田労働基準協会	社 広島県建築共同職業訓練協会(広島県知事)	財 日本食品分析センター(農林水産省)
財 港湾労働安定協会	財 労働安全衛生研修所	社 広島県建設センター協会(広島県知事)	社 日本油料検定協会(農林水産省・国土交通省)
社 日本遠隔組合連合会	社 兵庫労働基準連合会	社 愛媛県火薬類保安協会(愛媛県知事)	財 日本穀物検定協会(農林水産省・国土交通省)
社 日本建築大工技能士会	社 奈良労働基準協会	社 愛媛県火薬類保安協会(愛媛県知事)	財 化学技術戦略推進機構(経済産業省)
社 北海道労働基準協会連合会	社 和歌山県労働基準連合会	社 長崎県建設物解体工業会(長崎県知事)	財 山口県予防保健協会
財 北海道労働保健管理協会	社 友和協力会	社 大分県森林整備センター(大分県知事)	財 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター(北海道知事)
社 青森県労働基準協会	社 鳥取労働基準協会	社 宮崎県林業労働機械化センター(宮崎県知事)	社 青森県薬剤師会(青森県知事)
社 西北労働基準協会	社 島根労働基準協会	社 沖縄産業開発青年協会(沖縄県知事)	社 岩手県薬剤師会(岩手県知事)
社 下北地区労働基準協会	社 岡山県労働基準協会	財 宮城県公衆衛生協会(宮城県知事)	財 秋田県総合保健事業団(秋田県知事)
社 上北労働基準協会	社 広島県労働基準協会連合会	財 山形県理化学分析センター(山形県知事)	財 福島県保健衛生協会(福島県知事)
社 青森地区労働基準協会	社 山口県労働基準協会連合会	財 茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター(茨城県知事)	財 栃木県保健衛生事業団(栃木県知事)
社 弘前地区労働基準協会	社 徳島県労働基準協会連合会	社 群馬県健康づくり財団(群馬県知事)	社 埼玉県健康づくり財団(埼玉県知事)
社 八戸地方労働基準協会	社 香川労働基準協会	社 千葉県薬剤師会センター(千葉県知事)	財 東京都食品衛生協会(東京都知事)
社 黒石地区労働基準協会	社 愛媛労働基準協会連合会	財 東京都予防医学協会(東京都知事)	財 東京都予防医学協会(東京都知事)
財 岩手労働基準協会	社 高知県労働基準協会連合会	社 神奈川県薬剤師会(神奈川県知事)	財 北里環境科学センター(神奈川県知事)
社 宮城労働基準協会	社 福岡経営者労働福祉協会	財 新潟県環境衛生研究所(新潟県知事)	財 石川県予防医学協会(石川県知事)
社 秋田県労働基準協会	財 産業教育センター	財 北陸公衆衛生研究所(福井県知事)	社 山梨県食品衛生協会(山梨県知事)
社 山形県労働基準協会連合会	社 福岡県労働基準協会連合会	社 長野県食品衛生協会(長野県知事)	財 岐阜県公衆衛生検査センター(岐阜県知事)
社 福島県労働基準協会	社 佐賀県労働基準協会	社 静岡県薬剤師会(静岡県知事)	社 中部微生物研究所(愛知県知事)
社 喜多方労働基準協会	社 長崎県労働基準協会	財 愛知県学校給食会(愛知県知事)	財 三重食品分析開発センター(三重県知事)
社 相馬労働基準協会	社 熊本県労働基準協会	財 滋賀県薬剤師会(滋賀県知事)	社 京都微生物研究所(京都府知事)
社 会津労働基準協会	社 大分県労働基準協会	財 大阪食品衛生協会(大阪府知事)	財 兵庫県予防医学協会(兵庫県知事)
社 富岡労働基準協会	社 大分産業機械技能教育所	財 鳥取県保健事業団(鳥取県知事)	財 岡山県健康づくり財団(岡山県知事)
社 白河労働基準協会	社 宮崎労働基準協会	財 岡山県環境保健協会(岡山県知事)	財 徳島県薬剤師会(徳島県知事)
社 須賀川労働基準協会	社 鹿児島県労働基準協会	社 香川県薬剤師会(香川県知事)	社 高知県食品衛生協会(高知県知事)
社 福島労働基準協会	社 沖縄県労働基準協会	財 北九州市薬剤師会(福岡県知事)	財 北九州生活科学センター(福岡県知事)
社 郡山労働基準協会	社 日本溶接協会(経済産業省)	財 佐賀県環境科学検査協会(佐賀県知事)	財 長崎県食品衛生協会(長崎県知事)
社 茨城労働基準協会連合会	社 全国火薬類保安協会(経済産業省)	社 熊本県公衆衛生検査センター(熊本県知事)	社 鹿児島県食品衛生協会(鹿児島県知事)
社 栃木県労働基準協会連合会	社 九州機械工業振興会(経済産業省)	社 兵庫県薬剤師会(兵庫県知事)	財 愛知県学校給食会(愛知県知事)
社 コマツクレーン教育センター	社 日本陸石協会(経済産業省)	財 愛知県学校給食会(愛知県知事)	財 三重食品分析開発センター(三重県知事)
社 わたらせ技能講習センター	社 日本溶接技術センター(経済産業省)	財 滋賀県薬剤師会(滋賀県知事)	社 京都微生物研究所(京都府知事)
社 群馬労働基準協会連合会	社 日本篤工業連合会(国土交通省)	財 大阪食品衛生協会(大阪府知事)	財 鳥取県保健事業団(鳥取県知事)
社 太田労働基準協会	社 全国中小建築工事業団体連合会(国土交通省)	財 兵庫県予防医学協会(兵庫県知事)	財 岡山県健康づくり財団(岡山県知事)
社 前橋労働基準協会	社 鉄骨建設業協会(国土交通省)	財 鳥取県環境保健協会(鳥取県知事)	財 徳島県薬剤師会(徳島県知事)
社 高崎労働基準協会	社 日本橋梁建設協会(国土交通省)	財 岡山県健康づくり財団(岡山県知事)	社 香川県薬剤師会(香川県知事)
社 伊勢崎労働基準協会	社 札幌地方自動車整備振興会(国土交通省)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	社 高知県食品衛生協会(高知県知事)
社 川口地区労働基準協会	社 旭川地方自動車整備振興会(国土交通省)	財 北九州市薬剤師会(福岡県知事)	財 北九州生活科学センター(福岡県知事)
財 埼玉溶接技術協会	社 帯広地方自動車整備振興会(国土交通省)	財 佐賀県環境科学検査協会(佐賀県知事)	財 長崎県食品衛生協会(長崎県知事)
社 埼玉労働基準協会連合会	社 東京都自動車整備振興会(国土交通省)	社 熊本県薬剤師会(熊本県知事)	社 大分県薬剤師会(大分県知事)
財 江南クレーン技能教育所	社 千葉県自動車整備振興会(国土交通省)	財 宮崎県公衆衛生センター(宮崎県知事)	財 鹿児島県薬剤師会(鹿児島県知事)
社 川越地区労働基準協会	社 石川県自動車整備振興会(国土交通省)	財 鹿児島県環境保健協会(鹿児島県知事)	財 沖縄県環境科学センター(沖縄県知事)
社 春日部地区労働基準協会	財 尾道海技学院(国土交通省)	社 徳島県薬剤師会(徳島県知事)	
社 熊谷地区労働基準協会	社 北海道溶接協会(北海道知事)	社 香川県薬剤師会(香川県知事)	
社 秩父地区労働基準協会	社 北海道建築工事業組合連合会(北海道知事)	社 高知県食品衛生協会(高知県知事)	
社 行田地区労働基準協会	社 北見地域職業訓練センター運営協会(北海道知事)	財 北九州市薬剤師会(福岡県知事)	
財 埼玉健康づくり事業団	社 苫小牧地域職業訓練センター運営協会(北海道知事)	財 北九州生活科学センター(福岡県知事)	
社 千葉県労働基準協会連合会	社 留萌地域人材開発センター運営協会(北海道知事)	財 佐賀県環境科学検査協会(佐賀県知事)	
社 中央労働基準協会	社 日高地域人材開発センター運営協会(北海道知事)	社 長崎県食品衛生協会(長崎県知事)	
社 大田労働基準協会	社 富良野地域人材開発センター運営協会(北海道知事)	社 熊本県薬剤師会(熊本県知事)	
社 東京労働基準協会連合会	社 北海道林業機械化協会(北海道知事)	社 大分県薬剤師会(大分県知事)	
社 東京ボイラー技士協会	社 北海道土木工業連合会(北海道知事)	財 宮崎県公衆衛生センター(宮崎県知事)	
社 立川労働基準協会	社 青森県火薬類保安協会(青森県知事)	財 鹿児島県薬剤師会(鹿児島県知事)	
財 安全衛生普及センター	財 角川学園(宮城県知事)	社 鹿児島県食品衛生協会(鹿児島県知事)	
社 神奈川労務安全衛生協会	社 福島県火薬類保安協会(群馬県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 新潟県労働衛生医学協会	社 栃木県一般高圧ガス安全協会(栃木県知事)	社 鹿児島県食品衛生協会(鹿児島県知事)	
社 新潟県労働基準協会連合会	社 群馬県産工業連合会(群馬県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 新潟西蒲防炎防止協会	社 千葉県農工業会(千葉県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 富山県労働基準協会	社 東京電業協会(東京都知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 小松労働基準協会	社 東京都火薬類保安協会(東京都知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 七尾労働基準協会	社 東京都金属プレス工業会(東京都知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 加賀江沼産業懇話会	社 東京中小建築業協会(東京都知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 奥能登総合労働基準協会	社 東京都農工業会(東京都知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 石川県労働基準協会連合会	社 東京都板金工業組合(東京都知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 福井県労働基準協会	社 新潟県建築組合連合会(新潟県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 山梨県労働基準協会連合会	社 富山県建築組合連合会(富山県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 長野県労働基準協会連合会	社 長野県砂利採石業協会(長野県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 中部労働技能教育センター	社 愛知県技能士会連合会(愛知県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 岐阜県労働基準協会連合会	社 愛知県金属プレス工業会(愛知県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	
社 静岡労働基準協会連合会	社 愛知県農林公社植木管理事務所(愛知県知事)	財 徳島県環境保健協会(徳島県知事)	

③貨物自動車運送事業法(第38条第1項、第39条)	④スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程(第1条第1項)	⑤水道法(第20条第3項)	⑥水道法(第34条の2第2項)
社北海道トラック協会	財日本体育施設協会	財日本環境衛生センター	財日本環境衛生センター
社青森県トラック協会	財日本レクリエーション協会	財食品薬品安全センター	財ビル管理教育センター
社岩手県トラック協会	財日本ユース・ホステル協会	財阪大微生物病研究会(文部科学省)	社日本食品衛生協会
社宮城県トラック協会	財日本サイクリング協会	財日本食品分析センター(農林水産省)	財食品薬品安全センター
社秋田県トラック協会	財社会スポーツセンター	財東海技術センター(経済産業省)	財山口県予防保健協会
社山形県トラック協会	財日本スポーツクラブ協会	財山口県予防保健協会	財日本食品分析センター(農林水産省)
社福島県トラック協会	財日本職業スキー教師協会	財北海道薬剤師会公衆衛生検査センター(北海道知事)	財化学物質評価研究機構(経済産業省)
社茨城県トラック協会	財日本ゲートボール連合	社青森県薬剤師会(青森県知事)	財日本文化用品安全試験所(経済産業省)
社栃木県トラック協会	社日本スイミングクラブ協会	社岩手県薬剤師会(岩手県知事)	財関西環境管理技術センター(経済産業省)
社群馬県トラック協会	財日本健康スポーツ連盟	財宮城県公衆衛生協会(宮城県知事)	財札幌市水道サービス協会(北海道知事)
社埼玉県トラック協会	財日本プロテニス協会	財宮城県公衆衛生検査センター(宮城県知事)	財旭川市水道協会(北海道知事)
社千葉県トラック協会	社日本キャンプ協会	財秋田県総合保健事業団(秋田県知事)	財函館市水道サービス協会(北海道知事)
社東京都トラック協会	社日本オリエンテーリング協会	財山形県理化学分析センター(山形県知事)	社青森県薬剤師会(青森県知事)
社神奈川県トラック協会	財日本体育協会	財福島県保健衛生協会(福島県知事)	社岩手県薬剤師会(岩手県知事)
社新潟県トラック協会	財全日本軟式野球連盟	財茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター(茨城県知事)	財宮城県公衆衛生協会(宮城県知事)
社富山県トラック協会	財全日本弓道連盟	財栃木県保健衛生事業団(栃木県知事)	財仙台市水道サービス公社(宮城県知事)
社石川県トラック協会	財日本ラグビーフットボール協会	財栃木県環境技術協会(栃木県知事)	財秋田県総合保健事業団(秋田県知事)
社福井県トラック協会	財日本セーリング連盟	社群馬県薬剤師会(群馬県知事)	財山形県理化学分析センター(山形県知事)
社山梨県トラック協会	社日本ボート協会	社埼玉環境検査研究協会(埼玉県知事)	財福島県保健衛生協会(福島県知事)
社長野県トラック協会	財日本レスリング協会	財千葉県薬剤師会検査センター(千葉県知事)	財茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター(茨城県知事)
社岐阜県トラック協会	財全日本なぎなた連盟	財千葉県環境財団(千葉県知事)	財栃木県保健衛生事業団(栃木県知事)
社静岡県トラック協会	社日本山岳協会	財東京顕微鏡院(東京都知事)	社群馬県薬剤師会(群馬県知事)
社愛知県トラック協会	財全日本空手道連盟	社東京都食品衛生協会(東京都知事)	社埼玉県環境検査研究協会(埼玉県知事)
社三重県トラック協会	財全日本銃剣道連盟	財東京都予防医学協会(東京都知事)	財千葉県薬剤師会検査センター(千葉県知事)
社滋賀県トラック協会	財日本体操協会	財神奈川県予防医学協会(神奈川県知事)	財東京都予防医学協会(東京都知事)
社京都府トラック協会	社日本アマチュアボクシング連盟	財北里環境科学センター(神奈川県知事)	財東京顕微鏡院(東京都知事)
社大阪府トラック協会	財日本陸上競技連盟	社神奈川県薬剤師会(神奈川県知事)	社杉並区薬剤師会(東京都知事)
社兵庫県トラック協会	社日本ラッフル射撃協会	社上越環境科学センター(新潟県知事)	社東京都食品衛生協会(東京都知事)
社奈良県トラック協会	財日本相撲連盟	財新潟県環境分析センター(新潟県知事)	社東京都薬剤師会(東京都知事)
社和歌山県トラック協会	財全日本剣道連盟	財二市北蒲原総合健康開発センター(新潟県知事)	社足立区薬剤師会(東京都知事)
社鳥取県トラック協会	財日本ソフトボール協会	財新潟県保健衛生センター(新潟県知事)	社東京都環境衛生協会(東京都知事)
社島根県トラック協会	財全日本ボウリング協会	財新潟県環境衛生研究所(新潟県知事)	財北里環境科学センター(神奈川県知事)
社岡山県トラック協会	財全日本スキー連盟	社新潟県環境衛生中央研究所(新潟県知事)	社神奈川県保健協会(神奈川県知事)
社広島県トラック協会	財日本バレーボール協会	社県央研究所(新潟県知事)	財神奈川県予防医学協会(神奈川県知事)
社山口県トラック協会	財日本水泳連盟	社富山県薬剤師会(富山県知事)	社神奈川県薬剤師会(神奈川県知事)
社香川県トラック協会	財日本ソフトテニス連盟	財北陸保健衛生研究所(石川県知事)	財新潟県環境衛生研究所(新潟県知事)
社徳島県トラック協会	財日本サッカー協会	社石川県薬剤師会(石川県知事)	財新潟県保健衛生センター(新潟県知事)
社愛媛県トラック協会	社日本ウエイトリフティング協会	財石川県予防医学協会(石川県知事)	財上越環境科学センター(新潟県知事)
社高知県トラック協会	財日本自転車競技連盟	社北陸公衆衛生研究所(福井県知事)	社富山県薬剤師会(富山県知事)
社福岡県トラック協会	財日本バスケケットボール協会	社山梨県食品衛生協会(山梨県知事)	財石川県予防医学協会(石川県知事)
社佐賀県トラック協会	財日本卓球協会	社長野県食品衛生協会(長野県知事)	社石川県薬剤師会(石川県知事)
社長崎県トラック協会	社日本カヌー連盟	社長野市薬剤師会(長野県知事)	財北陸公衆衛生研究所(福井県知事)
社熊本県トラック協会	財日本ホッケー協会	社上田薬剤師会(長野県知事)	社山梨県薬剤師会(山梨県知事)
社大分県トラック協会	財日本テニス協会	社上伊那薬剤師会(長野県知事)	社長野市薬剤師会(長野県知事)
社宮崎県トラック協会	社日本プロゴルフ協会	社長野市薬剤師会(長野県知事)	財岐阜県公衆衛生検査センター(岐阜県知事)
社鹿児島県トラック協会	財日本ハンドボール協会	財中部公衆衛生研究所(長野県知事)	財静岡県生活科学検査センター(静岡県知事)
社沖縄県トラック協会	財日本バドミントン協会	財岐阜県公衆衛生検査センター(岐阜県知事)	社愛知県薬剤師会(愛知県知事)
	財日本スケート連盟	財静岡県生活科学検査センター(静岡県知事)	財中部微生物研究所(愛知県知事)
	財全日本柔道連盟	社浜松市薬剤師会(静岡県知事)	財三重県環境保全事業団(三重県知事)
	社全日本アーチェリー連盟	財中部微生物研究所(愛知県知事)	社滋賀県薬剤師会(滋賀県知事)
	社日本フェンシング協会	社愛知県薬剤師会(愛知県知事)	社京都保健衛生協会(京都府知事)
	社日本カーリング協会	財三重食品分析開発センター(三重県知事)	財京都微生物研究所(京都府知事)
	社日本エアロビック連盟	財三重県環境保全事業団(三重県知事)	財関西環境開発センター(大阪府知事)
	社日本馬術連盟(農林水産省)	社滋賀県薬剤師会(滋賀県知事)	財大阪防疫協会(大阪府知事)
		社京都微生物研究所(京都府知事)	財大阪市水道技術協会(大阪府知事)
		財大阪府薬剤師会(大阪府知事)	財西宮市水道サービス協会(兵庫県知事)
		財ひょうご環境創造協会(兵庫県知事)	社兵庫県薬剤師会(兵庫県知事)
		財兵庫県予防医学協会(兵庫県知事)	財兵庫県予防医学協会(兵庫県知事)
		社和歌山県薬剤師会(和歌山県知事)	財姫路市医師会(兵庫県知事)
		財鳥取県保健事業団(鳥取県知事)	社奈良県薬剤師会(奈良県知事)
		財島根県環境保健公社(島根県知事)	財鳥取県保健事業団(鳥取県知事)
		財岡山県健康づくり財団(岡山県知事)	社島根県水道協会(島根県知事)
		財広島県環境保健協会(広島県知事)	財岡山県健康づくり財団(岡山県知事)
		社徳島県薬剤師会(徳島県知事)	財広島県環境保健協会(広島県知事)
		社香川県薬剤師会(香川県知事)	社下関市薬剤師会(山口県知事)
		財愛媛県総合保健協会(愛媛県知事)	社徳島県薬剤師会(徳島県知事)
		社高知県食品衛生協会(高知県知事)	社香川県薬剤師会(香川県知事)
		財北九州生活科学センター(福岡県知事)	財愛媛県総合保健協会(愛媛県知事)
		財九州環境管理協会(福岡県知事)	財高知県環境検査センター(高知県知事)
		財有明環境整備公社(福岡県知事)	社飯塚薬剤師会(福岡県知事)
		社北九州市薬剤師会(福岡県知事)	財北九州生活科学センター(福岡県知事)
		財佐賀県環境科学検査協会(佐賀県知事)	社北九州市薬剤師会(福岡県知事)
		社長崎県食品衛生協会(長崎県知事)	社福岡市薬剤師会(福岡県知事)
		社熊本県薬剤師会(熊本県知事)	財福岡市水道サービス公社(福岡県知事)
		社大分県薬剤師会(大分県知事)	財北九州市環境整備協会(福岡県知事)
		財宮崎県公衆衛生センター(宮崎県知事)	財北九州上下水道協会(福岡県知事)
		財鹿児島県環境技術協会(鹿児島県知事)	社久留米三井薬剤師会(福岡県知事)
		社鹿児島県薬剤師会(鹿児島県知事)	財佐賀県環境科学検査協会(佐賀県知事)
		財沖縄県環境科学センター(沖縄県知事)	社長崎県食品衛生協会(長崎県知事)
			社大分県薬剤師会(大分県知事)
			財宮崎県公衆衛生センター(宮崎県知事)
			社鹿児島県薬剤師会(鹿児島県知事)
			財沖縄県環境科学センター(沖縄県知事)

⑦薬事法施行規則等(第11条第1項等)
社 日本薬業貿易協会
社 日本食品衛生協会
財 畜産生物科学安全研究所
財 食品薬品安全センター
財 日本食品分析センター(農林水産省)
社 日本油料検定協会(農林水産省、国土交通省)
財 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター(北海道知事)
社 青森県薬剤師会(青森県知事)
社 岩手県薬剤師会(岩手県知事)
社 宮城県薬剤師会(宮城県知事)
社 秋田県薬剤師会(秋田県知事)
社 山形県薬剤師会(山形県知事)
社 福島県薬剤師会(福島県知事)
財 茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター(茨城県知事)
社 栃木県薬剤師会(栃木県知事)
社 群馬県薬剤師会(群馬県知事)
社 埼玉県薬剤師会(埼玉県知事)
社 東京都食品衛生協会(東京都知事)
社 東京都薬剤師会(東京都知事)
社 神奈川県薬剤師会(神奈川県知事)
社 新潟県薬剤師会(新潟県知事)
財 新潟県環境衛生研究所(新潟県知事)
社 富山市薬剤師会(富山県知事)
社 石川県薬剤師会(石川県知事)
財 北陸公衆衛生研究所(福井県知事)
社 山梨県薬剤師会(山梨県知事)
社 長野市薬剤師会(長野県知事)
社 上田薬剤師会(長野県知事)
社 上伊那薬剤師会(長野県知事)
社 長野県薬剤師会(長野県知事)
財 岐阜県公衆衛生検査センター(岐阜県知事)
財 静岡県生活科学検査センター(静岡県知事)
社 浜松市薬剤師会(静岡県知事)
社 愛知県薬剤師会(愛知県知事)
社 三重県薬剤師会(三重県知事)
社 滋賀県薬剤師会(滋賀県知事)
社 京都府薬剤師会(京都府知事)
社 大阪府薬剤師会(大阪府知事)
社 大阪食品衛生協会(大阪府知事)
社 兵庫県薬剤師会(兵庫県知事)
社 和歌山県薬剤師会(和歌山県知事)
社 鳥取県薬剤師会(鳥取県知事)
社 島根県薬剤師会(島根県知事)
社 岡山県薬剤師会(岡山県知事)
社 広島県薬事衛生会館(広島県知事)
社 下関市薬剤師会(山口県知事)
社 徳島県薬剤師会(徳島県知事)
社 香川県薬剤師会(香川県知事)
社 愛媛県薬剤師会(愛媛県知事)
社 高知県薬剤師会(高知県知事)
社 北九州市薬剤師会(福岡県知事)
社 福岡市薬剤師会(福岡県知事)
社 佐賀県薬剤師会(佐賀県知事)
社 長崎県薬剤師会(長崎県知事)
社 熊本県薬剤師会(熊本県知事)
社 大分県薬剤師会(大分県知事)
社 宮崎県薬剤師会(宮崎県知事)
社 鹿児島県薬剤師会(鹿児島県知事)
社 沖縄県薬剤師会(沖縄県知事)

資料 86 行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等の種別（府省別）

			指 定 条 項 数					
			うち 法 律	うち 政 令	うち 府省令	うち 告 示	うち 通 達	うち そ の 他
全 体		330	248	2	75	3	2	0
			75.2%	0.6%	22.7%	0.9%	0.6%	0.0%
委 託 等	合 計	216	201	1	11	1	2	0
			93.1%	0.5%	5.1%	0.5%	0.9%	0.0%
	検 査 等	137	127	0	9	1	0	0
			92.7%	0.0%	6.6%	0.7%	0.0%	0.0%
	検査等以外	79	74	1	2	0	2	0
			93.7%	1.3%	2.5%	0.0%	2.5%	0.0%
推 薦 等	合 計	114	47	1	64	2	0	0
			41.2%	0.9%	56.1%	1.8%	0.0%	0.0%
	検 査 等	108	44	1	61	2	0	0
			40.7%	0.9%	56.5%	1.9%	0.0%	0.0%
	検査等以外	6	3	0	3	0	0	0
			50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-	
警 察 庁	1	0	0	1	0	0	0	
防 衛 庁	-	-	-	-	-	-	-	
金 融 庁	3	3	0	0	0	0	0	
総 務 省	19	15	0	4	0	0	0	
法 務 省	4	1	0	0	3	0	0	
外 務 省	-	-	-	-	-	-	-	
財 務 省	-	-	-	-	-	-	-	
文 部 科 学 省	21	18	0	3	0	0	0	
厚 生 労 働 省	86	67	0	19	0	0	0	
農 林 水 産 省	14	13	1	0	0	0	0	
経 済 産 業 省	57	52	0	5	0	0	0	
国 土 交 通 省	119	75	1	41	0	2	0	
環 境 省	17	15	0	2	0	0	0	

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。  
 2 「全体」、「委託等」及び「推薦等」の欄の指定条項数は、共管による重複を除いた実数である。



## 資料 87 行政委託型法人等一覧（都道府県）

(注) 「分類」：指定事業の分類。1 検査等事業の委託等 2 検査等事業以外の事業の委託等 3 検査等事業の推薦等 4 検査等事業以外の事業の推薦等  
 「規定」：根拠法令のレベル。1 法律 2 政令 3 府省令 4 告示 5 通達 6 その他  
 「年次」：指定条項が施行された年次

### 1 法律等により各都道府県が委託している事務・事業

#### (1) 各都道府県が共通して国所管法人に委託等している事務・事業

平成15年10月1日現在

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
3	1	クリーニング業法	第8条の2第1項 第8条の3	H元	クリーニング師研修 クリーニング業務従事者講習	財	全国生活衛生営業指導センター	
3	1	理容師法	第11条の4第2項	S43	管理理容師資格認定講習会	財	理容師美容師試験研修センター	
3	1	美容師法	第12条の3第2項	S43	管理美容師資格認定講習会	財	理容師美容師試験研修センター	
1	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第20条第5項	S60	遊技機の型式試験事務	財	保安電子通信技術協会	国家公安委員会が法人指定
1	1	宅地建物取引業法	第16条の2第1項	S62	宅地建物取引主任者資格試験	財	不動産適正取引推進機構	国土交通大臣が法人指定
1	1	建築士法	第15条の17第1項	S59	二級建築士試験・木造建築士試験	財	建築技術教育普及センター	
1	1	行政書士法	第4条第1項	H12	行政書士試験	財	行政書士試験研究センター	総務大臣が法人指定
1	1	消防法	第13条の5第1項 第17条の9	S59	危険物取扱者試験 消防設備士試験	財	消防試験研究センター	
2	1	住民基本台帳法	第30条の10第1項	H11	住民基本台帳ネットワークに係る事務	財	地方自治情報センター	

#### (2) 都道府県所管法人に等に委託等している事務・事業

平成15年10月1日現在

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
2	1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第31条第1項	H4	暴力団員による不当な要求の被害を防止するために必要な業務を行う者による事業者等に対する講習	財	北海道暴力団放センター	北海道公安委員会が法人指定
						財	暴力団放青森県民会議	青森県公安委員会が法人指定
						財	岩手県暴力団放県民会議	岩手県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放宮城県民会議	宮城県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放秋田県民会議	秋田県公安委員会が法人指定
						財	山形県暴力団放運動推進センター	山形県公安委員会が法人指定
						財	茨城県暴力団放推進センター	茨城県公安委員会が法人指定
						財	栃木県暴力団放県民センター	栃木県公安委員会が法人指定
						財	群馬県暴力団放県民会議	群馬県公安委員会が法人指定
						財	埼玉県暴力団放・薬物乱用防止センター	埼玉県公安委員会が法人指定
						財	千葉県暴力団放県民会議	千葉県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放運動推進都民センター	東京都公安委員会が法人指定
						財	神奈川県暴力団放推進センター	神奈川県公安委員会が法人指定
						財	新潟県暴力団放運動推進センター	新潟県公安委員会が法人指定
						財	富山県暴力団放運動推進センター	富山県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放石川県民会議	石川県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放福井県民会議	福井県公安委員会が法人指定
						財	山梨県暴力団放県民会議	山梨県公安委員会が法人指定
						財	長野県暴力団放県民センター	長野県公安委員会が法人指定
						財	岐阜県暴力団放推進センター	岐阜県公安委員会が法人指定
						財	静岡県暴力団放運動推進センター	静岡県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放愛知県民会議	愛知県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放三重県民センター	三重県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放滋賀県民会議	滋賀県公安委員会が法人指定
						財	京都府暴力団放運動推進センター	京都府公安委員会が法人指定
						財	大阪府暴力団放推進センター	大阪府公安委員会が法人指定
						財	暴力団放兵庫県民センター	兵庫県公安委員会が法人指定
						財	奈良県暴力団放県民センター	奈良県公安委員会が法人指定
						財	和歌山県暴力団放県民センター	和歌山県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放鳥取県民会議	鳥取県公安委員会が法人指定
						財	鳥取県暴力団放県民センター	鳥取県公安委員会が法人指定
						財	岡山県暴力団放運動推進センター	岡山県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放広島県民会議	広島県公安委員会が法人指定
						財	山口県暴力団放県民会議	山口県公安委員会が法人指定
						財	徳島県暴力団放県民センター	徳島県公安委員会が法人指定
						財	香川県暴力団放運動推進センター	香川県公安委員会が法人指定
						財	愛媛県暴力団放推進センター	愛媛県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放高知県民センター	高知県公安委員会が法人指定
						財	福岡県暴力団放運動推進センター	福岡県公安委員会が法人指定
						財	佐賀県暴力団放運動推進センター	佐賀県公安委員会が法人指定
						財	長崎県暴力団放県民会議	長崎県公安委員会が法人指定
						財	熊本県暴力団放協議会	熊本県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放大分県民会議	大分県公安委員会が法人指定
						財	宮崎県暴力団放県民会議	宮崎県公安委員会が法人指定
						財	鹿児島県暴力団放県民会議	鹿児島県公安委員会が法人指定
						財	暴力団放沖縄県民会議	沖縄県公安委員会が法人指定
						2	1	道路交通法
財	青森県交通安全協会	青森県公安委員会が法人指定						
社	岩手県交通安全協会	岩手県公安委員会が法人指定						
社	宮城県交通安全協会	宮城県公安委員会が法人指定						
社	秋田県交通安全協会	秋田県公安委員会が法人指定						
財	山形県交通安全協会	山形県公安委員会が法人指定						
社	福島県交通安全協会	福島県公安委員会が法人指定						
財	茨城県交通安全協会	茨城県公安委員会が法人指定						
財	栃木県交通安全協会	栃木県公安委員会が法人指定						
財	群馬県交通安全協会連合会	群馬県公安委員会が法人指定						
財	埼玉県交通安全協会	埼玉県公安委員会が法人指定						
財	千葉県交通安全協会連合会	千葉県公安委員会が法人指定						
財	東京都交通安全協会	東京都公安委員会が法人指定						
財	神奈川県交通安全協会	神奈川県公安委員会が法人指定						
財	新潟県交通安全協会	新潟県公安委員会が法人指定						
財	富山県交通安全協会	富山県公安委員会が法人指定						
財	石川県交通安全協会	石川県公安委員会が法人指定						

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考																																																																																																																																	
2	1	道路交通法	第51条の3第1項	S62	車両の移動及び保管に関する事務	社	福井県公安委員会が法人指定																																																																																																																																		
			財	山梨県交通安全協会	山梨県公安委員会が法人指定	財	長野県交通安全協会連合会	長野県公安委員会が法人指定	財	岐阜県交通安全協会	岐阜県公安委員会が法人指定	財	静岡県交通安全協会	静岡県公安委員会が法人指定	財	愛知県交通安全協会	愛知県公安委員会が法人指定	財	三重県交通安全協会	三重県公安委員会が法人指定	財	滋賀県交通安全協会	滋賀県公安委員会が法人指定	財	京都府交通安全協会	京都府公安委員会が法人指定	財	大阪府交通安全協会	大阪府公安委員会が法人指定	財	兵庫県交通安全協会	兵庫県公安委員会が法人指定	財	奈良県交通安全協会	奈良県公安委員会が法人指定	財	和歌山県交通安全協会	和歌山県公安委員会が法人指定	財	鳥取県交通安全協会	鳥取県公安委員会が法人指定	財	島根県交通安全協会	島根県公安委員会が法人指定	財	岡山県交通安全協会	岡山県公安委員会が法人指定	財	広島県交通安全協会	広島県公安委員会が法人指定	財	山口県交通安全協会	山口県公安委員会が法人指定	社	徳島県交通安全協会	徳島県公安委員会が法人指定	財	香川県交通安全協会	香川県公安委員会が法人指定	社	愛媛県交通安全協会	愛媛県公安委員会が法人指定	社	高知県交通安全協会	高知県公安委員会が法人指定	財	福岡県交通安全協会	福岡県公安委員会が法人指定	財	佐賀県交通安全協会	佐賀県公安委員会が法人指定	財	長崎県交通安全協会	長崎県公安委員会が法人指定	財	熊本県交通安全協会	熊本県公安委員会が法人指定	財	大分県交通安全協会	大分県公安委員会が法人指定	財	宮崎県交通安全協会	宮崎県公安委員会が法人指定	財	鹿児島県交通安全協会	鹿児島県公安委員会が法人指定	財	沖縄県交通安全協会連合会	沖縄県公安委員会が法人指定																																																
2	1		第108条の31第1項	H10	道路又は交通の状況についての調査及び道路における工作物又は物件の設置の状況についての調査	財	北海道交通安全協会	北海道公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
			財	青森県交通安全協会	青森県公安委員会が法人指定	社	岩手県交通安全協会	岩手県公安委員会が法人指定	社	宮城県交通安全協会	宮城県公安委員会が法人指定	社	秋田県交通安全協会	秋田県公安委員会が法人指定	財	山形県交通安全協会	山形県公安委員会が法人指定	社	福島県交通安全協会	福島県公安委員会が法人指定	財	茨城県交通安全協会	茨城県公安委員会が法人指定	財	栃木県交通安全協会	栃木県公安委員会が法人指定	財	群馬県交通安全協会連合会	群馬県公安委員会が法人指定	財	埼玉県交通安全協会	埼玉県公安委員会が法人指定	財	千葉県交通安全協会連合会	千葉県公安委員会が法人指定	財	東京都交通安全協会	東京都公安委員会が法人指定	財	神奈川県交通安全協会	神奈川県公安委員会が法人指定	財	新潟県交通安全協会	新潟県公安委員会が法人指定	財	富山県交通安全協会	富山県公安委員会が法人指定	財	石川県交通安全協会	石川県公安委員会が法人指定	社	福井県交通安全協会	福井県公安委員会が法人指定	財	山梨県交通安全協会	山梨県公安委員会が法人指定	財	長野県交通安全協会連合会	長野県公安委員会が法人指定	財	岐阜県交通安全協会	岐阜県公安委員会が法人指定	財	静岡県交通安全協会	静岡県公安委員会が法人指定	財	愛知県交通安全協会	愛知県公安委員会が法人指定	財	三重県交通安全協会	三重県公安委員会が法人指定	財	滋賀県交通安全協会	滋賀県公安委員会が法人指定	財	京都府交通安全協会	京都府公安委員会が法人指定	財	大阪府交通安全協会	大阪府公安委員会が法人指定	財	兵庫県交通安全協会	兵庫県公安委員会が法人指定	財	奈良県交通安全協会	奈良県公安委員会が法人指定	財	和歌山県交通安全協会	和歌山県公安委員会が法人指定	財	鳥取県交通安全協会	鳥取県公安委員会が法人指定	財	島根県交通安全協会	島根県公安委員会が法人指定	財	岡山県交通安全協会	岡山県公安委員会が法人指定	財	広島県交通安全協会	広島県公安委員会が法人指定	財	山口県交通安全協会	山口県公安委員会が法人指定	社	徳島県交通安全協会	徳島県公安委員会が法人指定	財	香川県交通安全協会	香川県公安委員会が法人指定	社	愛媛県交通安全協会	愛媛県公安委員会が法人指定	社	高知県交通安全協会	高知県公安委員会が法人指定	財	福岡県交通安全協会	福岡県公安委員会が法人指定	財	佐賀県交通安全協会	佐賀県公安委員会が法人指定	財	長崎県交通安全協会	長崎県公安委員会が法人指定	財	熊本県交通安全協会	熊本県公安委員会が法人指定	財	大分県交通安全協会	大分県公安委員会が法人指定	財	宮崎県交通安全協会	宮崎県公安委員会が法人指定	財	鹿児島県交通安全協会	鹿児島県公安委員会が法人指定
1	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第39条第2項	S60	風俗営業の許可申請に係る営業所の構造設備又は場所に関する調査、風俗営業の構造・設備の変更・承認申請に係る調査	財	北海道防犯団体連合会	北海道公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	青森県防犯協会連合会	青森県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	岩手県防犯協会連合会	岩手県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	宮城県防犯協会連合会	宮城県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	秋田県防犯協会連合会	秋田県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	山形県防犯協会連合会	山形県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	福島県防犯協会連合会	福島県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						財	茨城県防犯協会	茨城県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	栃木県防犯協会	栃木県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	埼玉県防犯協会連合会	埼玉県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						財	東京都防犯協会連合会	東京都公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	神奈川県防犯協会連合会	神奈川県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	新潟県防犯協会	新潟県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						財	富山県防犯協会	富山県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	石川県防犯協会連合会	石川県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						社	福井県防犯協会	福井県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	
						財	山梨県防犯協会	山梨県公安委員会が法人指定																																																																																																																																	

付属資料

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
1	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第39条第2項	S60	風俗営業の許可申請に係る営業所の構造設備又は場所に関する調査、風俗営業の構造・設備の変更・承認申請に係る調査	社	長野県防犯協会連合会	長野県公安委員会が法人指定
						財	岐阜県防犯協会	岐阜県公安委員会が法人指定
2	1	浄化槽法	第57条第1項	S60	風俗営業の営業所の管理者に対する講習の実施	社	静岡県防犯協会連合会	静岡県公安委員会が法人指定
						社	愛知県防犯協会連合会	愛知県公安委員会が法人指定
						社	三重県防犯協会連合会	三重県公安委員会が法人指定
						社	滋賀県防犯協会	滋賀県公安委員会が法人指定
						社	京都府防犯協会連合会	京都府公安委員会が法人指定
						社	大阪府防犯協会連合会	大阪府公安委員会が法人指定
						社	兵庫県防犯協会連合会	兵庫県公安委員会が法人指定
						財	奈良県防犯協会	奈良県公安委員会が法人指定
						財	和歌山県防犯協議会連合会	和歌山県公安委員会が法人指定
						社	岡山県防犯協会	岡山県公安委員会が法人指定
						財	香川県防犯協会連合会	香川県公安委員会が法人指定
						社	高知県防犯協会	高知県公安委員会が法人指定
						社	福岡県防犯協会連合会	福岡県公安委員会が法人指定
						財	佐賀県防犯協会	佐賀県公安委員会が法人指定
						社	長崎県防犯協会連合会	長崎県公安委員会が法人指定
						社	熊本県防犯協会連合会	熊本県公安委員会が法人指定
						財	大分県防犯協会	大分県公安委員会が法人指定
						財	宮崎県防犯協会連合会	宮崎県公安委員会が法人指定
						財	鹿児島県防犯協会	鹿児島県公安委員会が法人指定
						財	沖縄県防犯協会連合会	沖縄県公安委員会が法人指定
						財	北海道防犯団体連合会	北海道公安委員会が法人指定
						社	青森県防犯協会連合会	青森県公安委員会が法人指定
						社	岩手県防犯協会連合会	岩手県公安委員会が法人指定
						社	宮城県防犯協会連合会	宮城県公安委員会が法人指定
						社	秋田県防犯協会連合会	秋田県公安委員会が法人指定
						社	山形県防犯協会連合会	山形県公安委員会が法人指定
						社	福島県防犯協会連合会	福島県公安委員会が法人指定
						財	茨城県防犯協会	茨城県公安委員会が法人指定
						社	栃木県防犯協会	栃木県公安委員会が法人指定
						財	群馬県防犯協会	群馬県公安委員会が法人指定
						社	埼玉県防犯協会連合会	埼玉県公安委員会が法人指定
						社	千葉県防犯協会	千葉県公安委員会が法人指定
						財	東京都防犯協会連合会	東京都公安委員会が法人指定
						社	神奈川県防犯協会連合会	神奈川県公安委員会が法人指定
						社	新潟県防犯協会	新潟県公安委員会が法人指定
						財	富山県防犯協会	富山県公安委員会が法人指定
						社	石川県防犯協会連合会	石川県公安委員会が法人指定
						社	福井県防犯協会	福井県公安委員会が法人指定
						財	山梨県防犯協会	山梨県公安委員会が法人指定
						社	長野県防犯協会連合会	長野県公安委員会が法人指定
						財	岐阜県防犯協会	岐阜県公安委員会が法人指定
						社	静岡県防犯協会連合会	静岡県公安委員会が法人指定
						社	愛知県防犯協会連合会	愛知県公安委員会が法人指定
						社	三重県防犯協会連合会	三重県公安委員会が法人指定
						社	滋賀県防犯協会	滋賀県公安委員会が法人指定
						社	京都府防犯協会連合会	京都府公安委員会が法人指定
						社	大阪府防犯協会連合会	大阪府公安委員会が法人指定
						社	兵庫県防犯協会連合会	兵庫県公安委員会が法人指定
						財	奈良県防犯協会	奈良県公安委員会が法人指定
						財	和歌山県防犯協議会連合会	和歌山県公安委員会が法人指定
						社	鳥取県防犯連合会	鳥取県公安委員会が法人指定
						社	島根県防犯連合会	島根県公安委員会が法人指定
						社	岡山県防犯協会	岡山県公安委員会が法人指定
						社	広島県防犯連合会	広島県公安委員会が法人指定
						社	山口県防犯連合会	山口県公安委員会が法人指定
						社	徳島県防犯連合会	徳島県公安委員会が法人指定
						財	香川県防犯協会連合会	香川県公安委員会が法人指定
						社	愛媛県防犯協会連合会	愛媛県公安委員会が法人指定
						社	高知県防犯協会	高知県公安委員会が法人指定
						社	福岡県防犯協会連合会	福岡県公安委員会が法人指定
						財	佐賀県防犯協会	佐賀県公安委員会が法人指定
						社	長崎県防犯協会連合会	長崎県公安委員会が法人指定
						社	熊本県防犯協会連合会	熊本県公安委員会が法人指定
						財	大分県防犯協会	大分県公安委員会が法人指定
						財	宮崎県防犯協会連合会	宮崎県公安委員会が法人指定
						財	鹿児島県防犯協会	鹿児島県公安委員会が法人指定
						財	沖縄県防犯協会連合会	沖縄県公安委員会が法人指定
						社	北海道浄化槽協会	北海道知事が法人指定
						社	青森県浄化槽検査センター	青森県知事が法人指定
						社	岩手県浄化槽協会	岩手県知事が法人指定
						社	宮城県生活環境事業協会	宮城県知事が法人指定
						財	秋田県総合保健事業団	秋田県知事が法人指定
						社	山形県水質保全協会	山形県知事が法人指定
						財	山形県理化学分析センター	山形県知事が法人指定
						社	福島県浄化槽協会	福島県知事が法人指定
						社	茨城県水質保全協会	茨城県知事が法人指定
						社	栃木県浄化槽協会	栃木県知事が法人指定
						財	群馬県環境検査事業団	群馬県知事が法人指定
						社	埼玉県浄化槽協会	埼玉県知事法人指定
						社	埼玉県環境検査研究協会	埼玉県知事が法人指定
						社	千葉県浄化槽検査センター	千葉県知事が法人指定
						社	東京都浄化槽協会	東京都知事が法人指定
						財	日本環境衛生センター	
						社	神奈川県業判師会	
						社	神奈川県生活水保全協会	神奈川県知事が法人指定
						財	神奈川県労働衛生福祉協会	
						社	神奈川県保健協会	

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考						
1	1	浄化槽法	第57条第1項	S60	浄化槽の水質に関する検査	財	上越環境科学センター	新潟県知事が法人指定						
						財	新潟県環境分析センター							
						社	県央研究所							
						財	二市北蒲原郡総合健康開発センター							
						財	新潟県保健衛生センター							
						財	新潟県環境衛生研究所							
						社	新潟県環境衛生中央研究所							
						社	富山県浄化槽協会		富山県知事が法人指定					
						社	石川県浄化槽協会		石川県知事が法人指定					
						財	北陸公衆衛生研究所		福井県知事が法人指定					
						社	山梨県浄化槽協会		山梨県知事が法人指定					
						社	長野県浄化槽協会		長野県知事が法人指定					
						財	岐阜県環境管理技術センター		岐阜県知事が法人指定					
						財	静岡県生活科学検査センター		静岡県知事が法人指定					
						社	愛知県薬剤師会		愛知県知事が法人指定					
						社	愛知県浄化槽協会							
						財	中部微生物研究所							
						社	三重県水質保全協会		三重県知事が法人指定					
						社	滋賀県生活環境事業協会		滋賀県知事が法人指定					
						社	京都保健衛生協会		京都府知事が法人指定					
						社	京都微生物研究所							
						社	大阪府環境水質指導協会		大阪府知事が法人指定					
						社	兵庫県水質保全センター		兵庫県知事が法人指定					
						社	奈良県環境保全協会		奈良県知事が法人指定					
						社	和歌山県水質保全センター		和歌山県知事が法人指定					
						財	鳥取県保健事業団		鳥取県知事が法人指定					
						社	島根県浄化槽普及管理センター		島根県知事が法人指定					
						社	岡山環境検査センター		岡山県知事が法人指定					
						社	倉敷環境検査センター							
						財	岡山県健康づくり財団							
						社	広島県環境保全センター		広島県知事が法人指定					
						社	山口県浄化槽協会		山口県知事が法人指定					
						社	徳島県環境技術センター		徳島県知事が法人指定					
						社	香川県浄化槽センター		香川県知事が法人指定					
						社	愛媛県浄化槽管理センター		愛媛県知事が法人指定					
						財	高知県環境検査センター		高知県知事が法人指定					
						財	福岡県浄化槽協会		福岡県知事が法人指定					
						財	北九州市環境整備協会							
						財	有明環境整備公社							
						財	佐賀県環境科学検査協会		佐賀県知事が法人指定					
						財	長崎県浄化槽協会		長崎県知事が法人指定					
						社	熊本県浄化槽協会		熊本県知事が法人指定					
						財	大分県環境管理協会		大分県知事が法人指定					
						財	宮崎県環境科学協会		宮崎県知事が法人指定					
						財	鹿児島県環境検査センター		鹿児島県知事が法人指定					
						社	沖縄県環境整備協会		沖縄県知事が法人指定					
						2	1		調理師法	第5条の2第2項	H5	調理師就業届出受理業務	社	北海道全調理師会
社	宮城県調理師会	宮城県知事が法人指定												
社	秋田県調理師会	秋田県知事が法人指定												
社	神奈川県調理師連合会	神奈川県知事が法人指定												
社	新潟県調理師会	新潟県知事が法人指定												
社	石川県調理師会	石川県知事が法人指定												
社	山梨県調理師会	山梨県知事が法人指定												
社	長野県調理師会	長野県知事が法人指定												
社	岐阜県調理師連合会	岐阜県知事が法人指定												
社	静岡県調理師協会	静岡県知事が法人指定												
社	大阪府調理師会	大阪府知事が法人指定												
社	大阪府厨師士協会													
社	奈良県調理師連合会	奈良県知事が法人指定												
社	鳥取県調理師連合会	鳥取県知事が法人指定												
社	岡山県食品衛生協会	岡山県知事が法人指定												
2	1	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第14条第1項	H4	未就業看護師等の就業の促進に必要な事業・訪問看護支援事業			社					青森県看護協会	青森県知事が法人指定
								社					宮城県看護協会	宮城県知事が法人指定
								社					秋田県看護協会	秋田県知事が法人指定
								社					山形県看護協会	山形県知事が法人指定
								社					福島県看護協会	福島県知事が法人指定
						社	栃木県看護協会	栃木県知事が法人指定						
						社	群馬県看護協会	群馬県知事が法人指定						
						社	埼玉県看護協会	埼玉県知事が法人指定						
						社	新潟県看護協会	新潟県知事が法人指定						
						社	石川県看護協会	石川県知事が法人指定						
						社	福井県看護協会	福井県知事が法人指定						
						社	山梨県看護協会	山梨県知事が法人指定						
						社	長野県看護協会	長野県知事が法人指定						
						社	岐阜県看護協会	岐阜県知事が法人指定						
						社	静岡県看護協会	静岡県知事が法人指定						
						社	愛知県看護協会	愛知県知事が法人指定						
						社	三重県看護協会	三重県知事が法人指定						
						社	大阪府看護協会	大阪府知事が法人指定						
						社	兵庫県看護協会	兵庫県知事が法人指定						
						社	和歌山県看護協会	和歌山県知事が法人指定						
						社	鳥取県看護協会	鳥取県知事が法人指定						
						社	島根県看護協会	島根県知事が法人指定						
						社	岡山県看護協会	岡山県知事が法人指定						
						社	広島県看護協会	広島県知事が法人指定						
						社	山口県看護協会	山口県知事が法人指定						
						社	徳島県看護協会	徳島県知事が法人指定						
						社	香川県看護協会	香川県知事が法人指定						
						社	愛媛看護協会	愛媛県知事が法人指定						
						社	福岡県看護協会	福岡県知事が法人指定						
						社	佐賀県看護協会	佐賀県知事が法人指定						
						社	長崎県看護協会	長崎県知事が法人指定						
						社	熊本県看護協会	熊本県知事が法人指定						
						社	大分県看護協会	大分県知事が法人指定						



付属資料

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種別	法人名	備考
2	1	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第14条第1項	H4	未就業看護師等の就業の促進に必要な事業・訪問看護支援事業	社	宮崎県看護協会 鹿児島県看護協会 社 沖縄県看護協会	宮崎県知事が法人指定 鹿児島県知事が法人指定 沖縄県知事が法人指定
2	1	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第57条の3第1項	S54	生活衛生関係営業に関する相談・苦情処理等	財	青森県生活衛生営業指導センター 宮城県生活衛生営業指導センター 秋田県生活衛生営業指導センター 山形県生活衛生営業指導センター 福島県生活衛生営業指導センター 栃木県生活衛生営業指導センター 群馬県生活衛生営業指導センター 埼玉県生活衛生営業指導センター 千葉県生活衛生営業指導センター 新潟県生活衛生営業指導センター 富山県生活衛生営業指導センター 福井県生活衛生営業指導センター 山梨県生活衛生営業指導センター 長野県生活衛生営業指導センター 岐阜県生活衛生営業指導センター 静岡県生活衛生営業指導センター 愛知県生活衛生営業指導センター 滋賀県生活衛生営業指導センター 京都府生活衛生営業指導センター 大阪府生活衛生営業指導センター 兵庫県生活衛生営業指導センター 和歌山県生活衛生営業指導センター 鳥取県生活衛生営業指導センター 島根県生活衛生営業指導センター 広島県生活衛生営業指導センター 山口県生活衛生営業指導センター 徳島県生活衛生営業指導センター 香川県生活衛生営業指導センター 愛媛県生活衛生営業指導センター 福岡県生活衛生営業指導センター 佐賀県生活衛生営業指導センター 長崎県生活衛生営業指導センター 熊本県生活衛生営業指導センター 大分県生活衛生営業指導センター 宮崎県生活衛生営業指導センター 鹿児島県生活衛生営業指導センター	青森県知事が法人指定 宮城県知事が法人指定 秋田県知事が法人指定 山形県知事が法人指定 福島県知事が法人指定 栃木県知事が法人指定 群馬県知事が法人指定 埼玉県知事が法人指定 千葉県知事が法人指定 新潟県知事が法人指定 富山県知事が法人指定 福井県知事が法人指定 山梨県知事が法人指定 長野県知事が法人指定 岐阜県知事が法人指定 静岡県知事が法人指定 愛知県知事が法人指定 滋賀県知事が法人指定 京都府知事が法人指定 大阪府知事が法人指定 兵庫県知事が法人指定 和歌山県知事が法人指定 鳥取県知事が法人指定 島根県知事が法人指定 広島県知事が法人指定 山口県知事が法人指定 徳島県知事が法人指定 香川県知事が法人指定 愛媛県知事が法人指定 福岡県知事が法人指定 佐賀県知事が法人指定 長崎県知事が法人指定 熊本県知事が法人指定 大分県知事が法人指定 宮崎県知事が法人指定 鹿児島県知事が法人指定
1	1	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第21条第1項	H4	食鳥検査	社	青森県獣医師会 社 岩手県獣医師会 社 石川県獣医師会 社 愛知県獣医師会 社 京都府獣医師会 社 京都保健衛生協会 社 大阪食品衛生協会 社 和歌山県獣医師会 財 鳥取県食鳥肉衛生協会 財 岡山県食品衛生協会 社 徳島県獣医師会 財 香川県食鳥衛生検査センター 財 佐賀県食鳥肉衛生協会 財 長崎県食鳥肉衛生協会	厚生労働大臣が法人指定
2	1	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	第5条第1項	H7	緑の募金の管理、森林整備等に係る業務・助成等	社	北海道国土緑化推進委員会 社 岩手県緑化推進委員会 社 宮城県緑化推進委員会 社 秋田県緑化推進委員会 財 山形県みどり推進機構 社 茨城県緑化推進機構 社 栃木県緑化推進委員会 社 群馬県緑化推進委員会 社 埼玉県緑化推進委員会 社 東京都農林水産振興財団 社 にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 社 とやま緑化推進機構 財 石川県緑化推進委員会 社 福井県緑化推進委員会 財 山梨県緑化推進機構 財 長野県緑の基金 社 岐阜県緑化推進委員会 社 静岡県緑化推進協会 社 愛知県緑化推進委員会 社 三重県緑化推進協会 財 滋賀県緑化推進会 社 京都府森と緑の公社 財 大阪みどりのトラスト協会 社 兵庫県緑化推進協会 財 奈良県緑化推進協会 財 和歌山県緑化推進会 社 鳥取県緑化推進委員会 社 島根県緑化推進委員会 社 岡山県緑化推進協会 社 広島県みどり推進機構 財 やまぐち森と緑の公社 社 とくしま森とみどりの会 財 かがわ水と緑の財団 財 愛媛の森林基金 財 福岡県緑化推進機構 財 さが緑の基金 社 長崎県緑化推進協会 社 熊本県緑化推進委員会 財 大分県緑化推進センター 社 宮崎県緑化推進機構 財 かこしまみどりの基金 社 沖縄県緑化推進委員会	北海道知事が法人指定 岩手県知事が法人指定 宮城県知事が法人指定 秋田県知事が法人指定 山形県知事が法人指定 茨城県知事が法人指定 栃木県知事が法人指定 群馬県知事が法人指定 埼玉県知事が法人指定 東京都知事が法人指定 新潟県知事が法人指定 富山県知事が法人指定 石川県知事が法人指定 福井県知事が法人指定 山梨県知事が法人指定 長野県知事が法人指定 岐阜県知事が法人指定 静岡県知事が法人指定 愛知県知事が法人指定 三重県知事が法人指定 滋賀県知事が法人指定 京都府知事が法人指定 大阪府知事が法人指定 兵庫県知事が法人指定 奈良県知事が法人指定 和歌山県知事が法人指定 鳥取県知事が法人指定 島根県知事が法人指定 岡山県知事が法人指定 広島県知事が法人指定 山口県知事が法人指定 徳島県知事が法人指定 香川県知事が法人指定 愛媛県知事が法人指定 福岡県知事が法人指定 佐賀県知事が法人指定 長崎県知事が法人指定 熊本県知事が法人指定 大分県知事が法人指定 宮崎県知事が法人指定 鹿児島県知事が法人指定

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考						
2	1	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	第5条第1項	H7	就農支援資金の貸付け等	社	北海道農業担い手育成センター	北海道知事が法人指定						
						社	青い森農林振興公社	青森県知事が法人指定						
						社	岩手県農業公社	岩手県知事が法人指定						
						財	みやぎ農業担い手基金	宮城県知事が法人指定						
						社	秋田県農業公社	秋田県知事が法人指定						
						財	山形県農業振興機構	山形県知事が法人指定						
						財	福島県農業振興公社	福島県知事が法人指定						
						財	茨城県農林振興公社	茨城県知事が法人指定						
						財	栃木県農業振興公社	栃木県知事が法人指定						
						財	群馬県農業公社	群馬県知事が法人指定						
						財	東京都農林水産振興財団	東京都知事が法人指定						
						社	神奈川県農業公社	神奈川県知事が法人指定						
						社	新潟県農林公社	新潟県知事が法人指定						
						社	富山県農林水産公社	富山県知事が法人指定						
						財	石川21世紀農業育成機構	石川県知事が法人指定						
						財	福井県農業公社	福井県知事が法人指定						
						財	山梨県農業振興公社	山梨県知事が法人指定						
						社	長野県農業担い手育成基金	長野県知事が法人指定						
						社	岐阜県畜産公社	岐阜県知事が法人指定						
						社	静岡県農業振興公社	静岡県知事が法人指定						
						財	愛知県農業振興基金	愛知県知事が法人指定						
						社	京都府農業開発公社	京都府知事が法人指定						
						財	大阪府みどり公社	大阪府知事が法人指定						
						社	兵庫みどり公社	兵庫県知事が法人指定						
						財	奈良県農業振興公社	奈良県知事が法人指定						
						財	和歌山県農業公社	和歌山県知事が法人指定						
						財	鳥取県農業担い手育成基金	鳥取県知事が法人指定						
						財	しまね農業振興公社	島根県知事が法人指定						
						財	岡山県農林漁業担い手育成財団	岡山県知事が法人指定						
						財	広島県農林振興公社	広島県知事が法人指定						
						社	山口県新規就農支援センター	山口県知事が法人指定						
						財	徳島県農業開発公社	徳島県知事が法人指定						
						財	香川県農業振興基金協会	香川県知事が法人指定						
						財	えひめ農林漁業担い手育成公社	愛媛県知事が法人指定						
						財	高知県農業公社	高知県知事が法人指定						
						財	福岡県農業振興推進機構	福岡県知事が法人指定						
						財	佐賀県青年農業者育成センター	佐賀県知事が法人指定						
						財	長崎県農林水産担い手育成基金	長崎県知事が法人指定						
						財	熊本県農業後継者育成基金	熊本県知事が法人指定						
						社	大分県農業農村振興公社	大分県知事が法人指定						
						財	宮崎県農業後継者育成基金協会	宮崎県知事が法人指定						
						財	鹿児島県農業後継者育成基金協会	鹿児島県知事が法人指定						
						財	沖縄県農業後継者育成基金協会	沖縄県知事が法人指定						
						2	1	肉用子牛生産安定等特別措置法	第6条第1項	S63	肉用子牛生産者補給金制度	社	北海道畜産物価格安定基金協会	北海道知事が法人指定
												社	秋田県肉用牛価格安定基金協会	秋田県知事が法人指定
												社	山形県畜産協会	山形県知事が法人指定
												社	栃木県畜産協会	栃木県知事が法人指定
												社	群馬県畜産協会	群馬県知事が法人指定
												社	埼玉県畜産協会	埼玉県知事が法人指定
												財	東京都農林水産振興財団	東京都知事が法人指定
												社	神奈川県肉用子牛価格安定基金協会	神奈川県知事が法人指定
												社	新潟県畜産協会	新潟県知事が法人指定
												社	富山県畜産振興協会	富山県知事が法人指定
												社	石川県畜産協会	石川県知事が法人指定
												社	福井県畜産経営安定基金協会	福井県知事が法人指定
												社	山梨県畜産協会	山梨県知事が法人指定
												社	長野県畜産物価格安定基金協会	長野県知事が法人指定
												社	岐阜県肉用子牛価格安定基金協会	岐阜県知事が法人指定
												社	静岡県畜産物価格安定基金協会	静岡県知事が法人指定
												社	愛知県肉用牛価格安定基金協会	愛知県知事が法人指定
												社	滋賀県畜産振興協会	滋賀県知事が法人指定
												社	京都府畜産振興協会	京都府知事が法人指定
												社	大阪府畜産会	大阪府知事が法人指定
												社	兵庫県肉用子牛価格安定基金協会	兵庫県知事が法人指定
												社	奈良県肉用子牛価格安定基金協会	奈良県知事が法人指定
												社	畜産協会わかやま	和歌山県知事が法人指定
社	鳥取県畜産推進機構	鳥取県知事が法人指定												
社	島根県畜産振興協会	島根県知事が法人指定												
社	岡山県畜産会	岡山県知事が法人指定												
社	広島県畜産協会	広島県知事が法人指定												
社	山口県畜産振興協会	山口県知事が法人指定												
社	徳島県畜産協会	徳島県知事が法人指定												
社	香川県畜産協会	香川県知事が法人指定												
社	愛媛県畜産協会	愛媛県知事が法人指定												
社	福岡県畜産協会	福岡県知事が法人指定												
社	佐賀県畜産協会	佐賀県知事が法人指定												
社	長崎県畜産物価格安定基金協会	長崎県知事が法人指定												
社	熊本県畜産物価格安定基金協会	熊本県知事が法人指定												
社	大分県畜産協会	大分県知事が法人指定												
社	宮崎県肉用子牛価格安定基金協会	宮崎県知事が法人指定												
社	鹿児島県畜産協会	鹿児島県知事が法人指定												
財	沖縄県畜産振興基金公社	沖縄県知事が法人指定												

付属資料

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
2	1	林業労働力の確保の促進に関する法律	第11条第1項	H8	資金・機械の貸付け、研修の開催、林業労働力の確保に関する情報提供等	社	北海道造林協会	北海道知事が法人指定
						社	青い森農林振興公社	青森県知事が法人指定
						財	みやぎ林業活性化基金	宮城県知事が法人指定
						財	秋田県林業労働対策基金	秋田県知事が法人指定
						財	山形県みどり推進機構	山形県知事が法人指定
						社	福島県林業協会	福島県知事が法人指定
						社	茨城県林業協会	茨城県知事が法人指定
						財	栃木県森林整備公社	栃木県知事が法人指定
						財	群馬県森林・緑整備基金	群馬県知事が法人指定
						社	埼玉県農林公社	埼玉県知事が法人指定
						財	東京都農林水産振興財団	東京都知事が法人指定
						社	かながわ森林づくり公社	神奈川県知事が法人指定
						社	新潟県農林公社	新潟県知事が法人指定
						社	富山県農林水産公社	富山県知事が法人指定
						財	石川県林業労働対策基金	石川県知事が法人指定
						財	福井県林業従事者確保育成基金	福井県知事が法人指定
						財	山梨県林業公社	山梨県知事が法人指定
						財	長野県林業労働財団	長野県知事が法人指定
						社	岐阜県森林公社	岐阜県知事が法人指定
						社	静岡県山林協会	静岡県知事が法人指定
						財	びわ湖造林公社	滋賀県知事が法人指定
						財	京都府林業労働支援センター	京都府知事が法人指定
						社	大阪府木材連合会	大阪府知事が法人指定
						財	兵庫県営林緑化労働基金	兵庫県知事が法人指定
						財	奈良県林業基金	奈良県知事が法人指定
						社	和歌山県林業公社	和歌山県知事が法人指定
						財	鳥取県林業担い手育成財団	鳥取県知事が法人指定
						社	島根県林業公社	島根県知事が法人指定
						財	岡山県林業振興基金	岡山県知事が法人指定
						財	広島県農林振興公社	広島県知事が法人指定
						財	やまぐち森林担い手財団	山口県知事が法人指定
						財	徳島県林業労働力確保支援センター	徳島県知事が法人指定
						財	えひめ農林漁業担い手育成公社	愛媛県知事が法人指定
						財	福岡県水源の森基金	福岡県知事が法人指定
						財	佐賀県森林整備担い手育成基金	佐賀県知事が法人指定
						財	熊本県林業従事者育成基金	熊本県知事が法人指定
財	大分県森林整備センター	大分県知事が法人指定						
社	宮崎県林業労働機械化センター	宮崎県知事が法人指定						
財	鹿児島県林業担い手育成基金	鹿児島県知事が法人指定						
4	1	農業協同組合併助成法	第6条第1項	H4	固定した債権の取得・管理・回収・資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の交付	社	青森県農業協同組合併推進基金	青森県知事が法人指定
						社	山形県農業協同組合併推進基金協会	山形県知事が法人指定
						社	山梨県農業協同組合併推進基金協会	山梨県知事が法人指定
						社	京都府農協合併推進基金協会	京都府知事が法人指定
						社	紀の国農業振興基金	和歌山県知事が法人指定
						社	島根県農業協同組合併推進機構	島根県知事が法人指定
						社	岡山県農協合併推進基金	岡山県知事が法人指定
						社	愛媛県農協合併推進基金	愛媛県知事が法人指定
						社	宮崎県農協合併推進協会	宮崎県知事が法人指定
						財	鹿児島県農業振興公社	鹿児島県知事が法人指定
2	1	農業経営基盤強化促進法	第5条第2項	H5	農地保有合理化事業	財	福島県農業振興公社	福島県知事が法人指定
						財	東京都農林水産振興財団	東京都知事が法人指定
						財	和歌山県農業公社	和歌山県知事が法人指定
						財	しまね農業振興公社	島根県知事が法人指定
						財	広島県農林振興公社	広島県知事が法人指定
						財	香川県農業開発公社	香川県知事が法人指定
						財	高知県農業公社	高知県知事が法人指定
						財	鹿児島県農地城域振興公社	鹿児島県知事が法人指定
						財	沖縄県農業開発公社	沖縄県知事が法人指定
						財	宮崎県栽培漁業協会	宮崎県知事が法人指定
2	1	沿岸漁場整備開発法	第15条第1項	S58	水産動物の種苗放流・放流効果の実証	社	青森県栽培漁業振興協会	青森県知事が法人指定
						財	宮城県水産公社	宮城県知事が法人指定
						財	秋田県栽培漁業協会	秋田県知事が法人指定
						財	神奈川県栽培漁業協会	神奈川県知事が法人指定
						財	静岡県漁業振興基金	静岡県知事が法人指定
						財	三重県水産振興事業団	三重県知事が法人指定
						財	ひょうご豊かな海づくり協会	兵庫県知事が法人指定
						財	鳥取県栽培漁業協会	鳥取県知事が法人指定
						社	島根県水産振興協会	島根県知事が法人指定
						財	愛媛県栽培漁業基金	愛媛県知事が法人指定
財	熊本県栽培漁業協会	熊本県知事が法人指定						
社	大分県漁業公社	大分県知事が法人指定						
財	宮崎県栽培漁業協会	宮崎県知事が法人指定						
1	1	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第17条第1項	H13	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務	社	かながわ住まい・まちづくり協会	神奈川県知事が法人指定
						財	長野県建築住宅センター	長野県知事が法人指定
						財	滋賀県建築住宅センター	滋賀県知事が法人指定
						財	山口県建築住宅センター	山口県知事が法人指定
						財	高知県建設技術公社	高知県知事が法人指定
						財	宮崎県建築住宅センター	宮崎県知事が法人指定
2	1	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第44条第1項	H8	臨時的かつ短期的な就業等を希望する者に対する紹介・講習等	社	北海道シルバー人材センター連合会	北海道知事が法人指定
						社	青森県シルバー人材センター連合会	青森県知事が法人指定
						社	福島県シルバー人材センター連合会	福島県知事が法人指定
						社	栃木県シルバー人材センター連合会	栃木県知事が法人指定
						財	群馬県長寿社会づくり財団	群馬県知事が法人指定
						財	東京都高齢者事業振興財団	東京都知事が法人指定
						社	新潟県シルバー人材センター連合会	新潟県知事が法人指定
						社	石川県シルバー人材センター連合会	石川県知事が法人指定
						社	福井県シルバー人材センター連合会	福井県知事が法人指定
						社	山梨県シルバー人材センター連合会	山梨県知事が法人指定
						社	長野県シルバー人材センター連合会	長野県知事が法人指定
						社	岐阜県シルバー人材センター連合会	岐阜県知事が法人指定
						社	静岡県シルバー人材センター連合会	静岡県知事が法人指定
						社	愛知県シルバー人材センター連合会	愛知県知事が法人指定
						社	大阪府シルバー人材センター協議会	大阪府知事が法人指定
						社	兵庫県シルバー人材センター協会	兵庫県知事が法人指定

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
2	1	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第44条第1項	H8	臨時的かつ短期的な就業等を希望する者に対する紹介・講習等	社	和歌山県シルバー人材センター連合会	和歌山県知事が法人指定
						社	鳥取県シルバー人材センター連合会	鳥取県知事が法人指定
						社	山口県シルバー人材センター連合会	山口県知事が法人指定
						社	愛媛県シルバー人材センター連合会	愛媛県知事が法人指定
						社	福岡県シルバー人材センター連合会	福岡県知事が法人指定
						社	熊本県シルバー人材センター連合会	熊本県知事が法人指定
						社	鹿児島県シルバー人材センター連合会	鹿児島県知事が法人指定
						社	沖縄県シルバー人材センター連合会	沖縄県知事が法人指定
2	1	障害者の雇用の促進等に関する法律	第27条第1項	H6	支援対象障害者に対する職業準備訓練等	社	熊本県障害者雇用促進協会	熊本県知事が法人指定
2	1	中小企業支援法	第7条第1項	S61	電子計算機を利用して行うその経営管理に対し、経営の診断又は指導を行う事業等	財	21あおり産業総合支援センター	青森県知事が法人指定
						財	あきた産業振興機構	秋田県知事が法人指定
						財	山形県企業振興公社	山形県知事が法人指定
						財	福島県産業振興センター	福島県知事が法人指定
						財	栃木県産業振興センター	栃木県知事が法人指定
						財	群馬県産業支援機構	群馬県知事が法人指定
						財	埼玉県中小企業振興公社	埼玉県知事が法人指定
						財	東京都中小企業振興公社	東京都知事が法人指定
						財	岐阜県産業経済振興センター	岐阜県知事が法人指定
						財	愛知県中小企業振興公社	愛知県知事が法人指定
						財	大阪産業振興機構	大阪府知事が法人指定
						財	ひょうご中小企業活性化センター	兵庫県知事が法人指定
						財	鳥取県産業振興機構	鳥取県知事が法人指定
						財	とくしま産業振興機構	徳島県知事が法人指定
						財	福岡県中小企業振興センター	福岡県知事が法人指定
						財	大分県産業創造機構	大分県知事が法人指定
						1	1	計量法
社	埼玉県計量協会	埼玉県知事が法人指定						
社	東京都計量協会	東京都知事が法人指定						
社	横浜市消費者協会	神奈川県知事が法人指定						
社	静岡県計量協会	静岡県知事が法人指定						
社	愛知県計量連合会	愛知県知事が法人指定						
社	滋賀県計量協会	滋賀県知事が法人指定						
社	兵庫県計量協会	兵庫県知事が法人指定						
社	広島県計量協会	広島県知事が法人指定						
社	佐賀県計量協会	佐賀県知事が法人指定						
第117条第1項	H5	指定計量証明検査機関制度	社	山形県計量協会	山形県知事が法人指定			
			社	埼玉県計量協会	埼玉県知事が法人指定			
			社	東京都計量協会	東京都知事が法人指定			
			社	静岡県計量協会	静岡県知事が法人指定			
			社	愛知県計量連合会	愛知県知事が法人指定			
			社	滋賀県計量協会	滋賀県知事が法人指定			
			社	広島県計量協会	広島県知事が法人指定			
社	佐賀県計量協会	佐賀県知事が法人指定						
4	1	新事業創出促進法	第19条第1項	H11	高度技術の開発を行う者等への債務保証等の支援	財	山形県企業振興公社	山形県知事が法人指定
						財	福島県産業振興センター	福島県知事が法人指定
						財	鳥取県産業振興機構	鳥取県知事が法人指定
						財	岡山県産業振興財団	岡山県知事が法人指定
						財	大分県産業創造機構	大分県知事が法人指定
						財	北海道宅地建物取引業協会	北海道知事が法人指定
3	2	1	宅地建物取引業法	第22条の2第2項	宅地建物取引業に係る講習 宅地建物取引主任者証交付に係る講習	社	青森県宅地建物取引業協会	青森県知事が法人指定
						社	全日本不動産協会	
						社	岩手県宅地建物取引業協会	岩手県知事が法人指定
						社	宮城県宅地建物取引業協会	宮城県知事が法人指定
						社	秋田県宅地建物取引業協会	秋田県知事が法人指定
						社	山形県宅地建物取引業協会	山形県知事が法人指定
						社	福島県宅地建物取引業協会	福島県知事が法人指定
						社	茨城県宅地建物取引業協会	茨城県知事が法人指定
						社	栃木県宅地建物取引業協会	栃木県知事が法人指定
						社	群馬県宅地建物取引業協会	群馬県知事が法人指定
						社	埼玉県宅地建物取引業協会	
						社	不動産協会	
						社	全日本不動産協会	埼玉県知事が法人指定
						社	日本住宅建設産業協会	
						社	千葉県宅地建物取引業協会	
						社	不動産協会	
						社	都市開発協会	千葉県知事が法人指定
						社	日本住宅建設産業協会	
						社	東京都宅地建物取引業協会	
						社	全日本不動産協会	
						社	不動産協会	
						社	日本住宅建設産業協会	
						社	神奈川県宅地建物取引業協会	
						社	不動産協会	
						社	都市開発協会	神奈川県知事が法人指定
						社	日本住宅建設産業協会	
						社	新潟県宅地建物取引業協会	新潟県知事が法人指定
						社	富山県宅地建物取引業協会	富山県知事が法人指定
						社	石川県宅地建物取引業協会	石川県知事が法人指定
						社	福井県宅地建物取引業協会	福井県知事が法人指定
						社	山梨県宅地建物取引業協会	山梨県知事が法人指定
						社	長野県宅地建物取引業協会	長野県知事が法人指定
						社	岐阜県宅地建物取引業協会	岐阜県知事が法人指定
						社	静岡県宅地建物取引業協会	静岡県知事が法人指定
						社	愛知県宅地建物取引業協会	
						社	不動産協会	愛知県知事が法人指定
						社	三重県宅地建物取引業協会	三重県知事が法人指定
						社	滋賀県宅地建物取引業協会	滋賀県知事が法人指定
						社	京都府宅地建物取引業協会	京都府知事が法人指定
						財	大阪府宅地建物取引主任者センター	大阪府知事が法人指定
						社	兵庫県宅地建物取引業協会	兵庫県知事が法人指定
						社	奈良県宅地建物取引業協会	奈良県知事が法人指定
						社	和歌山県宅地建物取引業協会	和歌山県知事が法人指定
						社	鳥取県宅地建物取引業協会	鳥取県知事が法人指定
						社	島根県宅地建物取引業協会	島根県知事が法人指定



付属資料

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種別	法人名	備考						
3 2	1 1	宅地建物取引業法	第22条の2第2項	S56	宅地建物取引業に係る講習 宅地建物取引主任者証交付に係る講習	社	岡山県宅地建物取引業協会	岡山県知事が法人指定						
						社	岡山県不動産協会	岡山県知事が法人指定						
						社	広島県宅地建物取引業協会	広島県知事が法人指定						
						社	山口県宅地建物取引業協会	山口県知事が法人指定						
						社	徳島県宅地建物取引業協会	徳島県知事が法人指定						
						社	香川県宅地建物取引業協会	香川県知事が法人指定						
						社	愛媛県宅地建物取引業協会	愛媛県知事が法人指定						
						社	高知県宅地建物取引業協会	高知県知事が法人指定						
						社	福岡県宅地建物取引業協会	福岡県知事が法人指定						
						社	佐賀県宅地建物取引業協会	佐賀県知事が法人指定						
						社	長崎県宅地建物取引業協会	長崎県知事が法人指定						
						社	熊本県宅地建物取引業協会	熊本県知事が法人指定						
						社	大分県宅地建物取引業協会	大分県知事が法人指定						
						社	全日本不動産協会	宮崎県知事が法人指定						
						社	宮崎県宅地建物取引業協会	宮崎県知事が法人指定						
						社	鹿児島県宅地建物取引業協会	鹿児島県知事が法人指定						
						社	沖縄県宅地建物取引業協会	沖縄県知事が法人指定						
						1	1	建築基準法	第6条の2第1項、第7条の2第1項	H11	建築物等の建築確認、中間・完了検査	財	北海道建築指導センター	北海道知事が法人指定
												財	岩手県建築住宅センター	岩手県知事が法人指定
												財	ふくしま建築住宅センター	福島県知事が法人指定
財	茨城県建築住宅センター	茨城県知事が法人指定												
財	栃木県建設総合技術センター	栃木県知事が法人指定												
財	群馬県建設技術センター	群馬県知事が法人指定												
財	さいたま住宅検査センター	埼玉県知事が法人指定												
財	神奈川県建築安全協会	神奈川県知事が法人指定												
財	新潟県建築住宅センター	新潟県知事が法人指定												
財	富山県建築住宅センター	富山県知事が法人指定												
財	石川県建築住宅総合センター	石川県知事が法人指定												
財	長野県建築住宅センター	長野県知事が法人指定												
財	静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県知事が法人指定												
財	愛知県建築住宅センター	愛知県知事が法人指定												
財	名古屋市建築保全公社	愛知県知事が法人指定												
財	三重県建設技術センター	三重県知事が法人指定												
財	滋賀県建築住宅センター	滋賀県知事が法人指定												
財	大阪市建築技術協会	大阪府知事が法人指定												
財	大阪建築防災センター	大阪府知事が法人指定												
財	兵庫県住宅建築総合センター	兵庫県知事が法人指定												
財	神戸市防災安全公社	兵庫県知事が法人指定												
財	和歌山県建築住宅防災センター	和歌山県知事が法人指定												
財	鳥取県建築住宅検査センター	鳥取県知事が法人指定												
財	高根県建築住宅センター	高根県知事が法人指定												
社	高知県建設技術公社	高知県知事が法人指定												
財	福岡県建築住宅センター	福岡県知事が法人指定												
財	佐賀県土木建築技術協会	佐賀県知事が法人指定												
財	長崎県住宅・建築総合センター	長崎県知事が法人指定												
財	大分県建築住宅センター	大分県知事が法人指定												
財	宮崎県建築住宅センター	宮崎県知事が法人指定												
財	鹿児島県住宅・建築総合センター	鹿児島県知事が法人指定												
財	沖縄県建設技術センター	沖縄県知事が法人指定												
1	1	消防法	第13条の23	S59	危険物取扱者保安講習							社	北海道危険物安全協会連合会	北海道知事が法人指定
												財	岩手県防災保安協会	岩手県知事が法人指定
												財	宮城県危険物安全協会連合会	宮城県知事が法人指定
												社	秋田県危険物安全協会連合会	秋田県知事が法人指定
												社	福島県危険物安全協会連合会	福島県知事が法人指定
												社	茨城県危険物安全協会連合会	茨城県知事が法人指定
												社	群馬県危険物安全協会連合会	群馬県知事が法人指定
												社	千葉県危険物安全協会連合会	千葉県知事が法人指定
												社	神奈川県危険物安全協会連合会	神奈川県知事が法人指定
												社	新潟県危険物安全協会	新潟県知事が法人指定
												社	富山県危険物安全協会連合会	富山県知事が法人指定
												社	山梨県危険物安全協会	山梨県知事が法人指定
						社	長野県危険物安全協会	長野県知事が法人指定						
						社	岐阜県危険物安全協会	岐阜県知事が法人指定						
						社	三重県危険物安全協会	三重県知事が法人指定						
						社	滋賀県防火保安協会連合会	滋賀県知事が法人指定						
						財	京都府危険物安全協会連合会	京都府知事が法人指定						
						財	大阪府危険物安全協会	大阪府知事が法人指定						
						社	兵庫県危険物安全協会	兵庫県知事が法人指定						
						社	山口県危険物安全協会連合会	山口県知事が法人指定						
			社	徳島県危険物安全協会連合会	徳島県知事が法人指定									
			社	福岡県危険物安全協会	福岡県知事が法人指定									
			社	長崎県危険物安全協会	長崎県知事が法人指定									
			社	熊本県危険物安全協会	熊本県知事が法人指定									
			社	大分県危険物安全協会	大分県知事が法人指定									
			社	宮崎県危険物安全協会	宮崎県知事が法人指定									
			社	鹿児島県危険物安全協会	鹿児島県知事が法人指定									
			第17条の10	S59	消防設備士講習	社	北海道消防設備協会	北海道知事が法人指定						
						社	岩手県消防協会	岩手県知事が法人指定						
						社	宮城県消防設備協会	宮城県知事が法人指定						
						社	秋田県消防設備保守協会	秋田県知事が法人指定						
						社	福島県消防設備協会	福島県知事が法人指定						
						社	茨城県消防設備協会	茨城県知事が法人指定						
						財	栃木県消防設備保安協会	栃木県知事が法人指定						
						社	群馬県消防設備保守協会	群馬県知事が法人指定						
						社	千葉県消防設備協会	千葉県知事が法人指定						
						社	神奈川県消防設備安全協会	神奈川県知事が法人指定						
						社	新潟県消防設備協会	新潟県知事が法人指定						
						社	富山県消防設備保守協会	富山県知事が法人指定						
						社	石川県消防設備協会	石川県知事が法人指定						
						社	福井県消防設備協会	福井県知事が法人指定						
						社	山梨県消防設備協会	山梨県知事が法人指定						
						社	長野県消防設備協会	長野県知事が法人指定						
						財	岐阜県消防設備保安協会	岐阜県知事が法人指定						
財	三重県消防設備保守協会	三重県知事が法人指定												

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
1	1	消防法	第17条の10	S59	消防設備士講習	社	滋賀県防火保安協会連合会	滋賀県知事が法人指定
						社	京都府消防設備協会	京都府知事が法人指定
						財	大阪府消防設備協会	大阪府知事が法人指定
						社	兵庫県消防設備保守協会	兵庫県知事が法人指定
						社	岡山県消防設備協会	岡山県知事が法人指定
						財	山口県消防設備協会	山口県知事が法人指定
						財	徳島県消防設備保守協会	徳島県知事が法人指定
						財	香川県消防設備保守協会	香川県知事が法人指定
						財	愛媛県消防設備保守協会	愛媛県知事が法人指定
						社	福岡県消防設備安全協会	福岡県知事が法人指定
						財	長崎県消防設備保守協会	長崎県知事が法人指定
						社	熊本県消防設備保守協会	熊本県知事が法人指定
						財	大分県消防設備安全協会	大分県知事が法人指定
						財	宮崎県消防設備保守協会	宮崎県知事が法人指定
						社	鹿児島県消防設備安全協会	鹿児島県知事が法人指定
社	沖縄県消防設備保守協会	沖縄県知事が法人指定						
2	1	地方公営企業法	第33条の2	S42	公金(施設使用料)の徴収	財	中央森林公園協会	広島県知事が法人指定
財	グリーンピア安浦							
2	1	貸金業の規制等に関する法律	第31条	S58	貸金業者の登録申請等の受付	社	千葉県貸金業協会	千葉県知事が法人指定
2	1	地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第1項	H15	地球温暖化対策に関する普及啓発等	社	長野県環境保全協会	長野県知事が法人指定
社	環境創造研究センター						愛知県知事が法人指定	
1	2	介護保険法施行令	第3条第1項	H11	訪問介護員養成研修	社	長寿社会文化協会	
						社	富良野地域人材開発センター運営協会	
						社	日高地域人材開発センター運営協会	
						社	北海道シルバー人材センター連合会	
						社	北海道勤労者医療協会	
						社	帯広身体障害者福祉協会	
						社	美唄地域人材開発センター連合会	
						社	日本臨床看護家政協会	
						社	札幌市母子寡婦福祉連合会	北海道知事が法人指定
						財	介護労働安定センター	
						財	千歳福祉サービス公社	
						財	江別市在宅福祉サービス公社	
						財	北海道キリスト教青年会	
						財	札幌市在宅福祉サービス協会	
						社	留萌地域人材開発センター運営協会	
財	総合健康推進財団							
社	上川北部地域人材開発センター運営協会							
社	北海道ろうあ連盟							
社	青森県シルバー人材センター連合会							
社	十和田労働福祉会館	青森県知事が法人指定						
財	シルバーリハビリテーション協会							
財	介護労働安定センター							
社	岩手県シルバー人材センター連合会	岩手県知事が法人指定						
財	簡易保険加入者協会							
財	創玄芸術学園							
財	介護労働安定センター							
財	電気通信共済会	宮城県知事が法人指定						
財	宮城厚生協会							
社	宮城県シルバー人材センター連合会							
財	介護労働安定センター							
社	山形県シルバー人材センター連合会	山形県知事が法人指定						
社	福島県シルバー人材センター連合会							
財	磐城済世会							
財	温知会	福島県知事が法人指定						
財	福島県民共済会							
財	竹田綜合病院							
財	介護労働安定センター							
社	茨城県シルバー人材センター連合会							
社	茨城県栄養士会							
財	介護労働安定センター	茨城県知事が法人指定						
社	茨城県歯科医師会							
社	石岡市医師会							
財	リハビリテーション医学振興おおり会							
財	栃木県シルバー人材センター連合会	栃木県知事が法人指定						
財	介護労働安定センター							
財	群馬県長寿社会づくり財団	群馬県知事が法人指定						
財	東京都高齢者事業振興財団							
財	足立区勤労福祉サービスセンター							
財	介護労働安定センター							
財	ライフ・プランニング・センター							
財	東京基督教女子青年会							
財	総合健康推進財団							
社	日本臨床看護家政協会							
社	長寿社会文化協会	東京都知事が法人指定						
社	日本生活問題研究所							
社	狛江市シルバー人材センター							
社	調布市シルバー人材センター							
社	東京都歯科医師会							
財	大田区福祉公社							
財	女性労働協会							
財	ソーシャルサービス協会							
社	日本老荘福祉協会							
社	神奈川県シルバー人材センター連合会							
財	横浜市シルバー人材センター	神奈川県知事が法人指定						
財	横浜勤労者福祉協会							
財	積善会							
社	新潟県シルバー人材センター連合会							
財	新潟市福祉公社	新潟県知事が法人指定						
財	介護労働安定センター							
財	介護労働安定センター							
財	金沢市福祉サービス公社							
社	石川勤労者医療協会	石川県知事が法人指定						
社	石川県シルバー人材センター連合会							

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考						
1	2	介護保険法施行令	第3条第1項	H11	訪問介護員養成研修	財	介護労働安定センター							
						財	福井市福祉公社	福井県知事が法人指定						
						財	福井県母子寡婦福祉連合会							
						社	福井県シルバー人材センター連合							
						社	山梨県シルバー人材センター連合会	山梨県知事が法人指定						
						社	長野県シルバー人材センター連合会	長野県知事が法人指定						
						社	岐阜県シルバー人材センター連合会							
						財	介護労働安定センター	岐阜県知事が法人指定						
						財	高山市福祉サービス公社							
						財	大阪市ホームヘルプ協会							
						財	介護労働安定センター							
						財	総合健康推進財団							
						財	寝屋川市保健福祉公社							
						財	富田林市福祉公社							
						財	大阪キリスト教女子青年会							
						財	豊中市福祉公社							
						社	大阪府シルバー人材センター協議会							
						社	長寿社会文化協会	大阪府知事が法人指定						
						社	大阪府鍼灸師会							
						財	日本総合研究所							
						財	堺市福祉サービス公社							
						財	大阪市教員会館							
						財	淀川勤労者厚生協会							
						財	大阪府地域福祉推進財団							
						財	大阪医療技術学園							
						財	堺市歯科医師会							
						財	介護労働安定センター	兵庫県知事が法人指定						
						財	介護労働安定センター							
						社	和歌山県シルバー人材センター連合会	和歌山県知事が法人指定						
						財	介護労働安定センター							
						社	鳥取県シルバー人材センター連合会	鳥取県知事が法人指定						
						財	介護労働安定センター							
						社	島根県シルバー人材センター連合会	島根県知事が法人指定						
						財	島根県母子会連合会							
						社	長寿社会文化協会							
						社	岡山県シルバー人材センター連合会							
						財	介護労働安定センター							
						財	倉敷中央病院	岡山県知事が法人指定						
						財	岡山市ふれあい公社							
						社	さくら会館							
						財	共愛会							
						社	長寿社会文化協会							
						社	広島市シルバー人材センター							
						社	広島県シルバー人材センター連合会							
						財	広島県母子寡婦福祉連合会							
						財	広島市母子寡婦福祉連合会	広島県知事が法人指定						
						財	女性労働協会							
						財	介護労働安定センター							
						社	広島市医師会							
						財	広島市福祉サービス公社							
						社	山口県シルバー人材センター連合会							
						社	山口県歯科医師会							
						財	介護労働安定センター	山口県知事が法人指定						
						財	山口県健康福祉財団							
						財	総合健康推進財団							
						財	介護労働安定センター							
						社	日本臨床看護家政協会	香川県知事が法人指定						
						社	香川県シルバー人材センター連合会							
						財	介護労働安定センター							
						社	愛媛県シルバー人材センター連合会	愛媛県知事が法人指定						
						財	愛媛県母子寡婦福祉連合会							
						財	総合健康推進財団							
						財	介護労働安定センター							
						財	西仁淀介護公社	高知県知事が法人指定						
						社	高知県シルバー人材センター連合会							
						社	福岡県シルバー人材センター連合会							
						財	健和会							
						社	大牟田医師会							
						財	ソーシャルサービス協会							
						財	総合健康推進財団							
						財	福岡県市町村振興協会	福岡県知事が法人指定						
						財	西村学園							
						社	北九州市障害福祉ボランティア協会							
						社	北九州市小倉医師会							
						財	北九州勤労青少年福祉公社							
						社	長寿社会文化協会							
						財	介護労働安定センター							
						財	熊本市福祉公社ヒューマンライフ							
						財	総合健康推進財団							
						財	介護労働安定センター	熊本県知事が法人指定						
						社	熊本県シルバー人材センター連合会							
						財	熊本中高年齢労働者福祉センター							
						財	電気通信共済会							
						財	介護労働安定センター							
						社	大分県シルバー人材センター連合会	大分県知事が法人指定						
						財	総合健康推進財団							
						財	介護労働安定センター							
						社	鹿児島県シルバー人材センター連合会							
						社	鹿児島県歯科医師会							
						財	慈愛会	鹿児島県知事が法人指定						
						社	日本臨床看護家政協会							
						財	総合健康推進財団							
						財	岩手県長寿社会振興財団	岩手県知事が法人指定						
						財	総合健康推進財団	東京都知事が法人指定						
						2	2		第35条の2第6項	H11	介護支援専門員実務研修	財	岩手県長寿社会振興財団	岩手県知事が法人指定
												財	総合健康推進財団	東京都知事が法人指定

分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
2	2	地方自治法施行令	第158条第1項	S39	使用料の徴収事務 使用料・賃貸料の徴収事務	財	岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	岐阜県教育委員会が法人指定	
						財	あいち女性総合センター		
						財	休暇村協会		
						財	愛知県健康づくり振興事業団		
						財	愛知公園協会		
						財	愛知県中小企業振興公社		
						社	愛知県観光協会		
						財	愛知県労働協会		
						財	愛知県都市整備協会		
						財	豊橋市駐車場公社		
						社	愛知県雇用開発協会		
						財	愛知県教育サービスセンター		愛知県教育委員会が法人指定
						財	愛知県スポーツ振興事業団		
						財	草津市コミュニティ事業団		
						財	滋賀県青年会館		滋賀県教育委員会が法人指定
						財	安土町文芸の郷振興事業団		
						財	滋賀県文化財保護協会		
						財	滋賀県スポーツ振興事業団		
						財	和歌山県勤労福祉協会	和歌山県知事が法人指定	
						財	わかやま公園緑地協会		
						財	和歌山県体力開発センター	和歌山県教育委員会が法人指定	
						財	県民センター		
						財	広島県農林振興公社	広島県知事が法人指定	
						財	比婆山地域開発公社		
						財	中央森林公園協会		
						財	広島県健康福祉センター	香川県知事が法人指定	
						財	香川県産業交流センター		
						財	高知県ふくし交流財団	高知県知事が法人指定	
						財	高知県ふくし交流財団		
						財	高知県のいち動物公園協会		
財	高知県人権啓発センター								
財	高知県文化財団	高知県教育委員会が法人指定							
財	高知県青年会館								
財	高知県スポーツ振興財団								
1	5	生産振興総合対策事業実施要領	第9のⅣの3の(2)	H14	豚コレラ撲滅体制確立対策事業	社	山形県畜産協会	山形県知事が法人指定	
2	5	緊急地域雇用特別交付金の創出について	-	H11	緊急地域雇用創出特別基金事業の委託	社	仙台市防災安全協会	宮城県知事が法人指定	
2	5	林業担い手育成確保対策事業の実施について(林野庁長官通知)	第2-I-2-(3)	H10	林業就業者リーダー養成研修の開催及び林業作業士の認定	社	宮崎県林業労働機械化センター	宮崎県知事が法人指定	
2	5	国民生活金融公庫(環境衛生資金貸付)の融資に係る手続きについて(厚生省生活衛生局長通知)	-	H12	国民生活金融公庫(生活衛生資金貸付)の一般貸付に係る推薦事務	財	富山県生活衛生営業指導センター	富山県知事が法人指定	
						財	奈良県生活衛生営業指導センター	奈良県知事が法人指定	
						財	宮崎県生活衛生営業指導センター	宮崎県知事が法人指定	

付属資料

2 条例等により各都道府県が委託等している事務・事業

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
北海道	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	北海道建築士会 北海道建築士事務所協会		
青森県	2	5	平成15年度青森県食品衛生推進員制度事業実施要領	第6条	H9	平成15年度青森県食品衛生推進員制度運営事業	社	青森県食品衛生協会		
	2	5	食品衛生責任者の取扱いについて	1-(4)	H9	食品衛生責任者養成講習会	社	青森県食品衛生協会		
	2	6	青森県県税条例	第30条第1項	S47	証紙代金収納計器による自動車税・自動車取得税に係る収納印の表示等	社	青森県自動車会議所		
	2	6	青森県母子福祉センター条例	第3条	S63	青森県母子福祉センターの管理業務	財	青森県母子福祉連合会		
	2	6	青森県視覚障害者情報提供施設条例	第4条	H10	青森県視覚障害者情報センターの管理業務	社	青森県視覚障害者福祉連合会		
	2	6	青森県聴覚障害者情報センターの管理業務		H12	青森県聴覚障害者情報センターの管理業務	社	青森県ろうあ協会		
	2	6	野菜価格安定事業実施要領	第2、第3	S56	野菜生産者補給金の資金造成	社	青森県青果物価格安定基金協会		
	2	6	花き価格安定対策事業実施要領	第2、第3	H10	花き生産者補給金の資金造成	社	青森県青果物価格安定基金協会		
	2	6	青森県酪農振興センター条例	第9条	S63	青森県酪農振興センターの管理業務	社	青い森農林振興公社		
	2	6	青森県流域下水道条例	第3条	H2	流域下水道の管理業務	財	青森県建設技術センター		
	2	6	青森県公共下水道条例	第17条	H3	公共下水道の管理業務	財	青森県建設技術センター		
	2	6	青森県水族館条例	第6条	S58	青森県宮浅虫水族館の管理業務	社	青森県産業振興協会		
	2	6	青森県立三次航空科学館条例	第5条	H15	青森県立三次航空科学館の管理業務	財	青い森みらい創造財団		
	2	6	青森県都市公園条例	第12条第1項	H15	青森県総合運動公園の管理	財	青い森みらい創造財団	教委指定	
	2	6	青森県営スケート場条例	第7条第1項	H15	青森県営スケート場の管理	財	青い森みらい創造財団	教委指定	
	2	6	青森県武道館条例	第7条第1項	H15	青森県武道館の管理業務	財	青い森みらい創造財団	教委指定	
	岩手県	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	青森県建築士会 青森県建築士事務所協会	
2		6	国際交流プラザ条例	第10条	H7	岩手県立国際交流プラザの管理	財	岩手県国際交流協会		
2		6	リハビリテーションセンター条例	第3条	H5	いわてリハビリテーションセンターの管理	財	いわてリハビリテーションセンター		
2		6	緑化センター条例	第10条	H5	県立緑化センターの管理	社	岩手県緑化推進委員会		
2		6	県営住宅条例	第50条	H9	県営住宅の管理	財	岩手県建築住宅センター		
2		6	県営特定公共賃貸住宅条例	第36条	H9	県営特定公共賃貸住宅の管理	財	岩手県建築住宅センター		
2		6	盛岡市サイクリングターミナル条例	第11条	H12	盛岡市サイクリングターミナルの管理	財	盛岡市都南自治振興公社		
2		6	盛岡市森林公園条例	第13条第2項	H4	盛岡市外山森林公園の管理	財	盛岡市都南自治振興公社		
2		6	盛岡市社会福祉施設管理委託条例	第2条第2項	H12	盛岡市都南老人福祉センターの管理	財	盛岡市都南自治振興公社		
2		6	青少年の家条例	第9条	H8	青少年の家の管理	財	岩手県スポーツ振興事業団	教委指定	
2		6	野外活動センター条例	第6条	S49	野外活動センターの管理	財	岩手県スポーツ振興事業団	教委指定	
2		6	県立都市公園条例	第21条	S58	都市公園の管理	財	岩手県スポーツ振興事業団	教委指定	
2		6	県立体育館条例	第11条	S60	県立体育館の管理	財	岩手県スポーツ振興事業団	教委指定	
2		6	県立野球場条例	第10条	S60	県立野球場の管理	財	岩手県スポーツ振興事業団	教委指定	
2		6	県立スケート場条例	第10条	S60	県立スケート場の管理	財	岩手県スポーツ振興事業団	教委指定	
2		6	武道館条例	第10条	S61	武道館の管理	財	岩手県スポーツ振興事業団	教委指定	
宮城県		2	6	博物館条例	第11条	S60	博物館の管理	財	岩手県文化振興事業団	教委指定
	2	6	県民会館条例	第10条	S48	県民会館の管理	財	岩手県文化振興事業団	教委指定	
	2	6	岩手県公会堂条例	第10条	S60	岩手県公会堂の管理	財	岩手県文化振興事業団	教委指定	
	2	6	美術館条例	第11条	H13	岩手県立美術館の管理	財	岩手県文化振興事業団	教委指定	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する規程	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	岩手県建築士会 岩手県建築士事務所協会		
	宮城県	1	6	簡易給水施設等の規制に関する条例	第10条の3	S50	小規模水道の衛生措置についての検査	財	宮城県公衆衛生協会	
					第11条の2第4項	S50	簡易専用小水道の管理についての検査	財	仙台市水道サービス公社	
								財	宮城県公衆衛生協会	
		2	6	社会福祉施設条例	第4条第1項	S48	母子福祉センターの管理	財	宮城県母子福祉連合会	
		2	6	流域下水道条例	第3条第1項	H4	流域下水道の維持管理	財	宮城県下水道公社	
		2	6	慶長使節船ミュージアム条例	第6条第1項	H8	慶長使節船ミュージアムの管理	財	慶長遣欧使節船協会	
		2	6	クレイ射撃場条例	第5条第1項	H11	宮城県クレイ射撃場の管理	社	宮城県親友会	
		2	6	薬用植物園条例	第6条	H11	宮城県薬用植物園の管理、入園料の徴収	社	宮城県薬利師会	
		2	6	自然観察センター条例	第6条第1項	H6	蔵王野鳥の森自然観察センターの管理	社	宮城県林業公社	
		2	6	サンクチュアリセンター条例	第1条第1項	H2	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターの管理	財	宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	
		2	6	産業交流センター条例	第7条第1項	H7	みやぎ産業交流センターの管理	財	みやぎ産業交流センター	
		2	6	勤労身体障害者体育施設条例	第8条第1項	S49	宮城県身体障害者総合体育センターの管理	社	宮城県障害者雇用促進協会	
2		6	県立都市公園条例	第17条第1項	S35	県立都市公園の緑地等の管理、有料施設の使用に関する事	社	宮城県林業公社		
							財	宮城県建設センター		
							財	宮城野原公園、県総合運動公園の管理	教委指定	
2		6	県民の森等の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	H元	宮城県県民の森の管理	社	宮城県林業公社		
2		6	港湾施設管理条例	第17条第1項	H2	湾環境整備施設等の管理	社	宮城県林業公社		
2	6	県営住宅条例	第56条第1項	S35	公営住宅等の管理	財	宮城県建築住宅センター			
2	6	公共牧場育成条例	第7条第1項	H6	県営岩出山牧場の管理	社	宮城県農業公社			
2	6	婦人会館条例	第9条第1項	S52	県婦人会館の管理	財	みやぎ婦人会館	教委指定		
2	6	県営体育館条例	第10条第1項	H7	県営体育館の管理	財	宮城県スポーツ振興財団	教委指定		
2	6	総合運動場条例	第7条第1項	H7	総合運動場の管理	財	宮城県スポーツ振興財団	教委指定		
2	6	野外活動施設条例	第8条第1項	H7	野外活動施設の管理	財	宮城県体育協会	教委指定		
2	6	県民会館条例	第9条第1項	S39	県民会館の管理	財	宮城県文化振興財団			
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	宮城県建築士会 宮城県建築士事務所協会			



都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
秋田県	2	6	秋田県民会館条例	第6条	H12	秋田県民会館の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県生涯学習センター条例	第8条	H12	秋田県生涯学習センター分館の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県環境保全センター条例	第6条	S51	秋田県環境保全センターの管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立都市公園条例	第14条の2	H12	秋田県立都市公園の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立田沢湖スポーツセンター条例	第7条	H12	秋田県立田沢湖スポーツセンターの管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立体育館条例	第7条	H12	秋田県立体育館の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立総合プール条例	第7条	H12	秋田県立総合プールの管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立スポーツ会館条例	第7条	H12	秋田県立スポーツ会館の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立総合射撃場条例	第7条	H12	秋田県立総合射撃場の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立運動広場条例	第8条	H12	秋田県立運動広場の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立野球場条例	第7条	H12	秋田県立野球場の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立沢湖スキー場設置条例	第2条	H12	秋田県立沢湖スキー場の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県立スケート場条例	第7条	H12	秋田県立スケート場の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県総合保健センター条例	第7条	S61	秋田県総合保健センターの管理	財	秋田県総合保健事業団	
	2	6	秋田県健康増進交流センター条例	第7条	H9	秋田県健康増進交流センターの管理	財	秋田県総合保健事業団	
	2	6	秋田県梅森牧場条例	第6条	S48	秋田県立梅森牧場の管理	財	秋田県農業公社	
	2	6	秋田県森林学習交流館条例	第9条	H7	秋田県立森林学習交流館の管理	社	秋田県林業コンサルタント	
	2	6	秋田県総合生活文化会館条例	第7条	H元	秋田県立総合生活文化会館のうち多目的ホール等の管理	財	秋田県物産振興会	
	2	6	秋田県金属鉱業研修技術センター条例	第6条	H3	秋田県金属鉱業研修技術センターの管理	財	秋田県資源技術開発機構	
	2	6	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例	第3条	S51	センターの管理	社	秋田県障害者雇用促進協会	
	2	6	秋田県営住宅条例	第27条	S52	県営住宅等の管理	財	秋田県建築住宅センター	
	2	6	秋田県公営企業の設置等に関する条例	第2条の2	S41	男鹿桜島荘の管理	財	秋田県企業公社	
	2	6	秋田県立美術館条例	第6条	H12	県立美術館の管理	財	秋田県総合公社	
	2	6	秋田県青少年交流センター条例	第8条	S42	秋田県立美術館のうち展示品の管理	財	平野政吉美術館	教委指定
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	H11	センターの体育施設及び宿泊施設の管理	財	秋田県青年会館	教委指定
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	秋田県建築士会	
	山形県	2	6	山形県食品衛生責任者設置要綱	第4条第4項、第5条第2項	H9	食品衛生者の養成講習会及び実務講習会の実施	社	山形県食品衛生協会
2		6	山形県ふぐ取扱い指導要綱	第5条第6項	S61	ふぐ取扱者の講習会の実施	社	山形県食品衛生協会	
2		6	山形県郷土館条例	第9条	H7	山形県郷土館の管理運営	財	山形県生涯学習文化財団	
2		6	山形県生涯学習センター条例	第7条	H2	山形県生涯学習センターの管理	財	山形県生涯学習文化財団	
2		6	山形県男女共同参画センター条例	第5条	H13	山形県男女共同参画センターの管理	財	山形県生涯学習文化財団	
2		6	山形県都市公園条例	第15条	H8	県政史緑地の管理	財	山形県生涯学習文化財団	
					H3	山形県総合運動公園の管理	財	山形県総合運動都市公園公社	
					H10				
					H10	西蔵王公園及び悠創の丘の管理			
2		6	山形県物産館条例	第5条	S39	山形県物産館の管理	社	山形県物産協会	
2		6	山形県牧野条例	第3条	S50	山形県立蔵王西部牧場の管理	財	山形県畜産振興公社	
2		6	山形県眺海の森条例	第7条	S63	山形県眺海の森の管理	社	庄内森林保全協会	
2		6	山形県公営企業の設置等に関する条例	第2条の2	H2	山形県営駐車場の管理	財	山形県公営企業振興協会	
2		6	山形県民の森条例	第3条	S56	山形県民の森の管理	財	山形県みどり推進機構	
2		6	山形県源流の森条例	第3条	H9	山形県源流の森の管理	財	山形県みどり推進機構	
2		6	山形県国民宿舎条例	第3条	S39	山形県国民宿舎の管理	社	山形県観光協会	
2		6	山形県民の海・プール条例	第3条	H12	山形県民の海・プールの管理	社	山形県観光協会	
2	6	山形県観光情報センター条例	第2条	H13	山形県観光情報センターの管理	社	山形県観光協会		
2	6	山形県国際交流センター条例	第2条	H13	山形県国際交流センターの管理	財	山形県国際交流協会		
2	6	山形県産業科学館条例	第5条	H13	山形県産業科学館の管理	財	山形県企業振興公社		
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	山形県建築士会		
福島県	2	6	福島県国民宿舎翁島荘条例	第7条	S54	国民宿舎の管理	財	福島県観光開発公社	
	2	6	天鏡閣条例	第9条	S57	天鏡閣の管理	財	福島県観光開発公社	
	2	6	福島県昭和の森条例	第8条第1項	S56	昭和の森の管理	財	猪苗代町振興公社	
	2	6	ふくしま県民の森条例	第10条第2項	S48	ふくしま県民の森の管理	財	ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	
	2	6	福島県総合緑化センター条例	第12条第1項	S56	緑化に関する調査、情報の提供、相談、技術の普及指導及び緑化センターの管理	社	福島県総合緑化センター	
	2	6	福島県男女共生センター条例	第13条第1項	H13	男女共生センターの管理	財	福島県青少年育成・男女共生推進機構	
茨城県	2	6	茨城県土木工事施工管理基準の運用制定について	-	H7	土木部所管公共工事に係る品質管理試験	財	茨城県建設技術管理センター	
	2	6	茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例	第11条	S41	茨城県立県民文化センターの管理	財	いばらき文化振興財団	
	2	6	茨城県都市公園条例	第15条の2	S55	砂沼広域公園の管理	財	茨城県開発公社	
					S57	堀原運動公園、東町運動公園、笠松運動公園の管理	財	茨城県体育協会	
	2	6	茨城県立中小企業福祉センターの設置及び管理に関する条例	第9条第1項	S39	茨城県立中小企業福祉センターの管理	財	茨城県勤労者余暇活用事業団	
	2	6	茨城県看護専門学校及び看護専門学校の設置及び管理に関する条例	第9条	H11	茨城県立つくば看護専門学校の管理	財	筑波メディカルセンター	
	2	6	茨城県立吾国山洗心館の設置及び管理に関する条例	第11条第1項	S46	茨城県立吾国山洗心館の管理	財	茨城県教育財団	
	2	6	茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例	第11条第1項	S46	茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の管理	財	茨城県開発公社	
	2	6	茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例	第11条	S54	自然観察施設の管理	財	茨城県農林振興公社	
	2	6	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例	第10条	S44	一部教育機関の管理委託	財	茨城県教育財団	教委指定
	2	6	県立青少年会館の設置及び管理に関する条例	第11条第1項	S55	県立青少年会館の管理	財	茨城県体育協会	教委指定
	2	6	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例	第5条	S39	県立母子の家の管理	社	茨城県母子寡婦福祉連合会	
	2	6	つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例	第13条第1項	H11	つくば国際会議場の管理	財	茨城県科学技術振興財団	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	茨城県建築士会	
						社	茨城県建築士事務所協会		

付属資料

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
栃木県	2	6	栃木会館設置、管理及び使用料条例	第12条	H9	栃木会館の管理	財	とちぎ生涯学習文化財団		
	2	6	栃木県総合文化センター設置及び管理条例	第11条	H3	栃木県総合文化センターの管理	財	とちぎ生涯学習文化財団		
	2	6	栃木県風土記の丘資料館条例	第9条	S61	栃木県風土記の丘資料館の管理	財	とちぎ生涯学習文化財団	教委指定	
	2	6	とちぎ女性センター設置、管理及び使用料条例	第12条	H8	とちぎ女性センターの管理	財	とちぎ女性センター		
	2	6	栃木県母子福祉センター設置、管理及び使用料条例	第7条	S59	栃木県母子福祉センターの管理及び運営	財	栃木県母子寡婦福祉連合会		
	2	6	栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例	第11条	S56	栃木県産業会館の管理	社	栃木県産業会館		
	2	6	栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例	第10条	S63	栃木県立宇都宮産業展示館の管理	財	とちぎ県産品振興協会		
	2	6	栃木県勤労者休養施設かもしか荘設置及び管理条例	第8条	S41	栃木県勤労者休養施設かもしか荘の管理	社	栃木県労働福祉協会		
	2	6	とちぎ花センター設置、管理及び使用料条例	第10条	H4	とちぎ花センターの管理	財	栃木県農業振興公社		
	2	6	栃木県ながわ水遊園設置、管理及び使用料条例	第11条	H13	栃木県ながわ水遊園の管理	財	栃木県農業振興公社		
	2	6	栃木県都市公園条例	第15条第1項	S49	県営都市公園の管理	財	栃木県民公園福祉協会		
	2	6	とちぎ青少年センター設置、管理及び使用料条例	第12条	H13	とちぎ青少年センターの管理	財	とちぎ青少年こども財団		
	2	6	栃木県子ども総合科学館条例	第8条	S63	栃木県子ども総合科学館の管理	財	とちぎ青少年こども財団		
	2	6	栃木県立とちぎ海浜自然の家条例	第12条	H4	栃木県立とちぎ海浜自然の家の管理	財	とちぎ青少年こども財団	教委指定	
	2	6	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例	第13条	H5	栃木県体育施設の管理	財	宇都宮市体育文化振興公社	教委指定	
	2	6	栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例	第9条	S54	栃木県ライフル射撃場の管理	財	栃木県体育協会	教委指定	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	栃木県建築士会		
	群馬県	2	6	群馬県立公園条例	第21条の2	H元	県立都市公園の管理	財	群馬県公園緑地協会	
		2	6	群馬県クレール射撃場の設置及び管理に関する条例	第13条	S47	群馬県クレール射撃場の管理	社	群馬県猟友会	
		2	6	ぐんまこどもの国児童会館の設置及び管理に関する条例	第12条	H2	ぐんまこどもの国児童会館の管理	財	群馬県児童健全育成事業団	
2		6	ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例	第4条	H5	ぐんまフラワーパークの管理	財	群馬県フラワー協会		
2		6	群馬県馬事公園の設置及び管理に関する条例	第12条	S61	群馬県馬事公園の管理	財	群馬県馬事公園		
2		6	群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例	第10条	S59	群馬県勤労福祉センターの管理	財	群馬県勤労福祉センター		
2		6	群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例	第8条	H10	群馬県立日本絹の里の管理	財	群馬県蚕糸振興協会		
2		6	群馬県女性会館の設置及び管理に関する条例	第10条	S58	群馬県女性会館の管理運営	財	群馬県女性会館		
2		6	群馬県立社会教育会館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	H9	群馬県立社会教育館の管理	財	かぶら文化ホール	教委指定	
2		6	群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例	第18条	H8	群馬県立自然史博物館付帯ホールの管理	財	かぶら文化ホール	教委指定	
2		6	群馬県立北毛青年の家の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	S39	群馬県立北毛青年の家の管理	財	群馬県青少年会館	教委指定	
2		6	群馬県立少年自然の家の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S46	群馬県立少年自然の家の管理	財	群馬県青少年会館	教委指定	
2		6	群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例	第5条第1項	S55	群馬県埋蔵文化財調査センターの管理及び埋蔵文化財の調査・研究等	財	群馬県埋蔵文化財調査事業団	教委指定	
2		6	群馬県民会館の設置及び管理に関する条例	第12条第1項	S46	群馬県民会館の管理	財	群馬県教育文化事業団	教委指定	
2		6	群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例	第11条第1項	S62	群馬県生涯学習センターの管理	財	群馬県教育文化事業団	教委指定	
2		6	群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S57	群馬県青少年会館の管理	財	群馬県青少年会館	教委指定	
2		6	群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例	第11条第1項	S56	群馬県総合スポーツセンターの管理	財	群馬県スポーツ振興事業団	教委指定	
4		6	建築士を対象とする講習の指定に関する規程	第3条第1項	S61	建築士、建築士事務所を対象とする講習	社	群馬県建築士会		
埼玉県		2	6	埼玉県食品衛生相談員設置要綱	第2条	S63	食品衛生責任者に対する知識の普及、管理の徹底	社	埼玉県食品衛生協会	
		2	6	埼玉県食品衛生責任者資格制度運営要綱	第8条	S63	食品衛生責任者に対する知識の普及、管理の徹底	社	埼玉県食品衛生協会	
	2	6	埼玉県食品衛生責任者実務講習会実施要項	第4条	H9	食品衛生責任者に対する知識の普及、管理の徹底	社	埼玉県食品衛生協会		
	2	6	埼玉県建築物等定期報告取扱要綱	第10	H13	建築基準法に係る建築物等の定期報告	財	埼玉県建築住宅安全協会		
	2	6	埼玉会館条例	第14条	H12	埼玉会館の管理	財	埼玉県芸術文化振興財団		
	2	6	埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例	第14条	H12	彩の国さいたま芸術劇場の管理	財	埼玉県芸術文化振興財団		
	2	6	埼玉県熊谷会館条例	第14条	H12	埼玉県熊谷会館の管理	財	埼玉県芸術文化振興財団		
	2	6	埼玉県県民活動総合センター条例	第14条	H2	埼玉県県民活動総合センターの管理運営	財	いきいき埼玉		
	2	6	埼玉県男女共同参画推進センター条例	第13条	H14	埼玉県男女共同参画推進センターの管理運営	財	いきいき埼玉		
	2	6	埼玉県奥武蔵あじさい館条例	第11条	H14	埼玉県奥武蔵あじさい館の管理運営	財	いきいき埼玉		
	2	6	埼玉県老人母子休養センター白鳥荘条例	第15条	H14	埼玉県老人母子休養センター白鳥荘の管理運営	財	いきいき埼玉		
	2	6	埼玉県防災学習センター条例	第8条	H9	埼玉県防災学習センターの管理運営	財	埼玉県消防協会		
	2	6	埼玉県母子福祉センター条例	第4条	S62	埼玉県母子福祉センターの管理運営	財	埼玉県母子寡婦福祉連合会		
	2	6	埼玉県産業文化センター条例	第14条第1項	S63	埼玉県産業文化センター(ソニックシティホール)の管理運営	財	埼玉県産業文化センター		
	2	6	埼玉県福祉センター条例	第10条	S55	施設の管理運営	財	埼玉県勤労者福祉事業財団		
	2	6	埼玉県勤労青少年フレンドシップ・ハイツ条例	第10条	S58	施設の管理運営	財	埼玉県勤労者福祉事業財団		
	2	6	埼玉県農林公園条例	第11条	S63	農林公園管理業務	社	埼玉県農林公社		
	2	6	埼玉県種苗センター条例	第8条	H6	種苗センター管理業務	社	埼玉県農林公社		
	2	6	埼玉県県民の森条例	第7条	H5	埼玉県県民の森の管理	財	埼玉県公園緑地協会		
	2	6	埼玉県森林科学館条例	第14条	H6	埼玉県森林科学館の管理	社	埼玉県農林公社		
2	6	埼玉県みどりの村条例	第7条	S61	埼玉県みどりの村の管理	財	埼玉県公園緑地協会			
2	6	埼玉県都市公園条例	第21条	S53	県営公園の管理運営及び使用料徴収事務	財	埼玉県公園緑地協会			
4	6	埼玉県指定講習実施要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	埼玉県建築士会			
								埼玉県建築士事務所協会		

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
千葉県	2	6	千葉県立都市公園条例	第14条	S35	県立都市公園施設の管理	財	千葉県まちづくり公社		
	2	6	千葉県生涯学習センター設置管理条例	第8条	S53	千葉県生涯学習センターの管理運営	財	千葉県福祉ふれあい財団		
	2	6	千葉県青少年女性会館設置管理条例	第7条	S56	千葉県青少年女性会館の管理	財	千葉県青少年女性協会		
	2	6	千葉県農業園芸施設管理条例	第6条	S62	千葉県農業園芸施設の管理運営	社	千葉県業利師会		
	2	6	千葉県自然公園施設設置管理条例	第8条	S54	海中公園施設の管理運営	財	千葉県勝浦海中公園センター		
	2	6	千葉県国民宿舎の設置及び管理に関する条例	第10条	S41	国民宿舎の管理	財	千葉県観光公社		
	2	6	千葉県南房バラダイス設置管理条例	第9条	S51	南房バラダイスの管理	財	千葉県観光公社		
	2	6	千葉県立県民の森設置管理条例	第9条	S46	県民の森の施設の管理	財	千葉県観光公社		
	2	6	千葉県港湾管理条例	第18条	H6	港湾施設の管理	財	千葉県観光公社		
	2	6	千葉県酪農のさと設置管理条例	第6条	H7	千葉県酪農のさとの施設の管理	社	千葉県酪農愛護協会		
	2	6	千葉県中央駐車場条例	第13条第1項	S48	千葉県中央駐車場の管理	財	千葉県まちづくり公社		
	2	6	教育機関設置条例	第15条の4第2項	H11	スポーツ科学総合センターの管理	財	千葉県スポーツ振興財団	教委指定	
					第18条第2項	H5	総合運動場の管理	財	千葉県スポーツ振興財団	教委指定
					第18条の4第2項	H8	国際総合水泳場の管理	財	千葉県スポーツ振興財団	教委指定
					第21条第2項	S63	博物館の管理	財	千葉県社会教育施設管理財団	教委指定
					第21条の5第2項	H3	少年自然の家の管理	財	千葉県社会教育施設管理財団	教委指定
					第24条第2項	S63	青年の家の管理	財	千葉県社会教育施設管理財団	教委指定
	2	6	千葉県さわやかからは県民プラザ設置管理条例	第7条	H8	県民プラザの管理	財	千葉県社会教育施設管理財団	教委指定	
	東京都	2	6	特殊建築物等定期調査報告事務処理要領	第5	S58	特殊建築物等定期調査報告の業務委託	財	東京都防災・建築まちづくりセンター	
		2	6	東京都江戸東京博物館条例	第15条第1項	H4	文化施設の管理運営に関する事務	財	東京都歴史文化財団	
2		6	東京都写真美術館条例	第16条第1項	H2	文化施設の管理運営に関する事務	財	東京都歴史文化財団		
2		6	東京都立産業貿易センター条例	第16条第1項	H10	東京都立産業貿易センターの管理運営	財	東京都中小企業振興公社		
2		6	東京都高齢者就業センター条例	第15条第1項	H8	東京都高齢者就業センターの管理	財	東京都高齢者事業振興財団		
2		6	東京都立食品技術センター条例	第14条第1項	H2	東京都立食品技術センターの管理	財	東京都中小企業振興公社		
2		6	東京都駐車場条例	第14条の9	S39	都営駐車場の管理	財	東京都駐車場公社		
2		6	東京都立公園条例	第24条の2第1項	S60	都立公園施設（動物園・水族園含む。）の維持管理	財	東京都公園協会		
							財	東京動物園協会		
2		6	東京都海上公園条例	第30条の2第1項	S58	都立海上公園の管理	財	東京港埠頭公社		
2		6	東京都港湾設備条例	第17条第1項	S44	船舶給水設備の管理	財	東京港埠頭公社		
							財	東京港埠頭公社		
							財	東京港埠頭公社		
							財	東京港埠頭公社		
2		6	東京都現代美術館条例	第13条第1項	H14	文化施設の管理運営に関する事務	財	東京都歴史文化財団		
2		6	東京都美術館条例	第13条第1項	H14	文化施設の管理運営に関する事務	財	東京都歴史文化財団		
2		6	東京都人権プラザ条例	第13条第1項	H14	東京都人権プラザの管理運営及び使用料の徴収	財	東京都人権啓発センター		
2		6	東京都ユース・ホステル条例施行規則	第4条第1項	S48	ユース・ホステルの管理運営に関する事務	社	東京コンベンション・ビジネスビューロー		
2		6	東京文化会館及び東京芸術劇場条例	第13条第1項	H14	文化施設の管理運営に関する事務	財	東京都歴史文化財団		
2		6	東京都地域中小企業振興センター条例	第15条	H4	東京都多摩中小企業振興センターの管理	財	東京都中小企業振興公社		
							財	東京都城南地域中小企業振興センターの管理		
							財	東京都東地域中小企業振興センターの管理		
2		6	東京都都民の森条例	第12条	H5	東京都都民の森の管理運営	財	東京都農林水産振興財団		
2		6	東京都霊園条例	第28条第1項	S60	都立霊園の維持管理	財	東京都公園協会		
2		6	東京都葬儀所条例	第10条第1項	S60	葬儀所の維持管理	財	東京都公園協会		
2		6	東京都体育施設条例	第14条第1項	H14	体育施設の管理運営	財	東京都生涯学習文化財団	教委指定	
神奈川県		2	6	神奈川県立県民ホール条例	第8条	H6	県民ホールの管理	財	神奈川県芸術文化財団	
		2	6	神奈川県立音楽堂条例	第8条	H7	県立音楽堂の管理	財	神奈川県芸術文化財団	
		2	6	神奈川県立神奈川近代文学館条例	第11条	S59	神奈川県立神奈川近代文学館の管理	財	神奈川県文学振興会	
		2	6	神奈川県立藤野芸術の家条例	第8条	H7	神奈川県立藤野芸術の家の管理	社	神奈川県青少年協会	
	2	6	神奈川県立柳島青少年キャンプ場に関する条例	第5条	H6	神奈川県立柳島青少年キャンプ場の管理	社	神奈川県青少年協会		
	2	6	神奈川県立かながわ労働プラザ条例	第8条	H7	神奈川県立かながわ労働プラザの管理	財	神奈川県労働福祉協会		
	2	6	神奈川県病院事業の設置等に関する条例	第9条	S54	衛生看護専門学校付属病院の管理	社	神奈川県医師会		
	2	6	神奈川県衛生看護専門学校条例	第9条	S54	神奈川県衛生看護専門学校の管理	社	神奈川県医師会		
	2	6	神奈川県立21世紀の森条例	第7条	H2	神奈川県立21世紀の森の管理	社	かながわ森林づくり公社		
	2	6	神奈川県立礼拝森の家条例	第8条	H4	神奈川県立礼拝森の家の管理	社	かながわ森林づくり公社		
	2	6	神奈川県都市公園条例	第18条	S63	19の都市公園の管理	財	神奈川県公園協会		
	2	6	神奈川県県営住宅条例	第67条	S48	県営住宅、共同施設、地区施設の管理	社	神奈川県土地建物保全協会		
	2	6	神奈川県借上公共賃貸住宅条例	第34条	H5	神奈川県借上公共賃貸住宅の管理	社	神奈川県土地建物保全協会		
	2	6	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則	第2条第2項	H12	食品衛生責任者養成講習会	社	神奈川県食品衛生協会		
	2	6	神奈川県立芦ノ湖キャンプ村条例	第8条	H3	神奈川県立芦ノ湖キャンプ村の管理	社	神奈川県観光協会		
	2	6	神奈川県立ふれあいの村条例	第8条	H2	県立ふれあいの村の維持管理	財	神奈川県ふれあい教育振興協会	教委指定	
	2	6	神奈川県立スポーツ会館条例	第8条	S59	県立スポーツ会館の管理	財	神奈川県体育協会	教委指定	
	2	6	神奈川県立伊勢原射撃場条例	第8条	H9	県立伊勢原射撃場の管理	財	神奈川県体育協会	教委指定	
2	6	神奈川県立埋蔵文化財センター条例	第3条	H11	県立埋蔵文化財センターの管理	財	かながわ考古学財団	教委指定		
2	6	神奈川県立山岳スポーツセンター条例	第8条	H9	県立山岳スポーツセンターの管理	財	神奈川県公園協会	教委指定		
新潟県	2	6	新潟県民会館条例	第8条	S57	公の施設の監理委託	財	新潟県文化振興財団		
	2	6	新潟県立自然科学館条例	第8条	S56	公の施設の監理委託	財	新潟県文化振興財団		
	2	6	新潟県母子休養ホーム条例	第5条	S42	新潟県母子休養ホームしらゆり荘の管理	社	新潟県母子養護福祉連合会		
	2	6	新潟県ふるさと村アビール館条例	第3条	H3	公の施設である「新潟県ふるさと村アビール館」（県の観光物産拠点施設）の管理運営委託	社	新潟県観光協会		
	2	6	新潟県開岬キャンプ場条例	第7条	H7	キャンプ場の管理運営	財	休暇村協会		
	2	6	新潟県立歴史博物館条例	第11条	H12	公の施設の監理委託	財	新潟県文化振興財団		
	2	6	新潟県柏崎原力広報センター条例	第3条	S61	新潟県柏崎原力広報センターの管理	財	柏崎原力広報センター		
	2	6	新潟県都市公園条例	第15条の2	S61	県立都市公園（鳥屋野湯公園、紫雲寺公園など）の維持管理業務委託	財	新潟県都市緑花センター		
	2	6	新潟県立環境と人間のふれあい館条例	第8条	H13	県立環境と人間のふれあい館の管理	財	新潟県文化振興財団		
	2	6	新潟県食品・流通振興事業費補助金交付要綱及び県産大豆生産・製造連携加工設備リース事業実施要綱	第3	H14	大豆加工食品製造設備導入の助成の実施	社	新潟県農林公社		
	2	6	新潟県起業家支援・交流拠点施設条例	第12条	H15	新潟県起業家支援・交流拠点施設の管理	財	にいがた産業創造機構		
	2	6	新潟県埋蔵文化財センター条例	第3条	H8	新潟県埋蔵文化財センターの管理	財	新潟県埋蔵文化財調査事業団	教委指定	
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	新潟県建築士事務所協会			
						社	新潟県建築士会			
4	6	新潟県食品衛生責任者制度運営要綱	第4の3	S58	食品衛生責任者講習会の開催	社	新潟県食品衛生協会			

付属資料

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
富山県	2	6	富山県民会館条例	第14条	S39	富山県民会館の管理	財	富山県文化振興財団		
	2	6	富山県教育文化会館条例	第11条	S49	富山県教育文化会館の管理	財	富山県文化振興財団		
	2	6	富山県高岡文化ホール条例	第11条	S61	富山県高岡文化ホールの管理	財	富山県文化振興財団		
	2	6	富山県民小劇場条例	第11条	S62	富山県民小劇場の管理	財	富山県文化振興財団		
	2	6	富山県新川文化ホール条例	第12条	H6	富山県新川文化ホールの管理	財	富山県文化振興財団		
	2	6	富山県利賀芸術公園条例	第16条	H6	富山県利賀芸術公園の管理	財	富山県文化振興財団		
	2	6	富山県立山センター条例	第7条	H12	富山県立山センター立山自然保護センターの管理	財	富山県文化振興財団		
	2	6	富山県国際交流センター条例	第12条	H8	富山県国際交流センターの管理	財	とやま国際センター		
	2	6	富山県民共生センター条例	第12条	H9	富山県民共生センターの管理	財	富山県女性財団		
	2	6	富山県青少年の家条例	第10条	S48	富山県青少年の家の管理	財	富山県福祉事業団		
	2	6	富山県こどもみらい館条例	第16条	H4	富山県こどもみらい館の管理	財	富山県福祉事業団		
	2	6	富山県健康増進センター条例	第10条	S56	富山県健康増進センターの管理	財	富山県健康スポーツ財団		
	2	6	富山県国際健康プラザ条例	第13条	H11	富山県国際健康プラザの管理	財	富山県健康スポーツ財団		
	2	6	富山県薬業研修センター条例	第7条	H5	薬業研修センターの管理	社	富山県薬業連合会		
	2	6	富山県林業技術センター条例	第9条	H元	富山県林業技術センター林業普及センターの管理	社	富山県農林水産公社		
	2	6	富山県有峰森林文化村条例	第14条	H14	有峰森林文化公園の管理	社	富山県農林水産公社		
	2	6	富山県植物公園条例	第14条	H5	富山県中央植物園の管理	財	花と緑の銀行		
	2	6	富山県置県百年記念県民公園条例	第29条	H6	県民公園(頼成の森、森林科学館)の管理	財	花と緑の銀行		
						S58	県立公園(都市公園、自然風致公園等)の管理	財	富山県民福祉公園	
	2	6	富山県立都市公園条例	第18条	S52	県立公園(都市公園)の管理	財	富山県民福祉公園		
	2	6	富山県健康スポーツ財団				財	富山県健康スポーツ財団		
	2	6	富山県流域下水道条例	第3条	S63	流域下水道の管理	財	富山県下水道公社		
	2	6	富山県立山カルデラ砂防博物館条例	第8条	H10	富山県立山カルデラ砂防博物館の管理	財	立山カルデラ砂防博物館		
	2	6	富山県港湾管理条例	第20条	H2	港湾施設の管理	財	伏木富山港・海王丸財団		
	2	6	富山県立近代美術館条例	第15条	H10	富山県立近代美術館の管理	財	富山県文化振興財団	教委指定	
	2	6	富山県立山博物館条例	第17条	H3	富山県立山博物館の管理	財	富山県文化振興財団	教委指定	
	2	6	富山県水墨美術館条例	第15条	H11	富山県水墨美術館の管理	財	富山県文化振興財団	教委指定	
	2	6	富山県少年自然の家条例	第9条	H13	富山県少年自然の家の管理	財	富山県文化振興財団	教委指定	
	2	6	富山県総合体育センター条例	第12条	H11	富山県総合体育センターの管理	財	富山県健康スポーツ財団	教委指定	
	2	6	富山県宮内体育施設条例	第11条	S47	富山県宮内体育施設の管理	財	富山県体育協会	教委指定	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	富山県建築士会		
							社	富山県建築士事務所協会		
	石川県	2	6	石川県立山中漆器産業技術センター条例	第17条	H9	石川県立山中漆器産業技術センターの管理	財	山中漆器産業技術センター	
		2	6	石川県保体健康施設条例	第8条	S48	石川県森林公園等の管理	財	石川県林業公社	
		2	6	石川県ふれあい昆虫館条例	第2条	H10	石川県ふれあい昆虫館の管理	財	石川県民ふれあい公社	
		2	6	いしかわ動物園条例	第2条	H11	いしかわ動物園の管理	財	石川県民ふれあい公社	
		2	6	石川県のとじま臨海公園海づりセンター設置条例	第7条	S58	石川県のとじま臨海公園海づりセンターの管理	財	石川県民ふれあい公社	
		2	6	石川県海の自然生体館条例	第2条	H5	石川県海の自然生体館の管理	財	石川県民ふれあい公社	
		2	6	のと海洋ふれあいセンター条例	第5条	H6	のと海洋ふれあいセンターの管理	財	石川県民ふれあい公社	
2		6	石川県産業展示館条例	第11条	S47	石川県産業展示館の管理	財	石川県民ふれあい公社		
2		6	石川県湖南運動公園条例	第8条	H13	石川県湖南運動公園の管理	財	石川県民ふれあい公社		
2		6	石川県都市公園条例	第16条	S39	都市公園の管理	財	木場湖公園協会		
							財	小松市施設管理公社		
							財	石川県民ふれあい公社		
2		6	石川県自然公園施設条例	第8条	S43	自然公園施設の管理	財	休暇村協会		
							財	白山観光協会		
							財	木ノ浦健康休暇村協会		
2		6	石川県女性センター条例	第8条	H5	石川県女性センターの管理	財	石川県女性センター		
2		6	石川県青少年総合研修センター条例	第8条	H14	石川県青少年総合研修センターの管理	財	石川県民ふれあい公社		
2		6	石川県立音楽堂条例	第8条	H13	石川県立音楽堂の管理	財	石川県音楽文化振興事業団		
2		6	石川県国際交流センター条例	第8条	H8	石川県国際交流センターの管理	財	石川県国際交流協会		
2		6	石川ハイテク交流センター条例	第5条	H5	石川ハイテク交流センターの管理	財	石川県産業創出支援機構		
2		6	石川県流域下水道条例	第3条	H元	流域下水道の管理	財	石川県下水道公社		
2		6	学校以外の教育機関等設置に関する条例	第4条	H10	石川県埋蔵文化財センターの管理	財	石川県埋蔵文化財センター	教委指定	
2		6	石川県体育施設条例	第8条	S59	体育施設の管理	財	内灘町公共施設等管理公社	教委指定	
							財	石川県民ふれあい公社	教委指定	
							財	石川県体育協会	教委指定	
4		6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S62	建築士を対象とした講習会の開催	社	石川県建築士事務所協会		
福井県		1	6	福井県ふぐの処理に関する条例	第9条第1項	H12	ふぐ処理登録者資格認定講習会	社	福井県食品衛生協会	
	2	6	福井県民会館の設置および管理に関する条例	第4条第1項	S40	福井県民会館の管理	財	福井県民会館		
	2	6	福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例	第5条第1項	H8	福井県国際交流会館の管理	財	福井県国際交流協会		
	2	6	福井県越前三国オートキャンプ場の設置および管理に関する条例	第4条	H9	福井県越前三国オートキャンプ場の管理	財	休暇村協会		
	2	6	福井県立社会福祉施設に関する条例	第8条	S55	福井県社会福祉センターの管理	財	福井県母子寡婦福祉連合会		
	2	6	福井県病院事業の設置等に関する条例	第3条	H7	福井県立すこやかカンパニー病院の管理	財	痴呆性老人医療介護教育センター		
	2	6	ふくい健康の森の設置および管理に関する条例	第4条	H6	ふくい健康の森及びげんこうスポーツセンターの管理	財	福井県健康管理協会		
						H11	ふくい健康の森(生きがい交流センター)の管理	財	福井県すこやか長寿財団	
	2	6	福井県中小企業産業大学校の設置および管理に関する条例	第7条第1項	S61	福井県中小企業産業大学校の管理	財	福井県中小企業産業大学校		
	2	6	福井県産業情報センターの設置および管理に関する条例	第4条	H6	福井県産業情報センターの管理	財	福井県産業支援センター		
	2	6	福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例	第4条	H7	福井県産業振興施設の管理	財	サンドーム福井		
	2	6	テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例	第3条	H6	テクノポート福井総合公園の管理	財	福井県企業公社		
	2	6	福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例	第4条	H10	福井県若狭湾エネルギー研究センターの管理	財	若狭湾エネルギー研究センター		
	2	6	福井県立音楽堂の設置および管理に関する条例	第4条	H9	福井県立音楽堂の管理	財	福井県文化振興事業団	教委指定	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	福井県建築士会		
							社	福井県建築士事務所協会		



都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
山梨県	2	6	山梨県県民会館設置、管理及び使用料条例	第11条第1項	S57	山梨県県民会館の管理	財	やまなし文化学習協会	
	2	6	山梨県県民文化ホール設置及び管理料条例	第12条第1項	S57	山梨県県民文化ホールの管理	財	やまなし文化学習協会	
	2	6	山梨県立青年センター設置及び管理料条例	第9条第1項	S45	山梨県立青年センターの管理	財	山梨県青少年協会	
	2	6	山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理料条例	第10条第1項	S46	山梨県立愛宕山こどもの国の管理	財	山梨県青少年協会	
	2	6	山梨県立少年自然の家設置及び管理料条例	第10条第1項	S48	山梨県立少年自然の家の管理	財	山梨県青少年協会	
	2	6	山梨県立まきば公園設置及び管理料条例	第10条第1項	H6	山梨県立まきば公園の管理	財	山梨県子牛育成協会	
	2	6	山梨県立フラワーセンターの設置及び管理料条例	第9条第1項	H10	山梨県立フラワーセンターの管理	財	山梨県農業振興公社	
	2	6	山梨県立産業展示交流館設置及び管理料条例	第9条第1項	H6	山梨県立産業展示交流館の管理	財	やまなし産業支援機構	
	2	6	山梨県立地域産業振興センター設置及び管理料条例	第9条第1項	H5	山梨県立地域産業振興センターの管理	財	山梨県内地域産業振興センター	
	2	6	山梨県立国際交流センター設置及び管理料条例	第8条第1項	H2	山梨県立国際交流センターの管理	財	山梨県国際交流協会	
	2	6	山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理料条例	第12条第1項	S54	山梨県立武田の杜保健休養林の管理	財	山梨県林業公社	
	2	6	山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理料条例	第8条第1項	S58	山梨県立勤労者福祉センターの管理	社	山梨県労働者福祉協会	
	2	6	山梨県立防災安全センター設置及び管理料条例	第7条第1項	S57	山梨県立防災安全センターの管理	財	山梨県消防協会	
	2	6	山梨県都市公園条例	第11条第1項	S46	山梨県笛次川スポーツ公園の管理	財	山梨県公園公社	
	2	6	山梨県立科学館設置及び管理料条例	第10条第1項	H10	山梨県立科学館の管理	財	山梨県林業公社	
	2	6	山梨県丘の公園管理規程	第5条第1項	S61	山梨県丘の公園の管理	財	山梨県県民スポーツ事業団	
	2	6	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理料条例	第7条第1項	H6	山梨県八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理	財	丘の公園管理公社	
	2	6	山梨県八ヶ岳スケートセンター設置及び管理料条例	第8条第1項	H6	山梨県八ヶ岳スケートセンターの管理	財	キープ協会	教委指定
	2	6	山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理料条例	第10条第1項	H7	山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの管理	財	山梨県県民スポーツ事業団	教委指定
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	山梨県建築士会	
長野県	2	6	長野県男女共同参画センター条例	第8条	S59	長野県男女共同参画センターの管理	財	長野県勤労者福祉事業団	
	2	6	長野県勤労者福祉施設条例	第9条	S44	勤労者福祉施設の管理	財	長野県勤労者福祉事業団	
	2	6	長野県総合健康センター条例	第7条	S50	長野県総合健康センターの管理	社	長野県地域包括医療協議会	
	2	6	長野県救急センター条例	第6条	S58	長野県救急センターの管理	財	長野県健康づくり事業団	
	2	6	長野県文化会館条例	第9条	S57	長野県文化会館の管理	財	長野県文化振興事業団	
	2	6	長野県信濃美術館条例	第9条	S61	長野県信濃美術館の管理	財	長野県文化振興事業団	
	2	6	長野県中小企業情報センター条例	第3条	S54	長野県中小企業情報センターの管理	財	長野県中小企業振興公社	
	2	6	長野県宮総合射撃場条例	第6条	S50	長野県宮総合射撃場の管理	社	長野県猟友会	
	2	6	長野県都市公園条例	第5条	S42	長野県都市公園の管理	財	長野県公園公社	
	2	6	長野県立歴史館条例	第7条	H6	長野県立歴史館の管理	財	長野県文化振興事業団	
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条	S62	建築士に対する講習会	社	長野県建築士事務所協会	教委指定	
岐阜県	2	5	母子家庭の母等に対する就業支援講習会及び生活指導講習会の実施等	第2条	H13	母子家庭等自立促進対策事業	財	岐阜県母子寡婦福祉連合会	
	2	6	岐阜県産業会館の設置及び管理に関する条例	第8条	S45	岐阜県産業会館の管理	財	岐阜県産業会館	
	2	6	岐阜県流域下水道条例	第3条	H3	木曾川右岸流域下水道の維持管理	財	岐阜県浄水事業公社	
	2	6	岐阜県都市公園条例	第9条の2	H8	花フェスタ記念公園の管理	財	花の都きふ花と緑の推進センター	
	2	6	岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例	第6条(別表第3)	S51	岐阜県消費生活センターの管理	社	岐阜県消費生活協会	
					S55	岐阜県福祉・農業会館の管理	財	岐阜県県民ふれあい会館	
					H11	岐阜県先端科学技術体験センターの管理	財	岐阜県研究開発財団	
					H13	岐阜県県政資料館の管理運営	財	岐阜県産業文化振興事業団	
	2	6	岐阜県科学技術振興センター条例	第9条	H10	岐阜県科学技術振興センターの管理	財	岐阜県研究開発財団	
	2	6	岐阜県県民ふれあい会館条例	第9条	H5	岐阜県県民ふれあい会館の管理	財	岐阜県県民ふれあい会館	
	2	6	岐阜県県民文化ホール未来会館条例	第9条	H6	岐阜県県民文化ホール未来会館の管理	財	岐阜県産業文化振興事業団	
	2	6	ソフトピアジャパンセンター条例	第9条	H8	ソフトピアジャパンセンターの管理	財	ソフトピアジャパン	
	2	6	岐阜アリーナ条例	第10条	H12	岐阜アリーナの管理	財	岐阜県産業文化振興事業団	
	2	6	飛騨・世界生活文化センター条例	第10条	H13	飛騨・世界生活文化センターの管理	財	岐阜県産業文化振興事業団	
2	6	セラミックパークMINO条例	第8条、第9条	H14	セラミックMINOの管理委託及び施設の利用料徴収	財	セラミックパーク美濃		
2	6	岐阜県家畜育成牧場の設置及び使用料に関する条例	第6条	S48	岐阜県家畜育成牧場の管理	社	岐阜県農畜産公社		
2	6	岐阜県長良川球技場条例	第9条	H3	岐阜県長良川球技場の管理	財	岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	岐阜県長良川スポーツプラザ条例	第10条	H5	岐阜県長良川スポーツプラザの管理	財	岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	岐阜マリンスポーツセンター条例	第9条	H12	岐阜マリンスポーツセンターの管理	財	岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	教委指定	
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条	S62	建築士に対する講習会	社	岐阜県建築士事務所協会		
静岡県	2	6	静岡県税賦課徴収条例	第55条、第71条	S47	自動車税の証紙代金収納計器の取扱い等	社	静岡県自動車会議所	
	2	6	静岡県労政会館の設置、管理及び使用料に関する条例	第11条	S45	静岡県労政会館の管理	財	静岡県労働福祉事業協会	
	2	6	県立病院保育所設置運営要綱	第7条	H11	県立総合病院の院内保育所の運営委託	財	芙蓉会	
	2	6	静岡県高齢者住宅整備資金貸付規則	第20条	S50	高齢者住宅整備資金貸付金に係る譲入の徴収及び支出事務	財	静岡県老人クラブ連合会	
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条	S62	建築士に対する講習会	社	静岡県建築士事務所協会		
愛知県	2	6	愛知県女性総合センター条例	第7条第1項	H8	愛知県女性総合センターの管理	財	あいち女性総合センター	
	2	6	愛知県弥富野鳥園条例	第4条第1項	H11	愛知県弥富野鳥園の管理	財	愛知公園協会	
	2	6	愛知県観光施設条例	第8条第1項	S39	犬山国際ユースホステルの管理	社	愛知県観光協会	
	2	6	あいち健康の森健康科学総合センター条例	第8条第1項	H9	茶臼山公園施設のキャンプ場、伊良湖休暇村公園施設の園地等の管理 あいち健康の森健康科学総合センターの管理	財	休暇村協会 愛知県健康づくり振興事業団	



付属資料

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
愛知県	2	6	愛知県社会福祉施設条例	第8条第1項	S54	愛知県母子福祉会館の管理	財	愛知県母子福祉福祉連合会	
	2	6	愛知県児童厚生施設条例	第8条第1項	S49	愛知こどもの国、海南こどもの国の管理	財	愛知公園協会	
	2	6	愛知県商工業振興施設条例	第7条第1項	S51	愛知県産業貿易館、愛知県中小企業センターの管理	財	愛知県中小企業振興公社	
	2	6	愛知県労働者福祉施設条例	第8条第1項	S46	労働者福祉施設の管理	社	愛知県雇用開発協会	
	2	6	愛知県レクリエーション施設条例	第8条第1項	S39	愛知県森林公園、愛知県民の森、愛知県昭和の森の管理	財	愛知公園協会	
	2	6	愛知県農林業振興施設条例	第8条第1項	S39	愛知県植木センターの管理	社	愛知県農林公社	
	2	6	愛知県緑化センター条例	第4条第1項	S51	愛知県緑化センターの管理	財	愛知公園協会	
	2	6	愛知県都市公園条例	第10条の2第1項	H14	県営都市公園の利用に関する事務	財	愛知県都市整備協会	
	2	6	愛知県流域下水道条例	第6条第1項	H12	愛知県下水道科学館の管理	財	愛知水と緑の公社	
	2	6	愛知県流域下水道条例	第6条第1項	H14	流域下水道の施設管理	財	愛知水と緑の公社	
	2	6	愛知県港湾管理条例	第17条第1項	H14	三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設の利用に関する事務	財	愛知県都市整備協会	
	2	6	愛知県体育施設及び社会教育施設条例	第9条第1項	S46	体育施設及び社会教育施設の管理	財	愛知県教育サービスセンター	教委指定
	2	6	愛知県スポーツ振興事業団	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	愛知建築士会	教委指定
	2	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	愛知県建築士事務所協会	
	三重県	2	6	食品衛生責任者取扱要綱	第4	H12	食品衛生責任者養成講習(再講習)	社	三重県食品衛生協会
2		6	三重県総合文化センター条例	第9条第1項	H6	三重県文化会館、三重県生涯学習センター、三重県男女共同参画センターの管理	財	三重県文化振興事業団	
2		6	三重県営サンアリーナ条例	第10条	H6	三重県営サンアリーナの管理	財	三重ビクターズ推進機構	
2		6	みえこどもの城条例	第8条第1項	H元	児童厚生施設の管理	財	三重県児童健全育成事業団	
2		6	三重県総合競技場条例	第10条第1項	H9	県営総合競技場の管理	財	三重県体育協会	教委指定
2		6	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例	第10条第1項	H4	県営鈴鹿スポーツガーデンの管理	財	三重県体育協会	教委指定
2		6	三重県立鈴鹿青少年センター条例	第4条第1項	H13	県立鈴鹿青少年センターの管理	財	三重県体育協会	教委指定
2		6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習	社	三重県建築士会	
2		6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習	社	三重県建築士事務所協会	
2		6	滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例	第4条	H11	滋賀県立県民交流センターの管理	財	淡海文化振興財団	
2	6	滋賀県琵琶湖流域下水道条例	第3条	H9	流域下水道の管理	財	滋賀県下水道公社		
2	6	滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例	第8条	H5	滋賀県立水環境科学館の管理	財	滋賀県下水道公社		
2	6	滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例	第8条	H4	滋賀県立近江富士花緑公園の管理	財	びわ湖造林公社		
2	6	滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例	第5条	H2	滋賀県立障害者福祉センターの管理	財	滋賀県身体障害者福祉協会		
2	6	滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例	第10条	H12	滋賀県立テクノファクトリーの管理	財	滋賀県産業支援プラザ		
2	6	滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例	第11条	H2	滋賀県立陶芸の森の管理	財	滋賀県陶芸の森		
2	6	滋賀会館の設置および管理に関する条例	第8条	S39	滋賀会館の管理	財	滋賀県文化振興事業団		
2	6	滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例	第10条	S63	滋賀県立文化産業交流会館の管理	財	滋賀県文化振興事業団		
2	6	滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例	第8条	S46	滋賀県希望が丘文化公園の管理	財	滋賀県文化振興事業団		
2	6	滋賀県立文化芸術会館の設置および管理に関する条例	第9条	S50	滋賀県立文化芸術会館の管理	財	滋賀県文化振興事業団		
2	6	滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例	第8条	S46	滋賀県立青少年宿泊研修所の管理	財	滋賀県文化振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例	第8条	S45	滋賀県立希望が丘野外活動センターの管理	財	滋賀県文化振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例	第10条	S39	滋賀県立琵琶湖文化館の管理	財	滋賀県文化財保護協会	教委指定	
2	6	滋賀県安土城考古博物館の設置および管理に関する条例	第6条	H4	滋賀県安土城考古博物館の管理	財	滋賀県文化財保護協会	教委指定	
2	6	滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例	第8条	H4	滋賀県立長浜ドームの管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例	第8条	S44	滋賀県立彦根総合運動場の管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例	第8条	S45	滋賀県立体育館の管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例	第8条	S46	滋賀県立琵琶湖漕艇場の管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例	第8条	S59	滋賀県立スポーツ会館の管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例	第8条	H5	滋賀県立武道館の管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例	第8条	H6	滋賀県立栗東体育館の管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例	第8条	H8	滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
2	6	滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例	第8条	H12	滋賀県立アイスアリーナの管理	財	滋賀県スポーツ振興事業団	教委指定	
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	滋賀県建築士会		
2	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	滋賀県建築士事務所協会		
京都府	2	5	原爆被害者相談事業運営要綱	第2	S63	原爆被害者相談業務	社	京都府原爆被災者の会	
	2	6	京都府立総合資料館条例	第5条第1項	S63	京都府立総合資料館の管理に関する事務のうち、美術工芸資料、歴史民俗資料等の収集・保存等	財	京都文化財団	
	2	6	京都府立府民ホール条例	第6条第1項	S63	京都府立府民ホールの管理	財	京都文化財団	
	2	6	京都府立堂本印象美術館条例	第6条第1項	H4	京都府立堂本印象美術館の管理	財	京都文化財団	
	2	6	京都府立ゼミナールハウス条例	第6条第1項	S55	京都府立ゼミナールハウスの管理	財	京都ゼミナールハウス	
	2	6	京都府立府民スポーツ広場条例	第7条第1項	H2	京都府立府民スポーツ広場の管理	財	京都府公園公社	
	2	6	京都府立陶板名画の庭条例	第5条第1項	H6	京都府立陶板名画の庭の管理	財	京都府立植物園協力会	
	2	6	京都府立青少年海洋センター条例	第7条第1項	S57	京都府立青少年海洋センターの管理	社	京都府青少年育成協会	
	2	6	京都府立宮津ヨットハーバー条例	第7条第1項	S62	京都府立宮津ヨットハーバーの管理	社	京都府青少年育成協会	
	2	6	京都府港湾施設管理並びに使用条例	第13条第1項	S54	港湾施設の管理に関する事務	社	舞鶴湾環境保全協会	
	2	6	京都府立労働者福祉会館条例	第6条第1項	S58	京都府立労働者福祉会館(山城、丹波、中丹及び舞鶴)の管理	社	京都府民総合交流事業団	
	2	6	京都府立都市公園条例	第12条第1項	S57	京都府立都市公園の管理	財	京都府公園公社	
	2	6	京都府流域下水道条例	第3条第1項	S54	流域下水道終末処理場等の運転管理	財	京都府下水道公社	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する規程	第3条第1項	S62	建築士に対する講習会	社	京都府建築士会	
	2	6	建築士を対象とする講習の指定に関する規程	第3条第1項	S62	建築士に対する講習会	社	京都府建築士事務所協会	

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
大阪府	1	6	大阪府伝統工芸士認定要綱	第4条	H元	大阪府伝統工芸士認定事業	社	大阪工芸協会		
	2	6	大阪府立女性総合センター条例	第3条	H6	大阪府立女性総合センターの管理	財	大阪府男女共同参画推進財団		
	2	6	大阪府立青少年会館条例	第3条	S58	大阪府立青少年会館の管理	財	大阪府青少年活動財団		
	2	6	大阪府立青少年野外活動施設条例	第6条	S61	大阪府立青少年野外活動施設の管理	財	大阪府青少年活動財団		
	2	6	大阪府立労働センター条例	第3条	S53	大阪府立労働センターの管理	財	大阪労働協会		
	2	6	大阪府民の森条例	第6条	S53	大阪府民の森の利用及び維持に関する事務	財	大阪府みどり公社		
	2	6	大阪府立花の文化園条例	第3条	H2	大阪府立花の文化園の利用及び維持等に関する事務	財	大阪府みどり公社		
	2	6	大阪府民牧場条例	第3条	H11	府民牧場の利用及び維持等に関する事務	財	大阪府みどり公社		
	2	6	大阪府都市公園条例	第16条	S41	一部の都市公園施設の管理等	財	大阪府公園協会		
	2	6	大阪府官住宅条例	第53条	S45	府官住宅及び共同施設の管理	財	大阪府住宅管理センター		
	2	6	大阪府立門真スポーツセンター条例	第2条	H8	大阪府立門真スポーツセンターの利用及び維持等に関する事務	財	大阪府スポーツ・教育振興財団	教委指定	
	2	6	大阪府立博物館条例	第5条	H3	大阪府立博物館の利用及び維持等に関する事務	財	大阪府文化財センター	教委指定	
	2	6	大阪府立国際児童文学館条例	第6条	S59	大阪府立国際児童文学館の利用及び維持等に関する事務	財	大阪国際児童文学館	教委指定	
	4	6	建築士を対象とする講習の大阪府知事指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	大阪府建築士会 大阪建築士事務所協会		
	兵庫県	2	6	兵庫県立丹波の森公園の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	H8	兵庫県立丹波の森公園の管理	財	丹波の森協会	
		2	6	兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S60	兵庫県立母と子の島の管理	財	兵庫県青少年本部	
		2	6	兵庫県立東はりま青少年館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S57	兵庫県立東はりま青少年館の管理	財	兵庫県青少年本部	
2		6	兵庫県立神出学園の設置及び管理に関する条例	第4条第1項	H6	兵庫県立神出学園の管理	財	兵庫県青少年本部		
2		6	兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	H7	兵庫県立ひょうご女性交流館の管理	財	兵庫県婦人会館		
2		6	兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	S55	兵庫県民会館の管理	財	兵庫県芸術文化協会		
2		6	兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	H11	兵庫県立尼崎青少年創造劇場の管理	財	兵庫県芸術文化協会		
2		6	兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	H4	兵庫県立のじぎく会館の管理	財	兵庫県人権啓発協会		
2		6	兵庫県老人体養ホームの設置及び管理に関する条例	第7条第1項	S54	兵庫県立老人体養ホームの管理	財	兵庫県高齢者生きがい創造協会		
2		6	兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例	第9条第1項	S50	兵庫県福祉センター（視覚障害者情報提供施設に限る。）の管理	財	兵庫県視覚障害者福祉協会		
2		6	兵庫県立健康センターの設置及び管理に関する条例	第10条第1項	H10	兵庫県立健康センターの管理	財	兵庫県健康財団		
2		6	特設水道条例	第7条第4項	H5	特設水道の水質検査	財	ひょうご環境創造協会		
2		6	兵庫県立産業会館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S55	兵庫県立産業会館の管理	社	兵庫みどり公社		
2		6	兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例	第9条第1項	H5	兵庫県立先端科学技術支援センターの管理	財	ひょうご科学技術協会		
2		6	兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S43	兵庫県立姫路労働会館の管理	財	兵庫県勤労福祉協会		
2		6	兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S52	兵庫県中央労働センターの管理	財	兵庫県勤労福祉協会		
2		6	兵庫県立淡路勤労センターの設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S53	兵庫県立淡路勤労センターの管理	財	兵庫県勤労福祉協会		
2		6	兵庫県立丹波総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S55	兵庫県立丹波総合スポーツセンターの管理	財	兵庫県勤労福祉協会		
2		6	兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S63	兵庫県立丹波年輪の里の管理	財	兵庫県勤労福祉協会		
2		6	兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例	第9条第1項	H10	兵庫県立但馬ドームの管理	財	兵庫県勤労福祉協会		
2		6	兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	H5	兵庫県立三木山森林公園の管理	社	兵庫みどり公社		
2		6	兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例	第13条第1項	H10	兵庫県立フラワーセンターの管理	財	兵庫県園芸・公園協会		
2		6	淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公園の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	H12 H12	淡路夢舞台公園の管理 淡路夢舞台国際会議場の管理	財 財	淡路花博記念事業協会 兵庫県国際交流協会		
2		6	兵庫県立都市公園条例	第15条第1項	H13 H13	兵庫県立都市公園の管理（淡路地域のみ） 兵庫県立都市公園の管理（淡路地域を除く。）	財 財	淡路花博記念事業協会 兵庫県園芸・公園協会		
2		6	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例	第8条第1項	H14	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの管理	財	阪神・淡路大震災記念協会		
2		6	兵庫県立文化体育館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	H10	兵庫県立文化体育館の管理	財	兵庫県体育協会		
2		6	兵庫県立円山川公園の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	H10	兵庫県立円山川公園の管理	財	兵庫県体育協会		
2		6	兵庫県立克和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例	第7条第1項	S47	兵庫県立克和野高原野外教育センターの管理	財	兵庫県青少年本部	教委指定	
2		6	兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	H10	兵庫県立海洋体育館の管理	財	兵庫県体育協会	教委指定	
2		6	兵庫県立総合体育館の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	H10	兵庫県立総合体育館の管理	財	兵庫県体育協会	教委指定	
2		6	兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	H10	兵庫県立奥猪名健康の郷の管理	財	兵庫県体育協会	教委指定	
2		6	兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例	第11条	H14	兵庫県立武道館の管理	財	兵庫県体育協会	教委指定	
2		6	兵庫県立弓道場の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	S63	兵庫県立弓道場の管理	社	兵庫県高等学校教育振興会	教委指定	
2	6	兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例	第13条第1項	H14	兵庫県立美術館（分館）の管理	財	兵庫県芸術文化協会	教委指定		
3	6	食品衛生法施行細則	第17条の2	H12	食品衛生責任者養成講習会	社	兵庫県食品衛生協会			
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	兵庫県建築士会			
奈良県	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	奈良県建築士会		
	7	6	奈良県地域総合整備資金貸付要綱	第15条	H元	地域総合整備資金貸付の調査	財	奈良県建築士事務所協会 地域総合整備財団		

付属資料

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
和歌山県	2	6	和歌山県立和歌山ビッグホール設置及び管理条例	第5条第1項	H9	和歌山県立和歌山ビッグホールの管理	財	和歌山県文化振興財団		
	2	6	和歌山県立青少年の家設置及び管理条例	第4条第1項	H12	和歌山県立青少年の家の管理	社	和歌山県青少年育成協会		
	2	6	和歌山県民文化会館設置及び管理条例	第5条第1項	S45	和歌山県民文化会館の管理	財	和歌山県文化振興財団		
	2	6	和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例	第6条第1項	H10	和歌山県国際交流センターの管理	財	和歌山県文化振興財団		
					H10	青少年活動センターの管理運営	社	和歌山県青少年育成協会		
					H10	和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保険センターの管理運営	社	和歌山県歯科医師会		
					H10	和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛の管理	財	和歌山県文化振興財団		
	2	6	和歌山県児童福祉施設設置条例	第3条第1項	S45	和歌山県立和歌山すみれホームの管理	社	和歌山県母子寡婦福祉連合会		
	2	6	和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例	第5条第1項	S54	和歌山県植物公園緑花センターの管理	社	和歌山県林業公社		
	2	6	和歌山県都市公園条例	第14条第1項	S62	都市公園の維持管理及び使用	財	わかやま公園緑地協会		
	2	6	県民水泳場設置及び管理条例	第4条第1項	S62	県民水泳場の維持管理及び使用	財	わかやま公園緑地協会		
	2	6	和歌山県管相撲場設置及び管理条例	第6条第1項	S62	相撲競技場の維持管理及び使用	財	わかやま公園緑地協会		
	2	6	和歌山県和歌山河川公園設置及び管理条例	第9条第1項	S62	和歌山河川公園の維持管理及び使用	財	わかやま公園緑地協会		
	2	6	和歌山県港湾施設管理条例	第11条第1項	H8	海洋性廃棄物焼却施設の使用及び維持管理	社	和歌山県産業廃棄物協会		
	2	6	和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例	第4条第1項	S60	和歌山県勤労福祉会館の管理	財	和歌山県勤労福祉協会		
	2	6	和歌山県労働者憩いの家設置及び管理条例	第4条第1項	S55	和歌山県労働者憩いの家の管理	財	和歌山県勤労福祉協会		
	2	6	和歌山県勤労者いきの村設置及び管理条例	第3条第1項	S51	和歌山県勤労者いきの村の管理	財	和歌山県勤労福祉協会		
	2	6	和歌山県流域下水道条例	第3条第1項	H13	流域下水道維持管理	財	和歌山県下水道公社		
	2	6	和歌山県体力開発センター設置及び管理条例	第4条第1項	S50	和歌山県体力開発センターの管理	財	和歌山県体力開発センター	教委指定	
	2	6	和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例	第4条第1項	H6	和歌山県南紀スポーツセンターの管理	財	和歌山県体力開発センター	教委指定	
	鳥取県	2	6	鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例	第6条	H5	鳥取県立県民文化会館の管理	財	鳥取県文化振興財団	
2		6	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例	第7条	H12	鳥取県立倉吉未来中心の管理	財	鳥取県文化振興財団		
2		6	鳥取県立鳥取二十世紀記念館の設置及び管理に関する条例	第5条	H13	鳥取県立鳥取二十世紀記念館の管理	財	鳥取県文化振興財団		
2		6	鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例	第7条	H7	鳥取県立童謡館の管理	財	鳥取県童謡・おもちゃ館		
2		6	鳥取県立歯科衛生専門学校設置及び管理に関する条例	第8条	S39	鳥取県立歯科衛生専門学校の管理	社	鳥取県歯科医師会		
2		6	鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例	第3条	S56	鳥取県立大山自然科学館の管理	財	自然公園財団		
2		6	鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例	第7条	H10	鳥取県立米子コンベンションセンターの管理	財	とっとりコンベンションビューロー		
2		6	鳥取県立水ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例	第7条	H11	鳥取県立水ノ山自然ふれあい館の管理	財	鳥取県観光事業団		
2		6	鳥取県立夢みんタワーの設置及び管理に関する条例	第7条	H10	鳥取県立夢みんタワーの管理	財	鳥取県観光事業団		
2		6	鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例	第6条	H11	鳥取県立とっとり花回廊の管理	財	鳥取県観光事業団		
2		6	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例	第7条	H11	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の管理	財	鳥取県観光事業団		
2		6	鳥取県都市公園条例	第11条	S54	都市公園の管理	財	鳥取市公園・スポーツ施設協会 鳥取県観光事業団		
2		6	鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例	第7条	S54	県民ふれあい会館の管理	財	鳥取県体育協会 鳥取県教育文化財団	教委指定 教委指定	
2		6	鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例	第7条	S52	鳥取県立青少年社会教育施設の管理及び使用料の徴収に関する事務	財	鳥取県教育文化財団	教委指定	
2		6	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例	第5条	S39	鳥取県立武道館の施設管理 鳥取県営屋内プールの施設の管理	財	鳥取県体育協会 鳥取県体育協会	教委指定 教委指定	
2		6	鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例	第6条	S56	鳥取県立倉吉体育文化会館の施設管理	財	鳥取県体育協会	教委指定	
2		6	鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例	第9条	H9	鳥取県立産業体育館の管理	財	鳥取県体育協会	教委指定	
4		6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	鳥取県建築士会 鳥取県建築士事務所協会		
鳥根県		2	6	食品衛生法施行条例	別表第1の第3の2	S49	食品衛生責任者の養成及び実務講習	社	鳥根県食品衛生協会	
		2	6	鳥根県立三瓶自然館及びその附属施設設置及び管理に関する条例	第12条	H3	三瓶自然館及びその附属施設の管理	財	三瓶フィールドミュージアム財団	
		2	6	鳥根県立産業交流会館条例	第8条	H5	鳥根県立産業交流会館の管理	財	くにびきメッセ	
	2	6	鳥根県立しまね海洋館条例	第3条	H12	鳥根県立しまね海洋館の管理	財	しまね海洋館		
	2	6	鳥根県立宍道湖自然館条例	第6条	H13	鳥根県立宍道湖自然館の管理	財	ホシザキグリーン財団		
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習	社	鳥根県建築士会 鳥根県建築士事務所協会		
岡山県	2	5	生産振興総合対策事業実施要綱	第9-II-3	H14	畜産総合支援システム確立推進	社	岡山県畜産会		
	2	6	食品衛生法施行条例	第2条	H12	食品衛生責任者養成講習会	社	岡山県食品衛生協会		
	2	6	岡山県ふぐ調理等規制条例	第7条第1号	H9	ふぐ調理等に係る講習会	社	岡山県食品衛生協会		
	2	6	岡山県総合展示場コンプレックス岡山条例	第5条	H3	岡山県総合展示場コンプレックス岡山の管理	財	岡山総合展示場		
	2	6	岡山県岡山国際交流センター条例	第6条	H7	岡山県岡山国際交流センターの管理	財	岡山県国際交流協会		
	2	6	岡山県犬養木堂記念館条例	第5条	H5	犬養木堂記念館の管理	財	岡山県郷土文化財団		
	2	6	岡山県岡崎嘉平太記念館条例	第6条	H13	岡崎嘉平太記念館の管理	財	岡山県郷土文化財団		
	2	6	岡山県自然保護センター条例	第5条	H10	岡山県自然保護センターの管理	財	岡山県郷土文化財団		
	2	6	岡山県看護研修センター条例	第5条	H17	岡山県看護研修センターの管理	社	岡山県看護協会		
	2	6	岡山県技術振興研修センター条例	第3条	S60	岡山県技術振興研修センターの管理	財	岡山県産業振興財団		
	2	6	岡山県テクノサポート岡山条例	第6条	H7	テクノサポート岡山の管理	財	岡山県産業振興財団		
	2	6	岡山県岡山セラミックスセンター条例	第6条	H2	岡山県岡山セラミックスセンターの管理	財	岡山セラミックス技術振興財団		
	2	6	岡山県観光物産センター条例	第4条	S23	岡山県観光物産センターの管理	社	岡山県産業貿易振興協会		
	2	6	岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例	第4条	S43	岡山県立青少年農林文化センター三徳園の管理	財	岡山県農林漁業担い手育成財団		
	2	6	岡山県健康づくりセンター条例	第6条	H9	岡山県南部健康づくりセンターの管理	財	岡山県健康づくり財団		
	2	6	岡山県精神科休日夜間相談センター条例	第3条	H5	岡山県精神科休日夜間相談センターの管理	社	岡山県医師会		
	2	6	岡山県立児童会館条例	第9条	S60	岡山県立児童会館の管理	財	岡山県福祉事業団		
	2	6	岡山県牛窓ヨットハーバー条例	第7条	S62	岡山県牛窓ヨットハーバーの管理	財	岡山県牛窓海洋スポーツ振興会		
	2	6	岡山県倉敷スポーツ公園条例	第7条	H7	倉敷スポーツ公園の管理	財	倉敷スポーツ公園		
	2	6	岡山武道館条例	第7条	S45	岡山武道館の運営	財	岡山県武道振興会	教委指定	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	岡山県建築士会 岡山県建築士事務所協会		

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考
広島県	2	6	広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例	第7条第1項	H9	広島県立広島国際協力センターの管理	財	ひろしま国際センター	
	2	6	広島県健康福祉センター設置及び管理条例	第7条第1項	H4	広島県健康福祉センターの管理	財	広島県健康福祉センター	
	2	6	広島県立母子福祉センター設置及び管理条例	第7条第1項	S54	広島県立母子福祉センターの管理	財	広島県母子寡婦福祉連合会	
	2	6	広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例	第7条第1項	S63	広島県立産業技術交流センターの管理	財	ひろしま産業振興機構	
	2	6	広島県産業科学技術研究所設置及び管理条例	第7条第1項	H10	広島県産業科学技術研究所の管理	財	ひろしま産業振興機構	
	2	6	広島県立因島フラワーセンター設置及び管理条例	第6条第1項	H2	広島県立因島フラワーセンターの管理	財	広島県農林振興公社	
	2	6	広島県栽培漁業センター設置及び管理条例	第4条第1項	S57	広島県栽培漁業センターの管理	社	広島県栽培漁業協会	
	2	6	広島県税条例	第119条第3項	S47	自動車税及び自動車取得税の申告納付に係る証紙代金収納計器の取扱い	社	広島県自動車整備振興会	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する規程	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	広島県建築士会 広島県建築士事務所協会	
	山口県	2	6	山口県民文化ホール条例	第6条	H8	県民文化ホールの管理	財	山口県文化振興財団
2		6	山口県芸術村条例	第6条	H10	秋吉台国際芸術村の管理	財	山口県文化振興財団	
2		6	山口県民芸術文化ホール条例	第6条	H12	山口県民芸術文化ホールなどの管理	財	なごと広域文化財団	
2		6	山口県社会福祉研修所条例	第8条	H7	山口県社会福祉研修所の管理	財	山口県健康福祉財団	
2		6	山口県健康づくりセンター条例	第7条	H9	山口県健康づくりセンターの管理	財	山口県健康福祉財団	
2		6	山口県母子福祉施設条例	第4条	S46	母子福祉施設管理	財	山口県母子寡婦福祉連合会	
2		6	山口県国際総合センター条例	第7条	H8	国際総合センターの管理	財	山口県国際総合センター	
2		6	山口県栽培漁業センター条例	第5条	S39	栽培漁業センターの管理	社	山口県栽培漁業公社	
2		6	山口県立都市公園条例	第14条第1項	H11	維新百年記念公園及び山口県立亀山公園の管理	財	山口県施設管理財団	
2		6	山口県県民活動支援センター条例	第6条	H14	やまぐち県民活動支援センターの管理運営	財	やまぐち県民活動きらめき財団	
2		6	山口県埋蔵文化財センター条例	第7条	H9	埋蔵文化財センターの管理	財	山口県教育財団	教委指定
2		6	山口県青少年訓練所条例	第8条	S62	青少年訓練所の管理	財	山口県教育財団	教委指定
2		6	山口県青年の家条例	第8条	S62	青年の家の管理	財	山口県教育財団	教委指定
2		6	山口県少年自然の家条例	第8条	S49	少年自然の家の管理	財	山口県教育財団	教委指定
2		6	山口県青少年野外活動センター条例	第8条	S49	青少年野外活動センターの管理	財	山口県教育財団	教委指定
2		6	山口県生涯教育センター条例	第6条	S58	生涯教育センターの管理	財	山口県教育財団	教委指定
2		6	山口県青少年交流施設条例	第7条	H9	青少年交流施設管理	財	山口県教育財団	教委指定
2		6	山口県体育施設条例	第13条第1項	H5	山口県スポーツ交流村の管理	財	山口県教育財団	教委指定
4		6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第13条第2項 第3条第1項	H11 S61	山口県クライミング場の管理 建築士に対する講習会	財 社	山口県施設管理財団 山口県建築士会 山口県建築士事務所協会	教委指定
徳島県		2	6	徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例	第11条	S49	徳島県青少年センターの運営	財	徳島県青少年協会
	2	6	徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例	第10条	S46	徳島県郷土文化会館の運営	財	徳島県文化振興財団	
	2	6	徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例	第6条	H14	徳島県立文学書道館の管理	財	徳島県文化振興財団	
	2	6	徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例	第6条	H5	徳島県立産業観光交流センターの管理	財	徳島県観光協会	
	2	6	徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例	第5条	S60	徳島県立大鳴門橋架橋記念館の管理	財	徳島県観光協会	
	2	6	徳島県立満の道の設置及び管理に関する条例	第5条	H12	徳島県立満の道の管理	財	徳島県観光協会	
	2	6	徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例	第6条	H13	徳島県立あすたむらんど管理運営	財	徳島県観光協会	
	2	6	徳島県駐車場事業管理条例	第7条の2	S59	駐車場の管理	財	徳島県企業公社	
	2	6	徳島県立看護学院の設置及び管理に関する条例	第6条	S50	徳島県立看護学院の運営	社	徳島県医師会	
	2	6	徳島県立母子福祉センターの設置及び管理に関する条例	第8条	S58	徳島県立母子福祉センターの管理	財	徳島県母子寡婦福祉連合会	
	2	6	徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例	第8条	S63	徳島県立中央武道館の管理	財	徳島県スポーツ振興財団	教委指定
	2	6	徳島県立吹穴クレー射撃場の設置及び管理に関する条例	第6条	H5	徳島県立吹穴クレー射撃場の管理	財	徳島県スポーツ振興財団	教委指定
	2	6	徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例	第5条	H7	徳島県立埋蔵文化財総合センターの管理	財	徳島県埋蔵文化財センター	教委指定
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	徳島県建築士会 徳島県建築士事務所協会	
香川県	2	6	食品衛生責任者制度運営要領の制定について(県環境衛生部長通知)	—	S48	食品衛生責任者養成講習会	社	香川県食品衛生協会	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	香川県建築士会 香川県建築士事務所協会	
愛媛県	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	愛媛県建築士会 愛媛県建築士事務所協会	
高知県	2	6	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例	第12条	H11	高知県立牧野植物園の管理	財	高知県牧野記念財団	
	2	6	高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例	第7条第1項	S58	高知県立人権啓発センターの管理運営	財	高知県人権啓発センター	
	2	6	高知県流下下水道条例	第3条	H2	浦戸湾東部流域下水道の維持、管理業務等	財	高知県下水道公社	
	2	6	高知県立都市公園条例	第13条の2	S32	都市公園に係る施設の維持管理	財	高知県のいち動物公園協会 中村市公園管理公社	
	2	6	高知県立都市公園条例	第15条	S49	高知県桂浜公園駐車場の管理	財	高知県桂浜公園観光開発公社	
	2	6	高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例	第2条	H3	高知県立埋蔵文化財センターの管理	財	高知県文化財団	教委指定
	2	6	高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	第10条	H9	高知県立歴史民俗資料館の管理	財	高知県文化財団	教委指定
	2	6	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例	第8条	H9	高知県立坂本龍馬記念館の管理	財	高知県文化財団	教委指定
	2	6	高知県立美術館の設置及び管理に関する条例	第14条	H9	高知県立美術館の管理	財	高知県文化財団	教委指定
	2	6	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例	第12条	H9	高知県立県民文化ホールの管理	財	高知県文化財団	教委指定
	2	6	高知県立文学館の設置及び管理に関する条例	第13条	H9	高知県立文学館の管理	財	高知県文化財団	教委指定
	2	6	高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例	第12条	H12	高知県立青少年体育館の管理	財	高知県青年会館	教委指定
	2	6	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例	第12条	H12	高知県立県民体育館の管理	財	高知県スポーツ振興財団	教委指定
	2	6	高知県立武道館の設置及び管理に関する条例	第12条	H12	高知県立武道館の管理	財	高知県スポーツ振興財団	教委指定



付属資料

都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
福岡県	2	6	木材利用普及啓発強化地方推進事業委託実施要綱	—	H15	木材の知識の普及啓発及び調査研究	社	福岡県木材組合連合会		
	2	6	中心市街地商業活性化推進事業に係る高度化事業の運用	第2条	H10	中心市街地における商業活性化事業に対する助成金交付事業	財	福岡県中小企業振興センター		
	2	6	福岡県商店街競争力強化事業費交付要綱	第1条	H12	商店街競争力強化事業に対する助成金交付事業	財	福岡県中小企業振興センター		
	2	6	福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例	第11条第1項	H15	福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センターの管理	財	福岡県地域総合福祉財団		
								財	福岡県女性財団	
								財	福岡県人権啓発情報センター	
	2	6	福岡県立飯塚研究開発センター条例	第5条第1項	H4	福岡県立飯塚研究開発センターの管理	財	飯塚研究開発機構		
	2	6	福岡県緑化センター条例	第4条第1項	S59	福岡県緑化センターの管理	財	福岡県緑化センター		
	2	6	福岡県立勤労青少年文化センター条例	第5条第1項	S48	福岡県立勤労青少年文化センターの管理	財	北九州勤労青少年福祉公社		
								財	福岡県労働福祉公社	
								財	福岡県労働福祉公社	
	2	6	福岡県立県南女性センター条例	第5条第1項	S49	福岡県立県南女性センターの管理	財	福岡県労働福祉公社		
	2	6	福岡県立あまぎ水の文化村条例	第6条第1項	H5	福岡県立あまぎ水の文化村の管理	財	あまぎ水の文化村		
	2	6	福岡県国際文化情報センター条例	第3条	H7	福岡県国際文化情報センターの管理	財	アクロス福岡		
	2	6	福岡県建設技術情報センター条例	第5条第1項	H7	福岡県建設技術情報センターの管理	財	福岡県建設技術情報センター		
	2	6	福岡県都市公園条例	第17条の2	S32	県営公園等の維持管理	財	福岡県公園管理センター		
	2	6	福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例	第114条第1項	S63	流域下水道施設の維持及び保守に関する事務	財	福岡県下水道公社		
	2	6	福岡県立久留米スポーツセンター条例	第5条第1項	S49	センターの利用の承認、運営、施設の維持・保守に関する業務	財	久留米総合スポーツセンター公社	教委指定	
	2	6	福岡県立体育・スポーツ施設条例	第4条第1項	H元	体育等施設の利用の承認、運営、施設の維持・保守に関する業務	財	福岡県スポーツ振興公社	教委指定	
	2	6	福岡県青少年科学館条例	第3条第1項	H2	科学館の利用の承認、運営、施設の維持・保守に関する業務	財	福岡県青少年科学教育普及協会	教委指定	
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	福岡県建築士会			
							社	福岡県建築士事務所協会		
佐賀県	2	6	佐賀県母子福祉センター設置条例	第3条	S40	佐賀県母子福祉センターの管理	財	佐賀県母子福祉連合会		
長崎県	2	6	長崎県勤労福祉会館条例	第2条	H13	長崎県勤労福祉会館の管理	財	長崎県勤労者福祉事業団		
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	長崎県建築士会		
							社	長崎県建築士事務所協会		
熊本県	2	6	熊本市営住宅管理条例	第60条	H9	熊本市営住宅の管理	財	熊本市住宅協会		
	2	6	熊本県身体障害者福祉センター条例	第4条	H3	聴覚障害者情報提供センターの管理	財	熊本県ろう者福祉協会		
	2	6	熊本県精神障害者社会復帰施設条例	第7条	H6	精神障害者社会復帰施設の管理	社	熊本県精神病院協会		
	2	6	熊本県環境下水道条例	第8条	H5	環境センターの管理	財	くまもと緑の財団		
	2	6	熊本県流域下水道条例	第3条	S63	流域下水道の管理	財	熊本県下水道公社		
	2	6	熊本県立劇場条例	第9条	S57	熊本県立劇場の管理	財	熊本県立劇場		
	2	6	熊本県野外劇場条例	第8条	S62	熊本県野外劇場の管理	財	グリーンピア南阿蘇		
	2	6	熊本県農業公園条例	第9条	H3	農業公園の管理	財	熊本県農業公社		
	2	6	熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例	第8条	S46	牧場の管理	財	熊本県農業公社		
	2	6	熊本県阿蘇みんなの森条例	第4条	H12	阿蘇みんなの森の管理	財	阿蘇町地域振興公社		
	2	6	熊本県伝統工芸館条例	第9条	S57	伝統工芸館の管理	財	熊本県伝統工芸館		
	2	6	熊本産業展示場条例	第6条	H10	産業展示場の管理	財	グランメッセ熊本		
	2	6	熊本県テクノポリスセンター条例	第8条	S61	テクノポリスセンターの管理	財	くまもとテクノ産業財団		
	2	6	熊本武道館条例	第9条	S47	武道館の管理	財	熊本県武道振興会	教委指定	
	2	6	藤崎台営野球場条例	第9条	S58	藤崎台営野球場の管理	財	熊本県スポーツ振興事業団	教委指定	
	2	6	熊本県都市公園条例	第11条	H8	都市公園の管理	財	熊本県スポーツ振興事業団	教委指定	
	2	6	熊本県立総合体育館条例	第8条	H8	体育館の管理	財	熊本県スポーツ振興事業団	教委指定	
	2	6	熊本県総合射撃場条例	第8条	H10	射撃場の管理	財	熊本県スポーツ振興事業団	教委指定	
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	熊本県建築士会		
								社	熊本県建築士事務所協会	
大分県	2	6	大分県母子福祉センターの設置及び管理に関する条例	第8条	S61	大分県母子福祉センターの管理	財	大分県母子福祉連合会		
	2	6	大分県営国民宿舎等の設置及び管理に関する条例	第5条	S42	大分県営国民宿舎、大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地の管理	財	大分県観光サービス公社		
	2	6	大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例	第10条	H6	大分県立別府コンベンションセンターの管理	財	別府コンベンションビューロー		
	2	6	大分県緑化センターの設置及び管理に関する条例	第4条	S52	大分県緑化センターの管理	社	大分県緑化推進センター		
	2	6	大分県県民の森における公の施設の設置及び管理に関する条例	第10条	S60	大分県青少年の森、大分県平成森林公園、大分県神角寺展望の丘の管理	社	大分県緑化推進センター		
							財	大分県老人クラブ連合会		
							財	大分香りの森博物館		
							財	大分県マリナルチャーセンター		
	2	6	大分県マリナルチャーの設置及び管理に関する条例	第6条	H4	大分県マリナルチャーセンターの管理	財	大分県マリナルチャーセンター		
	2	6	大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例	第4条	H10	大分県立総合文化センターの管理	財	大分県文化振興財団		
	2	6	大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例	第4条	H13	大分県農業文化公園の管理	社	大分県農業農村振興公社		
	2	6	大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例	第8条	H13	大分県都市農村交流研修館の管理	社	大分県農業農村振興公社		
2	6	大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例	第7条	H15	大分県林業研修所の管理	財	大分県森林整備センター			
4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条	S61	建築士の知識及び技能の維持向上を図るための講習会	社	大分県建築士会			
						社	大分県建築士事務所協会			
宮崎県	1	6	林業担い手育成確保対策事業の実施について	第2-1-2-(3)	H15	林業就業者リーダー養成研修事業（次代を担うニューフォレスト等養成研修）の開催及び林業作業士の認定	社	宮崎県林業労働機械化センター		
	2	6	宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例	第5条	H2	施設の管理委託	財	一ツ瀬川県民スポーツセンター		
	2	6	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例	第72条第1項	S51	県営住宅並びに共同施設及び地区施設の管理	財	宮崎県建築住宅センター		
	2	6	農業安全対策浸透事業委託料交付要綱	第1条	S55	病害虫発生予察情報の配付、農業安全対策資料の作成・購入、農業安全対策講習会の開催	社	宮崎県植物防疫協会		
	2	6	公の施設に関する条例	第10条第1項	S39	施設の管理	財	宮崎県青少年研修協会		
							財	宮崎県消費者協会		
						財	宮崎県視覚障害者福祉協会			
						財	宮崎県健康づくり協会			
						社	宮崎県農業開発公社			
						財	宮崎県機械技術振興協会			
						社	宮崎県林業協会			
						財	宮崎県公園協会			
						財	宮崎県立芸術劇場			
						財	宮崎県国際交流協会			



都道府県名	分類	規定	法令名	条項	年次	事業内容	種類	法人名	備考	
宮崎県	2	6	教育関係の公の施設に関する条例	第4条第1項	S39	教育関係の公の施設（宮崎県青島少年自然の家）の管理	財	宮崎県青少年研修協会	教委指定	
	4	5	国民生活金融公庫（環境衛生資金貸付）の融資に係る手続きについて（厚生省生活衛生局長通知）	—	S42	国民生活金融公庫（生活衛生資金貸付）の一般貸付に係る知事の推薦事務	財	宮崎県生活衛生営業指導センター		
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S62	建築士に対する講習会	社	宮崎県建築士会 宮崎県建築士事務所協会		
鹿児島県	2	6	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例	第12条	H15	鹿児島県国際交流プラザの管理	財	鹿児島県国際交流協会		
	2	6	鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例	第9条	H6	鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの管理	財	鹿児島県国際交流協会		
	2	6	鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例	第9条の2	H8	鹿児島県文化センターの管理	財	鹿児島県文化振興財団		
	2	6	鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例	第13条	H12	鹿児島県霧島アートの森の管理	財	鹿児島県文化振興財団		
	2	6	鹿児島県霧島国際音楽ホールの設置及び管理に関する条例	第9条	H6	鹿児島県霧島国際音楽ホールの管理	財	鹿児島県文化振興財団		
	2	6	鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例	第10条	H8	鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの管理	財	屋久島環境文化財団		
	2	6	鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例	第12条	H13	鹿児島県県民健康プラザ健康増進センターの管理	財	鹿児島県民総合保健センター		
	2	6	鹿児島県七ツ島サンライフプールの設置及び管理に関する条例	第9条第1項	S57	鹿児島県七ツ島サンライフプールの管理	財	鹿児島県地域振興公社		
	2	6	鹿児島県都市公園条例	第2条の3第1項	S61	都市公園の管理	財	鹿児島県地域振興公社		
	2	6	フラワーパークかごしまの設置及び管理に関する条例	第9条	H8	フラワーパークかごしまの管理	財	鹿児島県地域振興公社		
	2	6	鹿児島県県民の森の設置及び管理に関する条例	第12条第1項	S59	鹿児島県県民の森の管理	社	鹿児島県森林整備公社		
	2	6	鹿児島県照葉樹の森の設置及び管理に関する条例	第10条	H12	鹿児島県照葉樹の森の管理	社	鹿児島県森林整備公社		
	2	6	鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例	第10条	S44	鹿児島県ライフル射撃場及び鹿児島県平川ヨットハウスの管理	財	鹿児島県体育協会		
	2	6	鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例	第8条	H14	鹿児島県上野原縄文の森の管理	財	鹿児島県文化振興財団		
	4	6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士に対する講習会	社	鹿児島県建築士会 鹿児島県建築士事務所協会		
	沖縄県	1	5	(財) 沖縄県建設技術センターにおける品質管理のための試験について		H6	土木工事施工管理に基づく品質管理のための試験の実施	財	沖縄県建設技術センター	
		2	5	特定野菜等価格安定対策事業補助金交付要綱 重要野菜価格安定対策事業補助金交付要綱	第1項	S51	野菜価格安定対策事業の実施に係る交付準備金の造成及び補給交付金の交付に関すること	社	沖縄県野菜価格安定基金協会	
		2	5	果実等生産出荷安定対策実施要綱	第5項	H13	加工原料用果実価格安定対策事業の実施	社	沖縄県果実生産出荷安定基金協会	
		2	6	沖縄県女性総合センターの設置及び管理に関する条例	第9条	H8	沖縄県女性総合センターの管理運営	財	おきなわ女性財団	
2		6	沖縄県漁港管理条例	第19条	S56	甲種漁港施設の管理	財	沖縄県水産公社		
2		6	沖縄県立駐留軍従業員等健康福祉センターの設置及び管理に関する条例	第9条	S52	駐留軍従業員等健康福祉センターの管理	財	沖縄駐留軍離職者対策センター		
2		6	沖縄県都市公園条例施行規則	第9条	S63	県営都市公園の管理	財	沖縄県公園・スポーツ振興協会 海洋博覧会記念公園管理財団		
2		6	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例	第15条第1項	H12	平和祈念資料館及び平和の礎の管理	財	沖縄県公園・スポーツ振興協会		
2		6	沖縄県立教育機関設置条例	第10条第1項	S47	奥武山総合運動場の管理	財	沖縄県公園・スポーツ振興協会	教委指定	
4		6	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱	第3条第1項	S61	建築士を対象とする講習会	社	沖縄県建築士事務所協会 沖縄県建築士会		

## 資料 88 国所管公益法人に対する補助金等の状況

所 管 官 庁 名	交付額 (千円)						対前年度増減			(参考) 平成14年度	
		交付 法人数	1000万円 未満	1000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上	交付額 (千円)	伸び率 (%)	交付 法人数	交付額 (千円)	交付 法人数
内 閣 府	134,908	3	0	3	0	0	▲ 364,446	▲ 73.0	▲ 2	499,354	5
警 察 庁	281,639	7	0	7	0	0	▲ 59,914	▲ 17.5	1	341,553	6
防 衛 庁	5,610,602	2	0	0	1	1	131,065	2.4	0	5,479,537	2
金 融 庁	43,768,872	4	1	0	2	1	26,317,653	150.8	1	17,451,219	3
総 務 省	9,176,501	14	0	9	3	2	4,807,801	110.1	1	4,368,700	13
法 務 省	3,481,327	3	0	1	1	1	445,475	14.7	▲ 1	3,035,852	4
外 務 省	9,508,233	43	6	23	12	2	▲ 1,470,298	▲ 13.4	4	10,978,531	39
財 務 省	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
文 部 科 学 省	24,192,137	120	58	38	19	5	▲ 7,733,794	▲ 24.2	▲ 1	31,925,931	121
厚 生 労 働 省	570,350,860	125	23	48	41	13	401,541,329	237.9	13	168,809,531	112
農 林 水 産 省	49,578,685	115	3	56	48	8	▲ 31,273,527	▲ 38.7	3	80,852,212	112
経 済 産 業 省	135,790,992	105	13	42	30	20	45,508,063	50.4	6	90,282,929	99
国 土 交 通 省	19,270,745	58	9	31	15	3	701,845	3.8	▲ 8	18,568,900	66
環 境 省	1,264,524	11	4	4	3	0	▲ 4,421,798	▲ 77.8	2	5,686,322	9
合 計 (割合 (%))	802,841,251	533 (100)	111 (20.8)	227 (42.6)	145 (27.2)	50 (9.4)	412,800,921	105.8	29	390,040,330	504

(注) 1 平成14年度決算ベース。「合計」欄の各数値は共管による重複を除いた実数。

2 本資料における補助金等とは、平成14年度決算書のコード番号における目番号が「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等を指す。

## 資料 89 国所管公益法人に対する委託費の状況

所 管 官 庁 名	交付額 (千円)	交付 法人数	対前年度増減				対前年度増減		(参考) 平成14年度		
			1000万円 未満	1000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上	交付額 (千円)	伸び率 (%)	交付 法人数	交付額 (千円)	交付 法人数
内 閣 府	3,171,123	22	3	13	5	1	▲ 1,087,092	▲ 25.5	▲ 2	4,258,215	24
警 察 庁	96,584	2	1	1	0	0	▲ 393,700	▲ 80.3	0	490,284	2
防 衛 庁	19,576	2	1	1	0	0	▲ 39,691	▲ 67.0	▲ 1	59,267	3
金 融 庁	171,946	4	2	1	1	0	▲ 37,416	▲ 17.9	▲ 2	209,362	6
総 務 省	2,837,702	19	3	11	4	1	▲ 159,483	▲ 5.3	3	2,997,185	16
法 務 省	970,465	3	0	1	2	0	▲ 100,094	▲ 9.3	1	1,070,559	2
外 務 省	3,342,752	26	6	13	7	0	▲ 526,621	▲ 13.6	2	3,869,373	24
財 務 省	1,498,145	6	0	4	1	1	▲ 391,109	▲ 20.7	▲ 3	1,889,254	9
文 部 科 学 省	23,425,319	102	30	41	24	7	4,746,886	25.4	22	18,678,433	80
厚 生 労 働 省	62,513,247	201	40	113	36	12	5,968,950	10.6	▲ 8	56,544,297	209
農 林 水 産 省	9,981,654	117	42	59	14	2	▲ 371,280	▲ 3.6	▲ 8	10,352,934	125
経 済 産 業 省	76,747,381	177	25	75	57	20	▲ 22,965,913	▲ 23.0	6	99,713,294	171
国 土 交 通 省	17,088,695	84	18	49	13	4	▲ 2,776,913	▲ 14.0	▲ 9	19,865,608	93
環 境 省	3,021,216	34	9	18	6	1	▲ 433,386	▲ 12.5	▲ 3	3,454,602	37
合 計 (割合 (%))	170,244,224	683 (100)	158 (23.1)	349 (51.1)	140 (20.5)	36 (5.3)	▲ 25,427,685	▲ 13.0	8	195,671,909	675

(注) 1 平成14年度決算ベース。「合計」欄の各数値は共管による重複を除いた実数。  
 2 本資料における委託費とは、平成14年度決算書のコード番号における目番号が「14」のものを指す。

## 資料 90 10 億円以上の補助金等を受けた国所管公益法人

(単位：千円)

所管官庁名	種類	法人名	金額
防衛庁	財	防衛施設周辺整備協会	5,092,528
総務省	社	電波産業会	5,476,123
法務省	財	法律扶助協会	3,290,216
文部科学省	財	日本国際教育協会	2,882,626
	財	日本オリンピック委員会	1,354,565
	財	内外学生センター	1,217,558
厚生労働省	財	高齢者雇用開発協会	493,960,113
	財	介護労働安定センター	13,870,459
	財	労災保険情報センター	12,244,346
	財	二十一世紀職業財団	7,421,446
	社	国民健康保険中央会	3,897,219
	財	産業雇用安定センター	3,695,907
	財	ヒューマンサイエンス振興財団	2,908,736
	社	全国労働基準関係団体連合会	2,342,383
	財	こども未来財団	1,337,435
	社	全国シルバー人材センター事業協会	1,165,402
	財	全国精神障害者家族会連合会	1,014,245
	農林水産省	社	国際農業交流・食糧支援基金
社		全国農地保有合理化協会	8,031,746
社		配合飼料供給安定機構	5,642,504
社		全国畜産経営安定基金協会	3,990,000
社		大日本水産会	2,491,555
財		中央果実生産出荷安定基金協会	1,476,621
財		海外漁業協力財団	1,235,782
財		魚価安定基金	1,003,466
経済産業省	財	新エネルギー財団	16,623,581
	財	石油産業活性化センター	7,934,339
	財	日本航空機エンジン協会	7,352,342
	財	航空機国際共同開発促進基金	6,455,176
	財	海外技術者研修協会	6,364,731
	財	国際石油交流センター	4,653,175
	社	全国石油協会	3,852,322
	財	2005年日本国際博覧会協会	3,819,443
	財	電源地域振興センター	3,782,573
	財	省エネルギーセンター	3,140,148
	財	地球環境産業技術研究機構	2,950,744
	財	海外貿易開発協会	2,368,165
	財	エネルギー総合工学研究所	2,238,934
	財	天然ガス導入促進センター	1,883,891
	財	エンジニアリング振興協会	1,722,643
	財	ヒートポンプ・蓄熱センター	1,531,130
	財	中東協力センター	1,033,474
	国土交通省	財	民間都市開発推進機構
財		建設業振興基金	3,300,000
金融庁	社	全国信用保証協会連合会	43,400,000
国土交通省	社	道路トンネル情報通信基盤整備協会	2,606,647
厚生労働省	財	放射線影響研究所	2,444,501
外務省	財	交流協会	2,154,619
文部科学省	財	産業医学振興財団	9,642,399
文部科学省	財	核物質管理センター	1,127,294

(計 50法人)

## 資料 91 10 億円以上の委託費を受けた国所管公益法人

(単位：千円)

所管官庁	種類	法人名	金額	
総務省	財	明るい選挙推進協会	1,100,109	
財務省	財	日本税務協会	1,216,827	
文部科学省	財	日本分析センター	1,679,161	
厚生労働省	財	介護労働安定センター	13,870,459	
	財	社会保険健康事業財団	7,003,333	
	財	医療保険業務研究協会	4,778,502	
	財	労災保険情報センター	4,230,890	
	財	労災ケアセンター	4,135,757	
	財	高齢者雇用開発協会	2,628,514	
	財	厚生年金事業振興団	2,551,723	
	財	労災年金福祉協会	2,248,482	
	社	全国労働基準関係団体連合会	1,610,237	
	社	全国労働保険事務組合連合会	1,485,834	
	経済産業省	財	原子力発電技術機構	14,239,994
		財	発電設備技術検査協会	4,530,082
		財	原子力環境整備促進・資金管理センター	3,063,274
財		資源・環境観測解析センター	3,020,673	
財		電力中央研究所	2,646,814	
財		光産業技術振興協会	2,556,097	
財		社会経済生産性本部	1,633,655	
社		日本ガス協会	1,418,761	
財		金属系材料研究開発センター	1,238,288	
財		電源地域振興センター	1,131,957	
財		国際情報化協力センター	1,120,477	
財		新エネルギー財団	1,030,444	
国土交通省		財	公園緑地管理財団	7,083,089
内閣府	財	海洋博覧会記念公園管理財団	1,518,248	
文部科学省 経済産業省	財	大阪科学技術センター	2,085,746	
	財	核物質管理センター	1,997,196	
	社	発明協会	1,226,707	
	財	日本原子力文化振興財団	1,144,373	
国土交通省	財	原子力安全技術センター	2,380,327	
厚生労働省 農林水産省 経済産業省	社	バイオ産業情報化コンソーシアム	2,519,451	
厚生労働省 経済産業省	財	医療情報システム開発センター	1,043,120	
農林水産省 環境省	財	海洋生物環境研究所	1,385,711	
経済産業省 国土交通省	財	河川環境管理財団	1,418,138	

(計 36法人)



## 資料 92 都道府県所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

所管官庁名	補 助 金 等		委 託 費	
	法人数	交付法人数	交付法人数	交付額 (千円)
北海道知事	744	170	94	10,253,440
青森県知事	264	56	51	3,714,816
岩手県知事	265	63	46	9,298,039
宮城県知事	276	67	66	9,068,215
秋田県知事	217	58	48	4,452,409
山形県知事	221	52	46	4,676,451
福島県知事	308	97	50	6,675,079
茨城県知事	315	78	76	6,836,096
栃木県知事	257	90	49	8,036,621
群馬県知事	302	94	91	6,041,971
埼玉県知事	410	113	57	25,512,617
千葉県知事	391	78	67	23,435,541
東京都知事	588	107	93	44,255,374
神奈川県知事	515	167	76	27,200,125
新潟県知事	367	80	57	7,396,038
富山県知事	229	97	61	9,613,743
石川県知事	294	103	70	4,856,664
福井県知事	263	58	44	4,822,711
山梨県知事	173	69	44	7,194,914
長野県知事	323	58	59	7,717,233
岐阜県知事	287	83	57	8,294,674
静岡県知事	366	90	72	12,927,554
愛知県知事	472	111	52	20,998,615
三重県知事	215	49	55	7,206,070
滋賀県知事	238	109	64	9,003,372
京都府知事	333	88	57	8,632,003
大阪府知事	730	171	104	31,398,570
兵庫県知事	425	113	88	23,779,920
奈良県知事	250	66	39	1,692,059
和歌山県知事	199	67	44	2,538,217
鳥取県知事	167	56	46	5,240,383
島根県知事	246	50	50	3,882,388
岡山県知事	351	93	69	8,268,867
広島県知事	395	74	59	7,490,833
山口県知事	329	87	66	3,640,693
徳島県知事	174	47	54	3,163,560
香川県知事	198	52	54	4,075,320
愛媛県知事	195	45	45	2,124,717
高知県知事	268	50	59	3,362,214
福岡県知事	487	118	59	12,804,519
佐賀県知事	173	55	49	1,878,599
長崎県知事	285	67	59	2,540,147
熊本県知事	213	61	51	4,016,421
大分県知事	252	77	55	3,581,806
宮崎県知事	228	80	77	7,021,280
鹿児島県知事	256	53	54	5,923,616
沖縄県知事	205	57	58	4,144,466
知事計	14,659	3,824	2,841	440,610,892
北海道教育委員会	152	21	10	1,744,216
青森県教育委員会	108	10	3	749,656
岩手県教育委員会	71	9	4	3,252,715
宮城県教育委員会	75	14	7	1,781,703
秋田県教育委員会	55	5	6	154,283
山形県教育委員会	126	22	4	639,200
福島県教育委員会	89	12	2	389,283
茨城県教育委員会	44	7	3	2,194,565
栃木県教育委員会	82	11	4	1,835,962
群馬県教育委員会	64	17	10	3,257,485
埼玉県教育委員会	53	8	5	1,939,454
千葉県教育委員会	88	9	4	3,806,488
東京都教育委員会	313	49	13	9,845,292
神奈川県教育委員会	142	22	5	1,222,857
新潟県教育委員会	89	11	2	1,481,728
富山県教育委員会	59	9	6	4,657,399
石川県教育委員会	81	13	11	2,004,901
福井県教育委員会	54	6	1	311,525
山梨県教育委員会	53	10	3	995,356
長野県教育委員会	149	13	2	1,740,360
岐阜県教育委員会	80	14	4	2,191,910
静岡県教育委員会	251	16	10	1,937,003
愛知県教育委員会	111	17	4	3,017,794
三重県教育委員会	78	6	7	2,280,537
滋賀県教育委員会	82	14	9	2,837,230
京都府教育委員会	200	46	7	863,612
大阪府教育委員会	210	31	12	3,196,350
兵庫県教育委員会	185	18	11	2,306,930
奈良県教育委員会	68	10	3	541,722
和歌山県教育委員会	113	15	3	540,994
鳥取県教育委員会	46	10	4	1,922,762
島根県教育委員会	68	12	5	1,758,308
岡山県教育委員会	76	8	5	562,509
広島県教育委員会	103	10	2	1,721,529
山口県教育委員会	87	11	6	1,361,545
徳島県教育委員会	36	8	3	1,957,608
香川県教育委員会	75	6	5	2,567,032
愛媛県教育委員会	80	12	7	1,687,697
高知県教育委員会	50	11	7	2,394,811
福岡県教育委員会	171	19	0	0
佐賀県教育委員会	52	10	4	873,450
長崎県教育委員会	44	8	3	209,317
熊本県教育委員会	51	6	5	1,323,056
大分県教育委員会	39	9	3	527,105
宮崎県教育委員会	41	8	2	459,851
鹿児島県教育委員会	76	8	1	151,767
沖縄県教育委員会	59	14	10	1,686,864
教育委員会計	4,479	635	247	84,883,721

(注) 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、「13 委託料」を指す。

## 資料 93 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画

〔平成14年3月29日〕  
閣議決定

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

## I. 委託等に係る事務・事業の改革

## 1. 検査・検定等

## (1) 基本的考え方

① 公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。

② 国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、①により難しい事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。

やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせることとした場合であっても、登録機関による実施に準じた措置を検討するものとする。

なお、これらの事務・事業については、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

## (2) 具体的措置内容

別表1のとおりとする。

## 2. 資格付与等

## (1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

## (2) 具体的措置内容

別表2のとおりとする。

## 3. 登録その他の事務・事業

## (1) 基本的考え方

公益法人が、国の委託を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、上記に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表3のとおりとする。

II. 推薦等に係る事務・事業の改革

1. 技能審査等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表4のとおりとする。

2. 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、I 1 (1)、2 (1) に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表5のとおりとする。

III. 補助金等の見直し

1. 第三者分配型補助金等

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの（以下「第三者分配型補助金等」という。）については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の5割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図る。なお、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由があると認められる補助金等については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表6のとおりとする。

2. 補助金依存型公益法人

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によっても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由

を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表7のとおりとする。

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表8のとおりとする。

IV. 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなる。このため、これらについては、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

V. 改革の実施に向けて

1. 本計画による措置は、法律改正を要するものについては、原則として、平成15年度中に実施することとする。なお、その実施に当たっては事務・事業の一層の整理・合理化を図ることとする。
2. 公益法人が行っている事務・事業の国又は独立行政法人への移管を行う場合には、既存体制の合理的再編成により対処することを基本とする。また、今後、独立行政法人による実施につき引き続き検討することとされているものについても、以下の点に十分留意することとする。
  - (1) 移管する事務・事業が、公共上の観点から国の強い関与が不可欠であり、民間に委ねると効率的かつ確実な実施が見込めないこと
  - (2) 原則として既存の独立行政法人を活用するとともに、国、特殊法人、独立行政法人、公益法人等が行う関連の事務・事業を、府省の枠にとらわれることなく統合・合理化すること
  - (3) 移管後の独立行政法人の事務・事業、組織の合理化・効率化を徹底し、財政負担の軽減を実現すること
3. 各府省は透明化・合理化ルールが適正に運用されるよう常に意を用いるとともに、今回の改革で示された基本的考え方に立って、所管する事務・事業の不断の見直しに努めるものとする。
4. 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。内閣官房は、本計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当たる。

(別 添)

## 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

### I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

#### (1) 行政委託型公益法人等

国から検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）を交付されている公益法人をいう。

#### (2) 委託等

事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。

#### (3) 推薦等

法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

### II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

#### 1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

##### (1) 事務・事業の法的位置付けの明確化

- ① 委託等に係る事務・事業の基本的内容を法律で定める。
- ② 推薦等に係る事務・事業は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）に基づくものとし、これらの内容を法令において明確に規定する。
- ③ 検査等の基準を客観的に明確なものとする。

##### (2) 指定・登録基準等の明確化、公開等

- ① 委託等については、法人の指定基準の基本的な事項を法律で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定める。
- ② 推薦等については、法人の登録基準を府省による裁量の余地がないよう明確化した上で、法令又は告示で定める。
- ③ 指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定・登録された法人に係る事項（法人等の名称、指定・登録時期、法人の連絡先、指定・登録の理由等）をインターネットで公開する。
- ④ 指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通的事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

##### (3) 料金の決定及び積算根拠の公開

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併



セインターネットで公開する。

#### (4) 事務・事業の定期的検証

委託・推薦等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。特に、検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行う。見直しの状況の概要については、毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

また、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行う。初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

#### (5) 指導監督の適正な実施

委託等を行う府省は、法令に定められたところにより、委託等を受ける法人に対する指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努める。

### 2. 法人が講ずべき措置

委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

#### (1) 中立公正な運営の確保

- ① 委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。
- ② 推薦等された事務・事業が公正に行われることを担保するために、当該事務・事業を行う法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- ③ 委託等された事務・事業に関わる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- ④ 推薦等された事務・事業に関わる法人の役職員について、当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。

#### (2) 会計処理の明確化及び透明化

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（様式1又はそれに準じたもの）を作成し、インターネットで公開すること。

#### (3) 事務・事業の実施の透明化

- ① 国から委託・推薦等された検査等と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できるようにすること。
- ② 委託等された事務・事業の一部を外注する場合、特定の事業者に限定されるような仕組みを設けないこと。

## Ⅲ. 補助金等の交付等に関する事項

### 1. 実施計画の対象事項に対する措置

(1) 実施計画の対象とされたものについて、各府省は以下の措置を講ずる。

- ① 次に掲げる事項を公益法人の所管府省（以下「法人所管府省」という。）のホームページに掲載する。

ア 「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」

という。)について、その理由

イ 補助金等が年間収入の3分の2以上を占める状態を解消するための改善計画を策定することとされたものについて、当該改善計画

ウ 集中改革期間内(平成17年度末まで)に改革の措置を講ずることとされたものについて、その達成状況

② 例外事項に関わる個々の補助金等の政策的必要性を始めとした合理的理由を検証するため、毎年度の予算要求にあたり検証を行うほか、3～5年ごとに政策評価を実施する。その際、評価結果には、当該箇所が明らかになるようにする。なお、初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

(2) 実施計画のフォローアップとして、上記(1)①に掲げる事項を毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

(3) 「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は交付先の公益法人が以下の事項をインターネットで公表するよう指導する。

① 公益法人における助成・給付事業の内容、助成基準、決定方法等

② 国からの補助金等のみを用いて助成・給付事業を実施している場合、当該事業に関し国が定める基準

## 2. 公益法人向け補助金等全般に対する措置

(1) 各府省は、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する申合せ)について、常に最新の情報を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、次に掲げる事項も新たに掲載する。

① 補助金等に係る事業概要、主な使途(下記(2)②アの書類で代替可)

② 補助金等の執行に当たっての交付先選定理由として、次に掲げる事項

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金等適正化法」という。)が適用される場合

・補助金等適正化法が適用される旨

・当該法人を選定した具体的理由(提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載)

イ 会計法に基づく契約を行う場合

a 一般競争契約の場合

・一般競争契約である旨

b 指名競争契約の場合

・指名競争契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由

・指名基準、及び競争参加者選定の具体的理由

c 随意契約の場合

・随意契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由

・当該法人を選定した具体的理由(提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載)

(2) 各府省は、以下の措置を講ずる。

① 所管公益法人に対し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を作成するよう指導。

② 公益法人が以下の措置を講ずることを補助金等の交付決定又は契約の条件とするとともに、既に交付している公益法人には速やかに措置するよう指導。

ア 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（様式2又はそれに準じたもの）を作成。

イ 上記書類を、①の書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、関係府省に報告。

③ ①、②で作成する書類を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、各法人に対しインターネットで公表するよう指導。

### 3. 新規発生防止のための措置

(1) 各府省は、公益法人向けの補助金等に関し、予算及びその執行について以下のとおりとすること。

① 要求段階で補助金等の交付先等が特定される場合、「第三者分配型」となるもの、公益法人が「補助金依存型」となることが見込まれるものは、原則として予算要求しない。

② 要求段階で補助金等の交付先等が特定されないものの、執行において「第三者分配型」、「補助金依存型」となることが見込まれる法人に対しては、原則として補助金等の交付決定や随意契約の締結を行わない。

(2) 各府省は、指名競争契約及び提案公募型による補助金等の執行において、応募対象を公益法人に限定せず、かつ、公募方法、選定基準、選定方法を執行に先立って対外的に明らかにすることとする。

(3) 各府省は、以下の①又は②の状態が生じた場合には、その旨及び合理的説明を法人所管府省のホームページに掲載する。

① 競争契約、提案公募型で結果的に「補助金依存型」公益法人が生じた場合

② 競争契約で選定した公益法人において結果的に「第三者分配型」が生じた場合

(4) フォローアップとして、上記(1)に抛りがたいものが生じた場合については上記1に準じた措置を講ずることとするほか、実施計画で例外事項とされたものと併せ、「公益法人に関する年次報告」に一覧性をもって表掲載する。

## IV. 実施時期

(1) 実施時期については、(2)の事項を除き、平成14年4月1日から実施する。

(2) 各府省のホームページへの掲載は、平成14年7月1日から実施し、年1回は必ず更新することとする。

(注) 様式1、2は省略

(別表第1) 検査・検定等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
<b>【総務省】</b>				
消防の用に供する機械器具等についての試験及び個別検定	消防法第21条の3第1項、第21条の8第1項	未指定	日常的な使用による欠陥等のチェックの可能性や欠陥等の危険性、被害への影響等を注視しながら、一部について将来的に登録機関による実施が可能かどうか検討する。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
特定無線設備の技術基準適合証明	電波法第38条の2第1項	(財) テレコムエンジニアリングセンター (財) 日本アマチュア無線振興協会	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。	製造者等の自己確認等を基本とする制度へ移行するため、関係法令を改正済。
電気通信端末機器の技術基準適合認定	電気通信事業法第50条第1項、第68条第1項	(財) 電気通信端末機器審査協会	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。	製造者等の自己確認等を基本とする制度へ移行するため、関係法令を改正済。
端末機器の接続の技術的条件の適合認定	電気通信事業法第51条第1項 電気通信事業法施行規則第32条第1項	(財) 電気通信端末機器審査協会	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。	技術的条件については、自己確認制度を導入することが求められるものはすべて技術基準への移行を図ることとした。また、本認定は、関係法令の成立を受けて登録機関が実施することとした。
第三種郵便物の認可の申請又は監査に関する調査業務	郵便法第75条の2第1項	(財) 郵便文化振興協会	郵政公社の設立に伴い廃止の方向で検討する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
<b>【文部科学省】</b>				
試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設等の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の24第1項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託が可能な体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人に委託することとする。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
核燃料物質等の運搬物に係る確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の42第1項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託が可能な体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人に委託することとする。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
<b>【厚生労働省】</b>				
製造時検査	労働安全衛生法第38条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第5条	(社) ボイラー・クレーン安全協会 (社) 日本ボイラ協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
性能検査	労働安全衛生法第41条第2項、労働安全衛生法施行令第12条、ボイラー及び圧力容器安全規則第38条及び第73条、クレーン等安全規則第43条、第84条、第128条及び第162条、ゴンドラ安全規則第27条	(社) 日本ボイラ協会 (社) ボイラー・クレーン安全協会 (社) 日本クレーン協会	登録機関により実施する。なお、規制改革推進3か年計画に基づき、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認のインセンティブ制度について併せて検討する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。自己確認のインセンティブ制度については、実施計画に従い検討中。
個別検定	労働安全衛生法第44条第1項、労働安全衛生法施行令第14条、ボイラー及び圧力容器安全規則第84条及び第90条の2、機械等検定規則第1条	(社) 日本ボイラ協会 (社) ボイラー・クレーン安全協会 (社) 産業安全技術協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
型式検定	労働安全衛生法第44条の2第1項及び第44条の3第2項、労働安全衛生法施行令第14条の2、機械等検定規則第6条及び第11条	(社) 日本クレーン協会 (社) 産業安全技術協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
医療用具同一性調査	薬事法第14条の3第1項	(財) 医療機器センター	国際整合を踏まえ、生命の危機又は重大な機能障害に直結する可能性が極めて低いと考えられる医療用具については事業者による自己確認、可能性が低いものについては平成17年度までに登録検査機関による確認へ移行、その他については平成16年度までに独立行政法人（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び医薬品医療機器審査センター等を統合）に事務・事業を移管する。	それぞれの措置を実施するため、関係法令を改正済。

(別表第1) 検査・検定等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
食品等の命令検査	食品衛生法第14条、第15条第1項から第3項	(財) 日本食品分析センター	行政責任を維持しつつ検査機関の指定を登録に変更することにつき、食品の安全規制の在り方の見直しの中で検討する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本冷凍食品検査協会		
		(社) 日本食品衛生協会		
		(財) 食品環境検査協会		
		(財) 化学技術戦略推進機構		
		(財) 日本穀物検定協会		
		(財) 日本乳業技術協会		
		(社) 菓子総合技術センター		
		(社) 日本食肉加工協会		
		(社) 日本海事検定協会		
		(財) 新日本検定協会		
		(財) マイコトキシン検査協会		
		(財) 日本環境衛生センター		
		(財) 畜産生物科学安全研究所		
(社) 日本油料検定協会				
(財) 山口県予防保健協会				

【農林水産省】

JAS規格に関する検査・格付（登録格付機関）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第1項	(財) 生糸検査協会	平成17年度までに登録機関において実施する。 なお、JASマーク対象品目の削減を行う。	実施計画に従い検討中。 JASマーク対象品目については、順次見直しを行っており、平成15年度末までに22品目が廃止され、さらに平成16年度早期に8品目を廃止することが決定されている。 なお、(財) 生糸検査協会、(財) 日本乳業技術協会及び(社) 日本即席食品工業協会は登録格付機関ではなくなった。
		(財) 日本冷凍食品検査協会		
		(財) 食品環境検査協会		
		(財) 日本合板検査会		
		(財) 日本食品分析センター		
		(財) 日本食品油脂検査協会		
		(社) 全国漬物検査協会		
		(財) 日本醤油検査協会		
		(財) 日本油脂検査協会		
		(財) 全国調味料・野菜飲料検査協会		
		(財) 日本炭酸飲料検査協会		
		(社) 菓子総合技術センター		
		(社) 日本果汁協会		
		(財) 日本乳業技術協会		
		(社) 日本食肉加工協会		
		(社) 日本即席食品工業協会		
(財) 日本穀物検定協会				
(社) 全国木材組合連合会				
(社) 全国削節工業協会				



(別表第1) 検査・検定等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
JAS規格に関する製造業者等の認定（登録認定機関）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項	(財) 食品環境検査協会	有機食品の規格に関しては、その制度導入の背景や、食品に対する国民の信頼回復の状況を注視しつつ、新たに導入を予定している消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組みと併せ、登録機関による実施の方向で平成17年度までに検討し、結論を得る。 その他の規格に関しては、平成17年度までに登録機関において実施する。 なお、JASマーク対象品目の削減を行う。	実施計画に従い検討中。 JASマーク対象品目については、順次見直しを行っており、平成15年度末までに22品目が廃止され、さらに平成16年度早期に8品目を廃止することが決定されている。
		(財) 日本合板検査会		
		(財) 日本食品分析センター		
		(財) 日本食品油脂検査協会		
		(社) 全国漬物検査協会		
		(財) 日本油脂検査協会		
		(財) 全国調味料・野菜飲料検査協会		
		(財) 日本炭酸飲料検査協会		
		(社) 日本果汁協会		
		(社) 日本食肉加工協会		
		(社) 日本即席食品工業協会		
		(財) 日本穀物検定協会		
		(社) 全国木材組合連合会		
		(財) 自然農法国際研究開発センター		
		(社) 全国愛農会		
(財) 日本冷凍食品検査協会				
(財) 日本醤油検査協会				
(社) 全国削節工業協会				
(社) 菓子総合技術センター				
特定飼料等の検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条の4	(財) 日本穀物検定協会	独立行政法人肥飼料検査所において実施する。	独立行政法人肥飼料検査所において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本食品分析センター		
		(財) 畜産生物科学安全研究所		
規格設定飼料の公定規格による検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条	(財) 日本穀物検定協会	登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本食品分析センター		
		(財) 日本肥糧検定協会		
		(財) 食品環境検査協会		
		(財) 日本冷凍食品検査協会		
【経済産業省】				
JISマーク表示申請者の認定	工業標準化法第19条第1～4項、第25条第1、3項（第26条～第38条）	(財) 日本規格協会	平成17年度までに登録機関による実施へ移行するとともに、JISマーク対象品目の削減を行う。また、官庁・地方公共団体における調達の実態や国際協定・海外の動向を踏まえ、工業標準化法の適切な運用を確保する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。 なお、(財)日本品質保証機構及び(財)日本燃焼機器検査協会は指定認定機関ではなくなった。
		(財) 建材試験センター		
		(財) 日本品質保証機構		
		(財) 日本燃焼機器検査協会		
		(財) 日本建築総合試験所		
		(財) 日本繊維製品品質技術センター		

(別表第1) 検査・検定等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
JISマーク表示認定工場に対する公示検査	工業標準化法第21条の2第1項、第25条第3項（第41条～第52条）	(財) 日本カメラ財団	平成17年度までに登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。なお、指定検査機関については、一定の移行期間を設ける方向で検討中。また、(財) 日本カメラ財団及び(社) 繊維評価技術協議会は指定検査機関ではなくなった。
		(財) 日本文化用品安全試験所		
		(財) 全国タイル検査・技術協会		
		(財) 日本燃焼機器検査協会		
		(社) 繊維評価技術協議会		
		(財) 日本規格協会		
		(財) 日本品質保証機構		
		(財) 電気安全環境研究所		
		(財) 日本車両検査協会		
		(財) 日本軸受検査協会		
		(財) 建材試験センター		
		(財) 日本建築総合試験所		
		(財) 日本ガス機器検査協会		
		(財) 化学物質評価研究機構		
(財) 化学技術戦略推進機構				
特定計量器の検定	計量法第16条第1項	(財) 日本品質保証機構	独立行政法人による実施の是非を、既存の独立行政法人の活用等、財政負担、雇用問題の観点等を踏まえ検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	独立行政法人による実施の是非を検討した結果、移管による効率化や財政負担の観点に照らし、種々の課題があることから、当該事務・事業は独立行政法人に移管せず、「透明化・合理化ルール」を徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととした。
		(財) 日本ガス機器検査協会		
特定標準器による校正	計量法第135条	(財) 日本品質保証機構	独立行政法人による実施の是非を、既存の独立行政法人の活用等、財政負担、雇用問題の観点等を踏まえ検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	独立行政法人による実施の是非を検討した結果、移管による効率化や財政負担の観点に照らし、種々の課題があることから、当該事務・事業は独立行政法人に移管せず、「透明化・合理化ルール」を徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととした。
		(財) 化学物質評価研究機構		
加工施設、研究開発段階発電用原子炉、再処理施設及び特定廃棄物管理施設の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の4第1項及び第4項（加工施設の溶接検査） 同法第28条の2第1項及び第4項（研究開発段階発電用原子炉の溶接検査） 同法第46条の2第1項及び第4項（再処理施設の溶接検査） 同法第51条の9第1項及び第4項（特定廃棄物管理施設の溶接検査） 同法第61条の24（指定検査機関の検査範囲）	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。

(別表第1) 検査・検定等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
核燃料物質等の運搬物に係る確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項（運搬物に関する確認） 同法第61条の42第1項（指定運搬物確認機関の確認範囲）	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
指定廃棄確認業務	原子炉等規制法第51条の6第2項	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
電気事業法に基づく安全管理審査	電気事業法第50条の2（使用前安全管理検査） 同法第52条（溶接安全管理検査） 同法第55条（定期安全管理検査）	(財) 発電設備技術検査協会	平成16年度から原子力に係るものを除き登録機関により実施する。 また、同年度より原子力に係るものについては、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。	原子力に係るものについては、独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。 原子力以外に係るものについては、登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
【国土交通省】				
経営状況分析	建設業法第27条の24	(財) 建設業情報管理センター	経営事項審査の一部として、公共工事の入札参加資格者選定の厳格性に留意しつつ、登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証	住宅の品質確保の促進等に関する法律第22条、第25条第1項	(財) 日本建築センター	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や認定方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。	実施計画に従い検討中。
		(財) ベターリビング		
		(財) 日本建築総合試験所		
		(財) 建材試験センター		
		(財) 日本住宅・木材技術センター		
特別評価方法認定に係る試験	住宅の品質確保の促進等に関する法律第53条	(財) 日本建築センター	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や試験方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。	実施計画に従い検討中。
		(財) ベターリビング		
		(財) 日本建築総合試験所		
		(財) 建材試験センター		
		(財) 建築環境・省エネルギー機構		
住宅性能評価	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項、第7条第1項	(財) 日本建築センター	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や評価方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。	実施計画に従い検討中。
		(財) ベターリビング		
		(財) 日本建築設備・昇降機センター		
		(財) 住宅保証機構		
		(財) 日本建築総合試験所		
鉄道施設の検査	鉄道事業法第41条第1項	(財) 鉄道総合技術研究所	平成14年度から国で事務を行う。	国による実施へ移行するため、関係法令の改正により措置済。
索道施設の検査	鉄道事業法第41条第1項	(財) 日本鋼索交通協会	平成17年度までに国で事務を行う。	国による実施へ移行するため、関係法令の改正により措置済。
核燃料物質等運搬方法確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の43第1項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託ができる体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して創設する独立行政法人に委託する。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。

(別表第1) 検査・検定等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
条約証書の交付	海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令第12条第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
型式承認に係る船舶用物件等の検定	船舶安全法第6条ノ4第1項	(財) 日本舶用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
型式承認に係る海洋汚染防止設備の検定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項	(財) 日本舶用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
有害液体物質の事前処理の確認	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の2第4項	(財) 新日本検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 日本海事検定協会		
船舶検査	船舶安全法第8条第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
海洋汚染防止設備等の検査	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の12第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
型式承認に係る排出油防除資材等の検定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の3の2第3項	(財) 日本舶用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による危険物の運送に関する容器・包装検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条の3第1項	(財) 日本舶用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による危険物の運送に関する積付検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による危険物のコンテナ運送に関する収納検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条の2第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による液化化物質の運送許容水分値の測定・液化化物質の水分測定	特殊貨物船舶運送規則第17条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による液化化物質のばら積み運送に関する積付検査	特殊貨物船舶運送規則第25条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶によるばら積み固体貨物密度の測定	船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成11年運輸省令第32号)附則第3条第3項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。

(別表第1) 検査・検定等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
(平成14年度新規追加事項)				
【経済産業省】				
JISマーク表示申請者の認定	工業標準化法第19条第1～4項、第25条第1、3項（第26条～第38条）	(財) 日本塗料検査協会	平成17年度までに登録機関による実施へ移行するとともに、JISマーク対象品目の削減を行う。また、官庁・地方公共団体における調達の実態や国際協定・海外の動向を踏まえ、工業標準化法の適切な運用を確保する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。（閣議決定された事業に、新たに(財)日本塗料検査協会を追加した。）
JISマーク表示認定工場に対する公示検査	工業標準化法第21条の2第1項、第25条第3項（第41条～第52条）	(社) 電線総合技術センター (財) 日本繊維製品品質技術センター	平成17年度までに登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。なお、指定検査機関については、一定の移行期間を設ける方向で検討中。（閣議決定された事業に、新たに(社)電線総合技術センター及び(財)日本繊維製品品質技術センターを追加した。）
(平成15年度新規追加事項)				
【農林水産省】				
JAS規格に関する製造業者等の認定（登録認定機関）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項	(社) 大日本蚕糸会	有機食品の規格に関しては、その制度導入の背景や、食品に対する国民の信頼回復の状況を注視しつつ、新たに導入を予定している消費者が食品の生産履歴情報入手できる仕組みと併せ、登録機関による実施の方向で平成17年度までに検討し、結論を得る。その他の規格に関しては、平成17年度までに登録機関において実施する。なお、JASマーク対象品目の削減を行う。	実施計画に従い検討中。JASマーク対象品目については、順次見直しを行っており、平成15年度末までに22品目が廃止され、さらに平成16年度早期に8品目を廃止することが決定されている。（閣議決定された事業に、新たに(社)大日本蚕糸会を追加した。）
【経済産業省】				
JISマーク表示申請者の認定	工業標準化法第19条第1～4項、第25条第1、3項（第26条～第38条）	(財) 電気安全環境研究所	平成17年度までに登録機関による実施へ移行するとともに、JISマーク対象品目の削減を行う。また、官庁・地方公共団体における調達の実態や国際協定・海外の動向を踏まえ、工業標準化法の適切な運用を確保する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。（閣議決定された事業に、新たに(財)電気安全環境研究所を追加した。）
【国土交通省】				
住宅性能評価	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項、第7条第1項	(財) 住宅金融普及協会	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や評価方法の標準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。	実施計画に従い検討中。（閣議決定された事業に、新たに(財)住宅金融普及協会を追加した。）

(注) 「登録機関による実施」には、登録の対象が講習、課程等、機関以外の場合を含む。



(別表第2) 資格付与等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
<b>【総務省】</b>				
無線従事者国家試験	電波法第39条、第39条の3、第40条、第41条、第44条、第46条第1項	(財) 日本無線協会	無資格で行える無線設備の範囲については、今後の技術動向を見ながら見直しを検討する。	実験局及び航空機地球局の一部について、無資格で操作できることとする予定。今後も引き続き、技術動向を見ながら見直しを検討する。
電気通信主任技術者試験	電気通信事業法第44条、第47条、第56条第1項	(財) 日本データ通信協会	電気通信事業者における資格取得者の配置状況を考慮の上、当該制度の在り方について見直しを検討する。	電気通信事業者の区分を見直し、資格区分の統合を行い、当該資格者の選任を要しない場合の規定を新設するため関係法令を改正済。
<b>【厚生労働省】</b>				
技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(財) 北海道労働保健管理協会 (社) 旭川地方自動車整備振興会 (社) 札幌地方自動車整備振興会 (社) 帯広地方自動車整備振興会 (社) 北海道労働基準協会連合会 (社) 下北地区労働基準協会 (社) 弘前地区労働基準協会 (社) 黒石地区労働基準協会 (社) 上北労働基準協会 (社) 西北労働基準協会 (社) 青森県労働基準協会 (社) 青森地区労働基準協会 (社) 八戸地方労働基準協会 (財) 角川学園花壇自動車整備専門学校 (財) 岩手労働基準協会 (社) 宮城労働基準協会 (社) 秋田県労働基準協会 (社) 山形県労働基準協会連合会 (社) 会津労働基準協会 (社) 喜多方労働基準協会 (社) 郡山労働基準協会 (社) 須賀川労働基準協会 (社) 相馬労働基準協会 (社) 白河労働基準協会 (社) 富岡労働基準協会 (社) 福島県労働基準協会 (社) 福島労働基準協会 (社) 茨城労働基準協会連合会 (社) コマツクレーン教習センター (社) わたらせ技能講習センター (社) 栃木県労働基準協会連合会 (社) 群馬労働基準協会連合会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。

(別表第2) 資格付与等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条、労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(社) 高崎労働基準協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 前橋労働基準協会		
		(社) 太田労働基準協会		
		(財) 江南クレーン技能教習所		
		(財) 埼玉県健康づくり事業団		
		(財) 埼玉県溶接技能協会		
		(社) 熊谷地区労働基準協会		
		(社) 行田地区労働基準協会		
		(社) 埼玉労働基準協会連合会		
		(社) 春日部労働基準協会		
		(社) 川越地区労働基準協会		
		(社) 川口地区労働基準協会		
		(社) 秩父地区労働基準協会		
		(社) 千葉県自動車整備振興会		
		(社) 千葉県労働基準協会連合会		
		(財) 安全衛生普及センター		
		(財) 労働安全衛生管理協会		
		(社) 全国火薬類保安協会		
		(社) 総合経営管理協会		
		(社) 送電線建設技術研究会関東支部		
		(社) 大田労働基準協会		
		(社) 中央労働基準協会		
		(社) 東京ボイラー技士協会		
		(社) 東京都自動車整備振興会		
		(社) 東京労働基準協会連合会		
		(社) 日本造園組合連合会		
		(社) 立川労働基準協会		
		(財) 日本溶接技術センター		
		(社) 神奈川労務安全衛生協会		
		(社) 燕西蒲労災防止協会		
(社) 新潟県労働衛生医学協会				
(社) 新潟県労働基準協会連合会				
(社) 富山県労働基準協会				
(社) 奥能登総合労働基準協会				
(社) 加賀江沼産業懇話会				
(社) 七尾労働基準協会				
(社) 小松労働基準協会				
(社) 石川県自動車整備振興会				

(別表第2) 資格付与等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(社) 石川県労働基準協会連合会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 山梨県労働基準協会連合会		
		(社) 福井県労働基準協会		
		(社) 中部労働技能教習センター		
		(社) 長野県労働基準協会連合会		
		(社) 岐阜県労働基準協会連合会		
		(社) ボイラ・クレーン安全協会		
		(社) 静岡県労働基準協会連合会		
		(財) 港湾労働安定協会港湾技能研修センター		
		(社) 愛知労働基準協会		
		(社) 刈谷労働基準協会		
		(社) 日本橋梁建設協会中部連絡事務所		
		(社) 三重労働基準協会連合会		
		(財) 日本産業技能教習協会		
		(社) 滋賀労働基準協会		
		(社) 京道上労働基準協会		
		(社) 京都南労働基準協会		
		(社) 京都労働基準連合会		
		(社) 舞鶴労働基準協会		
		(財) 労働安全衛生研修所		
		(社) 西野田労働基準協会		
		(社) 大阪溶接協会		
		(社) 大阪労働基準連合会		
		(社) 鉄骨建設業協会関西支部		
		(社) 淀川労働基準協会		
		(社) 日本建築大工技能士会兵庫県支部		
		(社) 兵庫労働基準連合会		
		(社) 奈良県労働基準協会		
		(社) 友和協力会		
		(社) 和歌山県労働基準連合会		
		(社) 鳥取県労働基準協会		
		(社) 岡山県労働基準協会		
		(社) 島根労働基準協会		
(財) 尾道海技学院				
(社) 広島県労働基準協会連合会				
(社) 山口県労働基準協会連合会				
(社) 徳島県労働基準協会連合会				
(社) 香川労働基準協会				

(別表第2) 資格付与等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条、労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(社) 愛媛労働基準協会連合会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 高知県労働基準協会連合会		
		(財) 産業教育センター		
		(財) 日本経営教育センター九州支所		
		(社) 九州機械工業振興会		
		(社) 日本溶接協会		
		(社) 福岡経営者労働福祉協会		
		(社) 福岡県労働基準協会連合会		
		(社) 佐賀県労働基準協会		
		(社) 熊本県労働基準協会		
		(社) 長崎県労働基準協会		
		(社) 長崎県建造物解体工業会		
		(社) 大分県特殊技能教育センター		
		(社) 大分県労働基準協会		
		(社) 宮崎労働基準協会		
		(社) 大分産業機械技能教習所		
		(社) 鹿児島県労働基準協会		
		(社) 沖縄県労働基準協会		
		(社) 沖縄自動車整備振興会		
		(社) 産業安全衛生協会		
		(社) 全国中小建築工事業団体連合会		
		(社) 日本クレーン協会		
		(社) 日本ボイラ協会		
(社) 日本ボイラ整備据付協会				
(社) 日本砕石協会				
(社) 日本鷹工業連合会				
(社) 労働技能講習協会				
(社) 労務管理教育センター				
(社) 建設荷役車両安全技術協会				
実技教習	労働安全衛生法第75条、第77条、労働安全衛生規則第73条	(財) 江南クレーン技能教習所	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 港湾労働安定協会港湾技能研修センター		
		(財) 産業教育センター		
		(社) コマツクレーン教習センター		
		(社) ボイラ・クレーン安全協会		
		(社) 九州機械工業振興会		
		(社) 熊本県労働基準協会		
		(社) 鹿児島県労働基準協会		
(社) 大分県特殊技能教育センター				

(別表第2) 資格付与等

「実施計画」の内容			措置内容	措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称		
実技教習	労働安全衛生法第75条、第77条 労働安全衛生規則第73条	(社) 大分産業機械技能教習所 (社) 中部労働技能教習センター (社) 日本クレーン協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
専門調理師資格	調理師法第8条の3	(社) 調理技術技能センター	職業能力開発促進法に基づく調理技能士と、調理師法に基づく専門調理師の一本化を行う方向での見直しを検討する。	調理技能士と専門調理師の試験事務の一本化のための見直しを行い、証書の交付業務の合理化等の措置を講じるため、関係法令を改正済。
言語聴覚士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	言語聴覚士法第36条	(財) 医療研修推進財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、言語聴覚士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
臨床工学技士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	臨床工学技士法第17条	(財) 医療機器センター	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、臨床工学技士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
義肢装具士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	義肢装具士法第17条	(財) テクノエイド協会	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、義肢装具士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
救急救命士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	救急救命士法第37条	(財) 日本救急医療財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、救急救命士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
歯科衛生士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	歯科衛生士法第12条の4	(財) 歯科医療研修振興財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、歯科衛生士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第3条の4	(財) 東洋療法研修試験財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。



(別表第2) 資格付与等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
柔道整復師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	柔道整復師法第13条の3	(財) 柔道整復研修試験財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、柔道整復師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
<b>【経済産業省】</b>				
公害防止管理者等国家試験	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項、第8条の2第1項	(社) 産業環境管理協会	当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	当該資格制度の在り方について見直しを行うため、平成15年10月から公害防止管理者制度検討会を開催し、平成16年3月に報告を得たところであり、当該報告をもとに、早急に関係法令の改正を行う予定である。
情報処理技術者試験	情報処理の促進に関する法律第6条第1項	(財) 日本情報処理開発協会	特殊法人等整理合理化計画に基づき独立行政法人化される認可法人情報処理振興事業協会において実施する。	試験事務を独立行政法人で実施するため、関係法令を改正済。なお、平成16年1月に、情報処理振興事業協会が独立行政法人化し、独立行政法人情報処理推進機構が設立されたことに伴い、試験事務は独立行政法人情報処理推進機構に移管済。
エネルギー管理士試験の実施に関する事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律第8条の2第2項	(財) 省エネルギーセンター	当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	実施計画に従い検討中。
エネルギー管理員講習の実施に関する事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律第12条の3第1、2項	(財) 省エネルギーセンター	当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	実施計画に従い検討中。
<b>【国土交通省】</b>				
浄化槽設備士試験	浄化槽法第42条第1項第1号、第43条	(財) 浄化槽設備士センター	関連する資格取得者との関係に留意しつつ、浄化槽設備士の必置の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。	浄化槽設備士の必置の在り方について、現地調査や関係者に対するヒアリングを行うなど検討を行い、浄化槽の適正な施工を確保するためには浄化槽工事における浄化槽設備士の必置は必要であるとの結論を得た。
浄化槽設備士講習	浄化槽法第42条第1項第2号	(財) 浄化槽設備士センター	上記の検討に併せ、講習の在り方につき検討する。	上記の検討に併せ、浄化槽の設置に関する近年の動向等を踏まえ、平成15年3月の省令改正等により講習の充実化及び合理化を行った。
旅行業務取扱主任者試験	旅行業法第25条の2、同法施行規則第51条第2項	(社) 日本旅行業協会 (社) 全国旅行業協会	旅行の形態の多様化など旅行業を巡る状況の変化を踏まえ、旅行業務取扱主任者試験制度の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。	旅行者保護を拡充し、旅行業務取扱主任者の業務を拡大するため、関係法令を改正済。
実務補習	不動産の鑑定評価に関する法律第10条第1項	(社) 日本不動産鑑定協会	実務に関する講義の科目数の大幅削減を含めその在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。	登録機関による実施に移行するため、関係法令の改正を平成16年度中に行う。
タクシー運転者の地理の試験	タクシー業務適正化特別措置法第49条	(財) 東京タクシー近代化センター (財) 大阪タクシー近代化センター	消費者による選択可能性の増大等の状況を踏まえ、国の試験により確保すべき運転者のサービス能力の水準の在り方につき検討する。	平成14年度に開催した学識経験者や利用者代表等で構成する、自動車交通局長の私的懇談会「地理試験の見直し等に関する懇談会」における提言に基づき、具体化に向けた検討を行い、平成16年夏を目途に結論を得て、実施可能な事項から順次措置を講ずる。 ※当該法人はそれぞれ、(財) 東京タクシーセンター、(財) 大阪タクシーセンターに名称変更(H14.4.1)。

(別表第2) 資格付与等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
<b>【環境省】</b>				
浄化槽設備士講習	浄化槽法第42条第1項第2号	(財) 浄化槽設備士センター	関連する資格取得者との関係に留意しつつ、浄化槽設備士の必置の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。	浄化槽設備士の必置の在り方について、現地調査や関係者に対するヒアリングを行うなど検討を行い、浄化槽の適正な施工を確保するためには浄化槽工事における浄化槽設備士の必置は必要であると結論を得た。また、このような検討に併せて、浄化槽の設置に関する近年の動向等を踏まえ、平成15年3月の省令改正等により講習の充実化及び合理化を図った。
浄化槽管理士講習	浄化槽法第45条第1項第2号	(財) 日本環境整備教育センター	資格取得者が行う浄化槽の保守点検が一層効果的に行われるよう、必要な見直しを行う。	浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検を委託した者に、保守点検の内容について説明しなければならない旨の規定を追加し、必要な見直しを行った。
浄化槽管理士試験	浄化槽法第45条第1項第1号、第46条第4項	(財) 日本環境整備教育センター	資格取得者が行う浄化槽の保守点検が一層効果的に行われるよう、必要な見直しを行う。	浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検について説明しなければならない旨の規定を追加し、必要な見直しを行った。
臭気測定業務従事者（臭気判定士）試験	悪臭防止法第12条、第13条第1項、第2項	(社) 臭気対策研究協会	独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	独立行政法人による実施の是非を検討した結果、効率化や既存の独立行政法人の活用の観点に照らし、種々の課題があることから、当該事務・事業は独立行政法人に「透明化・合理化ルール」を徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととした。 ※(社) 臭気対策研究協会は(社) におい・かおり環境協会に名称変更 (H15. 4. 1)。
公害防止管理者等試験	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項、第8条の2第1項	(社) 産業環境管理協会	当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	当該資格制度の在り方について見直しを行うため、平成15年10月から公害防止管理者制度検討会を開催し、平成16年3月に報告を得たところであり、当該報告をもとに、早急に関係法令の改正を行う予定である。

(注) 「登録機関による実施」には、登録の対象が講習、課程等、機関以外の場合を含む。

(別表第3) 登録その他の事務・事業

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
<b>【法務省】</b>				
外国人研修生の在留状況の調査及び評価	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	(財) 国際研修協力機構	国において実施することとし、実施に当たっては既存体制の合理的再編成により対応することとする。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
<b>【厚生労働省】</b>				
言語聴覚士の免許取得に関する事務	言語聴覚士法第12条	(財) 医療研修推進財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、言語聴覚士の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
救急救命士の免許取得に関する事務	救急救命士法第12条	(財) 日本救急医療財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、救急救命士の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
歯科衛生士の免許取得に関する事務	歯科衛生士法第8条の2	(財) 歯科医療研修振興財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、歯科衛生士の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の免許取得に関する事務	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条の23	(財) 東洋療法研修試験財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
柔道整復師の免許取得に関する事務	柔道整復師法第8条の2	(財) 柔道整復研修試験財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、柔道整復師の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
<b>【農林水産省】</b>				
農林漁業体験民宿業者の登録	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第46号）第23条	(財) 都市農山漁村交流活性化機構	当該登録制度における国の役割を明確にしつつ、その限定を図るため、登録の実施主体の見直しに併せ、平成17年度までに登録機関の国による指定制度を廃止する。	実施計画に従い検討中。
適正営業規程に係る遊漁船業者の登録	遊漁船業の適正化に関する法律第15条	(社) 全国遊漁船業協会	遊漁船業の適正化を図るための法改正に伴い、当該制度を平成15年度までに廃止する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
<b>【経済産業省】</b>				
火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者に係る免状交付	火薬類取締法第31条の2第1項	(社) 全国火薬類保安協会	免状交付事務の委託の考え方を法律上明確化する。	免状交付事務の委託の考え方を法律上明確化するため、関係法令を改正済。

(別表第3) 登録その他の事務・事業

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
<b>【国土交通省】</b>				
国際観光ホテル・旅館の登録	国際観光ホテル整備法第19条第1項	(社) 日本観光協会	外客誘致の重要性に鑑み、海外からの旅行者の増大をはかる観点から、制度創設時(昭和24年)と比べた宿泊施設事情の変化、外国人観光客のニーズへの対応面から見た制度の効果、宿泊施設の登録・情報提供等に関する民間での対応可能性等も踏まえ、現在のような登録制度の在り方について抜本的に見直す。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
<b>【環境省】</b>				
国際希少野生動植物種の個体等の登録	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第1項、第23条第1項	(財) 自然環境研究センター	製品の認定と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	製品の認定と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討を行い、平成15年7月に登録機関による実施に移行済。
国際希少野生動植物種に係る製品の認定	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の7第1項、第33条の8第1項	(財) 自然環境研究センター	個体等の登録と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	個体等の登録と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討を行い、平成15年7月に登録機関による実施に移行済。

(別表第4) 技能審査等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	廃止時期	
<b>【法務省】</b>				
外国人の研修の推薦	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の第5号の特例を定める件第9号の2	(財) 国際研修協力機構	平成15年度	平成15年度をもって当該制度を廃止。
外国人の研修の推薦	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の第6号の特例を定める件第9号の4	(財) 国際研修協力機構	平成15年度	平成15年度をもって当該制度を廃止。
<b>【文部科学省】</b>				
文部科学省認定技能審査制度	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則第1条	(社) 日本速記協会	平成17年度	実施計画に従い検討中。
		(財) 実務技能検定協会		
		(財) 日本編物検定協会		
		(財) 日本英語検定協会		
		(財) 日本書写技能検定協会		
		(財) フランス語教育振興協会		
		(財) 日本スペイン協会		
		(財) 日本漢字能力検定協会		
		(社) 日本工業英語協会		
		(財) 画像情報教育振興協会		
		(財) 専修学校教育振興会		
		(社) 全国服飾教育者連合会		
		(社) 全国経理学校協会		
		(財) 全国高等学校家庭科教育振興会		
スポーツ指導者の知識・技能審査事業の文部科学大臣認定制度	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程第1条	(社) 全日本アーチェリー連盟	平成17年度	実施計画に従い検討中。
		(社) 日本ウエイトリフティング協会		
		(社) 日本エアロビク連盟		
		(社) 日本カーリング協会		
		(社) 日本カヌー連盟		
		(財) 全日本空手道連盟		
		(財) 全日本弓道連盟		
		(財) 日本ゲートボール連合		
		(財) 全日本剣道連盟		
		(財) 日本プロゴルフ協会		
		(財) 日本サッカー協会		
		(社) 日本山岳協会		
		(財) 日本自転車競技連盟		
		(社) 全日本銃剣道連盟		
		(財) 全日本柔道連盟		
		(財) 日本水泳連盟		
		(社) 日本スイミングクラブ協会		
		(財) 全日本スキー連盟		
		(社) 日本職業スキー教師協会		
		(財) 日本スケート連盟		
(財) 社会スポーツセンター				



(別表第4) 技能審査等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	廃止時期	
スポーツ指導者の知識・技能審査事業の文部科学大臣認定制度	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程第1条	(財) 日本相撲連盟	平成17年度	実施計画に従い検討中。
		(財) 日本ソフトテニス連盟		
		(財) 日本ソフトボール協会		
		(財) 日本体操協会		
		(財) 日本卓球協会		
		(財) 日本テニス協会		
		(社) 日本プロテニス協会		
		(財) 全日本なぎなた連盟		
		(財) 全日本軟式野球連盟		
		(財) 日本バスケットボール協会		
		(財) 日本バドミントン協会		
		(財) 日本バレーボール協会		
		(財) 日本ハンドボール協会		
		(社) 日本フェンシング協会		
		(財) 全日本ボウリング協会		
		(社) 日本ボート協会		
		(社) 日本アマチュアボクシング連盟		
		(社) 日本ホッケー協会		
		(財) 日本セーリング連盟		
		(社) 日本ライフル射撃協会		
		(財) 日本ラグビーフットボール協会		
		(財) 日本陸上競技連盟		
		(財) 日本レスリング協会		
		(社) 日本オリエンテーリング協会		
(社) 日本キャンプ協会				
(財) 日本サイクリング協会				
(財) 日本ユース・ホステル協会				
(財) 日本体育施設協会				
(財) 日本スポーツクラブ協会				
(財) 日本健康スポーツ連盟				
(財) 日本レクリエーション協会				
(財) 日本体育協会				
(社) 日本馬術連盟				
<b>【厚生労働省】</b>				
健康運動指導士養成講習会	地域保健法第3条第3項 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年3月30日厚生労働省令第98号）附則第2項	(財) 健康・体力づくり事業財団	平成17年度	実施計画に従い検討中。
健康運動実践指導者養成講習会	地域保健法第3条第3項 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年3月30日厚生労働省令第98号）附則第2項	(財) 健康・体力づくり事業財団	平成17年度	実施計画に従い検討中。

(別表第4) 技能審査等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	廃止時期	
<b>【国土交通省】</b>				
建築指導科（監視員）研修	建築基準法第9条の2 同法施行令第14条第3号 同法施行規則第4条の18	(財) 全国建設研修センター	平成17年度	実施計画に従い検討中。
建築士を対象とする指定講習	建築士法施行規則第17条の20	(社) 日本建築士事務所協会 連合会	平成17年度	実施計画に従い検討中。
		(社) 日本建築士会連合会		
		(財) 日本建築センター		
		(財) ベターリビング (財) 建築環境・省エネルギー機構		
建設工事の技術・技能審査等事業	建設業法施行規則第17条の2第1項	(社) 日本基礎建設協会	平成17年度	実施計画に従い検討中。
		(社) 日本計装工業会		
		(社) 日本建築ブロック・エクステリア工事業協会		
		(社) 地すべり対策技術協会		
		(財) 日本下水道管渠推進技術協会		
		(財) 日本ダム協会		
		(社) 全日本屋外広告業団体連合会		
(社) 全日本瓦工事業連盟 (財) 道路保全技術センター				
建設業の経理知識審査等事業	建設業法施行規則第19条	(財) 建設業振興基金	平成17年度	実施計画に従い検討中。

(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
<b>【警察庁】</b>				
警備員等の検定に係る指定講習制度	警備員等の検定に関する規則第12条第1項	(社) 全国警備業協会	講習制度の位置付けを法律上明確化し講習を登録機関による実施とすることを平成15年度までに検討し、平成16年度に所要の措置を講ずる。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 空港保安事業センター		
<b>【総務省】</b>				
消防用設備等の認定に係る指定認定機関の指定	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4第1項	(財) 日本消防設備安全センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 日本電線工業会		
		(社) 日本内燃力発電設備協会		
		(社) 電池工業会		
		(社) 日本消防放水器具工業会		
		(社) 日本照明器具工業会		
消防設備点検資格者に係る指定講習機関の指定	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第5項	(財) 日本消防設備安全センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本防災協会		
防災物品等の確認に係る指定確認機関の指定	消防法第8条の3 消防法施行規則第4条の5、第4条の6	(財) 日本防災協会	登録機関により実施する。なお、現行の登録及び確認制度の趣旨を徹底すべく、登録した事業者自らが確認し自らの名称を記載する表示を行う仕組みの速やかな周知等を図る。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本繊維製品品質技術センター		
無線従事者養成課程	電波法第39条、第39条の3、第40条、第41条	(財) 日本無線協会	登録機関により実施する。なお、無資格で行える無線設備の範囲については、今後の技術動向をみながら見直しを検討する。	登録機関による実施を明確にするため、関係法令を改正済。なお、実験局及び航空機地球局の一部について、無資格で操作できることとする予定。
		(財) 日本アマチュア無線振興協会		
無線従事者認定講習課程	電波法第39条、第40条、第41条 無線従事者規則第35条	(財) 日本無線協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施を明確にするため、関係法令を改正済。
船舶局無線従事者証明のための認定訓練	電波法第39条、第40条、第48条の2	(財) 日本無線協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施を明確にするため、関係法令を改正済。
事業者の点検能力の認定	電波法第24条の2第1項、第24条の9第1項	(財) 小型航空機安全運航センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
<b>【厚生労働省】</b>				
医療用具製造業及び輸入販売業者の責任技術者の資格要件に係る講習会	薬事法第17条第1項 薬事法施行規則第24条第3項第3号、第26条の5第2号ニ、第27条	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
医療用具修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会	薬事法第17条第1項 薬事法施行規則第24条第5項第1号イ、第2号イ	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
医療用具販売業者の販売管理者及び賃貸業者の賃貸管理者の資格要件に係る講習会	薬事法第39条の2 薬事法施行規則第42条の2第4項第1号	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
薬事に関する試験検査	薬事法第9条の2第1項、第16条、第27条 薬事法施行規則第11条第1項、第29条の3 薬局等構造設備規則第1条第1項、第5条の2、第5条の3、第6条、第6条の2、第8条、第12条、第12条の2、第13条 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則第8条第1項、第17条 薬事法施行令第一条の二の二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の一の品目の製造の工程が二以上の製造所にわたる場合の製造管理及び品質管理に関する省令第16条	(社) 日本薬業貿易協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 日本食品衛生協会		
		(財) 食品薬品安全センター		
		(財) 日本食品分析センター		
		(社) 日本油料検定協会		
		(財) 畜産生物科学安全研究所		

(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
食品衛生管理者資格認定講習会	食品衛生法第19条の17第4項第4号	未指定	講習会の指定を登録に変更することも含め、食品の安全規制の在り方の見直しの中で、制度の在り方を検討する。	講習会の指定を登録に変更して実施する制度に移行するため、関係法令を改正済。
食鳥処理衛生管理者講習会	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第3項第4号	未指定	講習会の指定を登録に変更することも含め、食品の安全規制の在り方の見直しの中で、制度の在り方を検討する。	講習会の指定を登録に変更して実施する制度に移行するため、関係法令を改正済。
言語聴覚士国家試験受験資格の特例に係る指定講習会	言語聴覚士法附則第3条第1号	(財) 医療研修推進財団	平成14年度に廃止する。	平成14年度をもって当該制度を廃止。
精神保健指定医の研修	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号及び第19条第1項	(社) 全国自治体病院協議会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 日本精神科病院協会		
精神保健福祉士の受験資格の特例に係る講習会	精神保健福祉士法附則第2条第1号	(社) 全国自治体病院協議会	平成14年度に廃止する。	平成14年度をもって当該制度を廃止。
		(社) 日本精神科病院協会		
建築物環境衛生管理技術者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項第1号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
清掃作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第2号及び第30条第3号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
空気環境測定実施者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2号及び第30条第5号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
貯水槽清掃作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
防除作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第3号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
統括管理者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条第2号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号及び第30条第4号	(社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 全国建築物飲料水管理協会		
貯水槽清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第5号	(社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 全国建築物飲料水管理協会		
防除作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第5号	(社) 日本ペストコントロール協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 全国ビルメンテナンス協会		

(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	措置状況
機器の較正	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号ハ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条第1項第1号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
水道水質検査	水道法第20条第3項	(財) 日本環境衛生センター (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
簡易専用水道の管理についての検査	水道法第34条の2第2項	(財) 日本環境衛生センター (財) 化学物質評価研究機構 (財) ビル管理教育センター (財) 日本文化用品安全試験所 (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
水道技術管理者講習会	水道法第19条 水道法施行規則第14条	(社) 日本水道協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
患者給食受託責任者資格認定講習	医療法第15条の2 医療法施行令第4条の7 医療法施行規則第9条の10	(社) 日本メディカル給食協会	必置資格としての位置付けを撤廃し、当該推薦を廃止する。	実施計画に従い検討中。
<b>【農林水産省】</b>				
家畜登録機関の家畜登録規程に係る承認	家畜改良増殖法第32条の2	(社) 日本ホルスタイン登録協会 (社) 全国和牛登録協会 (社) 日本あか牛登録協会 (社) 日本短角種登録協会 (社) 日本種豚登録協会 (財) 日本軽種馬登録協会 (社) 日本馬事協会 (社) 日本細羊協会	登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。 なお、(社) 日本細羊協会は解散済(平成15年9月30日)。
<b>【経済産業省】</b>				
特定二次標準器による校正等	計量法第143条	(財) 日本軸受検査協会 (財) 日本品質保証機構 (財) 放射線計測協会 (社) 日本アイソトープ協会 (財) 日本海事協会 (社) 日本計量振興協会	平成17年度までに登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
公害防止管理者資格認定講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第10,11条	(社) 産業環境管理協会 (社) 日本金属プレス工業協会 (社) 日本砕石協会	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正する予定。
特別特定製品の適合性検査の方法	消費生活用製品安全法第12条 経済産業省関係特別特定製品の技術上の基準等に関する省令第19条	(財) 日本品質保証機構 (財) 日本文化用品安全試験所	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
特定電気用品の適合性検査の方法	電気用品安全法第9条 電気用品安全法施行規則第14条	(財) 電気安全環境研究所 (財) 日本品質保証機構 (社) 電線総合技術センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。



(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
特定液化石油ガス器具等の適合性検査の方法	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第47条第1項 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第17条	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本エルピーガス機器検査協会		
特定ガス用品の適合性検査の方法	ガス事業法第39条の11 ガス用品の技術上の基準等に関する省令第17条	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
エネルギー管理研修の実施に関する事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第1項、第8条第1項第2号 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第2条	(財) 省エネルギーセンター	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。当該資格制度の在り方については、実施計画に従い検討中。
揮発油販売等に義務づけられている揮発油・軽油・灯油の受託分析業務	揮発油の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項、第17条の4第3項、第17条の8第1、2項、第17条の10第1、2項	(社) 全国石油協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 化学物質評価研究機構		
		(財) 新日本検定協会		
		(社) 日本海事検定協会		
自家用電気工作物の保安監督業務	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第2項	(財) 北海道電気保安協会	自家用電気工作物の保安監督業務の委託を受ける主体に対する指定の仕組みを廃止する。	自家用電気工作物の保安監督業務の委託を受ける仕組みを廃止し、一定の要件等を満たす法人の参入を可能とするため、関係法令を改正済。
		(財) 東北電気保安協会		
		(財) 関東電気保安協会		
		(財) 中部電気保安協会		
		(財) 北陸電気保安協会		
		(財) 関西電気保安協会		
		(財) 中国電気保安協会		
		(財) 四国電気保安協会		
		(財) 九州電気保安協会		
(財) 沖縄電気保安協会				
一般用電気工作物の調査業務	電気事業法第57条の2第1項	(財) 北海道電気保安協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 東北電気保安協会		
		(財) 関東電気保安協会		
		(財) 中部電気保安協会		
		(財) 北陸電気保安協会		
		(財) 関西電気保安協会		
		(財) 中国電気保安協会		
		(財) 四国電気保安協会		
		(財) 九州電気保安協会		
(財) 沖縄電気保安協会				
特種電気工事資格者の認定 (非常用予備発電装置工事資格者)	電気工事士法第4条の2第3項 電気工事士法施行規則第4条の2第1項 電気工事士法第4条の3に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令第3条	(社) 日本内燃力発電設備協会	登録機関により実施する。	登録機関により実施するという措置内容を見直し、公益法人が独自に行う資格証明書の交付を本資格の認定要件とする仕組みを廃止するため、関係法令を改正済。
特種電気工事資格者の認定 (ネオン工事資格者)	電気工事士法第4条の2第3項 電気工事士法施行規則第4条の2第1項 電気工事士法第4条の3に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令第3条	(社) 全日本ネオン協会	登録機関により実施する。	登録機関により実施するという措置内容を見直し、公益法人が独自に行う資格証明書の交付を本資格の認定要件とする仕組みを廃止するため、関係法令を改正済。
認定ガス工作物検査機関	ガス事業法第36条の2の2	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。

(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
中小企業診断士登録に係る実務補習、更新研修及び論文審査事業	中小企業支援法第11条第1項 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第1条及び第10条	(社) 中小企業診断協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
試験事業者の認定	工業標準化法第57条	(財) 化学技術戦略推進機構 (財) 化学物質評価研究機構 (財) 建材試験センター (財) 電気安全環境研究所 (財) 日本ガス機器検査協会 (財) 日本化学繊維検査協会 (財) 日本建築総合試験所 (財) 日本染色検査協会 (財) 日本繊維製品品質技術センター (財) 日本塗料検査協会 (財) 日本燃焼機器検査協会 (財) 日本品質保証機構 (財) 日本紡績検査協会 (財) 綿スフ織物検査協会 (財) 日本食品分析センター	平成17年度までに登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。
【国土交通省】				
監理技術者講習	建設業法第27条の18第4項	(財) 全国建設研修センター (財) 建設業振興基金	監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習に対する推薦を廃止する。	当該講習に対する推薦を廃止するため、関係法令を改正済。
2級施工管理技術研修	建設業法施行令第27条の7 同法施行規則第17条の2の3	(財) 全国建設研修センター (財) 建設業振興基金 (社) 日本建設機械化協会	2級施工管理技術者研修に対する推薦を廃止する。	平成14年度をもって当該研修に対する推薦を廃止した。
施工技術者試験	建設業法施行令第27条の7 同法施行規則第17条の2の3	(財) 全国建設研修センター (財) 建設業振興基金	技術検定試験との一本化を図り、施工技術者試験の推薦を廃止する。	実施計画に従い検討中。
解体工事施工技術講習	建設リサイクル法第31条 解体工事業に係る登録等に関する省令第7条	(社) 全国解体工事業団体連合会	登録機関により実施する。	実施計画に従い検討中。
解体工事施工技士試験	建設リサイクル法第31条 解体工事業に係る登録等に関する省令第7条	(社) 全国解体工事業団体連合会	登録機関により実施する。	実施計画に従い検討中。
宅地擁壁製造工場評定事業	宅地造成等規制法施行規則第4条の2第1項	(社) 全国宅地擁壁技術協会	登録機関により実施する。 なお、工場評定基準の明確化を図る。	実施計画に従い検討中。
設計者認定講習	宅地造成等規制法施行規則第4条の3第1項	(社) 全国住宅地協会連合会 (社) 日本宅地開発協会	登録機関により実施する。	実施計画に従い検討中。 なお、(社) 日本宅地開発協会は解散済(平成15年3月11日)。 ※(社) 全国住宅地協会連合会は(社) 全国住宅建設産業協会連合会に名称変更(H15.8.22)。

(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
設計者資格講習	都市計画法施行規則第19条第1項第1号ト	(社) 全国住宅地協会の連合会	登録機関により実施する。	実施計画に従い検討中。 なお、(社) 日本宅地開発協会は解散済(平成15年3月11日)。 ※(社) 全国住宅地協会連合会は(社) 全国住宅建設産業協会連合会に名称変更(H15.8.22)。
		(社) 日本宅地開発協会		
宅地建物取引業法第16条第3項の規定に基づく指定講習	宅地建物取引業法第16条第3項	(財) 不動産流通近代化センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
宅地建物取引主任者資格登録に係る実務講習	宅地建物取引業法第18条第1項 同法施行規則第13条の16第3項	(財) 不動産流通近代化センター	登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく検討中。
不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業	不動産特定共同事業法第17条第1項 同法施行規則第17条第1項第3号	(財) 不動産流通近代化センター	登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく検討中。
		(財) 日本ビルディング経営センター		
旅程管理研修	旅行業法第12条の11 同法施行規則第37条	(社) 日本旅行業協会	登録機関により実施する。 なお、旅行業務取扱主任者制度の在り方についての見直しに併せ、旅程管理研修の在り方につき国の推薦の廃止を含め見直す。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(社) 全国旅行業協会		
		(社) 全国農協観光協会		
		(社) 日本添乗サービス協会		
特定地域に限定した通訳案内業に関する研修	外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律第9条第1項第2号 同法施行規則第3条第4項	(社) 日本観光通訳協会	外客誘致の重要性に鑑みつつ、地方における通訳案内業者の確保策を含めた制度全般について見直し、地域限定の通訳案内業免許交付の要件としての研修に対する国の推薦については廃止する方向で見直す。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本ホテル教育センター		
ダム管理技士試験	河川法施行規則第27条の2第1項第1号	(財) ダム水源環境整備センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
ダム管理主任技術者研修	河川法施行規則第27条の2第1項第2号	(財) 全国建設研修センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
建築設備士試験	建築士法施行規則第17条の18第1項第1号イ	(財) 建築技術教育普及センター	登録機関により実施する。	実施計画に従い検討中。
建築設備士更新講習	建築士法施行規則第17条の18第1項第1号ロ	(財) 建築技術教育普及センター	建築設備士登録の要件としての更新講習に対する推薦を廃止する。	平成15年度をもって当該講習に対する推薦を廃止した。
建築設備士登録	建築士法施行規則第17条の19第1項	(社) 建築設備技術者協会	建築設備士更新講習の見直しに併せ、登録の更新制度を廃止する。	平成15年度をもって当該登録の更新制を廃止済。
特殊建築物等調査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号	(財) 日本建築防災協会	登録機関により実施する。	実施計画に従い検討中。
昇降機検査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第4項第2号	(財) 日本建築設備・昇降機センター	登録機関により実施する。	実施計画に従い検討中。
建築設備検査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第7項第2号	(財) 日本建築設備・昇降機センター	登録機関により実施する。	実施計画に従い検討中。
評価員登録	住宅の品質確保の促進等に関する法律第12条第2項 同法施行規則第15条第1項	(財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	平成17年度中に、評価員登録の更新制度を廃止する。	実施計画に従い検討中。
評価員講習	住宅の品質確保の促進等に関する法律第12条第2項 同法施行規則第15条第8項	(財) 日本建築センター	評価員登録の更新制度の見直しに併せ、平成17年度中に、更新講習に対する推薦を廃止する。	実施計画に従い検討中
		(財) ベターリビング		
マンション管理士講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条第1項	未指定	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
管理業務主任者登録に係る実務講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項 同法施行規則第69条	(社) 高層住宅管理業協会	登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく検討中。
管理業務主任者証の交付に係る講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項、第61条第2項	(社) 高層住宅管理業協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
管理業務主任者資格認定講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律附則第4条第2項、第5条 同法施行規則附則第2条第3項	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者資格認定講習に対する推薦を廃止する。	平成14年4月30日までの経過措置だったため、現在は実施していない。
管理業務主任者移行講習会	マンションの管理の適正化の推進に関する法律附則第5条 同法施行規則附則第3条第2項	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者移行講習会に対する推薦を廃止する。	平成14年4月30日までの経過措置だったため、現在は実施していない。

(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
鉄道設計技術士試験	鉄道事業法第14条第1項	(財) 鉄道総合技術研究所	登録機関により実施する。	実施計画に従い、平成16年度までに、登録機関による実施に移行すべく検討中。
自動車検査用機械器具の校正	道路運送車両法第94条の3 指定自動車整備事業規則第12条	(社) 日本自動車機械工具協会	登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成17年度中に行う。
自動車整備技能認定試験	道路運送車両法第55条第3項 自動車整備士技能検定規則第6条第6項	(社) 日本自動車整備振興会 連合会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
外国自動車製作者による輸入自動車の新規検査の申請時の提出書面に係る排出ガス試験	道路運送車両法施行規則第36条第7項第3号	(財) 日本自動車輸送技術協会	登録機関により実施する。 なお、外国機関の検査証明書を 活用する制度も同列のものとして併せて法令上に規定する。	実施計画に従い検討中。
有害液体汚染防止管理者養成講習	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の4 施行規則第12条の2の6	(財) 日本船舶福利雇用促進センター	登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。
		(財) 日本船舶職員養成協会		
		(財) 尾道海技学院		
		(財) 関門海技協会		
公害防止管理者資格認定講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条 施行令第10条、第11条	(社) 日本舶用工業会	登録機関により実施する。 なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	登録機関による実施に移行するため、早急に関係法令を改正する予定。
主任技術者養成講習	小型船造船業法第10条、 第11条 小型船造船業法施行規則第9条	(社) 日本中小型造船工業会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
免許講習	船舶職員法第4条第2項	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 尾道海技学院		
		(社) 中国船舶職員養成協会		
		(財) 関門海技協会		
更新講習	船舶職員法第7条の2第3項	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 尾道海技学院		
		(社) 中国船舶職員養成協会		
		(財) 関門海技協会		
失効再交付講習	船舶職員法第7条の2第5項 同法施行規則第9条の7	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 尾道海技学院		
		(社) 中国船舶職員養成協会		
		(財) 関門海技協会		
電子通信移行講習	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第3条	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 尾道海技学院		
		(社) 中国船舶職員養成協会		
		(財) 関門海技協会		

(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
船舶職員養成施設（小型船舶操縦士）の課程	船舶職員法第13条の2第1項	(財) 日本船舶職員養成協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 尾道海技学院		
		(社) 中国船舶職員養成協会		
		(財) 関門海技協会		
船舶料理士試験	船舶料理士に関する省令第2条第1項第3号イ、第2項、第3項	(財) 日本海技協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
船舶料理士の養成講習	船舶料理士に関する省令第2条第1項第3号ハ、第4項、第5項	(財) 日本船舶職員養成協会	講習の推薦を廃止する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
安全担当者（引火性液体等）の講習	船舶労働安全衛生規則第3条第2項、第3項、第4項	(財) 日本船舶職員養成協会	登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。なお、(財) 日本船舶職員養成協会に対する指定は廃止済。
		(財) 尾道海技学院		
		(財) 関門海技協会		
		(財) 日本船員福利雇用促進センター		
危険物等取扱責任者の講習	船員法第117条の3 船員法施行規則第77条の6、第9号表	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。なお、(財) 日本船舶職員養成協会、(財) 尾道海技学院及び(財) 関門海技協会に対する指定は廃止済。
		(財) 尾道海技学院		
		(財) 関門海技協会		
		(財) 日本船員福利雇用促進センター		
経験又は技能を要する危険作業について指定した講習	船舶労働安全衛生規則第28条第1項、第2項、第3項	(財) 尾道海技学院	登録機関により実施する。なお、平成13年10月10日付で当該公益法人に対する指定は廃止済。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。なお、平成13年度に指定を廃止済。
衛生管理者に対する講習の実施	船員法第82条第2号 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者の省令第1条第1項、第2項、第3項、第4項	(社) 外航船員医療事業団	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行すべく関係法令の改正を平成16年度中に行う。
測量士・測量士補の資格を得るための測量に関する専門教育	測量法第50条第3号、第51条第3号	(財) 全国建設研修センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。

【環境省】

浄化槽の水質検査	浄化槽法第7条、第11条、第57条第1項	未指定	浄化槽法制定以来、指定機関の指定実績がないことを踏まえ、できるだけ早期に廃止する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
排水における臭気指数に係る規制基準の設定方法等に関する講習	悪臭防止法第12条 悪臭防止法施行規則第20条の2第1項	(社) 臭気対策研究協会	未受講者の受講の前倒しを積極的に促すことによりできるだけ早期に廃止する。	できるだけ早期に廃止すべく検討中。 ※ (社) 臭気対策研究協会は(社) におい・かおり環境協会に名称変更 (H15.4.1)。
公害防止管理者等講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第10条、第11条	(社) 産業環境管理協会	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	登録機関による実施に移行するため、早急に関係法令を改正する予定。
		(社) 日本金属プレス工業協会		
		(社) 日本砕石協会		
		(社) 日本舶用工業会		

(平成14年度新規追加事項)

【厚生労働省】

ダクト清掃作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条の2第2号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
排水管清掃作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の2第4号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。



(別表第5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

「実施計画」の内容				措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
空調給排水管理監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条第5号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
ダクト清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条の2第3号	(社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
排水管清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の2第5号	(社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。

(平成15年度新規追加事項)

【経済産業省】

試験事業者の認定	工業標準化法第57条	(財) 毛製品検査協会	平成17年度までに登録機関により実施する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移すべく関係法令の改正を16年度中に行う。(閣議決定された事業に、新たに(財)毛製品検査協会を追加した。)
----------	------------	-------------	-----------------------	---

(注) 「登録機関による実施」には、登録の対象が講習、課程等、機関以外の場合を含む。

(別表第6) 第三者分配型補助金等

補助金等	関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
<b>【防衛庁】</b>					
施設周辺整備助成補助金	(財) 防衛施設周辺整備協会	国から直接交付	航空機騒音による障害が続く限り、テレビの受信障害に対する助成措置は必要であり、効率的な実施の観点から、NHKの協力を得て、自衛隊等の飛行場等周辺のNHK放送受信契約者へ国から直接交付する。	平成17年度	実施計画に従い検討中。
教育施設等騒音防止対策事業費補助金	(財) 防衛施設周辺整備協会	国から直接交付	防音工事を実施した小・中学校等に設置されている空調設備を稼働させるための電気料金等を支払う地方公共団体等へ国から直接交付する。	平成16年度	実施計画に従い検討中。
施設周辺整備助成補助金	(財) 防衛施設周辺整備協会	国から直接交付	住宅防音工事を実施した生活保護世帯へ国から直接交付する。	平成16年度	実施計画に従い検討中。
<b>【総務省】</b>					
明るい選挙推進委託費	(財) 明るい選挙推進協会	その他(特段の理由がある場合)	広報活動が主となる当該事業の性格上広告代理店等に再委託する必要がある、全国規模の会員・ボランティアネットワークを有する当該法人に委託して実施することが最も効率的・効果的である。なお、テレビスポット広告については当該法人へ委託せずに国が直接実施するとともに、平成14年度に委託事業全般について政策評価を行い、効果が認められないものについては廃止する。また、当該委託費に計上された事務費については、公益法人本来の性格に照らし、平成14年度から段階的に削減する。	—	テレビスポット広告については平成17年度から国において直接実施する予定。政策評価については実施済。事務費の削減については見直しを実施中。
電波遮へい対策事業費補助金	(社) 道路トンネル情報通信基盤整備協会	その他(特段の理由がある場合)	当該事業は、通信会社の出捐に国の補助を加えてトンネル・地下通路等にて無線通信を可能とする中継施設整備を行うものであり、多数の工事業者に発注する必要がある。このような事業の性格上、専門的ノウハウを有する当該法人の事業として実施することが最も効率的である。なお、適切な整備目標を設定することにより、当該事業のより効率的・効果的な実施に努める。	—	高速道路トンネル及び直轄国道トンネル、地下駅並びに地下街について、平成17年度末までの可能な限り早い時期に整備率を全体として90%以上とする整備目標を設定した。
<b>【外務省】</b>					
国際友好民間団体補助金(国際協力会補助金)	(社) 国際協力会	補助金等の廃止	再補助先の公益法人の状況を勘案しつつ補助金の削減を進めた上で、平成17年度までに当該補助金を廃止する。	平成17年度	実施計画に従い検討中。
政府開発援助国際友好民間団体補助金(国際協力会補助金)	(社) 国際協力会	補助金等の廃止	再補助先の公益法人の状況を勘案しつつ補助金の削減を進めた上で、平成17年度までに当該補助金を廃止する。	平成17年度	実施計画に従い検討中。
<b>【文部科学省】</b>					
民間社会教育活動振興費補助金	(財) 全日本社会教育連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度までに社会教育団体との調整を経た上で法人自らによる実施に移行すること等により再補助部分を廃止し、平成17年度に再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成16年度	実施計画に従い検討中。
民間社会教育活動振興費補助金	(社) 中央青少年団体連絡協議会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度までに青少年団体との調整を経た上で法人自らによる実施に移行すること等により再補助部分を廃止し、平成16年度に再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成15年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金	(財) 日本国際教育協会	独立行政法人による実施	平成14年度から、当該補助金の大部分を占める「授業料減免学校法人援助」について、国から直接交付することにより、当該法人への交付を大幅に削減する。その上で、①独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、特殊法人等整理合理化計画に基づき学生支援事業を総合的に行うために設置される独立行政法人へ移管する。移管する具体的な事業の範囲については、引き続き検討し、平成14年8月末までに結論を得る。併せて、国が直接実施している留学生支援事業のうち、当該独立行政法人に移管する。 ②上記①に該当しない事業については、その必要性を精査した上で、必要な事業については、その実施主体について引き続き検討する。 ③上記①、②の措置を講じた上で、なお本公益法人で行う事業については、補助金の廃止、削減を行う。	平成15年度	措置済
私立学校施設高度化推進事業費補助金	(財) 私学研修福祉会	その他(特段の理由がある場合)	私立学校の施設の高度化・近代化を推進するための仕組みの一部であり、弾力的にその役割を果たすために、平成14年度に補助金の削減を行った上で、基本的に現状のスキームを維持する。	—	事業所要額等の見直しを行い、平成15年度予算においては、対前年度50百万円減の589百万円の補助金を計上。
【厚生労働省】					
労働時間短縮促進援助事業等交付金	(社) 全国労働基準関係団体連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成17年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
労働保険加入促進業務委託費	(社) 全国労働保険事務組合連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度は、当該奨励金の割合が50%未満となるよう契約の変更を行い、さらに平成14年度以降は、事業を効果的に進めるため、一層効率的な業務の促進を図るよう事業の見直しを行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
産業医学助成費補助金	(財) 産業医学振興財団	その他(特段の理由がある場合)	産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、当該法人を通じて補助を実施している経緯にかんがみ、現状維持とする。ただし、今後私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに国からの直接交付へ変更する。	—	—
児童育成事業費補助金	(財) こども未来財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	事業の一部廃止、国からの直接交付への一部切替え、補助金の削減を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
介護労働者雇用改善援助事業等交付金	(財) 介護労働安定センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	事業の一部廃止、補助金の削減を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
技能向上対策費補助金	(社) 全国技能士会連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成14年度は、技能アドバイザーへの謝金等の直接交付、ブロック単位での技能祭等の実施等による運用面の改善を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。なお、平成15年度以降は、現在の事業内容を抜本的に見直し一層効果的な事業を行う。	平成13年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
老人保健事業推進費等補助金	(社) 国民健康保険中央会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	公募型補助金のため、採択手続において再補助の比率を把握し、50%以上の場合は採択しない。また限られた財源を一層有効に活用するため、事業の実施主体に民間企業の参入を認めるとともに、採択を行う選定評価委員会に外部有識者を加える。	平成13年度	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 長寿社会開発センター	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(社) 全国老人保健施設協会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 全国老人クラブ連合会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) テクノエイド協会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 健康・体力づくり事業財団	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 日本訪問看護振興財団	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(社) シルバーサービス振興会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 厚生問題研究会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) パブリックヘルスリサーチセンター	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 高齢者住宅財団	同上	同上	同上	措置済
保健事業等委託費(船内療養支援等)	(財) 船員保険会	国から直接交付	医師の派遣等を行っている主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
血液確保事業等補助金	(財) 友愛福祉財団	その他(特段の理由がある場合)	HIV訴訟の裁判上の和解に基づき、当該法人が国及び関連企業からの拠出により行うこととされた事業である。このため、国自ら実施することができない事業である。	—	—
医薬品等健康被害対策事業費補助金	(財) 友愛福祉財団	その他(特段の理由がある場合)	HIV訴訟原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議により創設された事業であり、当該法人の設立趣旨や事業の透明性確保の点からも現行の事業形態が適切である。	—	—
覚せい剤等撲滅啓発等委託費	(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	事業の一部を国が直接実施すること等により、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成17年度	実施計画に従い検討中。
医療情報システム開発普及等委託費	(財) 医療情報システム開発センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
都道府県老人クラブ連合会活動等推進事業費	(財) 全国老人クラブ連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	当該法人を経由せずに、都道府県・指定都市に交付する既存の補助金に統合する。	平成13年度	措置済
高齢者就業機会確保事業費等補助金(定着促進奨励)	(社) 全国シルバー人材センター事業協会	補助金等の廃止	—	平成17年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
高年齢者就業機会確保事業費等補助金(ワークプラザ事業)	(社) 全国シルバー人材センター事業協会	その他(特段の理由がある場合)	地域ニーズを適切に把握し、ワークプラザの整備目標を設定した上で、目標を達成した時点で廃止する。なお、事業を継続する場合であっても、ワークプラザの設置基準の公開、利用実態の把握、民業圧迫を招かないための措置等運用面の改善を図る。	—	地域ニーズ調査結果等を踏まえ、平成16年度以降の整備目標を150箇所とし、目標を達成した時点で廃止する。 設置基準は既に公開済みであり、利用実態については毎年度初めに前年度利用実態を把握することとし、民業圧迫を招かないことについては、設置要件の改善などの運用改善を図り、今後とも指導に努める。
高年齢者雇用確保事業等交付金	(財) 高年齢者雇用開発協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の事業主等を対象に助成事業を実施する必要がある、専門的な知識・ノウハウをもとに相談援助業務等と一体となって当該公益法人の事業として実施することが効率的である。 なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	—	(財) 高年齢者雇用開発協会の事務・事業のうち、高年齢者の雇用促進のための事業主に対する政策支援である高年齢者雇用関係助成金支給業務及び高年齢者雇用に関する相談援助業務を一体として平成15年10月に独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管した。
中小企業福祉事業費等補助金	(財) 高年齢者雇用開発協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	当該補助金のうち再補助に該当する部分を平成13年度限りで廃止することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。 なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	平成13年度	措置済
高年齢者共同就業機会創出支援事業費	(財) 高年齢者雇用開発協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の事業主等を対象に助成事業を実施する必要がある、専門的な知識・ノウハウをもとに相談援助業務等と一体となって当該公益法人の事業として実施することが効率的である。 なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	—	平成14年度限りで廃止済み(平成15年4月から、助成金は高年齢者雇用関係助成金の1つとして措置しており、平成15年10月に独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ事務移管した。)
キャリア交流プラザ事業	(財) 高年齢者雇用開発協会	その他(特段の理由がある場合)	ハローワークとの連携等事業の性格上一つの実施機関において50%以上の事業を自ら実施することが不可能であり、専門的な知識・ノウハウを有する当該公益法人の事業として実施することが効率的である。 なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	—	平成15年度から、キャリア交流プラザ事業については、国の直轄事業とした。
高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる職場の創造に関する調査研究	(財) 高年齢者雇用開発協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
政府開発援助インドシナ難民等救援事業委託費	(財) アジア福祉教育財団	その他(特段の理由がある場合)	多数の者を対象に助成事業を実施する必要がある、当該公益法人の事業として実施することが効率的である。 なお、インドシナ難民受入事業を平成17年度限りで廃止する方向で検討が行われているインドシナ難民対策連絡調整会議等における結論を受け、速やかに具体的措置を講じる。	—	—



(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
通所介護事業助 成費等補助金	(財) 全国精神障害者家族会連合会	その他(特段 の理由がある 場合)	多数の精神障害者小規模作業所の 実態を把握している当該法人が当 該補助金の交付先を選定すること が適切なため、現行の方法が最も 合理的である。なお、国としても 助成に係る基準をより明確化する 等運用面の改善を図る。	—	平成14年度以降、社会福祉 法人全国精神障害者社会復 帰施設協会へ事務を移管し たところである。なお、国 として助成に係る基準をよ り明確化する等運用面の改 善に努めている。
厚生科学研究費 補助金(創薬等 ヒューマンサイ エンス総合研究 事業)	(財) ヒューマンサイエンス振興財団	再補助、再委 託の割合を 50%未満とす る	補助金を削減するとともに、当該 法人自らが実施する研究事業の割 合を増やすことにより、再補助、 再委託の割合を50%未満に引き下 げる。	平成16年度	実施計画に従い検討中。
船員雇用促進対 策事業費補助金	(財) 日本船員福利雇用促進センター	その他(特段 の理由がある 場合)	多数の交付対象について効率的な 審査・交付を行うには、職業紹介・ 技能訓練も併せて行っている当該 法人による一体的な事業実施が適 切であり、また当該事業は「船員 の雇用の促進に関する特別措置 法」に基づき、国が当該法人を指 定して行うものであることから、 現行の方法が最も合理的である。	—	—

【農林水産省】

食品基幹物流高 度化システム確 立事業	(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃 止	—	平成13年度	措置済
中心市街地食品 小売業支援ソフ ト開発事業	(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃 止	—	平成13年度	措置済
食品商業情報取 引実践モデル事 業	(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃 止	—	平成13年度	措置済
食品販売業によ る地域食品利用 促進事業	(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃 止	—	平成14年度	措置済
食品鮮度保持流 通低コスト化等 推進事業費	(社) 農協流通研究所	再補助、再委 託の割合を 50%未満とし た上で廃止	マニュアルの取りまとめを当該法 人が実施すること等により、再補 助、再委託の割合を50%未満(平 成13年度)とした上で平成14年度 限りで廃止する。	平成13年度	措置済
海外食品物流効 率化協力事業費	(社) 農協流通研究所	補助金等の廃 止	—	平成13年度	措置済
資源循環型食品 産業モデル展開 事業費	(財) 食品産業センター	補助金等の廃 止	食品リサイクル関連の類似のモデ ル事業との統合により平成13年度 限りで廃止する。	平成13年度	措置済
食品需給構造変 化対策事業費	(財) 食品産業センター	補助金等の廃 止	—	平成13年度	措置済
食品産業再生・ 新事業創出技術 開発事業費	(財) 食品産業センター	国から直接交 付	技術開発を行う主体へ国から直接 交付する。	平成13年度	措置済
食品中の微量物 質制御等安全性 確保技術開発事 業費	(財) 食品産業センター	国から直接交 付	技術開発を行う主体へ国から直接 交付する。	平成13年度	措置済
食品製造工程機 器管理システム 開発事業	(財) 食品産業センター	再補助、再委 託の割合を 50%未満とし た上で廃止	最終年度の総括のため第三者に分 配していた事業がなくなること により再補助、再委託の割合を50% 未満(平成13年度)とした上で平 成14年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
豆類食品利用拓 大普及事業費	(財) 食品産業センター	再補助、再委 託の割合を 50%未満とす る	国産大豆使用豆腐等の試作品作成 等の事業を当該法人が実施するこ とにより、再補助、再委託の割合 を50%未満とする。	平成13年度	措置済 (平成14年度限りで廃 止。)
フードシステム 連携強化・循環 推進技術確立事 業費	(社) 食品需給研究センター	補助金等の廃 止	—	平成13年度	措置済
健康増進機能性 食品素材の高度 加工・利用技術 の開発事業費	(社) 食品需給研究センター	補助金等の廃 止	—	平成13年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)	
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期		
食品容器包装リサイクル高度化技術の開発事業	(社) 日本食品科学工学会	補助金等の廃止	—	—	平成13年度	措置済
容器包装廃棄物リサイクルシステム推進調査費	(財) 日本容器包装リサイクル協会	国から直接交付	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく再商品化義務を負う事業者等に関するデータベース化を行う主体へ国から直接交付する。	—	平成13年度	措置済
外食産業廃棄物循環システム支援事業	(財) 外食産業総合調査研究センター	補助金等の廃止	—	—	平成13年度	措置済
国産食材利用増進推進事業	(財) 外食産業総合調査研究センター	補助金等の廃止	—	—	平成13年度	措置済
穀物売買業務調査委託費	(社) 国際農業交流・食糧支援基金	補助金等の廃止	—	—	平成13年度	措置済
農林水産情報・施策啓発推進費	(社) 国際農業交流・食糧支援基金	補助金等の廃止	—	—	平成13年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業費(新資材利用園芸栽培実用化技術の開発)	(社) 日本施設園芸協会	補助金等の廃止	—	—	平成15年度	措置済 (平成14年度に前倒し。)
農業生産振興民間団体事業推進費補助金	(財) 日本特産農産物協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	地域特産物の生産合理化等のための協議会開催、実態調査等を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	—	平成13年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業費(遺伝情報を活用した効率的品種育成システム開発)	(社) 日本種苗協会	補助金等の廃止	—	—	平成14年度	措置済
畜産技術衛生対策推進事業費	(社) 中央畜産会	国から直接交付	システム開発事業等の実施主体へ国から直接交付する。	—	平成13年度	措置済
畜産物流通対策推進事業費(生乳乳製品流通対策事業)	(社) 中央畜産会	国から直接交付	調査・普及啓発事業等の実施主体へ国から直接交付する。	—	平成13年度	措置済
畜産物流通対策推進事業費(食肉等流通体制整備事業)	(社) 中央畜産会	補助金等の廃止	—	—	平成14年度	措置済
畜産振興総合対策推進事業費(民間団体分)(自給飼料増産総合・流通飼料対策事業)	(社) 中央畜産会	国から直接交付	普及啓発事業等の実施主体へ国から直接交付する。	—	平成13年度	措置済
畜産振興総合対策推進事業費(民間団体分)(畜産技術衛生対策推進事業費(家畜改良増殖対策事業))	(社) 中央畜産会	補助金等の廃止	—	—	平成13年度	措置済
畜産振興総合対策推進事業費(民間団体分)(食肉等流通体制整備事業)	(社) 中央畜産会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	国産食肉高品質化推進指導を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成16年度限りで廃止する。	—	平成13年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

補助金等	関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
農山漁村振興緊急対策費補助金	(財) 農林水産長期金融協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の農業経営基盤強化資金の借入者である認定農業者に対する利子助成であるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。なお、臨時緊急的な支援の必要性から貸付金利そのものの措置でない方法によっている趣旨にかんがみ、その効果を踏まえた事業継続の必要性について毎年度厳格に検証する。	—	—
農山漁村振興基金造成費補助金	(財) 農林水産長期金融協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の認定農業者育成確保資金の借入者である認定農業者に対する利子助成であるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。なお、臨時緊急的な支援の必要性から貸付金利そのものの措置でない方法によっている趣旨にかんがみ、その効果を踏まえた事業継続の必要性について毎年度厳格に検証する。	—	—
農業共済情報処理システム基本ソフト改訂委託費	(社) 全国農業共済協会	再補助、再委託の割合50%未満とした上で廃止	配布用仕様書の作成を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成14年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(昆虫機能・素材の高度利用技術の開発)	(社) 農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(環境保全型農業のための先進計測技術の開発)	(社) 農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(水と緑のやさぎ生活空間創造技術の開発)	(社) 農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	—	平成16年度	実施計画に従い検討中。
農林水産新産業技術開発事業	(社) 農林水産先端技術産業振興センター	国から直接交付	技術開発を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(微生物工学的利用システム技術の開発)	(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(次世代バイオリアクターシステム技術の開発)	(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(高機能バイオセンサーを活用した新食品製造技術の開発)	(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
稲作経営安定資金運営円滑化対策費	(社) 全国米麦改良協会	国から直接交付	販売調整事業等を実施する自主流通法人へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
地域米消費拡大対策事業費交付金	(財) 全国米穀協会	国から直接交付	啓発事業を実施する生産者団体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
米穀販売業流通合理化推進事業	(財) 全国米穀協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
米穀販売業流通合理化推進事業	(社) 日本米穀小売振興会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
水産物消費改善推進事業費	(社) 大日本水産会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	移動ふれあい交流事業及びアンケート調査を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成14年度	措置済
漁獲可能量管理緊急高度化普及事業	(社) 大日本水産会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	漁獲報告改善策の検討及び指導を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成13年度	措置済
基幹漁業緊急再編推進事業費補助金	(社) 大日本水産会	その他(特段の理由がある場合)	多様な漁期の下、会計年度をまたがって減船のプロセスが進められるという事業対象の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	—	—
調整保管事業資金造成費補助金	(財) 魚価安定基金	その他(特段の理由がある場合)	多様な魚種につき会計年度をまたがって買取り、保管等を行う必要があるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	—	—
水産物新供給システム開発事業資金造成補助金	(財) 魚価安定基金	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
まき網漁法の合理化システムの開発	(社) 全国まき網漁業協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
生物活用型漁場環境改善調査事業	(社) マリノフォーラム21	再補助、再委託の割合を50%未満とする	貝殻等を活用した沿岸漁場の水質・底質等の改善効果調査を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成13年度	措置済
赤潮・貝毒被害防止対策事業	(社) マリノフォーラム21	再補助、再委託の割合を50%未満とする	赤潮除去技術開発に係る実験等の一部を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成13年度	措置済
持続的養殖推進対策フォローアップ事業	(社) マリノフォーラム21	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
油汚染漁業影響情報図等作成調査費	(財) 漁場油濁被害救済基金	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
ダイオキシン類等漁業影響調査	(財) 海洋生物環境研究所	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成14年度に一旦終了するミレニアムプロジェクトの結果を踏まえて事業内容の見直しを実施し、国からの直接交付に変更して支障のないものについては当該事業を行う主体へ国から直接交付することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成14年度	措置済 (平成14年度限りで廃止。)
新漁業管理制度実施モデル化事業費	(社) 日本水産資源保護協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
磯焼け診断指針作成事業費	(社) 全国沿岸漁業振興開発協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済 ※(社) 全国沿岸漁業振興開発協会は(社) 全国豊かな海づくり推進協会に名称変更(H15.9.16)。
大豆備蓄対策費補助金	(社) 大豆供給安定協会	国から直接交付	大豆の保管を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
木材産業体質強化事業費補助金	(財) 日本木材総合情報センター	国から直接交付	利子助成の申請受付・交付を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
木材需給安定対策事業費等補助金(木材供給高度化設備リース促進事業関係)	(財) 日本木材総合情報センター	国から直接交付	木材産業体質強化対策事業(利子助成事業)と事業内容や執行上のノウハウ等共通する点が多いことから、両事業を一体的に実施するため、当該事業と同一の事務主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
果実等生産出荷安定基金造成費補助金	(財) 中央果実生産出荷安定基金協会	その他(特段の理由がある場合)	会計年度をまたがって価格安定のためのプロセスが進められるという事業対象の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	—	—
鶏卵価格安定対策費補助金	(社) 全国鶏卵価格安定基金	その他(特段の理由がある場合)	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	—	—

(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
鶏卵価格安定対策費補助金	(社) 全日本卵価安定基金	その他(特段の理由がある場合)	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	—	—
配合飼料価格安定対策事業費補助金	(社) 配合飼料供給安定機構	その他(特段の理由がある場合)	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	—	—
飼料穀物備蓄対策費補助金	(社) 配合飼料供給安定機構	国から直接交付	備蓄穀物の保管を行う主体へ国から直接交付する。	平成15年度	措置済
<b>【経済産業省】</b>					
起業家交流促進事業	(財) ベンチャーエンタープライズセンター	国から直接交付	起業家精神を有する人材を育成するため、学校に対してベンチャー企業経営者の派遣等を行っている主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 中部科学技術センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 南西地域産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 北海道地域総合振興機構	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(社) 東北ニュービジネス協議会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 関西生産性本部	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(社) 中国地域ニュービジネス協議会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 四国産業・技術振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 九州産業技術センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
海外協力センター事業費補助金	(社) 日・タイ経済協力協会	その他(特段の理由がある場合)	タイへの技術協力の観点で極めて重要であるとともに、国からの補助金と民間資金が一体化されて助成事業が実施されていること、また、再補助先が外国法人であることから、現状のスキームを維持する。なお、当該法人内に設置した諮問委員会における見直しの方針を踏まえ、平成14年度に日・タイ経済協力協会一泰日経済技術振興協会(再補助先現地法人)協力事業の評価を実施した後、平成15年度に当該評価に基づく事業方針の作成を行い、その中で日・タイ経済協力協会が国内で実施する協力事業についての見直しを行う。	—	平成14年度に実施した日・タイ経済協力協会一泰日経済技術振興協会(TPA)(再補助先現地法人)協力事業の評価結果により、中小企業育成と情報技術推進への協力を重点事業と位置付け、平成15年度から「アセアン産業構造高度化事業費補助金」とした。また、本補助金は、評価見直しに加え補助率の引下げを実施した。(平成14年度に海外協力センター事業費補助金は終了。)
発電用新型炉ブルトニウム等利用方策開発調査	(財) 産業創造研究所	再補助、再委託の割合を50%未満とする	調査を行う主体へ国からの直接交付を一部行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成16年度	措置済
放射性廃棄物地層処分事業化調査	(財) 産業創造研究所	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
工業標準化推進原案作成等調査委託	(財) 日本規格協会	その他(特段の理由がある場合)	国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているという経緯及び当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現在の方法が最も効率的であるため、現状のスキームを維持する。	—	—



(別表第6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
国際規格適正化調査	(財) 日本規格協会	その他(特段の理由がある場合)	国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているという経緯及び当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現在の方法が最も効率的であるため、現状のスキームを維持する。	—	—
国際規格共同開発調査	(財) 日本規格協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	海外の標準化機関・産業界における規格策定動向調査等を当該法人が自ら行うことにより、再補助・再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
新発電システム等調査研究	(財) 日本規格協会	国から直接交付	個別産業分野や品目の規格開発についての専門的知見を有する主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
軽水炉プラント標準化調査	(財) 日本規格協会	国から直接交付	軽水炉プラントの標準化についての専門的知見を有する主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
エネルギー使用合理化システム標準化調査	(財) 日本規格協会	国から直接交付	エネルギー使用合理化システムの標準化についての専門的知見を有する主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
環境ワンストップサービス事業	(財) クリーンジャパンセンター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
廃棄物等用途開発・拡大のための調査検討	(財) クリーンジャパンセンター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	当該事業は平成14年度に提案公募型とし、公益法人については再委託の比率を50%未満とすることを委託契約の条件とする。	平成13年度	措置済
省資源・再資源化事業費補助金	(財) クリーンジャパンセンター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
ソーラーシステム性能評価試験等(石炭利用設備等排出微量有害物質等実態調査)	(社) 産業環境管理協会	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
海洋石油開発環境影響調査委託費(海洋石油開発における環境・安全教育プログラムに関する調査)	(財) エンジニアリング振興協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
海洋石油開発環境影響調査委託費(海底石油生産装置適用化技術に関する調査)	(財) エンジニアリング振興協会	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
運輸用エネルギー使用合理化先端材料開発	(財) 次世代金属・複合材料研究開発協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
電子・電機製品の部品等の再利用技術開発委託金	(財) 製造科学技術センター	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
平成12年度高度技術集約型産業等研究開発調査(ITSの規格化事業)	(財) 自動車走行電子技術協会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	特殊なノウハウを要する試験研究等以外のものについては当該法人が自ら実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成17年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済 (当該法人は平成15年6月解散。)
航空機開発助成事業交付金	(財) 航空機国際共同開発促進基金	その他(特段の理由がある場合)	国からの交付金と事業者からの収益納付金とを一体的に活用している効率的な制度であることから、現状のスキームを維持する。	—	—

(別表第6) 第三者分配型補助金等

補助金等	関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
次世代航空機等 開発調査委託費 (超音速輸送機 開発調査)	(社) 日本航空宇宙工業会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
情報化推進基盤 整備委託費(オン ライン制度的 課題への対応)	(財) ニューメディア開発協会	再補助、再委託の割合とする 50%未満とする	再委託部分を国から直接交付することにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
情報化推進基盤 整備委託費(地 域情報化の再活 性化及び先進的 情報システム のための調査)	(財) ニューメディア開発協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
情報化推進基盤 整備委託費(地 域情報システム 間の相互接続・ ネットワーク化 推進事業)	(財) ニューメディア開発協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
電源立地推進調 整等委託費	(財) ニューメディア開発協会	再補助、再委託の割合とする 50%未満とする	再委託部分を国から直接交付することにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
情報化推進基盤 整備委託費(G- XMLプラット フォーム構築事 業)	(財) データベース振興センター	再補助、再委託の割合とする 50%未満とする	再委託部分を当該公益法人自ら実施することにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
情報化推進基盤 整備委託費(地 理情報システム 標準化等推進事 業)	(財) データベース振興センター	再補助、再委託の割合とする 50%未満とする	再委託部分を当該公益法人自ら実施することにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済 (平成12年度で当該事業は終了。)
情報セキュリ ティ対策推進事 業費補助金	(社) 電子情報技術産業協会	補助金等の廃止	—	平成16年度	実施計画に従い検討中。
保健医療情報流 通基盤整備事業	(財) 医療情報システム開発センター	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
電源立地推進等 調整事業(マル チメディア広報 事業)	(財) デジタルコンテンツ協会(旧新 映像産業推進センター)	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油情報普及啓 発事業(映像ソ フト制作及び キャラバン等事 業)	(財) デジタルコンテンツ協会(旧新 映像産業推進センター)	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
電源立地推進等 調整事業(高レ ベル放射性廃棄 物広報)	(財) デジタルコンテンツ協会(旧新 映像産業推進センター)	再補助、再委託の割合とする 50%未満とする	平成14、15年度に開発を予定しているシステムの必要性については、既に開発したシステムを使用した広報活動の成果を見極めて判断する必要があるため、平成14年度からの開発は中止する。なお、開発を中止することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成15年度	措置済
中小企業流通業 務施設等ソフト インフラ整備事 業補助金	(財) 流通システム開発センター	再補助、再委託の割合とする 50%未満とする	商品情報収集に係る委託部分を廃止して当該法人が自ら情報収集することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
日本国際博覧会 事業費補助金	(財) 2005年日本国際博覧会協会	補助金等の廃止	—	平成17年度	実施計画に従い検討中。
原子力発電施設 等安全性実証解 析(安全性実証 解析手法調査)	(財) エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
高速増殖炉利用システム開発調査	(財) エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	—	平成16年度	措置済
実用発電用原子炉廃炉技術調査	(財) エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
戦略的電力技術開発調査委託費	(財) エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
平成12年度新エネルギー等導入促進基礎調査(民生部門エネルギー消費実態調査)	(財) 日本エネルギー経済研究所	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
住宅用太陽光発電導入基盤整備事業	(財) 新エネルギー財団	補助金の廃止を含めて見直しを行う	2010年度の新エネルギー導入目標の達成のためには、太陽光発電の市場自立化が必要であり、住宅用太陽光発電コストの低下状況を見極めつつ、補助金の廃止を含めて見直しを行う。	平成14年度	本補助金の終期を平成17年度と設定している。
地域エネルギー開発利用発電事業促進対策費補助金(水力)	(財) 新エネルギー財団	その他(特段の理由がある場合)	新エネ促進・CO <sub>2</sub> 排出量削減の推進という観点から中小水力発電の普及は重要である。なお、当該事業に要する資金は基金方式により弾力的に調達しており、当該法人以外の主体による実施は困難である。また、新規に補助対象事業が採択されないという点も考慮し、現状の体制により事業を継続することとする。	—	—
中小水力開発促進指導事業費補助金	(財) 新エネルギー財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	基礎的事項の調査や報告書作成等の業務を当該法人が自ら実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
中小水力標準化モデルプラント設計調査	(財) 新エネルギー財団	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
中小水力開発促進指導事業基礎調査	(財) 新エネルギー財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	測量、地質調査等の専門的な機材や人材が必要な業務以外を当該法人が自ら実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
地熱発電所地域原熱水供給システム実証調査	(財) 新エネルギー財団	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
新型負荷平準化電源技術開発調査等委託費	(財) 新エネルギー財団	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
地下揚水発電技術調査委託費	(財) 新エネルギー財団	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油産業技術開発基盤等整備事業費補助金(技術開発波及効果分析調査事業)	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油産業技術開発基盤等整備事業費補助金(石油産業多様化・多角化ネットワーク構築)	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(高効率エネルギーシステム適用モデル調査事業)	(財)石油産業活性化センター	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	高効率エネルギーシステムに係るモデル調査等を法人自ら実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成16年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(先進型石油エネルギー利用システム導入事業)	(財)石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成16年度	実施計画に従い検討中。
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(石油ヒートポンプシステム導入補助事業)	(財)石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
石油精製合理化対策事業費補助金(石油需給構造変化対応設備高度化等事業)	(財)石油産業活性化センター	国から直接交付	軽油脱硫設備高度化促進事業費補助金との統合により合理化を行った上で、利子補給を受ける主体へ国から直接交付する。	平成16年度	実施計画に従い検討中。
石油精製合理化対策事業費補助金(石油精製合理化基盤調査事業)	(財)石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油精製設備廃棄円滑化事業費補助金	(財)石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
産油国石油精製技術等対策事業費(産油国連携強化事業)	(財)石油産業活性化センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	調査、コンサルタント事業等を当該法人が自ら行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
軽油脱硫設備高度化促進事業費補助金	(財)石油産業活性化センター	国から直接交付	石油精製合理化対策事業費補助金(石油需給構造変化対応設備高度化等事業)との統合により合理化を行った上で、利子補給を受ける主体へ国から直接交付する。	平成16年度	措置済
石油精製・利用高度化技術開発費等補助金(高効率石油エネルギーシステム普及事業)	(財)石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(構造改善促進利子補給事業)	(社)全国石油協会	その他(特段の理由がある場合)	当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現状の実施体制が最も効率的であることから、現状のスキームを維持する。ただし、中小企業者等に対する特例措置については平成14年度限りで廃止する。	—	中小企業者等に対する特例措置については、新規分を平成14年度限りで廃止した。
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(特定石油製品販売施設放置防止等事業)	(社)全国石油協会	その他(特段の理由がある場合)	当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現状の実施体制が最も効率的であることから、現状のスキームを維持する。ただし、平成14年度において廃止を含めた抜本的な見直しを行う。	—	平成14年度までの実績に係る利子補給事業を残し、他の事業については、平成14年度限りで廃止した。
軽油流通適正化事業費補助金	(社)全国石油協会	国から直接交付	識別剤の添加を行う事業者へ国から直接交付する。	平成16年度	措置済
石油ガス利用・供給機器技術開発委託費	(財)エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油ガス利用・供給設備導入促進対策事業費補助金	(財)エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
石油ガス利用・供給設備導入促進対策事業費補助金	(財)エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済

(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金	(財) エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金	(財) エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成16年度	実施計画に従い検討中。
災害対応型給油所普及事業費等補助金(災害対応型給油所広報事業)	(財) エコ・ステーション推進協会	国から直接交付	災害対応型給油所広報に係るポスター制作等を実施する主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
石油ガス流通合理化対策事業費補助金(低公害石油ガス自動車普及基盤整備事業)	(財) エコ・ステーション推進協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
石炭生産・利用技術振興費補助金(石炭利用技術のうち、実用化技術開発)	(財) 石炭利用総合センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	石炭利用技術の開発に係るプラント設計等を当該法人が自ら行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
燃料電池用燃料ガス高度精製技術開発費補助金	(財) 石炭利用総合センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	燃料電池に係る技術動向調査等を実施する主体へ国から直接交付を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
海洋石油開発技術等調査委託費	(社) 日本海洋開発産業協会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	海洋構造物に及ぼす氷荷重に関する研究の終了等により、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成17年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金(天然ガス高効率利用促進事業)	(財) 天然ガス導入促進センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金(B補助金)	(財) 電源地域振興センター	その他(特段の理由がある場合)	当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現状の実施体制が最も効率的であることから、現状のスキームを維持する。ただし、平成17年度に他の事業との統合も含めた抜本的見直しを行う。	平成17年度	—
原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金(B'補助金)	(財) 電源地域振興センター	国から直接交付	「むつ小川原地区」に立地する企業へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)	(財) 電源地域振興センター	補助金等の廃止	当該事業の交付先を平成14年度から地方公共団体(都道府県)に変更する。	平成13年度	措置済
電源地域産業育成支援補助金	(財) 電源地域振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	当該法人で実施すべき「ふるさとじまん市」「研修事業」を除いて、地方自治体が発行する地方事業との整理・統合を図ること等により、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済



(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
電源立地推進調整(電源地域振興指導事業)	(財) 電源地域振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	事業費の削減、電源立地推進調整等(企業導入促進対策調査(企業導入促進対策調査及びデータベース事業)との整理・統合等を行うとともに、それ以外のものについては法人自らによる実施等に移行することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
電源立地推進調整等事業(個別地点広報(エネルギープラザ等))	(財) 電源地域振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	定期刊行物の制作等を実施する主体へ国から直接交付を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成16年度	実施計画に従い検討中。
電源立地推進調整等(企業導入促進対策調査(企業導入促進対策調査及びデータベース事業))	(財) 電源地域振興センター	補助金等の廃止	電源立地推進調整(電源地域振興指導事業)との統合により合理化を行った上で廃止する。	平成13年度	措置済
石油ガス流通合理化対策補助事業(石油ガス流通改善事業に係るもの)	(社) 日本エルピーガス連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	消費者相談事業を実施している各都道府県LPガス協会へ国から直接交付を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
中小水力標準化モデルプラント設計調査(中小水力発電設備管理保守技術システムの開発)	(社) 水門鉄管協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
水力発電所立地環境調査	(社) 電力土木技術協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	地質調査、環境調査等の解析及び予測評価の一部を当該法人が自ら行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
高度運転監視技術開発調査	(財) 発電設備技術検査協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
発電用原子炉廃止措置工事環境影響評価技術調査(海外調査)	(財) 発電設備技術検査協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
経営安定関連保証対策費補助金	(社) 全国信用保証協会連合会	その他(特段の理由がある場合)	中小企業者に対する資金供給の円滑化のための仕組みの一部であり、基金方式により弾力的にその役割を果たすために、現状のスキームを維持する。	—	—
【国土交通省】					
交通安全対策費補助金・自動車事故対策費補助金	(社) 全国ダンパー協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	大幅な削減を図るとともに、事業(啓発ポスター作成等)をすべて当該法人が行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済 (当該法人は平成15年3月31日解散。)
自動車事故対策費補助金	(社) 全国ダンパー協会	補助金等の廃止	整理統合の上、交通安全対策費補助金・自動車事故対策費補助金と一体化する。	平成13年度	措置済 (当該法人は平成15年3月31日解散。)
公営住宅等関連事業推進事業(中小住宅生産者における住宅性能表示制度の円滑な導入を促進するための事業)	(財) 日本住宅・木材技術センター	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
自動車事故対策費補助金	(財) 交通遺児育成基金	その他(特段の理由がある場合)	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する必要がある。	—	—

(別表第6) 第三者分配型補助金等

「実施計画」の内容					措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
<b>【環境省】</b>					
土壌汚染等対策事業推進費補助金	(財) 日本環境協会	その他(特段の理由がある場合)	当該補助金は、市街地の土壌・地下水汚染対策を行う事業者等に対する財政支援を目的とする基金であり、複数年にわたる継続的な投資を必要とする土壌・地下水汚染対策に効率的に対応するためには、現行の方法が適切である。		
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	(財) 産業廃棄物処理事業振興財団	その他(特段の理由がある場合)	産業界の出捐に国の補助が加わり基金が造成されているものであり、また、あらかじめ基金という形で資金を確保することにより都道府県等が行う原状回復の代執行の際の財政面での不安を軽減するとともに個別案件への機動的な対応を容易にする必要があることから、現行の方法が適切である。		

(平成14年度新規発生事項)

補助金等	関係公益法人の名称	新規に「第三者分配型補助金等」となった理由			措置予定時期	
		措置方針	措置内容	措置予定時期		
<b>【経済産業省】</b>						
革新的実用原子力技術開発費補助金	(財) エネルギー総合工学研究所	本事業は、原子力発電及び核燃料サイクルの安全性・経済性を向上させるための技術開発について補助を提案公募形式で行う事業である。応募されたテーマの審査・採択については、原子力技術に対する高度の専門性を有する当法人において実施し、当法人から選定されたプロジェクト実施者に対して資金を配分を行うスキームであったため、第三者分配型に該当することとなった。			平成17年度	実施計画に従い検討中。
		国から直接交付	平成15年度新規採択テーマより、国から直接交付。 平成14年度までに採択したテーマに関しては、引き続き(財)エネルギー総合工学研究所に対して補助を行い、各テーマの研究終了時期に合わせて、平成17年度までに順次終了する。			

(平成15年度新規発生事項)

<b>【文部科学省】</b>						
国民健康体力増強費補助金	(財) 健康・体力づくり事業財団	本事業は体力づくりに関する啓発及び各種の事業を推進することにより、国民の体力の保持増進を図り、もって体力づくり国民運動の推進に資するための全国大会の開催や地方における体力づくり運動を展開するものであり、事業の実施にあたり当該法人から各都道府県に委託したため第三者分配型に該当することとなった。			平成15年度	措置済
		再補助、再委託の割合を50%未満とする	再委託分の事業費の見直しを行い、再委託の割合を50%未満とする。			

**【厚生労働省】**

育児休業労働者等支援交付金	(財) 21世紀職業財団	平成13年の育児・介護休業法の改正により、子の看護休暇制度及び3歳から小学校就学の始期までの子の養育のための勤務時間の短縮等の措置の導入が事業主の努力義務とされた。仕事と家庭の両立を促進する観点からも、これらの制度、措置が事業所で広く導入されることが重要であり、そのため交付金の中に、平成14年度から、「看護休暇制度導入奨励金」及び「育児両立支援奨励金」を創設したところ、平成14年度決算において助成金の比重が大きくなったところである。				
		その他(特段の理由がある場合)	助成事業規模等については早期に見直しを検討する。			

(平成15年度新規発生事項)

補助金等	関係公益法人の名称	新規に「第三者分配型補助金等」となった理由			措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
<b>【農林水産省】</b>					
生産振興総合対策推進事業費 (畜産経営維持安定特別対策事業)	(社) 全国畜産経営安定基金協会	本事業は、牛海綿状脳症の発生により経済的に影響を受けた畜産経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通を実施するため、農業信用保証制度における機関保証として、代位弁済が発生した場合に都道府県農業信用基金協会を支援するものであり、農業信用保証制度に精通している畜産に関する全国団体である当該法人を実施主体としたため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
先駆的木造施設 利子助成事業	(財) 日本木材総合情報センター	当該補助事業は、民間木造施設の整備を通じて、木材利用の推進を図るとともに、施設利用者に対する木材の優れた特性等の普及啓発を図るため、不特定多数の地域住民が利用する民間木造施設の整備に必要な借入金に対して、10年間以内の期間で利子の一部を助成する事業であり、助成事業の経験を有し木材の普及啓発に精通している木材に関する全国団体である当該法人を実施主体としたため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
<b>【経済産業省】</b>					
平成13年度補正 即効型地域新生 コンソーシアム 研究開発事業 (バイオマス液 化物からの生分 解性ポリウレタ ン樹脂の創製)	(財) 大阪科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前に契約を締結したため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
平成13年度補正 即効型地域新生 コンソーシアム 研究開発事業 (新規制癌作用 をもつNK4遺伝子 治療用ベクター の基盤技術の開 発)	(財) 大阪科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前に契約を締結したため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
平成13年度補正 即効型地域新生 コンソーシアム 研究開発事業 (脳動脈溜治療 を目的とした治 療機器とデバイ スの開発)	(財) 大阪科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前に契約を締結したため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
平成14年度地域 新生コンソーシ アム研究開発事 業(電池用新規 複合ポリマー系 電解質の研究開 発)	(財) 大阪科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前から継続している事業であり、事業途中での計画変更は事業遂行に支障を来すため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
平成13年度補正 即効型地域新生 コンソーシアム 研究開発事業 (ストリーミン グでの新しいコ ンテツ保護と 高品質な狭帯配 信技術の開発)	(財) 大阪科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前に契約を締結したため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
平成13年度補正 即効型地域新生 コンソーシアム 研究開発事業 (合金めつき技 術を利用した次 世代大容量電極 の開発)	(財) 大阪科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前に契約を締結したため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	

(平成15年度新規発生事項)

補助金等	関係公益法人の名称	新規に「第三者分配型補助金等」となった理由			措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
平成14年度地域 新生コンソーシ アム研究開発事 業（電子ビーム 励起プラズマを 用いた新機能材 料創製プロセス の開発）	(財) 中部科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前から継続している事業であり、事業途中での計画変更は事業遂行に支障を来すため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
平成14年度地域 新生コンソーシ アム研究開発事 業（高純度バラ キシレン製造プ ロセスへのゼオ ライト配向膜の 応用）	(財) 中部科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前から継続している事業であり、事業途中での計画変更は事業遂行に支障を来すため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
平成14年度地域 新生コンソーシ アム研究開発事 業（ヒューマン センタードITS ビューエイドシ ステム）	(財) 中部科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前から継続している事業であり、事業途中での計画変更は事業遂行に支障を来すため。			措置済
		再補助、再 委託の割合 を50%未満 とする	当該法人が自ら実施することにより、再補助・再委託の割合を50%未満とする。	平成15年度	
平成14年度地域 新生コンソーシ アム研究開発事 業（誘導加熱に よる廃タイヤか らのスチール線 除去に関する研 究）	(財) 中部科学技術センター	委託契約時の研究実施計画では再委託率が50%未満であったが、プロジェクトメンバーによる研究委員会の費用が計画額に比して減少したことから、財団による委託費執行額が減少し、再委託率が上昇し、50%をわずかに上回った（50.5%）ため。			措置済
		再補助、再 委託の割合 を50%未満 とする	当該法人が自ら実施することにより、再補助・再委託の割合を50%未満とする。	平成15年度	
平成14年度地域 新生コンソーシ アム研究開発事 業（高速演算処 理用高効率熱放 散システムの開 発）	(財) 中部科学技術センター	「実施計画」の閣議決定以前から継続している事業であり、事業途中での計画変更は事業遂行に支障を来すため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
平成13年度即効 型地域新生コン ソーシウム研究 開発事業（電 気・電子、自動 車等使用済みプ ラスチックのゼ ロエミッション ケミカルリサイ クルの技術開 発）	(社) プラスチック処理促進協会	「実施計画」の閣議決定以前に契約を締結したため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
リサイクル教育 支援業務	(財) クリーン・ジャパン・センター	委託契約時の研究実施計画では再委託率が50%未満であったが、財団による委託費執行額が減少し、再委託率が上昇し、50%をわずかに上回った（52.3%）ため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
資源有効利用促 進法等促進啓発 普及用パンフ レット等の作成	(財) クリーン・ジャパン・センター	委託契約時の研究実施計画では再委託率が50%未満であったが、財団による委託費執行額が減少し、再委託率が上昇し、50%をわずかに上回った（53.4%）ため。			措置済
		補助金等の 廃止	—	平成14年度	
既築中小建築物 個別分散ガス冷 房導入促進事業	(社) 日本ガス協会	「実施計画」の閣議決定以前に契約を締結したため。			措置済
		再補助・再 委託の割合 を50%未満と する	当該法人が行う普及事業等を除き、第三者へ交付する補助金を廃止する。	平成14年度	
平成14年度地域 新生コンソーシ アム研究開発事 業（太陽光発電 用分散型パワー コンディショナ の研究開発）	(財) 広域関東圏産業活性化センター	「実施計画」の閣議決定以前から継続している事業であり、事業途中での計画変更は事業遂行に支障を来すため。			措置済
		再補助・再 委託の割合 を50%未満と する	当該法人が自ら実施することにより、再補助・再委託の割合を50%未満とする。	平成14年度	

(平成15年度新規発生事項)

補助金等	関係公益法人の名称	新規に「第三者分配型補助金等」となった理由			措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
平成13年度即攻型地域新生コンソーシアム研究開発事業(中小製造業SCMを実現するシンプルXML-EDIシステム開発事業)	(社) 首都圏産業活性化協会	「実施計画」の閣議決定以前に契約を締結したため			措置済
		再補助・再委託の割合を50%未満とする	当該法人が自ら実施することにより、再補助・再委託の割合を50%未満とする。	平成14年度	
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(石油販売業者経営高度化調査・実現化事業)	(社) 全国石油協会	本事業は、石油製品販売事業者にとって新規性の高い経営手法・販売手法の展開を図るための実証実験等の事業であるが、国の政策目的に合致した適正な審査を適切かつ効率的に実施するためには、中立性を有するとともに、石油製品販売業の構造改善政策趣旨を十分に理解していることに加えて、石油製品販売業者の実状を熟知し、石油製品販売事業に精通した機関である当該法人を実施主体としたため。			—
		その他(特段の理由がある場合)	透明化・合理化ルールを厳格に適用する。	—	
【国土交通省】					
環境保全調査等委託費	(社) 日本港湾協会	当調査は、潜在需要が多い海辺での自然体験活動の指導者育成のシステム化を検討したものであるが、海や港湾の利用の現状や動向に関する高度かつ総合的な知見を有する当該法人に対して委託を行い実施した。このうち、環境教育に係る事例収集・整理等の特殊な専門性を要する業務については、当該法人から再委託を行ったため第三者分配型に該当することとなった。			措置済
		補助金等の廃止	平成14年度限りの委託費。	平成14年度	
都市再生プロジェクト事業推進費(霞ヶ関三丁目南地区有効高度利用方策策定に係る資料作成業務)	(財) 日本地域開発センター	短期間で業務を迅速かつ円滑に遂行する必要が生じ、関連情報・データ等を多量に保有している協力事務所に積極的に活用せざるを得なかったため。			措置済
		補助金等の廃止	本補助金等(委託費)を利用して当該法人に発注した本業務は、平成14年度(単年度)限りのものである。	平成14年度	
【環境省】					
土壌環境保全総合対策推進費補助金	(財) 日本環境協会	本事業は、都道府県等を通じて負担能力の低い土地所有者等が行う土壌汚染対策に係る措置に対して助成を行うものである。この助成は、当該補助金と産業界の出えん金により造成された基金により行うため第三者分配型補助金となった。			—
		その他(特段の理由がある場合)	土壌汚染対策の措置に要する費用は、年度毎に変動があることから、これに機動的、弾力的に対応し、また、負担能力の低い土地所有者等が当該措置を行う費用の財政面での不安を軽減するためには、現行の方法が適切である。	—	

(注) 表中「措置予定時期」の欄について、「平成13年度」とある場合は、13年度の末までにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。



(別表第7) 補助金依存型公益法人

「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
<b>【内閣府】</b>				
(財) 世界政経調査会	その他（特段の理由がある場合）	我が国の情報調査の必要性から、内閣官房の委託により当該事業を行っている法人の存在は不可欠であり、委託費の廃止は困難である。自己収入拡大の方途も限られており、平成17年度までに補助金等の年収比率を2/3未満に改善することは困難であるが、事業を総合的に見直し、法人の統廃合等、管理業務の共通化による経費削減を図るとともに、個別の業務内容の見直し等、事業の効率的実施を行うことにより、平成17年度までに段階的に委託費を15%削減する。	—	平成15年3月末で（社）東南アジア調査会及び（社）民主主義研究会が解散し、それぞれ（財）世界政経調査会、（社）国際情勢研究会と統合した。また、平成17年度までに段階的に委託費を15%削減することから、16年度予算額においては、12年度執行額比11.3%削減した。
(社) 国民出版協会	同上	同上	—	同上
(社) 国際情勢研究会	同上	同上	—	同上
(社) 民主主義研究会	同上	同上	—	同上
(社) 東南アジア調査会	同上	同上	—	同上
<b>【防衛庁】</b>				
(財) 防衛施設周辺整備協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	当該法人への補助金の交付はすべて廃止し、航空機騒音等の発生原因者である国から直接交付することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	実施計画に従い検討中。
(財) 自衛隊援護協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	従来から行っている法人組織・経費の合理化に加え、更なる経費削減や組織見直しを実施し、補助対象経費の削減を進めるとともに、自己収入の拡大にも努めることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成15年度	措置済
<b>【総務省】</b>				
(財) 明るい選挙推進協会	その他（特段の理由がある場合）	当該法人の収入の大半を占める委託費については、全国規模の会員・ボランティアネットワークを有する当該法人に委託して実施することが最も効率的・効果的である。なお、テレビスポット広告については当該法人へ委託せずに国が直接実施するとともに、平成14年度に委託事業全般について政策評価を行い、効果が認められないものについては廃止する。また、当該委託費に計上された事務費については、公益法人本来の性格に照らし、平成14年度から段階的に削減する。	—	テレビスポット広告については平成17年度から国において直接実施する予定。政策評価については実施済。事務費の削減については見直しを実施中。
<b>【法務省】</b>				
(財) 人権教育啓発推進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	予算額及び事業内容を精査することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
<b>【外務省】</b>				
(財) フォーリン・プレスセンター	その他（特段の理由がある場合）	現下の状況では、当該法人を通じた海外広報の必要性は認められ、委託費の廃止は困難である。自己収入の拡大を図るが、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。事業の整理縮小を図り委託費の削減を行う。	—	役員報酬助成を減額（平成17年度に役員報酬助成を0とする。）。従前無償配布を行っていた当該法人刊行物の有料化及び、賛助会への入会を勧誘し、賛助会費の増収を図るなど、自己収入の拡大を図っている。また、長期記者研修の研修期間短縮や研修受入人数を減らす等、事業の縮小を行っている。
(財) アジア福祉教育財団	その他（特段の理由がある場合）	母国における迫害を恐れて日本に逃れてくる難民についてケアの必要性が高まっていることもあり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは現状では困難である。他方、インドシナ難民受入についてはインドシナ難民対策連絡調整会議において平成17年度限りで廃止する方向で検討を行うほか、同時に、アフターケア事業等についても、効果的・効率的な事業実施という観点から、当該法人以外が事業主体となることも含めた見直しを進めていく。	—	平成14年5月の瀋陽総領事館での駆け込み事件以降、各方面から我が国難民対策の強化が求められ、平成14年8月の閣議了解及び難民対策連絡調整会議で条約難民及び難民認定申請者に対する支援の充実が決定された。これを受けて平成15年度から条約難民に対する支援を開始し、また、従来から実施している難民認定申請者に対する支援を拡充した。これら難民に対する支援の在り方について効果的・効率的な事業実施という観点から、難民対策連絡調整会議等の場で検討を進めているところである。

(別表第7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容	措置予定時期	
(社) アジア親善交流協会	補助金等の廃止	アジア地域との親善交流の経緯等を考慮の上、平成17年度限りで廃止する。	平成17年度	実施計画に従い検討中。
(財) 交流協会	その他(特段の理由がある場合)	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。	—	役員報酬の引下げを実施。(平成14年度)
(財) 日本国際医療団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善した上で、補助金等を廃止	平成14年度において補助金等の年収比率を2/3未満に改善した上で、平成15年度限りで海外技術協力推進団体補助金を廃止する。	平成13年度	平成15年3月に当該法人が解散したことにより、補助金依存型公益法人ではなくなった。
(財) 日韓産業技術協力財団	その他(特段の理由がある場合)	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	—	—
(社) 国際協力会	補助金等の廃止	再補助先の公益法人の状況を勘案しつつ補助金の削減を進めた上で、平成17年度までに国際協力会補助金を廃止する。	平成17年度	実施計画に従い検討中。

【財務省】

(財) 日本税務協会	補助金等の廃止	当該法人に対する委託費は、平成17年度限りで廃止する。平成18年度以降は、当該委託費に係る業務のうち必要なものを国税当局において処理する。	平成17年度	国税庁が(財)日本税務協会に交付している税務委託費については、平成17年度限りで廃止することとしており、着実に減額を図っている。
------------	---------	---	--------	--

【文部科学省】

(財) 内外学生センター	独立行政法人による実施	①独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、特殊法人等整理合理化計画に基づき学生支援事業を総合的に行うために設置される独立行政法人へ移管する。移管する具体的な事業の範囲については、引き続き検討し、平成14年8月末までに結論を得る。併せて、国が直接実施している留学生支援事業のうち、当該独立行政法人に移管することにより効率的実施が図られるものについても移管する。 ②上記①に該当しない事業については、その必要性を精査した上で、必要な事業については、その実施主体について引き続き検討する。 ③上記①、②の措置を講じた上で、なお本公益法人で行う事業については、役員報酬の廃止等をはじめとする補助金の廃止・削減を行う。	平成15年度	措置済
(財) 日本国際教育協会	独立行政法人による実施	①独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、特殊法人等整理合理化計画に基づき学生支援事業を総合的に行うために設置される独立行政法人へ移管する。移管する具体的な事業の範囲については、引き続き検討し、平成14年8月末までに結論を得る。併せて、国が直接実施している留学生支援事業のうち、当該独立行政法人に移管することにより効率的実施が図られるものについても移管する。 ②上記①に該当しない事業については、その必要性を精査した上で、必要な事業については、その実施主体について引き続き検討する。 ③上記①、②の措置を講じた上で、なお本公益法人で行う事業については、役員報酬の廃止等をはじめとする補助金の廃止・削減を行う。	平成15年度	措置済
(財) 核物質管理センター	その他(特段の理由がある場合)	保障措置等は、核不拡散条約の実施等に係るものであるとともに、原子力の中でも極めて限られた専門的かつ特殊な分野であるため、現在の委託事業等を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	—	—

(別表第7) 補助金依存型公益法人

「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
(財) 日本分析センター	その他(特段の理由がある場合)	環境放射線(能)モニタリングに係る高度な専門能力を有し、中立公正な調査業務を行う我が国唯一の分析専門機関であるため、当該法人以外に現在の委託事業を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	—	—
(財) 電気・電子情報学術振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成14年度からは、当該法人全体として補助金等の年収比率が2/3を上回るような交付申請は行わないこととする。	平成13年度	措置済
(財) 原子力研究バックエンド推進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済
(財) 健康・体力づくり事業財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
【厚生労働省】				
(社) 全国労働基準関係団体連合会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	労働時間短縮促進交付金の平成17年度限りでの廃止、診療等委託費の段階的な一部事業の廃止等及び労務管理セミナーの段階的な拡充等による自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	改善計画を策定。
(財) 産業医学振興財団	その他(特段の理由がある場合)	産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、当該法人を通じて補助を実施している経緯にかんがみ、現状維持とする。ただし、今後、私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	—	—
(財) 労災年金福祉協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	委託費の段階的な縮減を行うとともに、保険事業の立ち上げ等による自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済
(財) 労災ケアセンター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	事業の一部廃止、役員報酬助成の廃止、人件費の縮減等により段階的に委託費の縮減を行うとともに、労災特別介護施設の入居率引上げによる自己収入の拡大を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	改善計画を策定。
(社) 国際厚生事業団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の縮減・見直しとともに、自己収入の拡大とその維持に努めることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(財) 21世紀職業財団	その他(特段の理由がある場合)	女性の雇用管理改善に係る支援事業については、専門的知識・ノウハウと全国的な展開能力を有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等による国の指定等に基づく業務であることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	平成15年度に引き続き、16年度予算において、補助金等の削減を行った。
(財) 女性労働協会	その他(特段の理由がある場合)	女性の職業能力発揮に係る支援事業については、専門的ノウハウを蓄積し関係団体との太いパイプ等を活用した労働者への個別相談対応が可能な当該法人への委託が最も合理的である。また、収入の主要部分が国有施設の「女性と仕事の未来館」運営に係る委託費であることから、自己収入の拡大に努めるものの、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	平成15年度に引き続き、16年度予算において、補助金等の削減を行った。
(財) こども未来財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金を一部廃止するとともに、国から直接交付する等、事業を見直すことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(財) 介護労働安定センター	その他(特段の理由がある場合)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する業務については、専門的知識・ノウハウを有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づいて国の指定等に基づき業務が実施されていることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	当該法人においては、依存状態の実質的な解消のため、給付金として事業主等に助成する目的で交付する部分を除いた交付金の年収比率を、平成17年度末までに2/3未満とする独自の改善計画を策定している。

(別表第7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容	措置予定時期	
(財) 友愛福祉財団	その他(特段の理由がある場合)	HIV訴訟の裁判上の和解に基づき、当該法人が国及び関連企業からの拠出により行うこととされた事業及びHIV訴訟原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議により創設された事業を行っており、当該法人の設立趣旨や事業の透明性確保の点からも国が直接実施することは困難なため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	—
(財) 医療保険業務研究協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	レセプト電算処理システムの検討状況を踏まえ、当該委託事業について内容・金額を見直した上で当該法人以外の事業者への委託又は当該委託事業の廃止を行うことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	平成17年度までに当該委託事業について内容・金額を見直した上で当該法人以外の事業者への委託又は当該委託事業の廃止を行う。
(財) 全国老人クラブ連合会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成12年度の補正予算に基づく一部の補助金が当該年度のみで終了すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるとともに、第三者分配型に該当する補助金を、当該法人を経由しない交付方法に切り替える。	平成12年度	措置済
(財) 産業雇用安定センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) 全国シルバー人材センター事業協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の段階的な削減を行うとともに、自己収入の拡大を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	改善計画を策定。
(財) 高齢者雇用開発協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の事業主等を対象に助成事業等を実施する必要がある、専門的知識・ノウハウを有する当該公益法人の事業として実施することが効率的である。 なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 独立行政法人への事務移管がなされる場合は、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	—	(財) 高齢者雇用開発協会の事務・事業のうち、高齢者の雇用促進のための事業主に対する政策支援である高齢者雇用関係助成金支給業務及び高齢者雇用に関する相談援助業務を一体として平成15年10月に独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管した。 なお、事務移管に伴い補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げたところ。
(財) 日本職業協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(社) 北海道雇用開発協会	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された委託費を廃止する。	平成12年度	措置済
(財) 中国残留孤児援護基金	その他(特段の理由がある場合)	昭和58年の閣議了解及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく事業を委託している。事務費等の縮減・効率化は行うものの、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。残留孤児の背景や境遇等への特別な配慮や技術を要する当該事業は、ノウハウと実績を有する当該法人への委託が最も合理的である。	—	—
(財) 予防接種リサーチセンター	その他(特段の理由がある場合)	被害者への配慮を要請した国会の附帯決議を契機に設立された当該法人の設立経緯を踏まえると、国自らが当該事業の実施主体となることは著しく不適切であり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	—
(財) エイズ予防財団	その他(特段の理由がある場合)	エイズ予防対策事業等については、専門的知識・ノウハウや関係団体との太いパイプを有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行われている事業であることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	—
(財) 藤楓協会	その他(特段の理由がある場合)	ハンセン病の正しい知識の普及や啓発や社会復帰希望者に対する技能指導等を行う当該事業は必要不可欠なものであるが、当該法人設立の経緯を踏まえると、国自らが実施主体となることは著しく不適切であり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	平成15年度から委託しないこととなった。
(財) ヒューマンサイエンス振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	事業を計画的に縮小するとともに、企業からの委託研究の拡大と新たな独自事業の追加により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	改善を検討中。



(別表第7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容	措置予定時期	
(財) 長寿科学振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	寄附金の増額を主とした自己収入の拡大を図るとともに、状況に応じて補助金等を見直すことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	改善計画を策定。
(社) 全国勤労青少年ホーム協議会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	勤労青少年キャリア形成支援講座のパイロット事業の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成14年度	措置済
(財) 国際技能振興財団	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された補助金等を廃止する。	平成12年度	措置済
(財) 健康・体力づくり事業財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
<b>【農林水産省】</b>				
(財) 食生活情報サービスセンター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の大宗を占める健全な食生活全国推進事業費の削減、事業の一部を他の法人に移管すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	措置済 (平成14年度に前倒し。)
(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	個々の補助金等の廃止・削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(財) 食品産業センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	個々の補助金等の廃止・削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) 大豆供給安定協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の大宗を占める大豆備蓄対策費補助金(第三者分配型)を大豆の保管を行う主体に交付するとともに、当該法人が保有する財源を有効に活用すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) 国際農業交流・食糧支援基金	その他(特段の理由がある場合)	補助金等の大宗を占める緊急食糧支援事業費補助金は、従来行われた事業の後年度負担として交付しているものであるため、現在の事業方式を維持する。	—	—
(社) 国際農林業協力協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減、国以外からの受託事業の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(財) 農産業振興奨励会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減、当該法人の自主事業の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(財) 日本特産農産物協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(財) 甘味資源振興会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(財) 食料・農業政策研究センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	総合食料対策民間団体事業推進費補助金等の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成14年度	措置済
(財) 農村開発企画委員会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	諸土地改良事業費補助等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成15年度	措置済 (平成13年度に前倒し。)
(財) 日本土壌協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	土地改良調査計画費等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	措置済 (平成13年度に前倒し。)
(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	個々の補助金等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(社) 林業機械化協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の整理・統合により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) 大日本水産会	その他(特段の理由がある場合)	補助金等の大宗を占める基幹漁業再編推進事業費補助金(第三者分配型)を当該法人に交付する特段の理由がある。	—	—
(財) 魚価安定基金	その他(特段の理由がある場合)	補助金等の大宗を占める調整保管事業資金造成費補助金(第三者分配型)を当該法人に交付する特段の理由がある。	—	—
(財) 日韓・日中新協定対策漁業振興財団	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された補助金を廃止する。	平成12年度	措置済
(社) 日本トロール底魚協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(社) 漁業情報サービスセンター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(財) 漁場油濁被害救済基金	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	業務の効率化等による漁場油濁被害対策費等補助金の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	措置済 (平成13年度に前倒し。)



(別表第7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容	措置予定時期	
(社) 日本栽培漁業協会	独立行政法人による実施	事業内容の整理・合理化等により国からの委託費等の削減を図るとともに、特殊法人等改革の整理合理化計画を踏まえ、効率的な事業実施の観点から、独立行政法人水産総合研究センターにおいて事業を実施する。	関連の特殊法人等改革の実施時期	措置済 (関係法令を改正済。)

【経済産業省】

(財) 交流協会	その他(特段の理由がある場合)	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。	—	役員報酬の引下げを実施。(平成14年度)
(財) 日韓産業技術協力財団	その他(特段の理由がある場合)	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	—	—
(財) 日本テクノマート	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	特許流通促進事業委託費の廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済 (達成後、平成14年3月解散済。)
(財) 中東協力センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	産油国石油精製技術等対策事業費の補助率及び事業配分の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	改善計画を策定。
(社) アルコール協会	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された研究開発調査委託費を廃止する。	平成12年度	措置済
(社) ソーラーシステム振興協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	ソーラーシステム広報促進事業費補助金等の廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) ニューガラスフォーラム	補助金等の廃止	当該法人に対し交付されたニューガラスの設計に資するデータベース構築に係る委託費を廃止する。	平成12年度	措置済
(財) 資源・環境観測解析センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	委託費のうち平成16年度に運用終了予定の衛星関連部分については、当該年度限りで交付を終了する。また、自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	改善計画を策定。
(社) 日本ベッ甲協会	その他(特段の理由がある場合)	政府方針(ワシントン条約の留保撤回)によりベッ甲の原材料となるタイマイの輸入が禁止されたものであり、業界の自助努力のみでは対応困難なため、補助金の交付を継続する必要があるが、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難であるが、平成14年度において補助金の大幅な削減を行う。なお、当該事業については、国内における増養殖の進展の状況等を踏まえ、引き続き事業の見直しを図るものとする。	—	平成14年度において補助金の大幅な削減を行った。
(財) 新エネルギー財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(第三者分配型)の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	改善を検討中。
(財) 国際石油交流センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	産油国石油精製技術等対策事業費補助金(国際石油交流促進事業)の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	改善計画を策定。
(財) エルピーガス振興センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金(石油ガスエネルギー利用システム導入事業)の廃止等事業の見直しや自主事業を拡充することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	改善計画を策定。
(財) 天然ガス導入促進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金(天然ガス高効率利用促進事業)の廃止等事業の見直しを行い効率化を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済

(別表第7) 補助金依存型公益法人

「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
(財) 原子力発電技術機構	独立行政法人による実施	原子力安全規制の被規制者からの独立性・中立性の確保を図りつつ、原子力安全規制のさらなる効率的かつ的確な実施を図るため、原子力安全規制の実施を目的とする独立行政法人を設置し、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を当該独立行政法人に移管して実施することとする。 具体的には、 ①国の直接実施事務のうち、検査等の事務を当該独立行政法人に移管することとする。 ②当該独立行政法人の目的にかんがみ、公益法人から移管する事務については以下の整理とする。 ・(財) 原子力発電技術機構への委託実施事務のうち安全解析、安全規制に係るデータ収集、緊急時対策・防災支援等原子力安全規制に係るものについては当該独立行政法人に移管するとともに、(財) 発電設備技術検査協会及び(財) 原子力安全技術センターへの委託実施事務のうち安全解析、安全規制に係るデータ収集等原子力安全規制に係るものも併せて移管することとする。その際には、類似事務の整理・統合による徹底的な効率化・合理化を図ることとする。 ・技術開発、原子力推進に係る広報及び国際協力等原子力安全規制に直接に関連しない事務については、当該独立行政法人に移管せず、廃止又は他の公益法人への委託実施事務への統合を図ることとする。	平成15年度	措置済
(社) 電力土木技術協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	発電設備耐震信頼性実証調査等の終了により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(社) 全国信用保証協会連合会	その他(特段の理由がある場合)	当該法人に交付されている経営安定関連保証対策費補助金(第三者分配型)については、中小企業者に対する資金供給の円滑化のための仕組みの一部であり、基金方式により弾力的にその役割を果たすために現状のスキームを維持する。よって、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	—
【国土交通省】				
(社) 全国ダンプカー協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	交通安全対策費補助金・自動車事故対策費補助金(第三者分配型)の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済 (当該法人は平成16年3月31日解散。)
(財) 公園緑地管理財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	公園管理委託費の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
【環境省】				
(財) 地球環境戦略研究機関	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	金額規模の大きい補助金等を廃止することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済

(平成15年度新規発生事項)

関係公益法人の名称	新規に「補助金依存型公益法人」となった理由			措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容	措置予定時期	
<b>【農林水産省】</b>				
(社) 漁業信用基金中央会	平成14年度補正予算において、平成14、15年度に、漁業信用基金協会が代位弁済をした際に生じた損失について助成するための資金を造成したため、補助金依存型法人に該当した。			措置済
	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	資金造成のための補助金は、平成14年度限りの経費であるため、平成15年度は予算計上していない。	平成14年度	
<b>【経済産業省】</b>				
(財) 海外貿易開発協会	平成14年度は、当初の見込みよりも補助金等収入以外の収入が大幅に減少したため、補助金依存型法人に該当した。			措置済
	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	産業人材育成支援専門家派遣事業の削減等により補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成14年度	
(財) エネルギー総合工学研究所	平成14年度に、革新的実用原子力技術開発補助金のピークを迎えたことと、補助金等収入以外の収入が大幅に減少したため。			措置済
	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成15年度は、補助金等の削減等により補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成14年度	
(財) 四国産業・技術振興センター	平成14年度は、提案公募型（地域新生コンソーシアム研究開発事業）を一般競争契約により獲得したため、結果的に補助金依存型法人となった。			措置済
	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成14年度は、提案公募型事業（地域新生コンソーシアム研究開発事業）に採択されたため、結果的に補助金依存型法人となった。今後は基本的に補助金依存型とはならない。	平成14年度	

(注) 表中「措置予定時期」の欄について、「平成13年度」とある場合は、13年度の末までにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。

## 補助金依存状態解消のための改善計画

## 【防衛庁】

(単位：千円)

(財) 自衛隊援護協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	552,698	513,338	518,074	479,057	452,980	437,509	426,671
年間収入(B)	800,639	742,661	727,310	694,049	705,869	700,171	713,644
補助金等依存率(A)/(B)	69.0%	69.1%	71.2%	69.0%	64.2%	62.5%	59.8%

## 【厚生労働省】

(社) 全国労働基準関係団体連合会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	12,796,240	8,479,746	3,926,734	5,389,610	5,336,610	5,275,610	1,065,000
年間収入(B)	12,973,401	9,748,123	4,142,015	5,654,540	5,703,596	5,779,652	1,599,228
補助金等依存率(A)/(B)	98.6%	87.0%	94.8%	95.3%	93.6%	91.3%	66.6%

(財) 労災年金福祉協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	2,306,101	2,317,971	2,248,482	2,320,000	2,290,000	2,230,000	2,170,000
年間収入(B)	2,830,873	2,845,754	3,400,044	3,114,356	3,178,356	3,232,356	3,286,356
補助金等依存率(A)/(B)	81.5%	81.5%	66.1%	74.5%	72.0%	69.0%	66.0%

(財) 労災ケアセンター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	4,153,345	4,438,896	4,135,757	4,685,168	4,256,172	4,194,253	3,359,553
年間収入(B)	5,043,793	5,477,885	5,251,102	5,896,919	5,515,368	5,531,569	5,040,741
補助金等依存率(A)/(B)	82.3%	81.0%	78.8%	79.5%	77.2%	75.8%	66.6%

(財) 医療保険業務研究協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	3,528,251	4,056,348	4,778,502	6,142,059	6,032,790	0	0
年間収入(B)	4,762,586	4,533,522	4,976,928	6,402,474	6,682,382	332,002	159,592
補助金等依存率(A)/(B)	74.1%	89.5%	96.0%	95.9%	90.3%	0.0%	0.0%

(財) 産業雇用安定センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	2,878,188	3,317,279	3,994,009	3,902,819	3,877,448	3,010,610	1,886,460
年間収入(B)	3,620,592	4,543,071	5,550,714	10,731,893	10,981,122	10,236,284	2,844,694
補助金等依存率(A)/(B)	79.5%	73.0%	72.0%	36.4%	35.3%	29.4%	66.3%

(社) 全国シルバー人材センター事業協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	1,944,689	1,358,403	1,311,169	975,403	581,670	581,370	581,070
年間収入(B)	2,171,782	1,599,616	1,603,760	1,251,518	865,785	873,485	875,385
補助金等依存率(A)/(B)	89.5%	84.9%	81.8%	77.9%	67.2%	66.6%	66.4%

(財) ヒューマンサイエンス振興財団

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	4,656,691	3,541,255	2,908,736	2,892,524	2,861,001	2,518,657	2,518,657
年間収入(B)	5,437,602	4,344,512	3,740,228	4,249,563	4,414,806	4,197,761	4,197,761
補助金等依存率(A)/(B)	85.6%	81.5%	77.8%	68.1%	64.8%	60.0%	60.0%

(財) 長寿科学振興財団

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	687,445	756,482	924,054	650,000	600,000	550,000	500,000
年間収入(B)	878,044	976,408	1,108,374	895,280	855,280	815,280	775,280
補助金等依存率(A)/(B)	78.3%	77.5%	83.4%	72.6%	70.2%	67.5%	64.5%

【農林水産省】

(財) 食生活情報サービスセンター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	155,952	796,837	453,805	160,897	-	-	-
年間収入(B)	215,038	851,984	611,758	270,977	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	72.5%	93.5%	74.2%	59.4%	-	-	-

(財) 食品流通構造改善促進機構

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	2,272,974	1,678,236	367,398	-	-	-	-
年間収入(B)	3,257,626	2,232,440	801,864	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	69.8%	75.2%	45.8%	-	-	-	-

(財) 食品産業センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	4,841,522	1,493,736	480,218	-	-	-	-
年間収入(B)	5,796,596	2,240,712	1,269,033	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	83.5%	66.7%	37.8%	-	-	-	-

(社) 大豆供給安定協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	593,084	592,239	106,266	-	-	-	-
年間収入(B)	636,953	772,650	866,185	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	93.1%	76.7%	12.3%	-	-	-	-

(財) 食料・農業政策研究センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	84,749	75,183	59,610	-	-	-	-
年間収入(B)	111,998	111,328	91,892	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	75.7%	67.5%	64.9%	-	-	-	-

(財) 農村開発企画委員会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	266,205	252,908	201,430	-	-	-	-
年間収入(B)	350,974	340,844	334,827	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	75.8%	74.2%	60.2%	-	-	-	-

(財) 日本土壤協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	214,236	166,494	103,014	-	-	-	-
年間収入(B)	262,322	226,415	162,603	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	81.7%	73.5%	63.4%	-	-	-	-

(財) 漁場油濁被害救済基金

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	159,263	157,922	143,905	-	-	-	-
年間収入(B)	216,151	210,980	225,591	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	73.7%	74.9%	63.8%	-	-	-	-

【経済産業省】

(財) 中東協力センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	922,563	896,932	919,998	1,264,392	1,264,392	1,264,392	1,264,392
年間収入(B)	1,153,034	1,105,502	1,237,200	1,531,304	1,531,304	1,531,304	1,901,483
補助金等依存率(A)/(B)	80.0%	81.1%	74.4%	82.6%	82.6%	82.6%	66.5%

(財) 資源・環境観測解析センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	3,218,597	3,377,144	3,020,673	2,280,000	2,225,000	795,000	550,000
年間収入(B)	3,311,026	3,463,093	3,172,063	2,384,507	2,475,007	1,216,000	966,000
補助金等依存率(A)/(B)	97.2%	97.5%	95.2%	95.6%	89.9%	65.4%	56.9%



## (財) 国際石油交流センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	1,448,555	3,806,769	4,674,595	5,585,156	5,585,156	4,035,700	4,035,700
年間収入(B)	1,864,430	4,235,616	5,138,510	6,068,724	6,068,724	6,068,724	6,068,724
補助金等依存率(A)/(B)	77.7%	89.9%	91.0%	92.0%	92.0%	66.5%	66.5%

## (財) エルピーガス振興センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	945,210	882,777	470,184	712,148	1,703,897	1,540,301	1,521,027
年間収入(B)	1,197,394	1,592,888	1,049,207	1,333,022	2,328,534	2,484,938	2,465,664
補助金等依存率(A)/(B)	78.9%	55.4%	44.8%	53.4%	73.2%	62.0%	61.7%

## 【国土交通省】

## (社) 全国ダンプカー協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	68,032	66,194	25,746	-	-	-	-
年間収入(B)	84,777	82,388	68,168	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	80.2%	80.3%	37.8%	-	-	-	-

## (財) 公園緑地管理財団

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	7,088,261	7,764,566	7,083,088	-	-	-	-
年間収入(B)	10,169,663	12,915,507	11,383,274	-	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	69.7%	60.1%	62.2%	-	-	-	-

付属資料

(別表第8) 役員報酬助成法人

「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	廃止予定時期	
<b>【防衛庁】</b>			
退職予定自衛官就職援護業務費補助金	(財) 自衛隊援護協会	平成16年度	平成14年度2名措置済。 平成16年度1名廃止予定。
<b>【外務省】</b>			
啓発宣伝事業等委託費	(財) フォーリン・プレスセンター	平成17年度	平成17年度の役員報酬助成廃止に向け、平成15年度において2/5の助成を行った。
国際友好民間団体補助金	(社) 国際農業者交流協会	平成14年度	措置済
交流協会補助金	(財) 交流協会	平成14年度 一部廃止	平成14年度から役員報酬の10%削減を行った。
日本国際問題研究所補助金	(財) 日本国際問題研究所	平成13年度	措置済
政府開発援助海外技術協力推進民間団体補助金	(財) 日本国際医療団	平成14年度	措置済
日韓産業技術協力共同事業体拠出金	(財) 日韓産業技術協力財団	平成13年度	措置済
<b>【文部科学省】</b>			
内外学生センター補助金	(財) 内外学生センター	平成15年度	措置済
留学生関係団体補助金	(財) 日本国際教育協会	平成15年度	措置済
留学生関係団体補助金	(財) 国際学友会	平成15年度	措置済
国民健康体力増強費補助金	(財) 健康・体力づくり事業財団	平成13年度	措置済
<b>【厚生労働省】</b>			
診療等委託費	(社) 全国労働基準関係団体連合会	平成14年度	措置済
労働時間短縮促進援助事業等交付金	(社) 全国労働基準関係団体連合会	平成15年度	措置済
労働保険加入促進業務委託費	(社) 全国労働保険事務組合連合会	平成14年度	措置済
産業医学助成費補助金	(財) 産業医学振興財団	平成14年度	措置済
診療等委託費	(財) 労災保険情報センター	平成14年度	措置済
身体障害者等福祉対策事業費補助金	(財) 労災保険情報センター	平成14年度	措置済
診療等委託費	(財) 労災ケアセンター	平成13年度	措置済
診療等委託費及び職業講習等委託費(勤労者リフレッシュ推進事業)	(財) 勤労者リフレッシュ事業振興財団	平成13年度	措置済
女性の能力発揮促進事業委託費	(財) 21世紀職業財団	平成13年度	措置済
短時間労働者福祉事業交付金	(財) 21世紀職業財団	平成14年度	措置済
介護労働者雇用改善援助事業等交付金	(財) 介護労働安定センター	平成15年度	措置済
テクノエイド協会事業費補助金	(財) テクノエイド協会	平成13年度	措置済
高齢者就業機会確保事業費等補助金	(社) 全国シルバー人材センター事業協会	平成14年度	措置済
高齢者雇用確保事業等交付金	(財) 高齢者雇用開発協会	平成17年度	措置済
産業雇用安定センター補助金	(財) 産業雇用安定センター	平成15年度	措置済
港湾労働者派遣事業等交付金	(財) 港湾労働安定協会	平成13年度	措置済
身体障害者体育等振興費	(財) 日本障害者スポーツ協会	平成13年度	措置済
放射線影響研究所補助金	(財) 放射線影響研究所	平成13年度	措置済
健康づくり啓蒙事業委託費	(財) 健康・体力づくり事業財団	平成13年度	措置済

(別表第8) 役員報酬助成法人

「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	廃止予定時期	
<b>【経済産業省】</b>			
日韓産業技術協力共同事業体拠出金	(財) 日韓産業技術協力財団	平成13年度	措置済
伝統的工芸品産業振興協会補助金	(財) 伝統的工芸品産業振興協会	平成13年度	措置済
<b>【国土交通省】</b>			
自動車基準・認証制度国際化対策費補助金	(財) 日本自動車輸送技術協会	平成13年度	措置済

(注) 表中「措置予定時期」の欄について、「平成13年度」とある場合は、13年度の末までにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。

## 資料 94 国の関与等を透明化・合理化するための措置の推進状況

### 1 検査等の委託・推薦等に関する事項

		事務・事業数	府省が構すべき措置			法人が講すべき措置		
			すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
内閣府	委託等	-	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	委託等	-	-	-	-	-	-	-
	推薦等	1	1	0	0	1	0	0
	計	1	1	0	0	1	0	0
防衛庁	委託等	-	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	委託等	-	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
総務省	委託等	4	2	2	0	4	0	0
	推薦等	10	9	1	0	9	1	0
	計	14	11	3	0	13	1	0
法務省	委託等	-	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
外務省	委託等	-	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
財務省	委託等	-	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	委託等	11	2	9	0	9	2	0
	推薦等	2	0	2	0	2	0	0
	計	13	2	11	0	11	2	0
厚生労働省	委託等	31	30	1	0	15	16	0
	推薦等	32	29	3	0	24	8	0
	計	63	59	4	0	39	24	0
農林水産省	委託等	3	3	0	0	1	2	0
	推薦等	2	2	0	0	1	1	0
	計	5	5	0	0	2	3	0
経済産業省	委託等	16	16	0	0	16	0	0
	推薦等	12	12	0	0	12	0	0
	計	28	28	0	0	28	0	0
国土交通省	委託等	34	34	0	0	31	3	0
	推薦等	52	46	6	0	51	1	0
	計	86	80	6	0	82	4	0
環境省	委託等	6	6	0	0	6	0	0
	推薦等	4	4	0	0	4	0	0
	計	10	10	0	0	10	0	0
合計	委託等	103	91	12	0	80	23	0
	推薦等	113	101	12	0	102	11	0
	計	216	192	24	0	182	34	0

(注) 「合計」は、共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等の交付等に関する事項

(1) 実施計画の対象事項に対する措置及び新規発生防止のための措置

		件数			助成・給付 事業 法人数				
		すべて措置済	一部措置済	未措置		すべて措置済	一部措置済	未措置	
内閣府	実施計画掲載事項	5	3	0	0	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	5	3	0	0	-	-	-	-
警察庁	実施計画掲載事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛庁	実施計画掲載事項	6	6	0	0	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	6	6	0	0	-	-	-	-
金融庁	実施計画掲載事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	実施計画掲載事項	3	2	1	0	2	1	1	0
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	3	2	1	0	2	1	1	0
法務省	実施計画掲載事項	1	0	0	1	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	0	0	1	-	-	-	-
外務省	実施計画掲載事項	15	9	4	0	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	15	9	4	0	-	-	-	-
財務省	実施計画掲載事項	1	1	0	0	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	1	0	0	-	-	-	-
文部科学省	実施計画掲載事項	15	11	2	2	1	0	1	0
	新規発生事項	1	0	1	0	-	-	-	-
	計	16	11	3	2	1	0	1	0
厚生労働省	実施計画掲載事項	80	67	10	2	7	3	3	1
	新規発生事項	1	0	1	0	1	0	1	0
	計	81	67	11	2	8	3	4	1
農林水産省	実施計画掲載事項	85	73	12	0	7	0	7	0
	新規発生事項	3	2	0	1	-	-	-	-
	計	88	75	12	1	7	0	7	0
経済産業省	実施計画掲載事項	111	108	3	0	7	6	1	0
	新規発生事項	22	17	0	5	1	1	0	0
	計	133	125	3	5	7	6	1	0
国土交通省	実施計画掲載事項	7	3	1	0	1	0	1	0
	新規発生事項	2	2	0	0	-	-	-	-
	計	9	5	1	0	1	0	1	0
環境省	実施計画掲載事項	3	3	0	0	2	2	0	0
	新規発生事項	1	1	0	0	1	1	0	0
	計	4	4	0	0	2	2	0	0
合計	実施計画掲載事項	332	286	33	5	27	12	14	1
	新規発生事項	30	22	2	6	3	2	1	0
	計	362	308	35	11	28	12	15	1

(注) 1 「件数」の欄については、解散したもの等があるため、措置状況ごとの総和と「件数」は一致しない。

2 「助成・給付事業法人数」法人数の「合計」は、共管による重複を除いた実数である。

3 「助成・給付事業法人数」の欄については、解散したもの等があるため、措置状況ごとの総和と「法人数」は一致しないことがある。



2 補助金等の交付等に関する事項

(2) 公益法人向け補助金等全般に対する措置

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
内閣府	24	16	8	0	18	6	0
警察庁	8	6	2	0	5	1	2
防衛庁	4	4	0	0	4	0	0
金融庁	6	6	0	0	5	1	0
総務省	24	12	12	0	16	4	4
法務省	4	0	4	0	1	1	2
外務省	42	20	22	0	20	20	2
財務省	6	6	0	0	6	0	0
文部科学省	176	72	103	1	52	114	10
厚生労働省	269	230	39	0	69	192	8
農林水産省	156	147	9	0	98	57	1
経済産業省	217	178	36	3	189	26	2
国土交通省	122	120	2	0	90	32	0
環境省	35	29	6	0	29	6	0
合計	950	726	220	4	494	427	29

(注) 「合計」は、共管による重複を除いた実数である。

## 資料 95 公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況（概要）

### 1 退職公務員の役員就任状況に関する情報開示の状況

＜申合せ＞

各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導

＜調査結果＞

対象法人（2,913 法人）のうち、2,724 法人（対象法人全体の 93.5%）において退職公務員の役員就任状況を開示している。

### 2 役員の報酬・退職金規程の整備状況

＜申合せ＞

各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定めるよう指導

（注）国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成 14 年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

＜調査結果＞

対象法人（1,192 法人）のうち、役員報酬規程については 1,072 法人（対象法人全体の 89.9%）、退職金規程については 1,081 法人（対象法人全体の 90.7%）において申合せに沿った対応が採られている。

### 3 役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況

#### (1) 役員の報酬・退職金の水準

＜申合せ＞

各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導

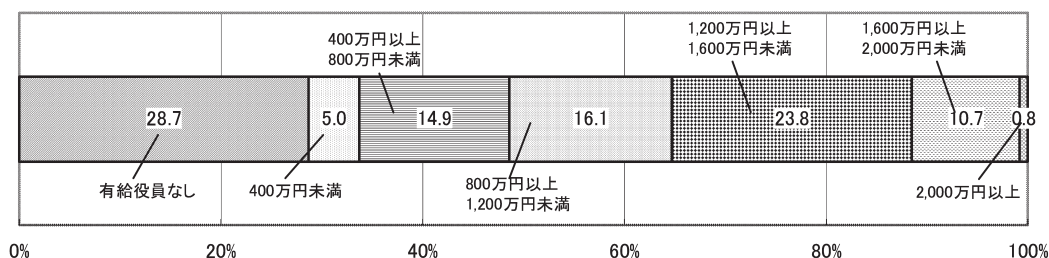
（注）国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成 14 年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の 2 分の 1 以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の 3 分の 2 以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

#### ① 役員の平均年間報酬額の状況

＜調査結果＞

対象法人（478 法人）のうち、有給役員がいる法人は、341 法人（対象法人全体の 71.3%）であり、平均額が 1,200 万円以上 1,600 万円未満の法人が 114 法人（対象法人全体の 23.8%）と最も多く、有給役員のいない法人及び 1,200 万円未満の法人で、対象法人全体の約 6 割を占めている。

有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合（グラフ内の数値は全体に占める割合（％）を示す。）

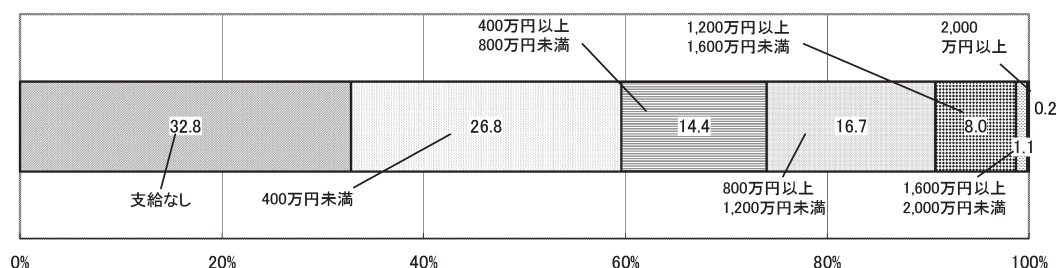


## ② 役員の平均退職金額の状況

### <調査結果>

退職金額の算出が可能な法人（473 法人。以下「算出可能法人」という。）のうち、仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、退職金の支給のない法人が155 法人（算出可能法人全体の32.8％）と最も多く、退職金の支給のない法人及び800 万円未満の法人で、算出可能法人全体の約7 割を占めている。

仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別割合（グラフ内の数値は全体に占める割合（％）を示す。）



## ③ 報酬・退職金等の改善状況

### <調査結果>

申合せを踏まえ、報酬・退職金等を適正な水準に引き下げる等の改善を行った法人及び改善を検討中の法人は、31 法人であった。

### (2) 在任年齢に関する規程の整備状況

#### <申合せ>

各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、先般、独立行政法人役員についても決定（「特殊法人の役員の給与・退職金等について」（平成14年3月15日閣議決定））がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請

#### <調査結果>

在任年齢に関する規程を整備している法人及び整備を検討中の法人は372 法人あり、対象法人（478 法人）全体の77.8％において、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応が採られている。規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については70 歳以下とするものが、常勤の理事については65 歳以下とするものが最も多かった。